

第 44 回

自由法曹団東京支部総会

特別報告集



憲法・平和

○戦争法制と憲法をめぐる攻防	田中 隆	1
○安保法制の次は緊急事態条項です	早田由布子	6
○横田基地におけるオスプレイ配備と 第二次新横田基地公害訴訟	吉田健一	8
○人種差別撤廃基本法・ヘイトスピーチ規制をめぐる現状 ～自由法曹団員ができること～	金 竜介	10
○「報道の自由」の危機と東京支部の取り組み	萩尾健太	12
○選挙制度改革をめぐる情勢と課題	芝田佳宜	14
○戦争法廃止に向けた総合力の一つとしての 「安保法制違憲訴訟」	黒岩哲彦	18
○「NBFes（辺野古新基地建設に反対する若手有志の会）」 活動の報告	大住広太	20
○東京法律事務所、戦争法案阻止のとりくみと今後	笹山尚人	23
○「東京合同法律事務所の戦争法案阻止の取り組み」	緒方 蘭	28
○三多摩法律事務所の憲法運動の取り組み	大浦郁子	30
○地域に根を張り、地域から変える！ 憲法問題に対する八王子合同法律事務所の取り組み	白神優理子	32
○憲法問題に対する城北法律事務所の取り組み ～それぞれの個性を活かして～	結城 祐	34
○東京南部法律事務所 戦争法制 廃案・廃止 を求める事務所の取組み	佐藤誠一	39
○すみだ九条の会活動報告	橋本柚子	41
○代々木総合法律事務所の憲法の取り組み	三浦佑哉	42
○法律会計特許一般労働組合の取組について	伊藤次彦	45
○渋谷共同法律事務所の取り組み	牧戸美佳・萩尾健太	46
○南シナ海問題をどうみるのか — 南シナ海で起きている ことその背景「中国脅威論（南シナ海問題）と戦争法」	松島 暁	49
○「慰安婦」問題と日韓合意	大森典子	55
○雑感・半年間の課題と展望	松井繁明	58

教育問題

○東京都における育鵬社教科書採択阻止の取り組み・・・・・村田智子	62
○武蔵村山市における育鵬社教科書採択阻止の取り組み・・・・・植木則和	63
○大田区における育鵬社教科書不採択の運動について・・・・・長尾詩子	67
○東京都立学校「日の君」強制事件・第2次再雇用拒否訴訟 控訴審「勝訴！！」判決報告　・・・・・柿沼真利	71

労働・貧困

○「女性活躍推進法」の施行にあたり取組み強化を！・・・・・今野久子	74
○「安倍政権の労働法制改悪を許さない」・・・・・並木陽介	76
○首都圏青年ユニオン顧問弁護団の現在の活動・・・・・笹山尚人	79
○日本IBMロックアウト解雇事件などについて・・・・・並木陽介	83
○ブルームバーグPIP解雇事件・・・・・今泉義竜	86
○社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在・・・・・中川勝之	88
○いすゞ自動車「非正規切り」事件報告 ～最高裁のたたかい・・・・・酒井健雄	94
○公務員賃下げ違憲訴訟・・・・・佐久間大輔	95
○高専機構賃下げ事件・・・・・今泉義竜	100
○安倍政権の社会保障改悪と正面切ったたたかう 年金引き下げ違憲訴訟の取り組み・・・・・加藤健次	102
○京王新労　賃金等差別事件　・・・・・小川杏子	104
○中労委での解決を求める明治乳業長期争議のたたかい・・・・・金井克仁	106
○メトロコマス裁判・いよいよ正念場・・・・・長谷川悠美	108
○JAL不当解雇撤回闘争・・・・・早瀬　薫	109
○ベローチェ争議　～改正労働契約法の悪用と 「鮮度」を理由とした雇止め～・・・・・三浦佑哉	112
○郵政65歳非正規解雇裁判　一審不当判決を乗り越えて・・・・・萩尾健太	114
○JAL　CAマタニティハラスメント裁判提訴のご報告・・・・・竹村和也	118
○日本郵便銀座郵便局・定年後の継続雇用 拒否事件で職場復帰を勝ち取る・・・・・平井哲史・青龍美和子	120
○都立職業能力開発センター非常勤講師解雇事件・・・・・山添健之	121
○NHK地域スタッフ不当労働行為事件・・・・・三浦佑哉	124
○育児短時間勤務を理由とする昇給抑制是正裁判の報告・・・・・岸　松江	126

都政・市民・環境

○リニア中央新幹線計画の問題点と訴訟提起に向けての

準備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	関島保雄	129
○築地市場移転問題の現在・・・・・・・・・・	中川勝之	134
○国の救済制度を求める東京大気のだたかい・・・・・・・・	原希世巳	135
○「外環の2」道路都市計画訴訟・・・・・・・・・・	久保田明人	137
○ノーモア・ミナマタ第2次国賠東京訴訟について・・・・・・・・	齊藤園生	139
○マイナンバー制度とその問題点・・・・・・・・・・	山添 拓	140
○カネボウ美白化粧品白斑被害救済弁護団の報告・・・・・・・・	伊藤真樹子	144

刑事・弾圧

○刑訴法改悪の現状と廃案を勝ち取るための課題・・・・・・・・	横山 雅	146
○原点に立ち返って刑訴法等「一括法案」の廃案をかちとろう・・	加藤健次	148
○日弁連執行部の冤罪被害者らへの裏切りを許さず、刑訴法等 「改悪」一括法案の廃案を求め、日弁連の 法案推進姿勢を転換させよう！・・・・・・・・・・	弓仲忠昭	151
○倉敷民商事件の高裁判決と今後の闘い・・・・・・・・・・	鶴見祐策	158
○「共謀罪」の創設に反対する・・・・・・・・・・	西田 穰	160

原発・震災

○福島原発被害弁護団（浜通り弁護団）の活動報告・・・・・・・・	高橋右京	163
○福島原発被害首都圏弁護団の活動・・・・・・・・・・	吉田悌一郎	166
○「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害弁護団の取り組み・・・・・・・・・・	馬奈木厳太郎	169
○2016年3月19日（土）、20日（日） 「第3回『原発と人権』 全国研究交流集会 in 福島」の報告・・・・・・・・・・	柿沼真利	172
○浪江町自死事件の勝訴判決および確定のご報告・・・・・・・・	深井剛志	175

◇憲法・平和

戦争法制と憲法をめぐる攻防

都民中央法律事務所 田中 隆

1 戦争法制の構造と本質

(1) 戦争法制の全体像

2015年9月19日未明に強行された戦争法制（安保法制）は、本年3月末日までに施行が予定されている。

戦争法制の強行によって、この国の軍事法体系が一変することになった。ひとことで言えば、「専守防衛」を掲げて厳格な「歯止め」をかけていた法制から、いつでもどこでも切れ目なく米軍に追従して戦争に出ていける法制への転換である。

転換の「キーワード」の「切れ目なく」は三次元的な構造をもっている。

- ① 平時から有事へと「切れ目なく」（＝歯止めなく）展開し（横のシームレス）、
- ② この国と国際社会の安全が「切れ目なく」結びつき（縦のシームレス）、
- ③ 米日両軍が「切れ目なく」協力する（「厚み」のシームレス）

という構造である。

縦横の「二次元分」は政府の「全体像」にも表現されている。縦のシームレスの矢印が双方向なのに対し、横のシームレスの矢印は拡大方向の右向きだけである。「歯止めをかけて拡大を抑止すること」は想定していないことを示している。

(2) 「解禁」された軍事行動

戦争法制で「解禁」された主な軍事行動を列挙する。

- a 存立危機事態の武力行使 有事法制（事態対処法・自衛隊法など）
- b 兵站支援の積極化・拡大 重要影響事態法・国際平和支援法
- c 安全確保活動、駆けつけ警護、「国際連携平和安全活動」の追加 PKO法
- d 米軍等の防護のための武器使用、邦人救出のための自衛隊派遣 自衛隊法
- e 治安出動・海上警備行動を電話による閣議決定で 自衛隊法の運用

この「解禁」によって、有事＝戦時（a）、事態対処（b）、PKO・戦争終結後（c）、平時（警察活動 d・e）というそれぞれの「活動チャンネル」で、軍事行動が飛躍的に迅速化し、拡大することになった。これまで別の「チャンネル」だった重要影響事態（この国の安全）と、「テロ特措法」・イラク特措法の延長線上にある国際平和共同対処事態（国際社会の

安全)が、ひとつのカテゴリーでまとめたのは(上記b)、「この国」と「国際社会」を結ぶ「縦のシームレス」(前項の②)による。

7・1閣議決定に組み込まれていなかった「もうひとつの活動チャンネル」である海賊対処法による海賊対処も、「電話による閣議決定による出動」が許容され、海上自衛隊の「提督」が対処部隊の指揮官に就任し、ジブチ根拠地の機能拡大がはかられるなど拡大が著しい。

これらすべてが全面発動されたとき、この国の軍事法は「トゲを目いっぱい逆立てたヤマアラシ」の様相を帯びるに違いない。

(3) 安全保障戦略再編のなかの戦争法制

その戦争法制は、全面的な安全保障戦略再編の一環として登場した。

国家安全保障会議の設置、秘密保護法の強行、国家安全保障戦略、新防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(以上、13年12月)、武器輸出三原則廃止・防衛装備移転三原則への移行(14年4月)、宇宙基本計画(15年1月)、政府開発援助大綱(ODA大綱)改定(同年2月)、日米防衛協力の指針(ガイドライン)改定(同年4月)と、再編はあらゆる分野に及んでいる。国民的な反対・批判を受けて発動に紆余曲折が予測される戦争法制と異なって、これらはすでに施行されており、その多くは内閣の裁量判断による遂行が可能である。

現に、秘密保護法の完全施行(15年12月)による公務員・民間労働者9万7千人への適性評価の実施、「軍軍間調整所」を含む「同盟調整メカニズム」(ACM)・「共同計画策定メカニズム」(BPM)の始動(15年11月 ガイドライン)、「水陸機動団」の創設に向けた訓練の開始(15年7月 新大綱)など、各分野での具体化が着々と進んでいる。

戦争法制は孤立して存在しているのではなく、中国の台頭をはじめとする「安全保障環境の変化」を理由とする安全保障戦略の全面再編の一環として存在している。「法的側面」にすぎない戦争法制だけに目を向けて、「政治・軍事・経済・外交」の全分野におよぶ全面再編を看過しては、「いつの間にか外堀を埋められていた」ということにもなりかねない。

安全保障戦略全面再編への監視と批判・反対を怠ることはできない。

2 たたかいの到達点

(1) 15年春の状況と「短期突破のもくろみ」

戦争法制が、政府・与党の思惑どおりの成立ではなかったことにあらためて目を向け、たたかいが生み出したものを確認しておくべきだろう。

法案を提出した15年5月、政府・与党が描いていた「タイムテーブル」は、「6月中旬に衆議院通過、国会延長後の7月に成立」というものだった。

1年がかりで検討し、内容は公表し続けてきた。総選挙で審判も受けた。ガイドライン改定で米国の全面協力も得た。反対運動は微弱だ・・・15年春の段階では多くは事実だったから、政府・与党が「短期間で審議は終わらせる。野党に踏み込まれて手の内をさらしたり、足を縛られたりすると安全保障に差し支える」と考えるのも、無理はなかった。自由法曹団が全国活動者会議を予定していた6月19日に「衆院強行採決が考えられる」というので、「会議を打ち切って抗議行動に切り替え」のシナリオまで検討したのも、偽らざる事実である。

(2) 「もくろみ」の破綻と包囲のもとでの強行

この「短期突破のもくろみ」が破綻したことは、会期延長（６月２２日）、衆議院本会議で強行採決（７月１６日）、参議院本会議で強行採決（９月１９日）という「政治日程」そのものが証明している。９月２７日まで史上空前の９５日間の会期延長を行い、「夏休み返上」で審議したにも関わらず、会期末ギリギリまで採決は行えず、強行採決を行った国会は国民的な批判・反対と市民の怒号で包囲されていた。しかも、参議院審議では、法制の無限定性を露呈させ、「母子が乗った米艦」「ホルムズ海峡機雷封鎖」の「立法事実」の破綻を明らかにし、「統幕長訪米会談録」や「統幕本部文書」等で「軍部独走」を暴露するなどの、「踏み込んだ論戦」が展開された。

政府・与党と法案をここまで追いつめた阻止闘争は高く評価されている。闘争を高揚させた「原動力」は、安倍首相ら政府・与党の驕慢な姿勢（①）、憲法研究者・元内閣法制局長官らをはじめとする広範な反対（②）、津々浦々から巻き起こった阻止闘争の地響き（③）であった。中央と地方で展開されたたたかいは、報告集「平和と民主主義と明日をかけて」を参照いただきたい（一定数を団内外に配布。HPにも掲載）。

(3) 国民的な反対が生み出した「縛り」

ある意味で、阻止闘争の「到達点」は、元気・次世代・改革３党と与党（自民・公明）が結んだ合意書と、それにもとづく参議院安保特での附帯決議および閣議決定で確認することができる。合意書が９月１６日、附帯決議が１７日、閣議決定が１９日と、まさしく攻防の最終局面に成立した文書である。

要点を抽出する（３つの文書の内容は同一）。

- ・ 存立危機事態の認定は武力攻撃を受けた国の要請または同意が前提。
- ・ 武力攻撃事態等に該当しない存立危機事態の武力行使は例外なく国会の事前承認。
- ・ 武力攻撃事態等に該当しない存立危機事態は極めて例外。
- ・ 重要影響事態では国民の生死にかかわるような例外的な場合以外国会の事前承認。
- ・ 兵站支援の「実施区域」の指定は活動期間を通じて戦闘行為が発生しない場所。
- ・ 兵站支援での「弾薬の提供」は要員等の生命・身体の保護のためのものに限定。
- ・ 兵站支援で、大量破壊兵器やクラスター弾、劣化ウラン弾の「輸送」は実施せず。
- ・ 国会承認を求める際の情報開示等。「１８０日ごと」の報告、「終了後」の説明。

これらはいずれも、戦争法制の構造的な論点・問題点の一定部分について、政府の運用に対する「縛り」をかけたものと評価できる。この「縛り」は、国民的批判・反対を受けた政府が、「これまでと変わらない」「リスクは増えない」などと答弁せざるを得なかったことによって生み出された。阻止闘争は、かなりの部分で法改正を無意味にするに等しい「縛り」を実現したのである。

もとより、附帯決議や閣議決定は法律ではなく、憲法解釈すら変更する政府・与党が附帯決議等を遵守する保障などどこにもない。だが、国民的な反対闘争が生み出した「縛り」は、国民世論が力を失わなければ、戦争法制を拘束する「橋頭堡」たり得るに違いない。「縛り」を

生かすかどうかは、国民的な運動にかかっているのである。

3 戦争法制阻止から明文改憲阻止へ

(1) 発動阻止と廃止の課題

戦争法制の数多くの「火吹き口」のうち存立危機事態・重要影響事態・国際平和共同対処事態は、「事態」の勃発すなわち戦争状態の発生が前提になる。これらの事態との関係でまずなすべきことは戦争そのものを阻止することであり、戦争法制の発動阻止・自衛隊派兵阻止はその先の課題となる。

これに対して、PKO法による南スーダンへの自衛隊の派遣は現に行われており、戦争法制が施行されれば駆けつけ警護の組み込みは「現実の危険」となる。また、南シナ海での米中の緊張が亢進すれば、護衛艦による米艦の防護が浮上する危険がある。これらはいずれも国会承認が必要がなく、附帯決議や閣議決定による「縛り」の対象にもなっていないから、抑制する力は国民の批判と運動しかない。

南スーダンPKOや南シナ海での米軍の動向には、厳重な監視と批判が必要である。

政府・与党と法案を追いつめたたたかいは、まずは戦争法制の廃止を実現し、軍事力によらない平和の創出を掲げた政府を実現するたたかいに発展しなければならない。「総がかり実行委員会」などが提起する「2千万人署名」や、「市民連合」が呼びかける参議院選挙での勝利などを実現することが、目下の焦眉の課題である。

(2) 明文改憲の再浮上

16年通常国会冒頭の安倍首相の改憲発言などを機に、ふたたび明文改憲の危険が強まっている。

戦争法制阻止闘争の高揚は、平和意識の強さを示すとともに、憲法9条のもとでの「外征国家化」が著しく困難であることを、政府・与党に認識させた。本来の対抗勢力である「9条擁護派」のみならず、立憲主義や民主主義の破壊に憤る広範な勢力が反対し、阻止闘争が想定外の広がりが高揚を示したからである。その「到達点」が附帯決議や閣議決定であり、これらに縛られているようでは、駆けつけ警護や米艦防護程度はできても、ガイドラインで確認された日米軍事同盟の世界展開はおぼつかない。

この「隘路」を突破するには、「本来の目標」である憲法9条2項の明文改憲と正面から向きあえばいい。そうすれば、「解釈で憲法を壊すな」といった立憲主義の立場からの批判は「まと外れ」となり、両議院の3分の2以上で発議して主権者国民が決めるという「憲法の道筋」を進めば、「民主主義破壊」との批判を受けるいわれもない。

政府・与党がこう考えるのも「むべなるかな」の感がある。

「中道勢力」などの支持を回復してその道を進むために、「同志」のはずのネオ・ナショナリズム勢力から批判と怒号を浴びることを承知のうえで、慰安婦問題の日韓合意を実現したのだとすれば、その「バランス感覚」には刮目すべきものがある。いかに政権批判を強めようと、ネオ・ナショナリズム勢力が9条改憲に反対することはあり得ないからである。

北朝鮮の核実験や「ISテロ」の世界規模での拡大などの情勢をあわせて考えれば、参議院

選挙の結果いかんで、明文改憲が浮上する危険性は大きいと見なければならない。

(3) 9条改憲と緊急対処条項

「本来の目標」への道行が、「まずは緊急対処条項、ついで9条」という「二段階方式」（いわゆる「お試し改憲」論）か、本命の9条改憲突出か、それとも緊急対処条項と9条の「抱き合わせ」かは、情勢と局面によってどうにでも変転する「選択肢」と考えておくべきだろう。

目的と射程が明確である一方で反対・抵抗も大きい9条改憲に比べて、緊急対処条項は「欠けていることでなにができないか」がはっきりしない一方で（相当に整備された治安法・災害法があり、現行憲法下でのさらなる整備も可能）、「漠然たる不安感」に乗じることができる（「生活安全条例」・安全・安心まちづくり条例に類似）。現局では民主党に9条改憲への協力を得難いのに対し、民主党は治安警察方面での反対は微弱だから（戦争法制の際にも維新とともに「領域警備法」を提案）、緊急対処条項を浮上させることによって「反改憲勢力」の分断をはかろうとすることも考えられる。

なお、「政権への全権委任」を意味する緊急対処条項は、それ自体として重大な問題であって、「お試し」などと軽く扱われるべき問題でないことも、法律家として強調しなければならない。

(4) 攻防の焦点は7月参議院選挙

衆議院ではすでに与党が3分の2を確保しており、「公明党の抵抗」が意味を持ち得ないことは戦争法制の経験がしめしている。従って、どのような「組み合わせ」が浮上するにせよ、明文改憲の浮上を許すかどうかは、7月の参議院選挙（あるいは衆議院解散による「ダブル選挙」）にかかっている。

喫緊の課題は、政府・与党と法案を追いつめた戦争法制阻止のたたかいを、9条明文改憲を阻止するたたかいに昇華させ、改憲勢力の3分の2確保を阻止することにある。そのためには、憲法9条や前文に体现された憲法の平和主義の意味をあらためて確認し、広げていかなければならない。

このことの成否に、この国の帰趨がかかっていると言って過言はないだろう。

安保法制の次は緊急事態条項です

旬報法律事務所 早田 由布子

1 自民党の関心はもう安保法制ではありません

2015年は、戦争法（安保法制）反対に明け暮れた1年だったかと思います。安保法制が通ってしまってもその適用を許さず廃止を目指すたたかいをする…！！ということも間違いなく重要なのですが、自民党・安倍首相の狙いはもうすでにそこにとどまっておらず、次へ次へと進んでいます。

それは、緊急事態条項です。

2 自民党はこんなに緊急事態条項を入れたがっています

2012年4月、自民党は憲法改正草案を発表しました。その内容は、「緊急事態」が起こったときに、人権を制限して、内閣が国会の権限も持つという、緊急事態条項の中でも最も強い部類の権限を内閣に与えるものです。

2014年11月6日に行われた衆議院憲法審査会で、自民党の当時の憲法改正推進本部長であった船田元議員は、第1回目に行う憲法改正手続のテーマを6つに絞り込んで提案しています。その6つとは、①環境権、②緊急事態条項、③財政規律、④憲法改正手続（96条）、⑤裁判官の報酬引き下げ（80条2項）、⑥公金の支出（89条）です。2015年には、自民党の幹部から緊急事態条項を優先して憲法改正を行うという発言が相次いでなされています。

第1回目の憲法改正手続、すなわち、今年7月の参議院選挙後に、緊急事態条項導入の発議がなされる可能性がきわめて高いのです。あと、わずか半年足らずしかありません。

3 緊急事態条項といっても多種多様です

欧米諸国でも緊急事態条項等の規定をおいている国が少なくありません。一口に緊急事態条項といっても、さまざまな定め方がありえます。

2015年には、もっぱら国会議員の任期延長が議論されていました。これには民主党など野党の多くも異論がないとされ、「異論のない緊急事態条項から先に」ということで憲法改正の対象となっているのです。しかし、緊急事態における国会議員の任期延長が仮に必要なだったとして、それを誰がどのような要件のもとで決定し、何日間延長でき、延長期間の更新はできるのか、事後的な司法審査は及ぶのか、さまざまな課題があります。緊急事態を口実にいつまでもたっても選挙が行われずいつまでもたっても議会の構成が変わらない、ということもあり得、簡単にうなづくことができません。

しかし本題はその点ではありません。自民党の本音は、明らかにその先の、緊急事態において人権を制限するところにあります。新聞報道では、人権制限を入れたい自民党と、抵抗を示

す野党という図式が軽く紹介されているだけです。しかし、自民党の改憲草案には国会議員の任期延長はなく、人権制限を許すと読める規定と内閣の権限拡大が書き込まれていることから、その本音は明らかと言うべきです（なお、自民党が三権分立を骨抜きにし、内閣の権限を強化したがつていることは、NSC法、特定秘密保護法から続く一連の立法からも明らかです）。

フランスでは、昨年11月の同時テロを契機とした非常事態宣言に基づき、同月、テロを未然に防止する目的といって、無令状で168か所の搜索差押を行い、31丁の武器を押収、23人を逮捕しました（同月16日毎日新聞）。このような無令状搜索を許す規定が、特定の宗教、政治思想の弾圧にわたらないと誰が言えるでしょうか。それが、「緊急事態」の名のもとに許されるということがあっていいのでしょうか。

昨今の自民党幹部・議員の言動からして、緊急時を口実にした言論の自由の抑制、報道規制がなされることは明白ではないでしょうか。

このように、緊急事態法制にもさまざまな規定のしかたがあることをふまえ、本音部分をしっかりと批判していく必要があります。

4 市民に広げるため、あすわかの活動にご注目＆ご参加ください

（1）新リーフをご活用ください

あすわか（明日の自由を守る若手弁護士の会）は、今年の参院選後に狙われている憲法改正にそなえ、新リーフ「とりあえず知っておきたい イマドキの改憲の話」を発行しました。押しつけ憲法論、古臭い憲法だから改正が必要、環境権が入っていないから改正が必要、などといった自民党がいうロジックを、いつものようにイラストで批判しています。もちろん、緊急事態条項についてもイラストで批判しています。これまでどおり1部15円（500部ごとに500円割引）で販売していますので、ぜひご活用ください。

（2）憲法カフェ緊急事態バージョンを広げましょう

あすわかは、気軽に憲法を語り知ってもらうことを目的とした「憲法カフェ」を継続して行っており、これまで数えられただけで700件以上行っています。その憲法カフェも、時機に応じて内容が変わってきているのですが、今年は緊急事態条項に特化した憲法カフェも行っています。

特に、緊急事態条項が災害対策を口実に議論されていることから、災害対応に奔走した弁護士とあすわかタグを組んで、緊急事態条項の危険性を災害対応の現場から語るということを行っています。

「緊急事態条項」の危険性は、まだまだ知られていません。団員のみなさんも、ぜひご注目いただき、あすわかと一緒にご発言いただきたいと思います。

横田基地におけるオスプレイ配備と 第二次新横田基地公害訴訟

三多摩法律事務所 吉田 健一

1 日米一体化を進める横田基地とオスプレイ配備

横田基地は、在日米軍司令部及び第5空軍司令部が置かれ、指令機能を有する東アジアの主要基地であると同時に、輸送中継基地（兵站基地）としての機能を有している。加えて、2012年3月には府中市にあった航空自衛隊の航空総隊司令部等が横田基地内に移駐し、米軍再編のもとで日米一体化が進められてきた。さらに、昨年4月27日のガイドライン見直しにより、同盟調整メカニズムが具体化され、情報の共有、共同計画の策定の強化、定期的な訓練・演習等さらなる日米一体化と機能強化が横田基地でも進められることになる。海外での戦争を日米共同で進める戦争法具体化の先取りに他ならない。

そして、オスプレイ配備である。昨年5月11日、アメリカ政府は、日本政府に対し、2019年から順次CV-22オスプレイ合計10機を横田基地に配備する旨を通告した。沖縄・普天間基地にすでに配備されているMV-22オスプレイが米海兵隊の輸送機として使用されるのに対し、CV-22オスプレイは、米空軍が特殊作戦機として使用するという。海外で発生する紛争に対して軍事的関与や武力介入するために展開される米軍の特殊作戦を担うことになるのである。最近では、横田基地において、400人にも及ぶ大規模なパラシュート降下訓練が繰り返されているが、それは敵地に入り込んで背後から敵を襲う強襲訓練でもある。このような攻撃的機能が、CV-22オスプレイの配備によって、いっそう強化されることは必至である。

2 激化する周辺住民への騒音被害と脅威

特殊作戦を展開するCV-22オスプレイは、過酷な条件下での訓練活動を実施することになる。防衛大臣は、通常の飛行訓練に加えて、低空飛行訓練、夜間飛行訓練も実施する旨、明言している。横田基地周辺住民の騒音被害は、さらに激化し、いっそう深刻なものとなることが懸念される。

しかも、オスプレイは、プロペラ機とヘリコプターの両方の機能持っているため、構造的欠陥を有していると言われており、実際に死亡事故が続発している。昨年5月17日にも、MV-22オスプレイがハワイのペローズ空軍基地で着陸失敗事故を起こし、乗員2名が死亡したという。ところが、横田基地に配備されることになったCV-22オスプレイの事故率は、MV-22オスプレイの数倍も高いといわれている。CV-22オスプレイを住宅密集地の中にある横田基地に配備することは、横田基地周辺住民の生命・身体・財産に対する重大な脅威となるのである。

3 公害訴訟とオスプレイ配備反対のたたかい

横田基地の米軍機の離発着や訓練飛行等による激しい騒音被害について、それが違法であり損害賠償されなければならないことは、1977年の提訴以来、最高裁を含む裁判所の判決で繰り返し明らかにされてきた。

2013年にも1000名を超える原告が、夜間飛行の差止と損害賠償を求めて第二次新横田基地公害訴訟を東京地裁立川支部に提起した。静かに眠らせてほしいという従来求めてきた時間帯(夜9時から翌朝7時)だけでなく、家族の団らんやくつろぐ時間を静かに過ごしたいとして、「夜7時から翌朝7時まで」の飛行を差し止めの対象した。ところが、国側は、住民の受けている深刻な騒音被害を軽視する一方、横田基地が国の存立～国民の幸福追求権の実現にとって重要な役割を果たしているとして、いわゆる軍事公共性を振りかざして住民に対して騒音被害を我慢するよう主張したり、基地周辺に転居してきた住民には「危険への接近」理論で責任を転嫁する主張をするなど、過去の判決で否定された主張を蒸し返す不当な訴訟態度を続けている。原告側は、これら国の主張に対する反論、陳述書の提出など主張・立証を進めてきた。訴訟は、今年1月29日に予定されている現場検証、さらには本人尋問など集中した審理を進めることが裁判所からも提起されており、この1年間が山場となる。

オスプレイの横田基地配備は、騒音被害をなくしてほしいという住民の願いを踏みにじるものであり、基地周辺自治体も反対の態度を明らかにしている。のみらず、戦争法の廃止を求め平和を願う国民の立場からも、到底容認できるものではない。現地では、横田基地の撤去を求める西多摩の会が毎月座り込み抗議行動を続けているほか、昨年11月には、5000人の反対集会が開かれるなどたたかいは広がりつつある。それは、沖縄辺野古での新基地建設を阻止するたたかいと連帯する運動でもある。

公害訴訟での勝利に向けた取り組みの強化とあわせて、オスプレイの横田基地配備を許さないたたかいを広めることが求められる。



人種差別撤廃基本法・ヘイトスピーチ規制をめぐり現状～自由法曹団員ができること

台東協同法律事務所 金 竜介

1 人種差別撤廃基本法案

昨年5月22日に「人種差別撤廃基本法を求める議員連盟」が参議院法務委員会に提出した「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」（人種差別撤廃施策推進法案）。人種差別の撤廃・禁止を明示する国内法案が国会で議論されるのは初めてのことであった。1985年に国連の人種差別撤廃条約に日本が加入した後も日本は人種差別を禁止する法律を作らず、国連の人種差別撤廃委員会から再三懸念を表明されていた。同法案の提出は、長年に渡って人種差別と闘ってきた市民の取り組み、過激化したヘイトスピーチに抗する人々の行動が国会議員を動かしたものであることに注目すべきである。

2015年通常国会では、安保法案の審議が影響し、審議入りしたものの上記法案は継続審議となった。2016年通常国会で審議入りする同法案の成立に向けた取り組みを多くの団員に呼びかけたい。

2 弁護士会の動き

東京弁護士会は、2015年9月8日「地方公共団体に対して人種差別を目的とする公共施設の利用許可申請に対する適切な措置を講ずることを求める意見書」を出し、地方公共団体が、ヘイトスピーチや人種差別的集会を目的とする公共施設の利用を制限することは、公共の福祉による内在的制約の観点から、憲法21条1項に反するものではなく許容されとの見解を明らかにした。日弁連の同年5月7日「人種等を理由とする差別の撤廃に向けた速やかな施策を求める意見書」を具体化したものといえる。

東京弁護士会では、上記意見書を実践するため、利用申請を拒否する法的根拠をまとめたパンフレット「地方公共団体とヘイトスピーチ」を作製し、自治体向けに配布している。表現の自由との兼ね合いから対応に頭を悩ませる自治体の担当者らの参考にしてもらい、ヘイトスピーチの規制につなげる狙いである。東弁では、外国人の権利に関する委員会がこの意見書とパンフレットをもって23区を訪問し、公共施設の利用を不許可とできることを説明して回っている。

3 自由法曹団員ができること

東京弁護士会が、公共施設の利用の可否にまで踏み込んだ活動を展開し始めた中、団東京支部が存在感を示すために何をすべきか。

昨年12月5日、在日コリアン弁護士協会が主催したシンポジウム「人種差別撲滅のために～ヘイトスピーチはどこまで規制できるか」で私は次のような発言をした。

「私は学生時代に法律を勉強し、憲法に出会いました。弁護士になってからは、学生たち

に憲法の話をする機会を持つたびに私はこう言います。憲法のことを考えて話したりするのは楽しいことだと。だってそこには、私たちが幸福になる方法が書かれているんですから。ヘイトスピーチのシンポジウムで憲法学者が発言するのを何度も見てきました。ヘイトスピーチの法規制の問題になると〈表現の自由との関係から反対〉と言う。そして付け加えます。

〈人種差別は、法規制以外の様々な手段をつかってなくすことが大切です〉。そう述べた憲法学者が次の日から何をしたか…。何もしません。ヘイトスピーチの被害を学生たちに教える、法規制以外の手段のあることを発信する、現場でカウンター行動をする…。そういうすぐにでもできることがたくさんあるのに何もしない。そして、法律の専門誌がヘイトスピーチの特集をすると再び〈私は法規制には反対です。法規制以外の手段で人種差別をなくすことが大切です〉と書く…。」

これは、憲法学者のみに向けた言葉ではなく、多くの弁護士にも当てはまる。ヘイトスピーチの法規制は、もはや議論を繰り返す段階ではない。法規制に反対であるというのであれば、具体的に何をするのかを示す必要があろう。

大阪市で成立した「ヘイトスピーチへの対処に関する条例(大阪ヘイトスピーチ抑止条例)」が今後どのように活用されるかが注目されているが、東京都知事は、同様の条例を作ることには今のところ消極態度を示している。一方では、国立市が2014年に出した「ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備を求める意見書」を初めとして複数の自治体から同様の意見書が提出されている。国会を動かすために各地方議会に意見を発信させることが重要である。東京の各地域に根を張る自由法曹団の弁護士が各議会議員に働きかけて人種差別への取り組みを進めることを強く求めたい。

4 人種差別の根本にあるもの

大相撲初場所の報道では「日本出身力士 10年ぶり優勝」との見出しにあふれていた。「日本人力士」と記載しないのは、2012年に優勝した日本人力士がいるからだ。日本人を生粋の日本人（いわば純粋な日本人）とそれ以外の日本人とに選別することが何の疑問もなく報道されている。「JAPANESE ONLY」を叫ぶのは過激なサポーターのみではない。そのことに恐ろしさを感じる。今後、外国人を親に持つ選手の活躍が目立つようになると、〈両親が日本人の選手としては最高記録〉といったスポーツ報道にも出会うのではないだろうか。

ヘイトスピーチの怖さは、「朝鮮人をぶつ殺せ」と叫んでいる人間がいることではない。ヘイトデモに参加したことのある人間は、日本の人口の1%にも満たないであろう。私たちが恐ろしいと思うのは、ヘイトスピーチをする人間が存在すること自体ではなく、それに共感するもの、無意識の内にそれを支えるものの存在だということを理解してもらいたい。

人種差別撤廃施策推進法の実現に向けて課題は山積している。

「報道の自由」の危機と東京支部の取り組み

支部事務局長 萩尾 健太

1 年末の相次ぐキャスター降板問題

2015年末、TBSのNEWS23でアンカーを務める岸井成格が「安保法案は違憲」と発言したことに對して、櫻井よしこなどの右翼勢力に攻撃され、来春で降板をする方針となった。さらに、テレビ朝日の報道ステーションでメインキャスターを務める古舘伊知郎も、来春3月末で降板することを表明した。

2015年は、戦争国家作りへ向けて、政権与党自民党から報道に對して露骨な圧力がかけられた。年末の上記2人の降板問題は、その帰結であると考えられる。

この問題にも、自由法曹団東京支部は、下記の取り組みを行ってきた。

2 自民党の報道ステーションとNHKへの介入

2015年3月27日、テレビ朝日の「報道ステーション」のゲストコメンテーターをしていた古賀茂明氏は、同番組の放送中、同局の早川会長らの意向で「今日が最後（の出演）」「菅官房長官をはじめ官邸の皆さんからバッシングを受けてきた」と発言した。

これに對して、自民党は、「クローズアップ現代」で「過剰な演出」が指摘されたNHKと併せ、両局の幹部を呼んで事情聴取をした。

これは、言論・表現の自由に對する権力のあからさまな介入であり、放送法違反であって到底許されない。また、それに応じた両局の幹部の態度も問題である。

自由法曹団東京支部は、2015年5月14日付で後記の支部長声明を發し、各政党、報道機関、法律家団体に送付して執行した。その中でも、当事者である自民党、テレビ朝日、NHKに對しては、5月21日に、支部三役が直接足を運んで声明を渡して要請をした。

まず、永田町の自民党本部に行った。アポ無しでは会わせない、と言われたので、自民党本部の門前で、広報の担当者に電話でアポを取り、4時過ぎに「報道局上級専門員」に面会することができた。

広報の担当者だけあって、まず、自民党内の意見や言い分を詳しく説明してくれた。

“自民党にテレビ朝日とNHKを呼びつけたわけではなく、事情を伺いたい、と申し入れたら説明に来たのだ、それでも、政権与党がそうした対応をすれば、萎縮効果が生じることは分かっている。党内にも、政権与党だから、あんなことはせずに、批判されてもどんと構えていればいいのだ、という意見も少なからずある、皆さんが心配されるのもわかる”などであった。

私たちは、“ただの心配ではなく、政権与党による介入であり違法なのだ”、と述べました。広報担当者は、当方の申し入れについて、広報本部長である馳浩に伝える、さらに谷垣幹事長にまで上がることもある、と述べた。

驚いたのは、自民党本部内のそこら中に、巨大な安倍首相の写真入りポスターが貼ってあっ

たこと。本部内に置いてあった東京弁護士会の会報に似た名前の自民党の月刊誌「りぶる」とのギャップを感じた。

その後、その足で、テレビ朝日とNHKに要請に行き、声明文を渡した。

3 沖縄の新聞2紙への介入

ところが、自民党は反省しておらず、以下のように報道への介入を繰り返した。

加藤勝信官房副長官や、首相側近の萩生田光一総裁特別補佐ら安倍晋三首相に近い自民党の若手議員約40人が25日、憲法改正を推進する勉強会「文化芸術懇話会」の初会合を党本部で開いた。

講師として出席した前NHK経営委員で作家の百田尚樹氏は、沖縄の地元紙が政府に批判的だとの意見が出たのに対し、「沖縄の二つの新聞はつぶさないといけない」と発言した。さらに百田氏は米軍普天間飛行場の成り立ちについて、「みんな何十年もかかって基地の周りに住みだした」と指摘した上で、基地騒音訴訟に触れ、「そこを選んで住んだのは誰だと言いたい」と、全く事実に反する自己責任論を展開した。

加えて、百田氏は「米兵が犯したレイプ犯罪よりも、沖縄県全体で沖縄人自身が起こしたレイプ犯罪の方がはるかに率が高い」との、人口比からすれば明らかに事実無根の発言をした。

沖縄の地元2紙については、出席議員も「左翼勢力に完全に乗っ取られている。沖縄の世論のゆがみ方を正しい方向に持っていく」と主張した。

さらに、安保関連法案を批判するメディアの報道について、大西英男衆院議員が「マスコミを懲らしめるには広告料収入がなくなるのが一番。文化人が経団連に働きかけて欲しい」「悪影響を与えている番組を発表し、そのスポンサーを列举すればいい」などと発言していた。

有志による非公式な会であっても、政治権力を掌握する与党議員の勉強会であるから、そこでなされたこれらの発言は、報道機関に圧力を加えて萎縮させる、憲法21条が保障する報道の自由・言論の自由を侵害する発言である。それは国会議員の憲法尊重擁護義務に違反するものであって到底許されない。

ところが、6月26日の安全保障関連法案を審議する衆院特別委員会で、民主党の寺田学議員に、百田氏の話聞いた感想を求められた加藤副長官は、「大変拝聴に値すると思った」と答えた。安倍首相は「言論の自由こそが民主主義の根幹であり、当然尊重されるべきものだ」と一般論で応じるばかりであった。

言論弾圧であって許されない、との報道各社をはじめとする各界からの強い批判の前に、その後、自民党執行部は勉強会「文化芸術懇話会」代表の木原稔青年局長を更迭し、1年間の役職停止とし、「マスコミを懲らしめる」と広告主への圧力行使に言及した発言した3議員は厳重注意処分とした。さらに、安倍首相も陳謝した。

しかし、自民党や安倍首相のこれらの対応は、戦争法案の審議を促進するための取り繕いに過ぎないものである。

実際、党執行部から厳重注意処分を受けた大西英男衆院議員は、3日後には再び同趣旨の

発言をした。

憲法違反との指摘を無視して戦争法案をこり押しする態度と今回の言論弾圧は表裏をなすものであり、安倍政権の進める戦争国家づくりの一環である。

これに対して、自由法曹団東京支部は、再び支部長声明を採択して自民党本部に要請に行ったが、門前払いの対応であった。

2016年は、国政選挙と憲法改悪に向けて、さらに安倍政権の報道への介入と圧力は苛烈なものとなって行くであろう。報道の自由が失われた社会は、独裁国家そのものである。それを許さず、世論と運動を強めて行かなければならない。

選挙制度改革をめぐる情勢と課題

東京南部法律事務所 芝田 佳宜

第1 衆議院の選挙制度について

1 2014年12月総選挙

2014年12月14日に総選挙があり、自民・公明が、総議席数475議席のうち325議席（3分の1超）を獲得するという結果になった。

自民党「大勝」の最大の要因が、小選挙区制による民意の歪曲であることは論を待たない。政党への支持を示す比例代表選挙の結果では、わずか33.11%の得票しか得られていない自民党が、民主後退、「三極」溶解という「一強他弱」の状況と自公選挙協力に支えられて、小選挙区で75%の議席を獲得し、比例代表とあわせた獲得議席は61.05%に達した。これが自民「大勝」の最大の要因であった。

2 衆院の一票の格差に関する2013年11月最高裁判決と2014年総選挙についての高裁判決

時系列は遡って、2013年11月20日、最高裁は、2012年12月の衆院選が一票の価値が不平等で憲法に反するとして選挙無効を求めた訴訟の上告審で、選挙は「違憲状態」であったとする判決をくだした。裁判官のうち3人が「違憲」の反対意見を付し、初めて合憲と判断した裁判官が一人もいないという状態であった。しかしながら、判決は、定数を0増5減し、最低限の是正に留めた国会の措置を一定程度評価した内容となっていた。

また、2014年12月総選挙の「一票の格差」は2.13倍（2009年総選挙は2.30倍、2012年総選挙は2.43倍）であったところ、その選挙無効を求める訴訟が計17件起こされた。最高裁は、2015年11月25日、「憲法が要求する投票価値の平等に反する状態だが、合理的期間内では是正されなかったとはいえない」として「違憲状態」であったと

する判断をくだした。これで最高裁が衆院選を「違憲状態」としたのは3回連続となった。

3 第三者機関・衆議院選挙制度に関する調査会

2014年3月5日、与党（自民・公明）と野党5党は、伊吹文明衆議院議長のもとに「第三者機関」を設置することで合意し、衆院選挙制度の抜本改正をこの「第三者機関」に委ねる意向を示した。

このことは、国会を「唯一の立法機関」と定める憲法41条に抵触する、その公正さ担保の保障がない等々、看過しがたい様々な問題を孕んでいた。

しかしながら、2014年6月19日の衆議院議院運営委員会での議決に基づき、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、議長のもとに衆議院選挙制度に関する調査会（以下、単に「調査会」という。）が設置された。

「諮問事項」は、①現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と現実性）、②各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理、③一票の格差を是正する方途、④現行憲法の下での衆参議員選挙制度の在り方と問題点、という内容であった。

調査会は、2016年1月14日、大島理森衆議院議長に対し、概要、①現行の小選挙区制比例代表制を維持する、②定数削減をするならば小選挙区6減、比例4減の10減案が考えられる、③議席配分は、アダムス方式により行うこととし、原則10年毎の国勢調査の結果に基づき見直しを行う、という答申を行った。大島理森議長は、各党代表者に対し、答申への見解を2月中旬までにまとめるように求めた。

調査会が、①「現行制度の運用についていくつかの問題点が指摘されていることは事実」とし、小選挙区制の弊害を認識しながらも、現行の小選挙区比例代表制の維持を答申したこと、②定数削減については、「現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯からすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い」としつつ、「一方、衆議院議員の定数削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である」として、小選挙区6減、比例4減の10減案を提案したことは、過度に政治的配慮を行った不十分な答申という他ない。

4 あるべき選挙制度とは

議会制民主主義は、国民が選挙で選出した議員による議会での討議を通じて国政の方向を決定しようとする制度であり、議会に多様な民意が反映されることが重要な意味を持つ。あるべき選挙制度を検討するにあたっては、この議会に多様な民意が反映されるか否かが重要な要素となる。

民意の反映という要請に応えられる選挙制度としては最もわかりやすいのがブロック単位の比例代表制である。今必要なことは、小選挙区制廃止を決断し、国民とともに民意が正確に反映する選挙制度の実現を求めることである。自由法曹団では、現在の11ブロックを17ブロックにしたうえで、480議席の全てを比例代表制による選挙を行うことを提唱している。

この方法では、大幅に死票を減らし、少数政党でも得票率に準じた議席を獲得できるほか、議員の地域代表的要素を残したまま、一票の格差を1.015倍とほぼ解消することが可能となる。

第2 参議院の選挙制度について

1 2013年7月の参議院選挙結果

2013年7月21日実施の参議院選挙では、選挙区のうち1人区は全国で31あったが、そのうち29の選挙区で自民党が議席を獲得した。選挙区の自民党の得票率は42.74%であったにもかかわらず、1人区では93.54%ものほぼ独占ともいうべき議席を獲得する結果となった。これはまさに小選挙区制度の弊害が端的に表れた結果といえる。

2 参院の「一票の格差」をめぐる最高裁判決

この2013年参院選では、一票の格差が最大4.77倍にまで広がり、2014年11月26日には一票の格差が「違憲状態」とあるという最高裁判決がだされた。最高裁判決は、「国会において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生じる前記の不平等状態が解消される必要があるというべきである。」と判示し、一票の格差の抜本的改善を行わない国会に対して厳しい批判を行った。

また、山本庸幸裁判官（元内閣法制局長官）は、その反対意見で、「全国を単一若しくは大まかなブロックに分けて選挙区及び定数を設定する…の…でなければ、一票の価値の平等を実現することはできないのではないかと考える」と、新たな制度の一つの選択肢として大ブロック制に言及している。

3 選挙制度協議会

2012年10月17日の最高裁判決においても、2010年参議院選挙における最大格差5.00倍の「一票の格差」について違憲状態と判断されており、参議院選挙制度改革は必至な状態であった。

そのような中、2013年9月27日を第1回として参議院議員で構成される選挙制度協議会が開催され、各党・各会派出身の議員からは、一部選挙区の合区案（脇前座長案）、大選挙区制の導入（公明）、比例代表制の導入（みんな、共産）、大選挙区比例代表並立制（維新、社民）などさまざまな意見が出されたが、全く集約に至らず、2014年12月26日付けの「選挙制度協議会報告書」は、協議の経過と各案がとりまとめられただけの内容であった。

4 改正法の成立

2015年7月28日、参議院選挙制度で合区を導入する改正公職選挙法（以下「改正法」という。）が、自民党などの賛成多数で可決・成立した。改正法は「島根・鳥取」「徳島・高

知」を合区にした上で、北海道、東京、愛知、兵庫、福岡の定数を各2増、宮城、新潟、長野を各2減とし、選挙区定数を全体で「10増10減」する内容である。

しかしこの改正法は、民意の過度の集約という従来の1人区の弊害を全く解消せず、国民の意思を正確・公正に議席に反映するものではない。参議院議員選挙では、制度制定以来、選挙区が都道府県毎とされていた。前述のとおり、2013年7月21日実施の参議院選挙でも、選挙区73議席（半数改選数）のうち1人区は全国で31あったが、そのうち29の選挙区で自民党が議席を獲得した。選挙区の自民党の得票率は42.74%であったにもかかわらず、1人区では93.54%ものほぼ独占ともいえるべき議席を獲得する結果となっている。まさに小選挙区制度の弊害が端的に表れた結果であって、議席数が民意を反映する選挙制度となるためには、都道府県単位の選挙制度を改める必要があった。

しかるに今回の改正法は、一部の県選挙区を合区にしたにすぎず、基本的には都道府県単位の選挙区を維持したままである。選挙制度について何ら抜本改正を行っていない。

今回の参議院の選挙制度改革については、先の最高裁判決を受け、投票価値の平等を実現するために抜本改革が求められていた。ゆえにこの抜本的改革のためには、国民全体での議論がなされ、国会で十分な審議が必要不可欠であった。しかし、参議院選挙制度協議会の内容は国民に対して非公開であったし、また今回の改正法に至っては、参議院倫理選挙特別委員会における一切の決議を外した、「委員会審議省略」のまま成立に至っている。

自民党らが数の力で一方的に成立させた法律といわざるを得ず、許されるものではない。

5 あるべき選挙制度

団は14年12月25日付で意見書「参議院の意義とあるべき選挙制度」を発表し、民意の適正な反映のため、都道府県単位の選挙区を排し、全国を7ブロック（北海道・東北、関東1，関東2，中部、近畿、中国・四国、九州）程度に分けた大選挙区制を提言している。この大ブロック制になれば、一票の格差も1.04倍となり、改正法の制度導入による2.974倍（試算）を大幅に縮小できる。

今後もこの改正法に反対すると共に、すみやかに現在の都道府県選挙区を前提とした選挙制度を抜本的な見直し、民意を的確に反映した選挙制度の構築を求めていく必要がある。

第3 18歳選挙権について

2015年6月17日、選挙権の年齢を「20歳」から「18歳」に引き下げる改正公職選挙法が全会一致で可決、成立した。1年間の周知期間を経て施行されるため、本年夏の参議院選挙から適用されることになる。また、衆議院選や参議院選の他、地方自治体の首長選や議会選、最高裁判所裁判官の国民審査等にも適用される。

参政権の拡大は1945年に20歳以上の男女と決まって以来70年ぶりで、民主主義の根幹である重要な原則が変更されたことになる。

若者への参政権の拡大は歓迎されるべきである。しかしその一方で、18歳への参政権の拡

大に併せ、高校教育への政治の介入の恐れや、公務員の選挙運動に関する規制の動きも懸念される。

18歳選挙権の施行に際しては、上記の懸念も併せ、今後も注視していく必要がある。

戦争法廃止に向けた総合力の一つとしての 「安保法制違憲訴訟」

北千住法律事務所 黒岩哲彦

はじめに・・・「殺し、殺される」ことが現実化するリアルな危険

戦争法・安保法は3月29日に施行されます。「殺し、殺される」ことが現実化するリアルな危険があります。

1 自衛隊の南スーダンのPKO活動への「駆けつけ警護」

2013年12月にキール大統領派とマシャール副大統領派が戦闘状態に入りました。どちらも「スーダン人民解放運動」に所属していた強力な部隊であり、死者は数千人。国内外に逃げた人は200万人と言われています。2013年8月に停戦合意がなされましたが、南部で自衛团组织と政府軍との間で戦闘が続いています。自衛隊のPKOは、「司令部要員」は2011（平成23）年11月から2名（情報幕僚、兵站幕僚）、2012（平成24）年2月から1名（施設幕僚）、2015（平成27）年1月から1名（航空運用幕僚）の計4名が順次派遣されており、ジュバの司令部で勤務しています。「施設部隊」は、2012（平成24）年1月から順次派遣されており、道路等のインフラや敷地等の整備を実際に行う部隊です。2015（平成27）年9月現在、約350名が派遣されています。5月と11月に部隊の交代が予定されています。駆けつけ警護の任務（国際平和協力法第3条5号ラ）が付与され、「殺し、殺される」ことが現実化する危険性が高まっています。

2 過激派組織ISに対する米軍の軍事介入への自衛隊の参加

3 アフガニスタン「停戦合意」後の自衛隊のPKO又は「国連統括外の平和維持活動」

アメリカがアフガニスタンで形式的な「停戦合意」を締結させて、自衛隊がPKO又は「国連統括外の平和維持活動」に派遣、タリバン強硬派に対する「安全確保業務」の任務を付与され（国際平和協力法第3条5号ト）「殺し、殺される」ことが現実化する危険性が高まっています。

第1 なぜ裁判を提唱したのかー違憲訴訟の意義

1 違憲な法律は無効であることを実現したい（憲法98条）。

2 砂川事件最高裁判所大法廷 昭和34年12月16日判決は統治行為論について「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外」としました。戦争法は「一見して極めて明白に違憲」であり「統治行為論」は使えないはずです。

3 安倍首相や高村副総裁は「違憲かどうかは最高裁判所が決める」とうそぶきました。

4 9条をめぐる裁判の実績

自衛隊のイラク派兵差止等請求事件名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決は、「(3) (航空自衛隊は)「多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものをいえる。したがって、このような航空自衛隊の空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武器兵員をバクダッドへ空輸するものについては、平成9年2月13日の大森内閣法制局長官の答弁に照らし、他国に対する武力行使と一体化した行動であって、自らも武力行使を行ったと評価せざるを得ない行動であるといえることができる。よって、現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいるとことが認められる。」との画期的な判断をしました。

第2 「争訟性(事件性)」の要件を踏まえた2種類の裁判の検討

1 自衛隊への出動差止め訴訟(行政訴訟の予防訴訟)

「殺し、殺される」こと防ぐために何としても自衛隊の出動をさしとめたいとの強い思いから検討をしています。行政事件訴訟法の改正、厚木基地訴訟横浜地裁判決・東京高裁判決で「航空自衛隊の運行の事実行為の差し止め」を認めたこと、また東京都立高校での日の丸・君が代強制に対する予防訴訟のたたかいです。

「処分性」については、戦争法が施行されたことによって、防衛出動命令等による国民・市民、基地周辺住民等の上記①②の侵害・受忍を強制しており、これが公権力の行使(処分)にあたる。被侵害利益にしろ、処分性における個別具体性にしろ、フランスでの多発テロや国際社会における緊張の高まりの中に否応なく関わりを深めようとする日本に住む私たちにとって、戦争法の施行自体がまさに個々の国民に対する、切迫した権利侵害と評価することは十分可能と考えています。「差止要件」は①②が侵害されるような武力行使ないし戦争が始まれば、それによる損害は重大で回復が困難であるし、集団的自衛権行使として示された新三要件は曖昧で恣意的に運用されるおそれがある点で、すでに集団的自衛権が行使される蓋然性があること、差止めの訴え以外に損害を避ける方法がないことです。原告の権利侵害は集団的自衛権の行使や後方支援活動等が行われる場合に、相手国等からの日本国土への武力攻撃やテロなどを誘発し、生命・身体等の人格権を侵害されることによる平和的生存権と人格権侵害です。

原告は国民・一般市民、基地等周辺住民、戦争被害者、弁護士らを考えています。

請求の趣旨は、①内閣総理大臣の存立危機事態の防衛出動命令の差し止め、②防衛大臣の重要影響事態の後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供又は自衛隊による役務の提供の差止

め、③防衛大臣の国際平和共同対処事態の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供又は自衛隊による役務の提供の差止め、④関連請求としての損賠賠償請求です。

2 国家賠償請求訴訟

原告は①安保法制により自己の人格的生存を否定されるほどの重大かつ具体的な精神的苦痛を強いられた市民、②原告団を被侵害利益ごとにグループ化して権利侵害を具体的に浮き彫りにする等の工夫ために、空襲被害を受けた人々、原爆被害者、基地周辺住民、原発周辺住民、沖縄県民、自衛隊員やその家族、NGO、マスコミ関係者、医療従事者、女性、若者、・宗教者などの被害実態を明らかにしたいと思います。

おわりに一総合力のたたかい

沖縄県の翁長雄志知事は、裁判以外で新基地建設を止める手段はと問われて「総合力。法廷、集会、いろいろなものの重なりあいで多くの国民に理解してもらい、共有していただくなかで、この問題は必ず私たちの思いと一緒に解決していくもの」と語られています。

「安保法制違憲訴訟」は総合力の一つとして取り組みたいと思います。

「NBFes（辺野古新基地建設に反対する若手有志の会）」活動の報告

東京南部法律事務所 大住 広太

第1 NBFesの立ち上げ

NBFes（辺野古新基地建設に反対する若手有志の会）は、沖縄の現実を実際に見てきた若手弁護士が、首都圏の若手弁護士に呼びかけ、沖縄のどこにも基地はいらない、そして日本全国どこにも基地はいらないとの声を上げるため、2015年初頭「No More Base Fes」と題して立ち上げられた。そのコンセプトは、沖縄でははっきりと反対の声が上がっているにもかかわらず、それを無視して基地建設を進める安倍政権に対して、沖縄だけではなく日本全国の声も基地建設反対だという事を示すため、「沖縄の声を日本中の声に」と決まった。

沖縄の新基地建設には多くの問題があるが、多くの人々に結集してもらうためには反対の理由を分かりやすくする必要があると考え、以下の3つの理由を中心に呼びかけることとした。

① 民主主義を無視する暴挙であること

沖縄では、既に新基地建設反対の声が明確に示されている。沖縄での3つの選挙、す

なわち名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院議員選挙において、新基地建設反対を掲げたオール沖縄の候補者が勝利している。それにもかかわらず、安倍政権は粛々と新基地建設を進めるとして、工事の手を止めない。これは民主主義を無視する暴挙であり、許されない。

② 辺野古の豊かな自然を破壊すること

辺野古の海は、美しいサンゴ礁が広がり、絶滅危惧種のジュゴンをはじめ多様な生物が生息するなど、美しい自然環境を有している。しかし、新基地が建設されれば、これらの環境は破壊され、取り戻すことは困難となる。このような自然環境の破壊は許されない。

③ 新基地建設の必要性がないこと

新基地建設の理由としてしばしば「抑止力」が挙げられる。しかし、アメリカが、抑止の主な対象と考えられる中国と対峙する可能性は、経済的にも軍事的にも考えがたく、新たに辺野古に基地を建設してまで沖縄に米軍を駐留させる必要性はない。

設立当時、辺野古基金にも3億円を超える寄付が寄せられており、そのうちの7割が沖縄県外からのものであったことから、新基地建設反対の声を首都圏、ひいては日本全国に広げることが十分に可能であると考えた。

そして、若手弁護士を中心に実行委員会を組織し、以下の企画を行った。

第2 活動の内容

1 第1回 No More Base Fes

初回の企画は、2015年7月11日、新宿柏木公園を出発して新宿駅を1周するアピールウォークと決まった。当時、SEALDsの前身であるSASPL（特定秘密保護法に反対する学生有志の会）が、これまでのデモとは異なり、現代風で格好の良いアピール行動を行い、その活動を若者に広げていた。NBFesも若手弁護士を中心として立ち上げたこともあり、これまでデモに参加したことのないような若者にも、新基地建設反対の一点で一致し、参加してもらえよう、堅苦しくない楽しい行動にしたいと話し合われた。

具体的には、サウンドデモとして、先導車にスピーカーを乗せ、音楽を流しながらリズムに乗ったシュプレヒコールを行い、その合間に呼び掛け文の読み上げ、参加者からのメッセージの発信などを行った。また、歩道でアピール文を載せたチラシを配布し、アピールウォークへの参加を呼び掛けた。

この「第1回 No More Base Fes」は、様々な地域・団体から200人以上が参加した。沖縄からの参加、デモの途中で呼びかけに応じての参加もあり、また、〇〇さんなど多くの賛同メッセージをいただいた。

2 第2回「ノーモア・ベース・フェスー沖縄基地×戦争法案ー」

第2回企画は、戦争法の成立が強く危惧されていた2015年夏、戦争法と沖縄辺野古基地とを関連付けて学び、いずれにも反対する声を上げるため、理論的な部分を学ぶ企画を行いたいと考えた。また、実際に沖縄辺野古に行ったことがない人にも、辺野古

がどんな所なのかを伝えることのできる企画にしたいという意見が出された。

そこで、戦争法と辺野古新基地との関係については一橋大学名誉教授である渡辺治さんに、沖縄・辺野古の現状については写真家の森住卓さんにお越しいただき、講演会を行うこととなった。奇しくも、戦争法が成立してしまった翌日である9月20日に企画が行われたということもあり、170名以上が参加した。

森住卓さんの衝撃的な沖縄の写真や美しい辺野古の海などの写真から始まり、渡辺治さんのお話では、戦争法案と辺野古新基地建設とのつながり、戦争法案に対する運動では、これまでにない共同が生まれており、今後も継続していく必要があることなど、今後の運動継続に向けて、示唆に富んだ内容であった。

また、講演会終了後には、新宿駅にてキャンドルアピールを行い、30名程で基地建設反対を訴えた。中には、当日のFaceBookを見て参加したという方もいた。

3 第3回「No More Base Fes アピールウォーク@横浜」

第3回は、再びアピール行動を行うこととし、東京だけではなく、神奈川のメンバーも活発に活動していたこと、神奈川県にも多くの基地が置かれその負担を強いられていることから、横浜で開催することとなった。内容は、12月20日、クリスマスアピールウォークとして、第1回と同様、サウンドデモを行った。クリスマス前の日曜日ということもあり、多くの通行人がいる中でのアピール行動となった。

この企画では、出来上がったばかりのリーフレットを配布したところ、非常に受け取りが良く、用意したリーフは全て撒き切ることができた。

第3 今後の課題

1 原状に沿った企画の立案

これまで3回の企画が行われ、2つがアピール行動、1つが講演会と、理論と活動のいずれも行うことができた。しかし、立ち上げ当初からすると、安保法制の成立、埋め立て承認の取消しと執行停止、代執行訴訟等、状況は大きく変化しており、これに対応した運動づくりを行っていかねばならない。そのためには、理論的な面の学習と、辺野古の現状を把握し、その時々ニーズに合った活動を企画していく必要がある。そのため、今後の企画として、2月20日、辺野古新基地建設問題に関する勉強会・意見交換会を開催する予定である。

2 若者の参加と活動の拡大

NBFesは、若手中心として集まったが、企画の参加には若手に限らず広く呼び掛けている。しかし、原状、実行委員会を除けば若手の参加は決して多いとはいえない。また、参加者自体も、これまでつながりのある団体等への呼びかけが中心となっており、新たな広がりは大いとはいえないのが現状である。

今後は、これまでつながりのなかった層への参加の呼びかけを広げていく必要がある。

3 諸団体との連携

基地問題に取り組む団体は多く存在しており、これらの団体と連携することでさらに

大きな活動へとつなげていく必要がある。現在は、個々の企画で参加の呼びかけを行っているが、今後はより密接に連携していくことが必要と思われる。

東京法律事務所、 戦争法案阻止のとりくみと今後

東京法律事務所 笹山 尚人

1. 事務所の取り組み

まず、2015年に事務所が行ってきた活動について説明する。

(1) 宣伝（東京法律事務所&民放労連との共同宣伝）

5月12日、19日

6月29日

7月14日、21日、29日

8月6日

9月9日、14日、15日、16日、17日、18日

合計13回

リーフ第1弾34,200部（たより臨時号に同封18,000部+事務所への注文9,000部）

リーフ第2弾3,000部

法案が成立した最終週は雨天決行、カエルの着ぐるみとドラムも出動して賑やかに行った。

(2) アピールウォーク（東京法律&四谷地域）

8月25日

四谷三丁目⇄信濃町（参加者約20名）

カエルの着ぐるみとドラム2台も出動した。創価学会本部前でもアピール行動をした。

(3) たより臨時号の発行

5月末に「戦争法案にストップを」と題した「たより臨時号」を緊急発行し、約1万8000部を依頼者に発送。団リーフ第1弾とリーフ注文書を同封したところ、約9,000部の注文が入った。九条の会の戦争法案廃案署名も同封し、2021筆を集めた。

(4) その他

国会前には、毎日のように出かけた。主要な集会にはすべて人を出した。

所員の中で講師活動をしたり、SNSを通じて発信する例も多数あった。ただし、講師活動についてはきちんと集約しなかったもので、どれだけ貢献出来たかが不明。

2. 新宿地域の取り組み

次に事務所の所在する新宿地域で、地域を巻き込んで行った活動について説明する。

(1) 新宿駅西口大宣伝

5月15日→120名参加（うち所員15名参加） 署名260筆 チラシ2,000枚配布

8月19日→100名参加（うち所員9名参加） 署名185筆

(2) 6. 18アピールウォーク

6月18日

第1コース41名、第2コース30名、第3コース37名（四谷→四谷4丁目）

3コース合計108名参加

事務所は第3コースの責任者として22名の所員が参加した。ドラム隊の助っ人（2名）があり、新宿通りで賑やかにコールをした。

(3) 7. 26「戦争法案反対！」新宿区民大集会

7月26日 300名参加 柏木公園

集会では7名によるリレートーク、その後柏木公園⇄新宿西口をアピールウォーク。

事務所は、事前準備としてプラカード作成と、ツイッターとフェイスブックでの宣伝を担当した。当日は、15名の所員が参加。集会ではリレートークでトークを、アピールウォークではドラム隊やコーラーを担当した。

面識ない人の参加（しかもドラム持参）があったので、SNSによる効果を確認できた。

(4) 参議院議員要請

8月26日

11名（うち所員7名参加）を4グループに分けて、東京選出議員、特別委員会所属の議員など26議員に要請。

○第1グループ（グループリーダー今泉弁護士）

みんな話は聞いてくれた。

維新（片山虎之助議員）の秘書から「廃案が基本、合憲の法案を出したいが、民主と共産から止められている。あなたたちから共産党に出せるよう伝えてくれ」と言われる。

山本太郎議員はバッシングが多い模様。応援していることを伝えた。

地域労組（新宿区労連）の方が公明党に「可決したら後戻りはできないんですよ」と最後に念押し。

○第2グループ（グループリーダー中川弁護士）

山口那津男議員の秘書はハイハイという感じだったが、あとは、みんな感じよく話を聞してくれる。

新井広幸議員の秘書（改革）「福島出身で原発の問題もあり、他国任せではだめ。戦争だめ、9条守れ、気持ちは同じ。ただ、対案を出さなければ、今の法案がとおってしまう。廃案と言うだけではだめ。」

○第3グループ（グループリーダー山添弁護士）

山口和之議員の秘書（元気）「シールズのことは知っている」
元気&次世代「修正案のとおりです」

○第4グループ（グループリーダー笹山）

自民党や次世代の党に来期の選挙を言及したが、特に反応が無かった。
丸川珠代議員の秘書に至っては「政治に興味がないんで」という感じだった。

（5）ノーモアベースフェスの取り組み

若手弁護士による取り組みであるが、新宿区内で開催したので報告をする。

沖縄県知事選や昨年の衆議院選挙で、「辺野古新基地建設反対」という沖縄の民意が明確に示されたにもかかわらず、政府は辺野古新基地建設を強行しようとしている。政府があるここ東京で、何もしなくてもいいのかと思い立ち上げた。「沖縄の声を日本中の声にしたい。沖縄に連帯したい。」という気持ちから、「NO MORE BASE FES.」という辺野古新基地建設に反対する連続企画を行うこととなった。

①企画第1弾、「NO MORE BASE FES. ー沖縄の声を日本中の声にー」デモ、新宿柏木公園

7月11日に新宿柏木公園にて開催。参加者数は約200名、サウンドカーを出し、ドラム隊もいて、賑々しくとても楽しいデモとなった。

②企画第2弾、「NO MORE BASE FES. ー沖縄基地×戦争法案ー」シンポジウム

戦争法が強行採決された翌日である9月20日に開催。こちらも約200名が参加。講師はフォトジャーナリストの森住卓さんと、一橋大学名誉教授の渡辺治先生。森住さんからは沖縄の自然や生活・基地反対運動の現状、国会前抗議行動について、森住さん撮影の写真を見ながらお話いただいた。渡辺先生からは、戦争法と沖縄基地問題が共に安保問題・民意無視の政

治を原因としていること、戦争法反対運動の中で今までにない共同の形がうまれていることをお話しいただいた。

シンポジウム終了後は新宿駅前でキャンドルアピールを行い、ピースコールをしたり、飛び入り参加の方がたくさんいたり、とても楽しく街宣ができた。

3. 2015年の活動の総括

(1) 上記の活動内容にあるとおり、そして、並行して育鵬社教科書採択阻止運動にも取り組んでいたことを考えれば、かつてないほど、事務所としては多数の取り組みをした。かなり、「やり切った」感はある。

(2) 今回、「初めてデモに参加した」「初めて国会前に行った」というような人が多数生まれ、かつての60年安保の勢いを取り戻す運動が始まったことは画期的である。事務所の上記取り組みが、このような戦争法に反対する広範な世論形成の一翼は担えたのではないかと自負はしている。

(3) 他方、例えば依頼者との日常のやり取りや、打ち合わせの中で、雑談などを通じて戦争法について意見交換をするような声はそれほど多く聞かれなかった。所員の中でそういったことがあったかということで、報告・共有されている例は少ない。

こちらからの情報発信は非常にたくさん行ったが、受領した受け手の側がどうだったのか。この点については、正直に言って不明な部分が多い。

その中でも集約された対話の内容としては、

①戦争法に反対（どちらかという反対という意見も込み）

- ・これまで選挙に行っていない人も、「私のまわりでもみんな変だと言っている」。
- ・明確に賛否を示さなくても、「やり方がひどいね」と言う人。
- ・これまで政治的な発言をしない友人がフェイスブックで、「違和感を覚える」と発信。
- ・演劇をやっている友人が、「原発モノをやろうとしたときに干された、そういう社会になっていくのが恐ろしい」という趣旨のコメントをくれた。
- ・依頼者との打合せの際に署名を勧めたら100%やってくれ、用紙を持ち帰ってくれる人もいた。
- ・依頼者からよく聞いた声として、「憲法学者が揃って違憲と言っているものを押し通そうとするのはおかしい」ということだった。議論の細部に入ってしまうと「よくわ からない」となりやすいが、今回は、専門家がそろって違憲だと断定したため、国民は判断しやすかったのではないか。
- ・60歳以上の方々の反応は強かった。この間訪問した70代の依頼者も、「親戚中で安倍はひどい、変えなきゃと話しています。共産党は勢いがあるし、参院選期待できますね。親戚の

中でも今度は共産党だよねと話してます。」と言っていた。

- ・親戚がフェイスブックで継続的に戦争法反対のメッセージを発信していた。
- ・高校の同級生で大企業の管理職をしている友人から、「戦争法のことを知りたいから今度会いたい」という久々の連絡もあった。

②戦争法に賛成、あるいは関心ない

- ・依頼者との打合せで、「別にいいんじゃないですか、やはり中国に攻められたとき困るし」とか、「よくわからないです」という人も少ないがいた。そういう依頼者に、ある弁護士が追求していたが、「勘弁してくれよ」という感じで最後はだんまりでお茶を濁された。
- ・家族との対話では、「反対する気持ちもわかる。来年は自民党は議席を減らすんじゃない？」と言っており、当事者意識が相変わらず無いと思った。
- ・「どうせ法案は通るだろ。あんなの（国会前行動など）やって意味あるの？」という声も。

（４）今回の国民の広範な運動も、国民全体でみれば、まだまだ数パーセントの動きでしかない。多くの世論の反対の声があるとはいえ、それを行動に移せている国民はまだまだ少ない。

成立直前の朝日新聞の世論調査では、６８％の国民が反対だったという。この数の国民が何らかの動きをつくれていれば、そしてこれだけの国民に反対されているのに強行すればこのあとの政権運営が維持できないと考えれば、安倍政権も強行しなかっただろう。

ということは、「どうせ反対しているが、強行したあと、政権運営が出来なくなるような混乱は起きない」と読まれていたわけで、しかもその読みは正しい。

個人的な体験であるが、私が、高校時代の同級生や地域のパパ友と話をしている中でえられた感触では、まだまだ「そうはいつでも中国が…」「北朝鮮が…」という見解、「いいとは思わないが、日本の安全保障はアメリカと共にあることで成り立っており、国内が安全であるためにある程度の汚れ仕事を担う必要がある」というような感覚は強く存在する。しかもそれを「不当だ」と簡単には一刀両断はできない。こうした声を基礎に国民の中に、一定の「やむを得ない」感がある。だから戦争法が成立しても、政権を覆すような動きは国民的な奔流になっていない。

（５）自由法曹団や法律家団体、事務所の取り組みも、発信型になるところはやむを得ない部分はある。

しかし、上記のような根強い自衛隊強化論との間で「対話」をするような運動の形が必要ではないかと思われる。そして、上記のような根強い自衛隊強化論と議論しても、「それでも憲法９条を守ろう」といえるだけの論戦力とそのための学習が必要と思われる。

（６）戦争法が成立しても、戦争法の廃止を求める運動は引き続き行われている。運動に立ち上がった人々に敗北感はありません、運動が続いていることも画期的な出来事だと思われる。

この力を基礎に、双方向の議論ができる運動を広げられたらいいと考える。

4. 今後の活動

今後は、まず、提起されている2000万人署名に全面的に取り組むことを決めた。

事務所としてはこれまでにあまり例がないが、署名を集める目標数として、5000筆という目標数を設定した。現在その実現に向けて事務所を挙げて取り組んでいる。

また、事務所が2015年5月に移転し、1階フロアは、映写機を備え、30名程度の人数であれば、会議、懇親会、映画上映会などの集会を開催することができるものになった。この環境を生かし、定期的に東京法律事務所事務所9条の会として映画の会を開催することを決めた。

そして、事務所は、事務所のある新宿区の民主団体と連携する活動にも取り組んでいる。12月19日には、事務所や民主団体で実行委員会をつくり、「NO WAR！新宿アクション」を開いた。このアクションには、民主党から海江田万里氏が参加して挨拶するなど、民主党、共産党、社民党が参加する超党派のアクションを開催できた。今後とも、このつながりでできた運動を途切れさせることなく、取り組みを進める。

「東京合同法律事務所の戦争法案阻止の取り組み」

東京合同法律事務所 緒方 蘭

1 事務所の体制

東京合同法律事務所では、所内に憲法委員会を設置して定期的に会議を行っている。また、事務所会議では、頻繁に所員から憲法をめぐる情勢の報告がなされ、情報共有を図り、戦争法に関しても、安保法制懇の意見が出る前の2014年春から、情勢の共有をして注視してきた。

本稿では、2015年夏の事務所の戦争法案阻止の取り組みについて、紹介させていただく。

2 事務所の取り組み

(1) 区議会への要請行動

事務所として、6月24日に港区議会への請願と意見陳述を行った。また、7月13日には区議会各会派に対して申し入れ行動を行った。

港区の民主党や無党派の区議の中には、少数ではあるが後述(3)の「港総がかり行動」

に賛同メッセージを送ってくれた者や、日本共産党港区議団とともに街宣を行う区議もいた。これは大変画期的な出来事である。

(2) 街頭宣伝行動

事務所として、同年5月21日から9月15日までの間、合計11回、延べ参加人数134名で団のリーフを早朝ないし夕方に配布し街頭宣伝活動を実施した。リーフは、第1弾、第2弾ともに事務所の宮内鶴代事務局長がイラストを担当した。

18歳選挙権が実現することも見据えて、新たな取り組みとして、港区内の大学である明治学院大学と慶応義塾大学の付近で宣伝活動を実施した。

個人的な感想になるが、度重なる宣伝や妨害で所員の疲れもたまっていったが、従前の街頭宣伝に比べてリーフの受け取りが大変よく、戦争法案に反対する世論が強まっていることが実感でき、嬉しく感じた。

(3) 集会・デモ

事務所が単独で企画した集会として、3月18日に赤嶺政賢さん（日本共産党衆議院議員・沖縄1区）と布施祐仁さん（平和新聞編集長）を講師に置き罌の基地問題の集会を実施し、予想を上回る155名の方にご参加いただいた。9月12日には、貫戸朋子さん（元国境なき医師団派遣医師）を講師に戦争法案の集会を実施し、約100名の方にご参加いただいた。

また、港区の民主団体と協力して、7月17日にパレードを実施した。その勢いで、8月25日に「戦争法案廃案！8・25みなと総がかり集会&パレード」を至急実施することになり、約380名という港区の運動では近年まれに見る多数の参加が実現した。普段あまり付き合いのない港湾関係の組合から多数参加した。

そのほか、事務所が事務局となっているみなと9条の会で集会を実施し、所員で法律家団体や総がかり実行委員会の集会やデモに積極的に参加した。

(4) 学習会活動

付き合いのある団体から依頼を受け、学習会活動を実施した。依頼が多く来るように、事務所で「無料で学習会をやります」という内容のチラシを作って各所で配布することも行った。2014年度よりも多方面からの要請が来て無料学習会の認知度が高まった。

(5) FAXニュースの配信の開始

事務所とつながりのある議員、民主団体、個人に対して迅速に情報を伝えるために、9月3日から7回にわたってFAXニュースを送付している。内容は主に集会、デモのお知らせやその報告、情勢などである。

(6) 事務所ニュースへの日弁連署名の同封

2015年夏号の事務所ニュースに日弁連の安保法関連一括法案反対の署名を同封したところ、5000筆を超える署名が寄せられた。

2016年新年号にも2000万人署名を同封し、2016年1月18日時点で既に1250筆を超える返信がある。

3 今後のたたかい

戦争法は成立したが、昨夏は多くの者が平和や民主主義について考え、行動して、新しい運動がたくさん生まれた。この流れを絶やさず、戦争法の問題点を人々の記憶にとどめながら、戦争法廃案や明文改憲の運動へ繋げていく必要がある。

事務所では、情勢の面で、日本を取り巻く政治情勢、特に、南シナ海の問題、テロの問題について問題意識を有している。また、運動面では2000万人署名の実現、若い人とのつながり、そして、参議院選での戦争法廃案を訴える候補者の当選が問題となると捉えている。

今後も様々な形で多くの人にわかりやすく訴えかけていきたい。

三多摩法律事務所の憲法運動の取り組み

三多摩法律事務所 大浦 郁子

三多摩法律事務所では、所員全員が偏りなく憲法運動を担っていくことを基本にして、個人が研鑽を積むことはもちろん、事務所として様々な工夫をし、所員全員が一丸となって運動に取り組んでいます。

以下、簡単に事務所の取り組みを紹介します。

1 改憲阻止・戦争法制廃止に向けた地域での取り組み

去年は、運動がこれ以上ないほどの盛り上がりを見せ、憲法関係の学習会の講師要請だけでも1年間で70～80件の要請がありました。

事務所は、多摩地域の14市2町1村という非常に広い範囲を担当していますが、地域での運動をより一層強化するため、現在、担当地域を立川・国分寺・西多摩の3つのブロックに分け、弁護士及び事務局を各ブロックに配置しています。このブロック制の下で、各地域の民主団体と連携して出前学習に打って出ようと、出前学習会のチラシをつくり、地域の団体や労働組合、関係団体の出張法律相談に行った際などに宣伝活動や学習会を繰り返し呼びかけた結果、学習会の増加・地域での憲法運動の盛り上がりにつながりました。

2 三多摩憲法のつどい

事務所の所員を中心とした三多摩憲法のつどい実行委員会では、毎年5月に「三多摩憲法のつどい」を開催し、市民と一緒に憲法問題を考えてもらえるよう、時事に即したテーマを取り上げ、集会を開催しています。

去年の三多摩憲法のつどいでは、伊藤塾塾長で日弁連憲法問題対策本部副本部長の伊藤真氏を講師に迎え、「憲法のちから～戦後70年のいま、考えよう～」と題する集会を開催し

ました。当日は180名以上の参加を得て大成功を収めました。

今年は、琉球新報の現役新聞記者を講師に招き、沖縄基地問題を中心とした日本の安全保障法制をテーマとした集会開催するべく、準備を進めています。

3 三多摩憲法ネットワーク

地域の憲法の取り組みを交流している三多摩憲法ネットワークでは、昨年3月に渡邊治氏を講師として「総選挙後の情勢と改憲のゆくえ」と題する学習会を開催しました。5月にも「戦争立法」について、事務所の吉田健一弁護士を講師とする緊急学習会を開催しました。8月には、衆議院議員宮本徹氏を講師に「戦争立法」の国会情勢を伝える学習会を開催しました。今年も4月に沖縄基地問題や横田基地へのオスプレイ配備問題をテーマとする学習会を計画しています。

三多摩憲法ネットワークの取り組みは、定期的なニュース発行やホームページの更新を継続する等、地域の憲法運動を伝える重要な役割も果たしており、これからもその活動を広げていきたいと考えています。

4 ゆるすな戦争する国！7. 19たちかわ大行進

立川を中心とする地域の民主団体で構成される「平和憲法を守りいかす立川連絡会」では、幅広い市民を結集する大集会・パレード、「ゆるすな戦争する国！7. 19たちかわ大行進」を7月に開催しました。真夏にもかかわらず、1100名が参加して大成功を収め、その後も街頭宣伝活動を継続しています。

5 広がりを見せる憲法運動

そのほか、「横田基地もいらない！市民交流会」や「STOP！『戦争する国』いのち脅かすオスプレイは東京・横田基地に来るな」などの集会に所員が参加したり、「三多摩平和交流会」や「平和をめざす戦争展 in 立川」にも関与し、地域の市民や若者に平和を訴える取り組みが進められています。

事務所の憲法運動はこれまでより一層の広がりを見せており、現在も、学習会の講師や総掛かり行動実行委員会の2000万署名に取り組んでいます。これらの様々な取り組み、集会などの企画を成功させ、みんなで学習会活動を進めることができるよう、事務所では、憲法問題プロジェクトチームをつくり、毎月のチーム会議で情勢や活動を交流したり、学習会の講師のために集めた資料や作成したレジュメなどを共有化し、所員間で最新の資料の確認などを行い、研鑽を積んでいます。

地域の憲法運動の担い手として、これからも所員一丸となって頑張っていきたいと思えます。

地域に根を張り、地域から変える！

憲法問題に対する八王子合同法律事務所の取り組み

八王子合同法律事務所 白神 優理子

1. 雑誌プレイボーイ「国会前の 50 万人よりも地元の 50 人の方がはるかに恐ろしい」

「安保法案 まだ覆せる」というタイトルの特集記事を同誌が掲載しました（30 号）。記事の内容は、国会前の 50 万人よりも地元の 50 人の方がはるかに恐ろしいというものでした。選挙に当選することがこの世で最も重要である国会議員にとって、自分の地元で国会議員を批判する集会有れば、50 人であっても「驚異」であり、無視ができないため効果的だという意味です。

私たち八王子合同法律事務所の団員弁護士は、「八王子の地域に根ざして」戦争法案反対運動に取り組んできました。毎週の事務所所員による街頭宣伝、学習会や集会での講師・講演活動、八王子市民が超党派で取り組む共同の集会やアピール行動でコールをしたりマイクを握ったりするなどの活発な取り組みを行ってきました。

この行動のために「八王子合同法律事務所」と大きく書いたピンク色の旗を新調し、七夕の日と八王子まつりの日には“浴衣宣伝”も行い、とても注目されました。

2. 地域の超党派のアピール行動・駅頭宣伝に合流

八王子市民パレード実行委員会の開催する「八王子市民パレード」は、回を増すごとに 230 人から 250 人、さらに 300 人と参加者を増やしました。

戦争する国 STOP! 7・26 八王子集会には猛暑の中 700 人が参加し、私と新人団員弁護士の関本さんは記者会見も行い東京新聞が報道しました。戦争をさせない八王子市民集会実行委員会（従来よりも主催団体を広げた実行委員で開催）による「NO WAR! 八王子アクション」が 8 月以降ほぼ毎月、八王子駅前で開催されています。毎回 300 人を超える参加があり、戦争法の強行採決前後には 800 人から 1200 人が毎回参加しました。毎回、当事務所の団員弁護士がマイクを握り、私はコールも担当しました。

その他、八王子以外の地域でも、若者を中心とした超党派のジャック・ザ・多摩センのイベントには 400 人が参加し、戦争はいやだ！平和憲法守ろう！ピースパレード日野には 550 人が参加しました。

駅頭宣伝は、当事務所独自でほぼ毎週、京王八王子駅前にてマイクでの訴えと署名集めを行いました。「弁護士」と大きく書いた腕章を事務局さんが作成してくれたこと、浴衣姿で行ったり、事務所の桃太郎端をピンクにしたりするなどの工夫を凝らしました。その他、地元市議や地元労働組合とコラボした駅頭宣伝、超党派の憲法共同センターとコラボした宣伝など、地域に根を張った取り組みに常に参加し、発言をしてきました。

3. 八王子市長選挙「憲法を取り戻す、超党派のたたかい」

このような共同の取り組みが結実したのが八王子市長選挙でした。政治学者の五十嵐仁さんを候補者に、日本共産党・社会民主党・生活者ネットワーク・無所属自治市民の会・維新の党・自民党を離党した元市議など、地元市議の超党派・共同のたたかいを展開することが出来ました。

私と新人団員弁護士の白根さんが選挙事務局となり、当事務所が立ち上げ資金や会議室を提供したりなど、中心的に取り組みました。

結果は残念でしたが、宣伝カーの中で日本共産党の市議と維新の党の市議が肉まんを頬張るという前代未聞の、素晴らしい光景を目にすることができ、確実に運動が前進していることを実感しました。

4. 地域運動を励ます講演活動

皆様ご存知の、飯田団員は落語を通じて「明るく」憲法を守る取り組みを、尾林団員は戦争法や改憲が自治体労働者にどのような影響を与えるか警鐘を鳴らし組合強化を訴える取り組みを、講演活動を通じて行うなど、当事務所の団員は「どの層をどのように励ますのか」テーマを持って取り組んでいます。

私自身、5・3憲法集会や若者憲法集会での講師など、全国的な場での発言の機会もありましたが、中心的には「地域の共同の繋がりを広げること」「地域の諸団体を励まし広げること」にこだわって活動をしています。

5. 希望こそエネルギー

人は励まされてこそ、次へのエネルギーをチャージできると思います。そしてエネルギーたっぷりの地域が全国に広がる時が、国全体が変わる時ではないでしょうか。

だからこそ、憲法に出会い希望を見つけ生き方が180度変わったという私の体験や、この間広がった共同の取り組みの実例、一人一人の権利・価値が高まってきた歴史の実例などを常に意識して話をするように心がけています。

団員の皆さんと共に地域を元気にする活動を、もっと大きくしていきたいです。

憲法問題に対する城北法律事務所 の取り組み～それぞれの個性を活かして～

城北法律事務所弁護士 結城 祐

1 城北法律事務所創立50周年企画

(1) 連続憲法講座

城北法律事務所は昨年創立50周年を迎えるにあたって、5回にわたり「連続憲法講座」と題した講演会を開催した。

ア 第1回目のテーマは「憲法は平和を守る」で、2014年12月1日に開催された。その中で、菊池弁護士からは、「『集団的自衛権』で日本をどのように変えようとしているのか～憲法9条と戦争、そして私たちの自由と生活～」との題で、田場弁護士から「集団的自衛権と辺野古新基地建設問題～沖縄県知事選挙を踏まえて～」との題で講演が行われた。

イ 第2回目のテーマは「憲法は健康・環境を守る」で、2015年1月26日に開催された。原発訴訟の弁護団に所属する平松弁護士からは「原発推進の国の在り方に歯止めをかける。」との題で、アスベスト弁護団に所属する松田弁護士からは「企業の横暴と国の無策を許さない。」との第で講演が行われた。

ウ 第3回目のテーマは、「憲法は子ども・子育てを守る」で、2015年3月4日に開催された。大八木弁護士からは「子育てをしながら働き続ける権利を守る」との題で、加藤弁護士からは「『子ども・子育て支援新制度』の罨」との題で講演が行われた。

エ 第4回目のテーマは、「憲法は企業の営業と経営を守る」で、2015年5月14日に開催された。白鳥弁護士からは「憲法における企業活動・営業の自由」との題で、大川原弁護士からは「『ホワイト企業』認証のすすめ」との題で講演が行われた。

オ 第5回目のテーマは、「憲法は労働と健康を守る」で、2015年6月9日に開催された。大山弁護士からは「働く者の権利と雇用を守る」との題で、田村弁護士からは「『ブラック企業』から」との題で講演が行われた。

カ まとめ

弁護士が各々の興味分野、強みを活かした個性豊かな連続講座であった。

毎回多くの方々がお越しになり、改めて憲法に関わる社会問題や現政権が推進する多くの愚策に対する市民の関心が非常に強いことが感じられた。

この連続講座が好評であったことや現在の情勢もあって、城北法律事務所では市民と密着した各種取り組みの必要性が大きいことをあらためて実感することとなった。

(2) 城北法律事務所創立50周年記念企画（集会）

城北法律事務所では創立50周年企画として、2015年7月3日豊島公会堂にて「戦後70周年 今こそ平和憲法とともに立つー私たちは海外戦争法に断固反対しますー」とのテーマで集会を開催した。

最初に城北法律事務所事務職員有志が、「安保法制が成立してしまったらどうなる？」という観点から戦場に赴く危険性の増すことが想定される自衛官とその家庭をコミカルに描いた寸劇「城北家 存立危機事態」（劇団キンキュウジタイ）を披露した。この寸劇は新聞にも取り上げられ、その後再演依頼が舞い込んでくるなど好評を博した。

その後、吉本クリエイティブ・エージェンシー所属の“おしどりマコ・ケン”が登壇し「歯磨きするように社会のことを考える」との題で漫才を披露していただいた。「1人で100年かかることは100人でやれば1年でできるじゃん！」と奮い立たせられるような名言も飛び出した。

城北法律事務所弁護士・事務職員が取り組む活動（池袋派遣村、自衛隊をウオッチする市民の会、福島原発被害東京訴訟及び東京君が代裁判）から関係者をお招きしたご発言、新外交イニシアティブ（ND）のメンバーからのビデオメッセージを挟んで、2名の来賓から講演をしていただいた。

まずは、琉球新報東京支社報道部長の島洋子氏から「言論圧力と戦争法制」との題で講演をしていただいた。当時名指しで「つぶさないといけない」と攻撃されていたこともあって、島氏は「レッテル貼りはいわれなき中傷である。」と語っていた。

次に、伊藤塾塾長/日弁連憲法対策本部副本部長で弁護士の伊藤塾塾長の伊藤真氏から「戦争で平和をつくれるの？～安保法制は憲法違反」との題で講演をしていただいた。伊藤氏の講演は、ナチスドイツと現在の日本の政権とをリンクさせながら、日本が立憲主義や民主主義とあまりに乖離した行動をとっていると非常に明快且つ分かりやすいものであった。

当日登壇した来賓の方々からの様々な立場での安保法制に関する講演は、多角的な視点で検討することの重要性を改めて実感するものであり、非常に充実した会になったと自負できる。アンケートにも城北法律事務所への要望として「今後も憲法・人権・報道について追及すべき」「世の中がどう変わろうが、労働者・国民の立場に立った事務所でいてください」といった声が寄せられ、今後も憲法問題等を通じて地域と密接につながりながら運動を盛り上げていこうという雰囲気が事務所内に醸成されることとなった。

2 駅頭宣伝&国会前抗議行動

上記の雰囲気が事務所内で醸成されたことを反映して、事務所内憲法委員会から2つの行動提起がなされた。

その一つが2015年7月23日から始まった、安保法制廃案に向けた池袋西口での隔週の駅頭宣伝である。安保法制の国会での審議が熱を帯びていた情勢から、マイクを握る手に

も自然と力が入るものであった。今回の城北法律事務所の駅頭宣伝の特色は事務職員がリードし参加してくれたことではなかろうか。事務職員自らスピーチ原稿を手にし駅頭に立つ姿勢に、弁護士側が勇気付けられるものであった。菊池弁護士曰く「城北始まって以来のことだ。」と感嘆していた。

もう一つに、事務職員と弁護士が幟旗やグッズを持参して国会前に行って「戦争反対！」の声をあげたことである。多い時には10数名と一緒に国会前に行ったこともあった。そして、国会前で声をあげ終わった後には近くで飲みながら熱く今後の取り組みについて語ったこともあった。

3 地域等での安保法制に対する取り組み

(1) 集会

ア 「戦争法NO！練馬集会&パレード」

2015年7月1日の「戦争法NO！練馬集会&パレード」には菊池・種田両弁護士が実行委員として参加していた。ひと月前の実行委員会会議では500名を集めようという話だったものが、そのうちに1000名を目標としようという話になった。当日は雨模様のため主催者側はフライヤーを800枚しか用意せず弱気な面もあったものの、蓋を開けてみればなんと1350名も集まり（過去最高の1.6倍）、熱気溢れるものとなった。

さらに、同年9月1日には、7月を上回る1500名もの参加者が集まった大集会・パレードとなった。

イ 板橋での集会・パレード

船尾弁護士が呼びかけ人や実行委員を務めていた板橋での集会やパレードも盛り上がりを見せた。

2015年7月12日の「いたばし PEACE ウォーク」では600名を超える参加者が集まった。同月19日には桜川地域センターで孫崎亨氏をお呼びしての安保法制反対集会を開催し、同センターが埋まるほどの聴衆200名が集まった。同月26日には「いたばし PEACE 行動」と称するパレードが実施され、ここにも500名を超える参加者が集まった。

さらに、同年9月6日には「オール板橋行動」と称するパレードが実施されなんと1500名を超える参加者が集まった熱気溢れる大集会となった。

ウ 「豊島光のパレード」

光物のグッズを持ち歩いてのパレードで、2015年7月29日に開催され、城北法律事務所からは弁護士事務職員総勢17名で参加した。楽しく運動できるパレードであった。

同年12月14日にも開催され多くの所員が参加した。

エ 「横田基地もいらない市民交流集会」

2015年10月10日に開催され、総勢1100名を超える参加者が集まり、メイン企画は雨宮処凛氏と若者の対談及び横田基地周辺のデモであった。その中で結城弁護士が経済的徴兵制に関して雨宮氏と対談を行った。

(2) 講師活動、憲法カフェ

地域に密着した活動を行っている弁護士が依頼を受けて講師活動を行った。

主に“明日の自由をまもる若手弁護士の会”に所属する弁護士が、地域の人々から要請されて、憲法カフェを行った。地域でも戦争法制をめぐって反対運動が熱を帯びていたこともあって、憲法カフェの依頼も数多くあった。

湯山弁護士は、西東京市において「憲法を通して暮らしを見つめる」との題で計5回（「平和であればこそ…」 「いじめは憲法問題」等）の連続講座を行った。

田村弁護士は、元小学校を改装したイベントスペースでの憲法カフェを継続しているほか、「労働問題トーク」など積極的に取り組んでいる。

4 集団事件や活動

(1) 給費制問題（訴訟、ビギナーズネット、日弁連給費制対策本部）

城北法律事務所からは64期種田弁護士、65期野口弁護士、66期湯山弁護士、67期結城弁護士が主に参加している。

(2) 新外交イニシアティブ（ND）

城北法律事務所からは田場弁護士が参加しており、沖縄基地問題解決に向けた外交的取組みが注目される。

(3) 辺野古新基地建設に反対する若手有志の会（NBFes）

城北法律事務所からは船尾・結城両弁護士が実行委員として参加している。様々な事務所の若手弁護士が辺野古基地建設を阻止するための企画（アピールウオーク、講演会、街頭宣伝）を計画し実行している。

(4) 池袋派遣村

城北法律事務所では大山弁護士が実行委員として取り組み、派遣村当日は多くの弁護士・事務職員が相談活動等に携わっている。

(5) 自衛隊をウオッチする市民の会

城北法律事務所では事務局として種田・結城両弁護士が参加している。内藤功弁護士を講師とし、市民と共に内藤弁護士の著作である『憲法九条裁判闘争史』を学ぶ「内藤塾」の企

画のほか各種企画の実施，また自衛隊の“いきすぎ”の監視を行っている。

5 「戦争法廃止へ 今憲法9条を学ぶ連続企画」

城北法律事務所では安保法制廃止に向けて歩みを止めないために，連続企画を開催することに決めた。2016年に開催されるものが多く含まれるものの，紹介の意を込めて記載する。

(1) 第1弾 「映画『イラク チグリスに浮かぶ平和』の上映会」&監督対談

2015年12月9日には，映画「イラク チグリスに浮かぶ平和」の上映会及び綿井健陽監督と大山勇一弁護士の対談が開催された。映画は抵抗なき市民が虐殺されていく様子がまざまざと映し出され，戦争の現実と悲惨さを知ることとなった。

綿井監督と大山弁護士の対談では，「映画に出てくる人はすべて，非戦闘地域，すなわち後方にいる。国会では後方，三要件などといった言葉が飛び交ったが，一度戦争になってしまったらなんでもあり」との実体験に基づく綿井監督の説得力ある発言があった。

当日は124名の参加があった。

以下では今後の城北法律事務所で開催されている企画について紹介する。

- (2) 第2弾 「沖縄・辺野古関連企画（講演会）」 2016年3月3日
- (3) 第3弾 「憲法バスツアー（横須賀米軍基地見学）」 2016年4月中旬
- (4) 第4弾 「米中関係から読み解く北東アジアの平和」 2016年6月

6 感想

城北法律事務所では，情勢を反映して，弁護士・事務職員が総出となって，自分たちの強みを活かした行動をしてきた。ここに名前の挙がっていない弁護士や事務職員も，駅頭宣伝等何らかの形で城北法律事務所の憲法問題に対する取り組みを支え実行している。

城北法律事務所は今後も安保法制廃止に向けて，歩みを止めず行動提起し，実現していく。



東京南部法律事務所 戦争法制 廃案・廃止 を求める事務所の取り組み

東京南部法律事務所 佐藤 誠一

戦争法制の廃案を求め、また法律成立後はその廃止を求める取り組みの柱は、学習会の組織・講師活動そして街頭宣伝である。

1 戦争法案の廃案を求める取り組み

学習会の組織・講師活動であるが、2014年、区内各団体から要請を受けて当事務所が講師を派遣した憲法学習会は96条改憲あるいは集団的自衛権閣議決定などをテーマに49回を数えた。ところが年が変わってぱったりお呼びがかからなくなった。1月から4月までわずか合計5回である。危機感を感じ、それならばと5月20日、事務所主催で「安保法制緊急学習会」を主催した。講師は事務所の弁護士2名である。区内各団体に出席を促す書状を送り、団体の事務所をオルグして回った。結果55名の出席があった。成功である。この取り組みがきっかけになって、5月6月7月で学習会は合計19回を数えるに至った。

学習会講師の要請は、区内の労働組合、9条の会、共産党後援会が中心である。対象者を広げる必要がある。憲法カフェはそんな観点で取り組んだ。1年で10回実施した。講師は女性弁護士で担当したが、特定の弁護士に負担が偏ったことは否定できない。担当の平準化が課題だ。

著名人を呼んでの企画ものは、憲法会議、弁護士9条の会・おおた等が主催して、多くの参加者を得ていた。ここでも参加者の層を広げる狙いで、事務所顧客を主な対象者に、半田滋さん落合恵子さんをお招きしての企画をもった。かなり冒険的な取り組みであったが、240名の参加者を得て盛況であった。参加者の層の拡大も成功した。

街頭宣伝は9条の会、共同センター、革新懇などで定期的に行われていて、もちろん事務所から弁士、まき手を出している。弁護士が宣伝やっているとビラの受け取りがよいとの東京事務所の経験や、弁護士会主催の街宣でビラの受け取りがよいことに学び、事務所独自に、法律事務所がやってますとアピールする街宣を組むことにした。月2回、蒲田駅の3カ所の改札口を順々に、また時間を昼休み、夕方とあれこれ試行錯誤して実施した。今思い起こすと、真夏の昼休み炎天下で行ったときのクソ暑さが懐かしい。事務所独自の街宣には、日弁連や東弁の宣伝物を大いに活用させてもらっている。事務所予算のセーブも狙いだが、弁護士会の宣伝物は工夫がされているし、目先が変わっていい。夏には東弁の「うちわ」が大活躍した。受取手が随所でばたばたやってくれるなら、うちわの宣伝効果は抜群である。

2 戦争法成立後の取り組み

学習会のお呼びがぱっとしない。昨年 of この時期と同じである。今回も事務所主催で学習会を企画して、のろしとしようか検討中である。参議院選が始まればそちらに関心がシフトする

から、4月くらいまでが勝負である。

2000万人署名の取り組みであるが、大田区では10万人を目標としている。そこで事務所はその5%、5000人を目標とすることにした。事務所独自の街頭宣伝（19日実施）と、接客室に署名用紙を備え付ける方法でやっているが、これだけでは限界がある。そこで、事務所ニュースを年に夏と正月に顧客向けに発送しているが、この正月号を憲法特集号とした。特定のテーマで「特集号」を組んだのは、私の記憶ではこれまでにはない経験である。そして署名用紙を同封して協力を訴えた。1月22日現在、506通の返信があり、集まった署名数は1455人である。同時に日弁連の署名用紙も同封した。混乱があるかと心配したが杞憂であった。こちらは1685人を数えた。差があるのは、2000万人署名はご自分も取り組んでいるから、と日弁連署名をのみを返送された結果のようである。事務所ニュースと一緒に様々な署名を送り協力を求めてきたが、この反応のよさ関心の高さは記録的と言えるだろう。

団支部が提起した、弁護士1人100人（事務所全体で1700人）の目標はほぼ達成である。しかし事務所独自の目標とした5000人までの道のりは、まだまだたいへんだ…今後どうするか…

ところで、街頭宣伝での2000万人署名への関心はたいへん高く、これまでになく署名が得られている。よく街宣でのビラの取りについて、取りが良いの悪いの感想が述べられる。しかし2000万人署名ではビラの取りが問題ではない。署名への協力が問題である。私はビラを受け取ってくれた人には署名にも応じてもらう取り組み（意気込み）が必要だと思っている。ビラを受け取ってくれた人には、必ずひと声かけて署名を訴えている。少なくない人が協力してくれる。声をかけて「どうしようかな」との「そぶり」を示した人は可能性が高い。是非もうひと声ふた声かけよう。

3 オール大田の取り組み

大田区での憲法・平和の取り組みで特筆すべきは、「潮流を越えて」結集しているオール大田の取り組みだろう。「総がかり」の大田区版だと言えばご理解いただけるだろう。オール大田で実施した、蒲田駅前街頭宣伝は昨年7月26日から今年1月9日まで6回ある。参加者の数がすばらしい。200人、300人、150人、250人、120人、170人である。デモや集会の参加者ではない。街頭宣伝の参加者である。駅前を制圧する風情である。

次回は2月21日を予定しているが、ここではなんと各野党から弁士を募ることにした。オール大田で各政党（区内ではない、中央組織である）を回って弁士を要請した。総会では結果報告ができるだろう。

戦争法制を廃止するまで、がんばろう！

すみだ九条の会活動報告

東京東部法律事務所 橋本 柚子

東京東部法律事務所の憲法運動の取り組みについて、私が担当事務局をしております「すみだ九条の会」の活動報告をさせていただきます。

「すみだ九条の会」は戦後60年目に当たる2005年に発足し、昨年結成10年の節目を迎えました。会の活動内容としては、毎月1回、9の付く日に、錦糸町駅前で駅頭宣伝行動を行っております。この宣伝行動には毎回20人から30の方が参加し、東京東部法律事務所の弁護士や地域の会員の方を中心に演説を行いながら、集会の案内や九条の会のビラの入ったポケット・ティッシュを毎回1500個配っています。現在は2000万人署名への取り組みも行っています。

また、毎月の駅頭宣伝行動の他に、毎年1回、結成月の10月に周年のつどいを行っており、これまで池田香代子さん、渡辺治先生などをお呼びし、憲法9条を守ることの意義や現在の憲法を取り巻く情勢について講演をしていただいています。この周年のつどいの認知度も回を重ねるごとに高くなり、毎回多くの方にご参加いただいています。

昨年は、すみだ九条の会10周年記念のつどいを10月22日に行い、東京慈恵会医科大学教授の小沢隆一先生をお招きし、記念講演をいただきました。

小沢先生の講演では、ポツダム宣言の受諾からはじまった日本の戦後の歴史を振り返り、安倍首相の「ポツダム宣言はアメリカが原爆を2発落としてたたきつけたもの」という認識が大きく誤っていることや、9条制定当初の自衛権の考え方、その考え方が変えられていった経過についての解りやすいご説明がありました。

また、この度成立した戦争法制の問題点として、とくに「自衛隊が他国の軍隊と一体化しておらず、戦闘員ではない。」と政府が説明しているために、自衛隊員が、戦地でつかまっても捕虜にもなれず、民間人としても扱われないため、テロリストと同じ扱いを受ける可能性がある、という点も指摘されていました。

そして、戦争法案廃案をもとめる運動の振り返りについては、総がかり行動で運動の側が団結して闘ったことの意義や、60年安保闘争の時代と比べて、自発的な運動であり、けが人、死者がでなかったことの意義が大きいことを強調され、この運動を継続してゆくことの重要性を訴えられていました。

小沢先生がおっしゃるように、運動の継続は非常に重要であり、先の戦争法案反対運動で明

らかとなった、実に6割にもおよぶ戦争法案反対の声を、戦争法制廃止の声につなげるための活動をしていかなければなりません。

すみだ九条の会では先の戦争法案反対運動で新たにつながりのできた、地域の皆様との交流を深め、活動の活性化と拡大を目指し、9条改憲を阻止するための運動として、今後も毎月の駅頭宣伝行動に力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

代々木総合法律事務所の憲法の取り組み

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

1 事務所全体の取り組み

当事務所は、駅頭宣伝や各地の講師活動、国会前の集会への参加など、反対運動の一翼を担った。①9の日宣伝等、事務所挙げての取り組みについてすべての所員が参加する、②講師活動を精力的に行い、その報告を事務所の会議で丁寧に報告する、レジュメや資料はML等を使って共有する等して所内で共有する。③弁護士・事務局一体となって、地域の活動（9条の会など）に積極的に参加していく。④平和問題についての経験や意見を気軽に交流する機会を設ける等、改憲策動阻止の課題を各所員個別にではなく事務所が一丸となって取り組み、大きな力を発揮することを目指した。

2015年5月以降、本年1月までの間に、事務所の具体的な取り組みとしては、講師活動のほか、次のことを行った。

(1) 駅頭（代々木）宣伝

①5月29日②6月12日③19日④29日⑤7月6日⑥8月6日⑦19日⑧9月2日
⑨16日⑩17日⑪10月14日⑫15日⑬11月18日⑭19日⑮12月10日⑯1
6日⑰17日⑱2016年1月20日⑲1月29日

(2) 集会等への参加

- ①5・3憲法集会《臨港パーク》
- ②日比谷野音集会（5月12日）
- ③オール埼玉総行動（5月31日）
- ④「戦争する国ゴメンです」九条の会東京集会（6月4日）
- ⑤STOP安倍政権集会（6月13日）《東京臨海パーク》
- ⑥「女の平和6・20国会ヒューマンチェーン」
- ⑦総がかり国会包囲行動（6月24日）
- ⑧「戦争法反対！日比谷集会」（7月14日）

- ⑨「とめよう！！戦争法案 集まろう！」 7・26 国会包囲行動
- ⑩「アベ政治を許さない」 全都行動（7月18日）
- ⑪「戦争法案反対！日比谷集会」（7月28日）
- ⑫日弁連総行動（8月26日）
10万人国会包囲集会（8月30日）
- ⑬国会包囲行動（8月11日・14日・15日・16日・17日・18日・19日／9月11日・16日・17日・18日・19日／2016年1月19日）

2 地域でのとりくみ

(1) 渋谷

9条の会、渋谷革新懇が中心

日常的に弁護士・事務局が中心的な役割を担っている

- ①学習会「平和に生きるとは」（遠い国の戦争が日本にも）の開催
ジャーナリストの志葉玲氏が講演。103人が参加

②公開質問状

4月の統一地方選挙の渋谷区の全立候補者（区長・区議）に戦争法制について質問条を送付

③駅頭宣伝（5回）

代々木（4/9）、恵比寿（5/29）、渋谷ハチ公前（6/29、7/9）、笹塚（7/19）

④渋谷区議会への請願行動

民主、共産、無所属（2人）が賛同 反対多数のため不採択

⑤戦争やだね9・10 渋谷集会&パレード 250名参加

- ⑥「戦争法廃止をめざして一私たちはあきらめない」渋谷集会
12月11日（120名）

⑦「2000万署名」いっせい行動 都営住宅に個別訪問 1月30日（土）

戦争法反対の取り組みのなかで、区議会では民主党、共産党、無所属の議員の共闘が生まれた。9月には、民主党、共産党の区議会議員が渋谷の笹塚駅前街頭宣伝行動を行った（共同の街頭宣伝はかつてないことらしい）。9月10日の「戦争はやだね9・10 渋谷集会&パレード」でも民主、共産の区議会議員（共産は国会議員も参加）が参加・あいさつをした。渋谷ではこの流れを強めようと。12月11日に「野党議員とともに戦争法廃止を！」をスローガンにした、集会を成功させた。集会には民主党・共産党の議員が出席、社民党、生活の党・山本太郎と私たちからメッセージが寄せられた。

渋谷は2000万署名を旺盛に取り組むため団地宣伝を企画し、また3月にさらに幅広い層を結集した集会&パレードを開催する。

(2) 中野

9条の会と中野共同行動が中心 日常的に弁護士・事務局が中心的な役割を担っている

- ① 憲法講座（9月8日）連続して開催されていて、今回は24回目
西原博史氏早稲田大学教授を講師に招き開催、67名が参加
- ②「戦争やだね！」中野アピール・パレード
7月12日（350名） 9月2日（500名）
- ③安保法制廃案めざす実行委員会を組織し、「戦争やだね！」等で、民主・共産・無所の区議も参加し、運動が広がってきている
- ④九条の会・中野10周年集会（中野ゼロ小ホール）
12月3日（370名）青井未帆氏の講演。青井氏とSEALDs（シールズ）3名との座談会。制服向上委員会メンバー参加

(3) 杉並

- ◎6月7日 ジュビリー杉並結成学習会
- ◎6月7日 NO WAR杉並デモ 400名参加
- ◎7月5日 FACE TO FACE 9条の会荻窪十周年記念集会
(講演者：李泳采准教授、小森陽一教授)
- ◎7月12日 ジュビリー（若者の戦争法反対の会）デモ 200名参加
- ◎7月12日 NO WAR杉並 中央線一斉街頭宣伝
- ◎7月26日 阿佐ヶ谷駅前でストリートゼミナール（街頭学習会）
- ◎8月23日 ジュビリー（若者の戦争法反対の会）デモ 200名参加
- ◎9月5日 戦争法案を採決させない杉並大集会 400名が参加
- ◎10月23日 杉並憲法の夕べ
映画「望郷の鐘」の上映会878名が参加
- ◎10月25日 安倍政権にNO たたかいの始まり杉並集会 170名が参加
- ◎12月5日 若手有志の会で田村智子議員を呼んで集会 250名が参加
- ◎12月25日 ジュビリー杉並トークライブイベント 50名が参加

杉並区では、9条の会などを中心とする従来の運動体が精力的に活動したほか、それらの運動体を広く結び付けるための「NO WAR 杉並」という組織が立ち上がり、かつてない大きな運動となった。

また、若者を中心とする戦争法反対の団体（ジュビリー杉並）が立ち上がり、デモ、街頭宣伝、学習会などが旺盛に行われたことも大変印象的であった。そのジュビリー杉並で特に斬新だったのが、7月26日に実施したストリートゼミナールという路上学習会で、2時間という長時間にわたって、人通りの多い阿佐ヶ谷駅前で当事務所弁護士が戦争法に関する疑問に答え、その後通行人からも質問に答えるということを行った。このように、無関心層へどうすれば戦

争法の危険性を伝えられるかを常に意識し工夫する姿勢は極めて重要である。

杉並区議会議員も会派の枠を超えて、戦争法反対のための共同運動を広げ、幾度となく共同で街頭宣伝などに参加した。

これらの活動には、当事務所の弁護士のみならず事務局も積極的に参加した。

若年者と中高年者との運動が深く結び付き、今後も更なる運動の展開が期待できる。当事務所としてもこれを全面的にバックアップしていきたい。

法律会計特許一般労働組合の取組について

五反田法律事務所（法会労憲法改悪阻止闘争本部長） 伊藤 次彦

私たち法律会計特許一般労働組合は、憲法改悪阻止闘争本部を設置し、日頃から憲法問題に取り組んでいます。憲法改悪阻止闘争本部では、時々的情勢に応じた憲法問題の学習会やフィールドワークの企画、原水爆禁止世界大会への代表派遣などの取組を行っています。また、組合内に憲法情勢の課題や法会労の取組を知らせる組織内ニュース「はとたま」を発行しています。

これまでも、自民党憲法草案や集団的自衛権について、東京支部や明日の自由を守る若手弁護の会の先生方に講師を担当していただいています。

第2次安倍政権が発足し、改憲に向けた動きが加速する中で、私たち法会労も憲法改悪阻止闘争を中心に、改憲策動に抗する労組の取組を模索してきました。従来から、定期的に裁判所前で宣伝行動を行ってはいます。がしかし、憲法改悪というより大きな問題を裁判所前の宣伝にとどめていいのか、法律関連職種の労働者に限らず、より広範な労働者に訴えることが必要なのではないか、そのような議論を経て、2014年11月には、法会労として街頭宣伝に取り組みました。この宣伝には、東京支部から多くの先生方にも協力いただき盛大な宣伝となりました。2015年には、浦和駅、立川駅、有楽町駅で、集団的自衛権反対の街頭宣伝を行いました。いずれも自由法曹団の先生方にも協力していただきました。

そして、戦後70年を迎えた2015年、戦争体験者の話を直に聞く企画を考えました。しかし、2015年は戦争法案が国会に提出されたこともあり、集団的自衛権行使に真っ向から立ち向かう運動も作らなくてはならない年でもありました。1年で複数の課題に取り組むことは困難ではあります。しかし、戦争体験を聞くことも、戦争法案に反対する運動も、どちらも大切にしたいという議論を経て、戦争法案に反対する運動と戦争体験の聞き取り活動を行うことを確認しました。

集団的自衛権の課題については、国会前行動を軸に据え、外に出て行く活動を重視しました。

また、集団的自衛権と安倍政権のねらいを学習する機会も保障するため、9月10日には、憲法学者の木村草太さんを招いて「ここでしか聞けない憲法の話」と題した学習会を企画しました。

戦争体験については、体験者へのインタビューを行いました。元零戦パイロットの方、治安維持法の犠牲になった方、戦後の反戦運動に関わってこられた方、陸軍兵としてフィリピンに出兵された方から、貴重な体験を聞くことができました。これらの話は、冊子の作成およびダイジェスト映像を作成し、9月10日の学習会で紹介しました。

9月10日の学習会には法会労内外から140名近い参加がありました。木村さんからは集団的自衛権がどうして違憲なのかを3つの角度から解説をしていただきました。また、憲法に関する疑問や18歳選挙権に関する質問など、様々な問題にも触れていただき充実した学習会になりました。

残念ながら、戦争法案は成立されてしまいましたが、現在は毎月19日に行われている行動と2000名署名を軸に活動を続けています。

安倍首相は、今夏の参議院選で憲法改悪を公約に掲げると言われています。選挙に向けて、組合員の投票の自由を確保しつつ戦争法制に反対する勢力を伸ばすために、労働組合として何ができるのかを議論し、憲法改悪阻止の運動を盛りあげていきたいと思っています。機会があれば自由法曹団東京支部と法会労の共同行動も取り組みたいと思っています。その時には、是非ともご助力をいただければと思います。

渋谷共同法律事務所の取り組み

渋谷共同法律事務所 牧戸 美佳・萩尾 健太

当事務所においては、担当する目黒世田谷地域での集会参加・講師活動や、毎月の渋谷駅頭での憲法宣伝などを、所員が行なっています。

1 「7・26戦争法案反対！ママの渋谷ジャック！」

今回の戦争法制反対運動では「ママの会」など、これまでこうした運動に参加したことのない層も、危機感を持って立ち上がりました。「ママの会」が渋谷で7月26日に行ったデモには、地元であることから所員の多くが監視弁護活動に参加した。以下に紹介します。

2015年7月26日のお昼過ぎ、若者が集う渋谷ハチ公前にベビーカーを引いたママや親子連れの家族が続々と集まってきました。この日は「7・26戦争法案反対！ママの渋谷ジャック！」と称して、子育て中の母親たちでつくる「安保関連法案に反対するママの会」が主催する街宣活動とデモが渋谷で行われました。

当事務所からは他に3人のママ弁護士と1人のパパ弁護士も見守り弁護士としてデモに参加しました。

当日は最高気温36度という立っただけで汗が流れ出てくるような暑い日でした。お子さん連れということもあって、団扇、保冷剤を持参するなど、みなさんバッチリ暑さ対策をして無理のない範囲で参加されていました。

12時30分に始まったハチ公前の街宣活動では、東京、京都、福岡など各地から集まったママたちが街宣車の上からスピーチを行いました。みな思い思いの言葉で、時には子どもたちのことを思い涙声になりながら、安保法案反対への思いを渋谷のスクランブル交差点で行き交う人々に訴えかけていました。

街宣活動の後は、宮下公園から出発し、神宮前6丁目交差点を右折して丸井や西武百貨店の前を通過して渋谷駅に戻り、再度宮下公園の前を通過して神宮通公園で解散というルートで、約1時間のデモ行進を行いました。デモ行進は、ママの会のシンボルであるガーベラの花やかわいいお手製のプラカードを掲げ、「戦争させない」「ママは戦争しないと決めた」と声を上げ、また鳴り物もあってとても華やかに行われました。ママや子どもたちだけではなく、パパやだいぶ前に子育てを終えられたであろうパパやママたちも参加していて、“子どもたちを守る”というみんなの思いが結集した、とてもステキなデモでした。

2 居住地での活動

また、事務所の守備範囲だけではなく、所員の居住地でも活動に参加しています。

その例として、原希世巳団員の田無9条の会の代表としての活動があります。5月24日の結成集会に続いて、6月5日に第1回世話人会、6月28日に第1回学習交流会、7月18日に第2回世話人会、8月9日に第3回世話人会、8月23日に第2回学習交流会、9月5日に第4回世話人会と2～3週間おきに会議が入ってます。学習交流会は20名前後、世話会会は7、8名でやっています。

原団員は「学習交流会」では毎回30分程度の話しをし、「世話人会」では毎回情勢の話しをしています。

8月21日には「レッドアクション in 西東京」の女性の皆さんが田無駅頭で100人の行動をやりました。当事務所で西東京市民の淵脇みどり団員も呼びかけ人になって活動しています。

「戦争させない西東京9・12実行委員会」というところが主催する学習会（青井未帆講演）も500人の会場を借りて行ないました。

3 戦争法案強行裁決後の活動

こうした活動は、戦争法案強行採決後も続いています。

10月26日には、地元世田谷の垣根を越えた政党・労組・市民の会である「生かそう憲法！今こそ9条を！世田谷の会」の結成10年記念集会「戦争NO！ YesPeace 世田谷の集い」を

行いました。

会場の成城ホールは、開会時間には400名の会場はすでに満席、戦争法案の強行採決に怒り、この流れを変えなければという参加者の想いがふつふつと伝わってきました。

制服向上委員会の歯に衣着せぬ安倍切りソングと踊りで、集会はスタート。来賓の保坂世田谷区長は、急遽参加できなくなり、平和を強く願う連帯のメッセージを寄せていました。

リレートークでは、高校生、憲法カフェを開催しているママの代表、戦争体験者、教員などそれぞれの分野での活動や体験談などを紹介しました。なかでも区役所の労働組合の委員長が、先輩から聞いたという「赤紙」配達の様子は、届ける方も受け取る家族にもつらいものでした。

後半は、憲法学者・小林節先生のお話ですが、小林先生は政府の集団的自衛権の合憲の解釈をバサッと切り、選挙制度の仕組みから自民党が4割に満たない得票率で7割の議席を占め、やりたい放題の安倍政権を、野党の得票率は4割を超えているのだから、選挙協力すれば8割の議席をとって、政権交代に追い込むことはできると、強調していました。

ママ世代代表からは、身近な人に政治の話をして、なかなか受け入れられないという難しさが語られました。

最終的には参加者は会場からあふれ、入場できなかった方も含めると450名にのぼりました。

当事務所としては、現在2000万人署名を集める活動に取り組んでいます。依頼者・相談者へ送付している事務所ニュースにも同封しました。引き続き、戦争法廃止に向けて、活動を強めて行きたいです。



南シナ海問題をどうみるのか ― 南シナ海 で起きていることその背景 「中国脅威論（南シナ海問題）と戦争法」

東京合同法律事務所 松島 暁

1 はじめに

支部執行部から要請されたテーマは「中国脅威論（南シナ海問題）と戦争法」である。南シナ海で起きている事態の意味を中心に「中国脅威論」とは何なのかを考えてみたいと思う。

今、南シナ海では、アメリカと中国による海洋覇権をめぐる熾烈な争いが繰り広げられている。昨年4月の日米新ガイドラインは、その一方であるアメリカに協力・加担し、他方の中国と対抗するとの合意と表明であり、戦争法（安全保障法制）は、協力と加担を制度として可能にする法律である。中国の脅威だけを問題とするその心情は、内面化された植民地主義の反映である。憲法9条の平和主義を旗印に戦後70年間「平和」国家であり続けてきた日本は、米中いずれの大国にも加担することなく、第3の道を選び取るべきである。

本稿は、昨年11月に改憲阻止対策本部でおこなった「南シナ海問題をどうみるのか ― 南シナ海で起きていることその背景」という口頭報告をベースに、その後の情勢展開もふまえ文書化したものである。

2 習近平政権はなにを目指しているのか

(1) 中国の国家目的の推移と変容―「韜光養晦有所作為」の放棄

中国は南シナ海において小さな岩礁を埋立て、そこに3000メートル級の滑走路をもつ人工島を造成、今年に入り民間機ながら航空機を離発着させるに至った。また、南シナ海において九段線（「九断線」や「U字線」、あるいは形状が牛の舌に似ていることから「牛舌線」と言ったりもする）を書き込み、その内側での排他的権利を主張している。このことの政治的意味を理解するうえで、中国の「国家戦略」の推移と現在を理解しておくことが不可欠である。

2002年、「和谐社会（公正と正義を尊び、友愛に満ち、人と自然が共生する社会）」を掲げて胡錦濤政権が登場した。当初の胡錦濤政権は、鄧小平が提唱した「とうこうようかい 韜光養晦、ゆうしよさくい 有所作為

（能力を隠して力を蓄え少しばかりのことをするという意味）」という内政中心、経済発展を優先する抑制的な外交政策を採用していた。清水美和（元東京新聞論説委員）氏によれば、2008年の北京オリンピックを成功させリーマンショック乗り切った中国は、この抑制的政策を変更、「堅持韜光養晦、積極有所作為」に修正した。能力を隠し、力を蓄えることを堅持するが、より積極的に外交を展開するという意味であり、胡錦濤は「平和的發展」を掲げながらも、外交の最優先課題を「国家の主権と安全、発展の利益の擁護」と言い、鄧小平の「経済建設」を最優先課題としていた路線と決別したとされる。

(2) 習近平政権の登場―「中国の夢＝中華民族の偉大な復興」の実現へ

2012年11月に総書記に就任した習近平の外交政策はさらに積極的なものであった。習近平が掲げたのは「中国の夢＝中華民族の偉大な復興」である。

「誰しも理想や追い求めるもの、そして自らの夢がある。現在みな中国の夢について語っている。私は中華民族の偉大な復興の実現が、近代以降の中華民族の最も偉大な夢だと思う。この夢には数世代の中国人の宿願が凝集され、中華民族と中国人民全体の利益が具体的に現れており、中華民族1人1人が共通して待ち望んでいる」と。

その含意は、こうである。数世代前、近代以前のアジアには中華を中心とする世界、華夷体制が広がっていた。そこでは、中国の政治的・経済的・軍事的・文化的・道徳的覇権（ヘゲモニー）が存在した。近代以前の東アジアにおいて、中国が有していた覇権・ヘゲモニーを取り戻すこと、かつての大中国を近代的形態で復活することこそが「中国の夢」なのである。

(3) 領土・支配圏をめぐる伝統的考え

南シナ海についての中国の主張を理解するうえで、「中国の夢」とともに、領土・領海についての考え方のそもそものが違うことを見ておく必要がある。

ウェストファリア体制（領土権、領土内の法的主権、主権国家による相互内政不可侵の原理）を前提に、近代国民国家は、明確な国境（領土・領海・領空）線によって画されることが前提となる。

ところが伝統的中華体制はこれとは異なる。中華を中心にそのまわりを周辺部が取り囲み、また、周辺部にも「藩部・朝貢・互市」という周辺性の濃淡がある。藩部：今日のモンゴル、チベット、新疆ウイグル（中国は、ここを「核心的利益」と認識しこのエリアへの干渉を絶対に許さない）、朝貢：朝鮮、ベトナム、琉球等の地域で朝貢と恩賜によって関係づけられた中国の「属国」（このエリアにおけるフランスによるベトナム、日本による琉球・朝鮮の略奪、これが屈辱の近代であった）、互市：さらにその外側の日本、西洋諸国。これらは中心部から周辺部になだらかに連続しているのであり、明確な国境線があるわけではないと認識されていた。

1840年のアヘン戦争の敗北など、中国は西欧列強の餌食となり、東アジアでのヘゲモニーを喪失するにいたる。近代とは、中国にとっての屈辱の歴史であった。この失ったヘゲモニーを100年単位で取り戻すこと、この中華民族の偉大な復興が「中国の夢」なのだ。

(4) 中国にとっての南シナ海

南シナ海において海洋覇権を得ることは、この「中国の夢」の大きな支柱であるとともに、それを得なければならない中国の必要性がある。

現代中国の成長を支えているのは沿岸地域の都市部であり、その都市部での工業生産であり、その経済活動に海運・輸出入は不可欠である。また、2007年以降中国は食料の純輸入国となったし、2013年にはアメリカを抜いて世界最大の原油輸入国となった。そのため南シナ海を介して公海にいたる航路の確保は、中国にとって死活的な重要性をもつと認識されている。

尚、南シナ海の航行の自由が保障されていれば足りるではないか、なぜそれ以上の覇権を求めるのが問題となろう。しかし、問題は平時の艦船の航行ではなく、いざという場合、有事

の際の航路確保なのであり、相手方の意向を無視しても航行可能かどうかの問題なのである。

（キューバ危機に際して、覇権国アメリカはソ連によるキューバへの核搬入を実力で阻止した。今、南シナ海について中国にそのような力はまだない。）

3 アメリカのアジア戦略

(1) アメリカは現状をどう見ているのか

アメリカは、今日の世界をどのように見ているのだろうか。きわめて大雑把に述べれば、冷戦崩壊後の比較的安定した世界秩序をロシア、中国、イランが力によって変更しようとしており、これによって世界が不安定化するようになっていっているとしている。

以下は、フォーリン アフェアズ誌に掲載された W.R. ミードの「『歴史の終わり』と地政学の復活 ―リビジョニストパワーの復活」の一説であるが、筆者は、ロシア、中国、イランというリビジョニストパワー（現状変革国家）が、冷戦後の秩序を力で覆そうとしていると見る。

「ロシアは力でクリミアを奪い取り、中国は領海を越えた広範な海域における領有権を主張し、イランはシリアやヒズボラとの同盟関係を利用して中東を支配しようとしている。」

「ヨーロッパにおけるドイツ統一とソ連解体、旧ワルシャワ条約機構メンバーのNATOやEUへの編入、中東では、アメリカと同盟関係にあるサウジ、湾岸諸国、エジプトなどのスンニ派国家の支配的優位、アジアにおける日韓豪らとの安全保障関係を基盤としたアメリカの戦略的優位という冷戦後の地政学的了解を、ロシア、中国、イランというリビジョニストパワー（現状変革国家）は受け入れるつもりはなく、冷戦後の秩序を力で覆そうとしている。」

「アジアにおける中国の強硬路線は、アメリカとアジアにおける同盟諸国との絆を深くし、日本におけるナショナリズムの台頭を刺激した。中国のパワーが増大する一方で日本はそれに対抗していく決意を固めており、アジアにおける緊張は、今後、グローバルな政治・経済領域へと波及するおそれがある。」

冷戦後の、アメリカ+EU+日本による安定した世界秩序（覇権体制）に対し、ロシア、中国、イラン等のリビジョニストパワーが挑戦し、それが世界を政治的・経済的に不安定化させているという。ミード流に言えば、リビジョニスト国家の力による「現状変更の試みの抑止」こそが、戦争法を必要とした理由であり、安全保障法制の立法事実ないし立法目的である。この点についての認識は、日米の防衛・外交担当者間において共通のものとなっていると思われる。

(2) アメリカの対中国政策の転換

かかる情勢認識をふまえ、アメリカは中国とどのように向き合おうとしているのか。2014年秋、アメリカは対中戦略を大きく転換した。

アメリカが伝統的にとってきた政策は、財務省や国務省を中心とした親中「宥和」政策である。中国の資本主義化が民主化を招来すると考え（希望的観測）、大国化する中国を責任あるパートナーへ引き込もうとするもので、それによってウィンウィンの関係が形成されると期待してきた。これとは対照的に国防総省を中心とする対中「強硬」派は、中国をかつての共産主義国、現在は中華帝国と認識し、ゼロサムゲームの相手方だとする考えてきた。この2派がこ

れまで対峙してきたが、前者の融和派が力を失い、アメリカは強硬路線に転じたのである。

それを示すのが外交問題評議会(CFR)特別リポート Robert D. Blackwill, Ashley J. Tellis 「Revising U.S. Grand Strategy Toward China」(中国に対する大戦略の見直し)である。そこでは中国の台頭によってアメリカがアジアから追い出されかねない、これまでの対中戦略を転換し、中国を経済的、外交的、軍事的に抑止する必要があると説いている

外交問題評議会(CFR)を含め、アメリカの対中国認識を転換するに際し、もっとも大きな影響を及ぼしたとされるのが、親中派のマイケル・ピルズベリーが書き表した『China2049(原題:100年マラソン)』である。対中宥和政策の中心論者であったピルズベリーが、「米国の歴代政権の中国への『関与』政策は間違っていた」、「米国が中国と関われば中国は米国主導の国際秩序に協調的な一員として参加してくるだろうという推定は幻想だった」、「一貫して中国は米国を排除して世界覇権を握ることを目指しているのだ」と自らの誤りを告白したのである。

(3) アメリカにとっての南シナ海

南シナ海における近時の中国の動向がアメリカの対中政策の転換の契機となったとして、アメリカにとって南シナ海はいかなる意味を持っているのだろうか。

第1は、国際水域(沿岸12カイリ以外の水域で、アメリカ独自の概念。排他的経済水域を含むもので、公海とはその範囲が異なる)におけるアメリカ海軍の「航行の自由」の確保である。アメリカの国家軍事戦略において米国の安全保障の中核をなすのが、国際公共財及びサイバー空間へのアクセスを確保で、これがすべての国々の安全保障と繁栄を担保するとしている。国際水域における航行の自由は、国際公共財の中心であり、アメリカにとって「一朝ことあらば」速やかに艦船を展開できる航路確保＝航行自由の原理はゆるがせにできない原則である。中国はこの大原則に挑戦していると認識されているのであって、そうだからこそ、対抗的に展開された威嚇行動の名称は「航行の自由作戦」なのである。

第2に、實際上、南シナ海を塞がれるならば、太平洋からインド洋、ペルシャ湾にいたる最短コースが使えなくなり、これに代わる航路はオーストラリアの南を迂回するコースとなるが、それでは数週間の遅れを生してしまうことから、アメリカ軍にとって南シナ海は戦略上の要として位置付けられている。

4 何が問題なのかー領土・領海問題ではない

(1) 領土問題と覇権

尖閣諸島について、その領土が日本に属するという法的裏付け、証拠をいろいろ提出しその正当性を論証しようとする傾向が、わが国においてあるが、そのようなものをいくら出しても無駄であろう。なぜならば、中国サイドからは、ことは領土・領海の問題とは考えず、覇権(ヘゲモニー)の問題であり、尖閣諸島は、中国による東アジアでの覇権奪還の象徴だと位置付けるからである(「尖閣諸島問題は国境紛争の一つではないか」というと、中国人の研究者はみな一様に『尖閣は違う。尖閣は別だ』と答えました。尖閣をめぐる日中の争いは、単なる領土紛争というよりも、アジアの大国として、中国と日本のどちらがアジアの主導権を握るのかを争

う激しい政治闘争である」（君島東彦「東アジア平和秩序平成の道筋」）。そうだとすると、仮に日本の主張が国際法上優勢であったとしても問題が解決するわけではない。日中韓の尖閣と同様に、南シナ海問題は米中の覇権争いそのもののなのである。

(2) 南シナ海の九段線

南シナ海における「九段線」ないし「U字線」は、1936年に愛国的な一地図制作者によって引かれた。1946年、中華民国により正式に採用され、当初は11本あった断線が、後にベトナム付近の2本が消され、現行の9本となった。

中国は、九段線の内側が中国の「領海」として公式に表明したことはなく、曖昧な排他的権利主張にとどまっている。李国強（中国社会科学院）氏は、九段線について「九段線は中国人民の頭に染み込んでいるので、これに適切な法的地位を与えることが必要だ」とも述べている。

連続する実線ではなく破線（断線）なのは何故か、近代国際法ないし海洋法上の領土・領海の主張ではなく、伝統的世界観を基礎とする中国のヘゲモニーを示すエリアではないかというのが私の推測である。その意味では、近代国民国家概念、国際法秩序とは整合しない主張はある。類似のエリアとしては、アメリカにとってのカリブ海やメキシコ湾に相当するのではないか。

(3) 九段線の主張と岩礁埋め立て

九段線にともなうエリア全体に対する排他的支配権の主張と、岩礁の埋め立てと人工島の造成とは一見矛盾するかのように見えるが、いわば予備的主張のようなもので、仮に、九段線内全体の領有が認められないとしても、岩礁（人工島）の領有化と12カイリ+EEZの主張という、2段階の主張になるのではないかと推測される。

(4) 中国人民解放軍を変えた劉華清提督

もともと大陸国家であった中国が、海洋覇権を目指したのは、中国人民解放軍司令・劉華清提督の影響が大きいと言われる。中国の経済発展にともない、陸軍中心の人民解放軍における海軍の比重を高め、同時に、中国海軍を沿岸防衛から外洋海軍へ転換させたのが劉華清提督で、その劉華清提督が信奉したのがA・マハン『海上権力史論』である（劉提督は「中国のマハン」と呼ばれた）。

マハンのいうシーパワーは「生産・海運・植民地」によって構成される。海外植民地から資源を海運で輸送して本国の生産を増大して再び植民地から資源を入手する、という一連の循環する経済システムを海洋国家の基本政策とし、世界の大国となるために必要なのは「海の支配」であり、海洋大国が世界を支配すると考えた。パックス・ブリタニカは、この世界的なシーパワーによって裏付けられたものであり、第2次世界大戦以後のアメリカの大国としての地位は、太平洋、大西洋、インド洋に展開している海軍力（シーパワー）により基礎付けられており、今日のアメリカの世界支配の要諦である。

大国中国は、英米の力の源をこのシーパワーだと認識し、自らもその力を得ようとしている。

5 南シナ海の今後

(1) 今後も平行線が続く米中の覇権争い

米中の2大大国によるヘゲモニー争いは今後も続くと思われる。

かかる状況に際して、日本の安倍政権は、アメリカと心中する路線を選択した。中国を脅威と捉え、その脅威と対抗するには1国では無理だから、もう一方の大国アメリカと連携して対抗しようという戦略である。この路線は、アメリカと中国との間で覇権をめぐる軍事衝突が起きた場合は、この国は必然的に巻き込まれてしまうことを意味する。いざという時にNOとは言えないし、言うつもりもないのであろう。

南シナ海において米中衝突が起きた場合、この国がアメリカと連携して中国と対峙するとの見通しと覚悟を先の安全保障法制国会で審議したであろうか、国民にその見通しと覚悟を問うたであろうか。ほとんど議論されることはなかった。

憲法9条の平和主義を旗印に戦後70年間「平和」国家であり続けてきた日本は、米中いずれの大国にも加担することなく、第3の道を選び取るべき（戦争法廃止）である。

(2) 「脅威」とは何か

確かに、南シナ海に進出を開始した中国について、現状を守らなければならないと考える人々からは、中国を脅威と感ずることは自然かもしれない、

しかし、大国の脅威という視角からは、世界最大の大国であり覇権国であるアメリカの脅威こそが問題にされなければならない。中国の脅威も、アメリカの脅威と同様、大国のパワーにその源が存在するのである。

長年アメリカの支配に従属し、宗主国アメリカの政治・経済・文化・生活様式等々を優れたものとする感性を育み、憧れすら抱くに至った時、支配されている人々の間に植民地主義の内面化が起きる。

仮にアメリカの持つ脅威を感ずることなく、中国の脅威のみを問題とするのであれば、それは長年のアメリカの支配に従属し、そのことに疑問すら感じなくなった上記植民地主義の内面化の反映である。

(3) 航行の自由は正義か

アメリカが「航行の自由」を掲げるのは正義のためなどではない、自国の世界支配に不可欠だからである、中国が南シナ海に進出するのは、大国としての海洋覇権を求めるからである。私たちはこのような争いに首を突っ込むべきではないのである。

繰り返しになるが、中国に正義がないとしてもアメリカが正義を体現しているわけではない。

国際法の父・グロチウスが「海は国際的な領域であり、全ての国家は、海上で展開される貿易のために自由に使うことができる」と主張したときのそれ（『自由海論』）は、先行するポルトガルの既得権を否定し、後発国オランダがポルトガルの海外利権を奪い取るため論理であった。弁護士でありオランダ東インド会社のロビイストであったグロチウスの面目躍如というべき理論である。

【参考文献】

ビル・ヘイトン『南シナ海』（河出書房新社）

君島東彦『東アジア平和秩序への道筋』（別冊法学セミナー）

マイケル・ピルズベリー『China2049（原題：100年マラソン）』（日経BP社）

清水美和『「中国問題」の核心』（ちくま新書）

「慰安婦」問題と日韓合意

町田法律事務所 大森 典子

1 日韓合意の内容と日韓両国での反応

長年懸案になっていた日本軍「慰安婦」問題について、昨年12月28日、突然日本と韓国の外相会談が行われて合意が発表された。

その内容はまず岸田外務大臣が「慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身に癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちを表明する。」と述べた。これは1993年に発表された河野談話の1節とほぼ同じ表現となっている。そして「元慰安婦の方々の心の傷を癒す措置」として韓国政府が設立する財団に政府予算から資金を拠出し、「日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒しのための事業を行う」という。

そして日本政府は前項の「措置を着実に実施するとの前提で、・・・この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。」という。

韓国のユンビョンセ外交部長官も、岸田外相の発表とほぼ同じように日本政府が行う措置が着実に実施されるとの前提で、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する、とした。また同様の前提で今後国際社会でこの問題について「互いに非難・批判することは控える。」と述べた。さらに韓国政府はソウルの日本大使館まえの「少女像」について「適切に解決されるよう努力する。」という1項も付け加えられていた。

この突然の声明に対する日韓両国での反響は複雑である。しかし韓国ではまず被害者の頭越しに押しつけられた合意として白紙撤回と再協議を要求する世論が強い。私は緊急に1月4日と5日にソウルに行き、この問題を長年闘って来た団体や支援の人々との協議を行ったが、韓国でもこのような急転直下の「解決」は日本政府からの押しつけ合意だとする感想が強かった。特に最初の謝罪についても、具体的な事実を認めて謝罪したというのではなく、総理の謝罪も外務大臣が声明で読み上げただけで、10億円を支払えば、あとは「最終的かつ不可逆的解決」として2度と文句を言うな、という上から目線の合意の押しつけだ、という印象で語られてい

る。さらに韓国政府が少女像の撤去まで言われた、という事は、この像の持つ特別の意味合いとも関わって日本政府の要求をのまされたという屈辱感を持たれているようである。

日本では、NHKの世論調査によると今回の合意がよかった、とする人々のパーセンテージは半数を超えている。しかし長年運動を行ってきた人の中からは、被害者が求めている解決とはほど遠く、この声明以降の外相や安倍総理の発言の中からは、口先だけの謝罪で10億円を韓国に支払えば、後の責任はあげて韓国にあるとして、2度と文句を言わせないというところに「本音」があることがあらわになったとして、この合意に抗議し再協議を求める声も強い。

2 あるべき解決とは何か

この問題について長年闘って来たアジアとオランダの被害者と支援してきたNGOは2014年6月「アジア連帯会議」をもって解決提言をまとめ、日本政府に提案した。その内容は第1に、日本政府がどのような加害をしてどのような被害を与えたのかを具体的に確認し、それに対する「責任」を明らかにして謝罪することである。これまで被害者は日本政府が「法的責任」を認めることを求めて来た。しかしこの法的責任という文言にこだわるのではなく、被害者の言葉で改めて何を求めるのか、を言い直せば、口先だけで「責任」を認めて謝罪するというのではなく、加害国が自らどのようなことを行い被害者にどのような苦痛を与えたかを具体的に確認すれば、その事実は当然当時の国内法、国際法に違反する違法行為であって「法的責任」を生じさせるものであることが明らかになる。この「責任」を確認してこのような事実に対して日本政府が翻すことのない明確な方法で謝罪することがあって始めて被害者は本当に日本政府が反省して謝罪してくれた、と受け取ることができる。そしてそのような謝罪があれば当然その謝罪の証しとして賠償が払われるべきであるし、2度とそのようなことを繰り返さない、というための真相解明と事実の継承も出てくるはずである、ということであった。

そしてそこで日本政府に確認を求められた具体的な事実の核心は、日本軍が主体となって慰安所を作り、女性たちの意に反してそこで兵士の相手をさせた、ということであった。

このような被害者と被害者を支えてきたNGOが納得できる解決提言がすでに示され、日本政府に具体的に提言されている状況での今回の合意はいかにもこの内容からはかけ離れていることは間違いない。問題は今この日韓両政府の「合意」が出されているところで、これから何をどのように求めて闘って行くか、という問いが突きつけられているということである。

3 これからの運動の方向について

先にも述べたように国内国外ともに今回の合意に対する反応は複雑である。被害者が受け入れられる本当の解決を求めて来たものからすると、今回の合意は余りにも問題が多い。しかし白紙撤回を求めて改めて協議を再開せよ、といっても現実的でなく、他方で今回の合意にはさらに先へ進むために使えるところもあるとして、真の解決へ向けた運動の足がかりとしてその評価について共通認識をもち、新たな運動の段階に向けて進むべきではないか、と私は思っている。

その第1は、岸田外務大臣の表明した（1）の内容、すなわち責任を痛感して謝罪と反省を述べた部分である。これは河野談話の一節をほぼなぞったものである。そのことはこの表明が河野談話の上にその核心部分を確認したものとして、改めて河野談話はこの声明の元になるものとして、また安倍内閣が再々承継していると表明してきた談話であって、この河野談話の内容は当然に前提になっていることを確認させることである。

そしてさらに河野談話以降の歴史研究の成果として、今や慰安婦制度というのは「当時の軍が関与して」ではなく「軍が主体として慰安所制度を立案し・設置・管理・統制したこと」をみとめさせること、そのような制度の下で被害者が意に反して重大な人権侵害を受けた事実を認めてその「責任」を確認させることである。

第2に内閣総理大臣の謝罪は被害者に向けて被害者に伝わるように、そして2度と謝罪が曖昧になることがないように明確な形で表明される必要がある。

第3に日本政府が抛出して運営される財団への抛出金は、上記のような謝罪の証しとしての抛出金であることが明確に被害者に伝えられる必要がある。日本政府はこの抛出金について「法的責任」は日韓請求権協定で完全かつ最終的に解決しており、もはや法的な支払いではない、と強調する。しかしこの説明は間違っている。日韓請求権協定2条1項のいわゆる請求権の放棄の意味は2007年4月27日の最高裁判決が述べているように、被害者の請求権そのものを消滅させる効果まで持つものではなく、裁判に訴え出る権能を失わせる効果を持つに過ぎないのであるから、日本政府は依然として被害者に「法的」な支払いをする余地があるのである。むしろ本当に被害者の名誉と尊厳の回復と心の慰謝のために抛出するのであれば、謝罪の証しとしての抛出であり賠償の性格を持つものであることを明確にして抛出するべきである。今回の声明（2）の事業は、日本は金を出せばそれで終わる、のではなく「日韓両政府が協力し」て「全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の癒しのための事業を行う」とされているのであるから、日本政府としてこのような事業となるようにする責任がある。

第4に、今回の合意で最終的な解決にするためには、再発防止の措置が当然伴わなければならない。河野談話を引き継いでいる安倍内閣として改めて河野談話で約束した真相究明と教育を通じた次世代への承継を行わなければならない。

第5に被害者は韓国だけにいるのではない。その他の国々との間でも同様の解決が図られなければならない。

今回の合意はこのような真の解決への新たな出発点にたったということを示すもので、「これで解決した」といえるのは、このようなことを日本政府が誠実に実施して被害者がそれを受け入れたときにいえることである。今回の合意がその出発点としての足がかりになるという事はいえるし、そのように使わなければならないものとする。

雑感・半年間の課題と展望

都民中央法律事務所 松井 繁明

餅喰っても止まらない闘い

「餅を喰ったら国民も戦争法のことを忘れるだろう」というのが自民党の悲願でした。しかし彼らの悲願はかないそうにありません。1月4日の総がかり行動が国会前で開かれ、そのなかには「モチ食って怒り増す」というプラカードが掲げられていました。今年もまた、戦争法廃止、アベはやめろ、という闘いは続き、広がり、強まってゆくでしょう。

この闘いは、日本の歴史はじめての市民革命的動きとも評されています。これがどこまで発展するかは、日本の将来を左右するものとなるでしょう。その意味では、今年1月から7月まで、約半年間のスタートダッシュが問われています。そこでの課題と展望はなんでしょう。

野党共闘の行方

戦争法を廃止し、立憲主義を回復するには、国民的運動と野党共闘が欠かせません。日本共産党は昨年9月19日、戦争法廃止の「国民連合政府」構想を提起しました。政権構想ですから主な舞台は衆議院ですが、さし迫った7月の参院選でも、それまでに野党の合意ができれば、野党連合の勝利が展望できるでしょう。逆に合意できなければ、自公勢力が参院でも憲法改悪に必要な3分の2を制する危険性さえも否定できません。参院選で重要なのは、とりわけ32ある1人区での結果です。

では、連合政府構想についての野党合意は成立するのでしょうか。良いニュースと悪いニュースがあります。

悪いニュースからいきましょう。連合政府構想は多くの国民の共感を得ているし、社民、生活による基本方向への同意を得ていますが、民主党には反対論が根強い。反対の根拠は共産党にたいする反感・嫌悪程度のもので、ほとんど説得力がありません。しかしその反感・嫌悪は強烈で、すくなくとも参院選までに民主党が政権構想に合意する可能性はほとんどない、と私は見えています。

4月におこなわれる衆院北海道5区補選でも民主党は、共産党が候補者をおろして民主党候補に統一するよう求めています。が、むずかしいでしょう。共産党は民主党が連合政府構想に同意しなければ候補者をおろさないだろうと思われるからです。

良いニュース。定数1の熊本で野党統一候補として弁護士の阿部広美さんが決まったことです。阿部さんは自由法曹団員ではありませんが、昨年秋まで熊本共同法律事務所の所員だった人です。戦争法の反対などを公約しています。この動きはほかの1人区にも広がってゆくことでしょう。阿部さんを支援するとともに、1人区での統一候補擁立のために奮闘したいもので

す。

もうひとつの良いニュースは、市民連合の成立です。戦争法廃止、立憲主義の回復、個人の尊厳をまもる政治に向けた野党共闘を求めています。

市民連合も強調しているように、そのカギをにぎるのは国民運動の拡大、具体的には2000万署名の達成です。団東京支部も1人200筆の目標を決めているので、なんとか達成しようではありませんか。

安倍政権の支持率

戦争法の強行採決によって10ポイントほど低下した安倍政権の支持率はふたたび40%以上を確保しています。安倍政権の強さを顕しているものとして率直に見なければならぬと思います。同時にこの「強さ」の内実も検討すべきでしょう。内閣支持率40%以上を確保しながら、同内閣の主要な政策——①消費税率の引き上げ、②TPP、③辺野古基地の新設、④原発再稼働、⑤憲法「改正」などについては、反対が多数で、賛成は少数という現実があります。それにもかかわらず安倍政権の支持率が高いのは、「ほかに人がいない」などの消極的支持という実態は自公勢力とも衝撃をあたえ、これでは選挙をたたかえない、という声が広がっています。

W選挙はあるか？

安倍政権が衆院を解散し、参院選にあわせて衆院選挙をおこなう——W選挙の可能性がとりざたされています。過去のW選挙では自民党が圧勝しているので、安倍政権にとってはここで一挙に参院でも3分の2を確保し、改憲に突き進みたい——これが安倍首相のつよいねらいです。

しかしそれには障害もあります。ひとつはこんな衆院解散には大義がないことです。なぜここで解散するのか、説明がつかないのです。

もうひとつは公明党＝創価学会の反対です。W選挙になれば、衆参両院選挙で、比例・選挙区で4人の候補者の選択を創価学会員に指導できないと主張しています。その場合には自民党への支援ができない、と反発しているのです。公明党は「平和の党」のはずなのに戦争法に賛成し、国民生活重視をいいながら、消費税増税にも軽減税率を条件に賛成、TPPにも同意しています。どこまでも自民党についてゆく「下駄の雪」といわれても仕方ありません。とはいえ、公明党、創価学会の支持がなければ、自民党議員の相当部分が落選必至なもの事実です。公明党を切り捨てておおさか維新に乗りかえることも、それほど容易ではありません。「軽減税率」をめぐる、自民党が公明党に振りまわされている状況は、このことを物語っています。

まあ難しいところですが、W選挙はできないのではないかと私は判断しています。

憲法改悪＝緊急事態条項の危険性

安倍首相は新年から「憲法改正」を明確に主張しています。参議院では自公だけでは3分の2は難しいのですが、おおさか維新などを加えて憲法「改正」の発議権を得たい、としています。

改憲の内容は何か。緊急事態条項の追加です。これによって国民を改憲に馴れさせ、最後は9条改訂がねらいです。

しかし緊急事態条項そのものも、恐るべき内容です。

自民党の「憲法改正草案」には緊急事態条項が規定されています（98，99条）。——それによると、外部からの武力攻撃、内乱、大規模な自然災害などがあるとき内閣総理大臣は閣議決定だけで緊急事態の宣言をします。国会の承認は事後でもよく、衆議院が承認したときは、参議院は5日以内に議決しない限り国会の承認があったことになります（下線、引用者）。

緊急事態宣言が発せられると、法律と同一の効力をもつ政令を制定できるほか、必要な支出その他の処分をし、地方自治体の長に指示を出せます。国民は、国その他の公の機関の指示に従わなければなりません。衆議院は解散されなくなり、国会議員は任期が切れても在任できます。——旧憲法の厳戒令そのままといってよいでしょう。

ヒトラー政権は暴虐をきわめました。ワイマール憲法下での「形式的合法性」は維持していたことに注意しなければなりません。ヒトラーは選挙で多数を占めて政権をとり、ワイマール憲法の緊急事態条項にもとづいて「授權法」（全権委任法）を制定したのだからです。

緊急事態推進論者は、東日本大震災のような状況にこれがないと対応できないかのように主張しますが、これはウソです。我が国には相応の災害対策法制が整備されていて、憲法に緊急事態条項ないからといって対応できないわけではありません。不足があれば法律を改正すればよいのです。憲法に緊急事態条項が定められても、それを実施するには法律が要ります。その法律は現行の災害対策法制と同じものになるはず。人を脅かして憲法改悪をはかる手法は卑劣というほかありません。

アベノミクス幻想の終焉

1月4日の大発表から株価が6日間連続で下落しました。内閣支持率が株価に連動する「株価連動内閣」といわれる安倍首相が青ざめるような年明けとなりました。その原因が、中国経済の見通しやサウジとイランの国交断絶などの国際情勢と、国内では少子化傾向にあるというのですから、構造的な深刻さです。

もともと安倍政権は戦争法成立の後は「戦争から経済」への転換をはかろうとしたのですが、「新3本の矢」にたいする財界の反応もはかばかしくなく、国民にはなんのこともやら解らないという状況です。新年早々安倍首相自身が改憲をつよく主張したことで、「経済優先」もモノモクアミです。

第2次安倍政権成立から3年間のアベノミクスの評価が問われます。GDPの上昇もほとんどなく、実質賃金が低下して消費購買力は低いままです。失業率が低下したといっても、非正規労働者が増えただけで、正規社員は減っています。トリクルダウン（したたり落ち）は発生していないのです。

当面の焦点は来年4月の消費税10%への増税です。鳴り物入りで騒がれた軽減税率も減税分6000億円の財源すら示せないオソマツさです。増税が実施されれば、低所得者層への打撃は大きく、日本経済の長期不況も避けられないでしょう。軽減税率をどうするかではなく、増税そのものを止めるべきです。安倍首相は延期はないとしています、財務省は、安倍政権が10%増税を延期してW選挙へ突入するのではないかと、恐れています。

激変する国際情勢

中東ではサウジとイラクが国交を断絶し一触即発の危機にあります。ヨーロッパではパリのテロ事件からISのテロへの報復や警戒が強化されています。極東では北朝鮮が「水爆実験の成功」を宣伝し（実際には「水爆」ではなかったようですが、すくなくとも4回目の原爆実験がおこなわれたのは事実です）、国際社会から強い批判を浴びています。

すでに戦争法を成立させてしまった日本が、急激に変化するこのような国際情勢に巻き込まれる可能性は高まったといえるでしょう。戦争法廃止のたたかいはますます重要になっています。

参院選

このような情勢のもとで私たちは7月の参院選をむかえます。野党間で国民連合政府の合意をさせること、1人区で野党統一候補を擁立し勝利すること、東京選挙区では、山添 拓さんの念願を成就させること——などは私たちの最低限の目標となるでしょう。そのためには、なんとしても2000万署名を成功させる必要があります。

力を合わせて奮闘しようではありませんか。

◇教育問題

東京都における育鵬社教科書 採択阻止の取り組み

クラマエ法律事務所 村田 智子

1 昨年2015年は、4年に一度の、中学校の社会科教科書の採択が行われる年でした。全国各地で、育鵬社の歴史教科書・公民教科書を採択させない取り組みが行われました。

東京でも、東京都の教育委員会に対し、そして市町村や区の教育委員会に対し、各地域で様々な取組がなされました。

東京支部の自由法曹団の事務所、団員、事務局の闘いは、「育鵬社版の歴史・公民教科書の採択を阻止する東京支部の取り組み—各事務所の活動報告—」に記載されておりますので、私は雑駁ではありますが、感想めいたことを書かせていただきたいと思います。

2 まず、全国的な育鵬社・自由社の教科書の採択結果は、歴史は6.6%、公民は5.8%でした（教科書ネット21より）。2011年の採択結果は文科省の発表で育鵬社・自由社併せて歴史3.8%、公民4.1%でしたので、微増しています。

3 しかし、東京では、育鵬社の採択率は2011年よりも減少しています。これは、大田区が他社の教科書を採択したためです。

大田区での採択阻止は、単に採択率を大幅に減少させたということにとどまらず、本当に大きな意義があるものでした。私自身は事務所のある台東区で金竜介団員らとともに教科書運動に携わっていましたが、大田区が採択を阻止したときから、明らかに空気が変わってきたように感じました。台東区の採択日は8月20日という遅い時期でしたが、23区で次々に不採択が決まる中、台東区も無事に不採択となりました。

東京23区は、お互いにライバル意識、あるいは横並び意識があるのではないかと思います。大田区の勝利は、23区全体に大きく影響したと思います。

武蔵野市は残念ながら採択阻止には至りませんでしたが、三多摩法律事務所の団員、事務局の熱心な取り組みは、東京全体の運動を大きく盛り上げるものだったと思います。今後の採択阻止の大きな一里塚になったと思います。

小笠原の採択は不覚でした。こちらに対策を練らなければならないと思います。

4 また、団の取り組みを振り返ってみますと、団本部の教科書問題P Tは、教科書展示会への参加の呼びかけ、リーフレットの制作等、非常に画期的で実践的な運動を繰り広げることができたと思います。このP Tには東京支部の金井幹事長をはじめ、多くの支部員、それも若手の支部員が参加してくださいました。

2015年の闘争では、小林善亮団員がP Tリーダーを務めてくださったため、私自身は一線を引いた形で関わりましたが、東京支部、支部員の皆様には、この場をお借りしまして、心から感謝申し上げます。

教科書問題をしていて常々思うのは、団は市民から本当に信頼されているということです。

今後も、東京支部、支部員、事務局の皆さんと協力し合いながら、教科書問題に取り組んでいきたいと思っております。

武蔵村山市における育鵬社教科書採択阻止の取り組み

三多摩法律事務所 植木 則和

1 4年前の採択の状況

ご承知のとおり、本年8月に行われた中学校教科書採択において、武蔵村山市では公民・歴史の教科書について4年前に引き続き育鵬社の教科書が採択されました。

武蔵村山市には、4年前の教科書採択を控えた中で、都教委から教育長が送り込まれて、育鵬社教科書採択の向けて動きが出ていました。4年前の採択時には、直前になって駅宣、ビラ配りなどの運動を行いましたが、残念ながら歴史・公民共に育鵬社が採択されてしまいました。採択手続では、教育委員会の休憩中に採択教科書の一覧表が教育委員に配布され、実質的な議論がなされないままに一覧表記載のとおりに一括して採択がなされるという暴挙が行われました。採択後、武蔵村山で30年以上前から都教組・新婦人等のメンバーが中心になって活動している「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」を中心に、採択手続の問題を追及し、今回の不採択に向けて育鵬社教科書を採択させないための取り組みを行ってきました。

2 この4年間の取り組み

(1) ビラの全戸配布

4年前の採択直後には、育鵬社教科書の問題点をまとめたビラを市内3500戸に配布し、教科書ネットの俵さんをお招きして学習会を開催しました。その後も、定期的に育

鵬社教科書の問題点を伝えるビラを定期的に市内に配布し、配布したビラのは数は4年間で合計約12万枚になりました。ビラを見た市民から、市長宛に育鵬社教科書に関する不安を述べた手紙が直接届けられるなど、一定の成果はありました。

(2) 教育市民集会

「育てる会」では、活動当初から毎年一回教育市民集会を開催してきましたが、育鵬社教科書採択後は、毎年教科書問題を採り上げてきました。広報活動にも力を入れ、今年の2月に行われた教育市民集会には250人が集まり、市民会館のホールが満員になるほどの盛況でした。

(3) 例会・学習会

上記の教育市民集会とは別に、隔月で例会・学習会を開催し、育鵬社教科書の問題点に止まらず、安倍政権の「戦争ができる国づくり」と「教育再生」との関係など、教科書問題の背景にある問題点を含めて学習を行ってきました。運動を盛り上げる前提として、市民の方々に武蔵村山市の教育現場が抱える様々な問題についても関心を持っていただけるように、午前5時間授業や、あまりに多くの研究授業を抱えていることなど、教科書問題以外の点も採り上げてきました。毎回、30名前後の方にご参加いただき、市民のみなさんに教科書問題を考えていただくきっかけになったと思います。

(4) 採択要綱の改定

上述のとおり、4年前の採択の際には、武蔵村山市の教科書採択要綱の手続規定が杜撰であったため、極めて恣意的な採択がなされてしまいました。そこで、まず多摩地域の各自治体の教科書採択要綱を取り寄せ、「目的規定」「教員・市民の意見の反映過程」「調査委員の構成」等の観点から一覧表にまとめ、比較検討しました。その結果を踏まえ、昨年行われた小学校の教科書採択のための要綱について、採択手続の適正・中立・透明性を目的規定に掲げること、教員や市民の意見聴取の手続を具体的に規定すること（見本本の展示期間の延長を含む）、調査委員の拡充等の改正を武蔵村山の市議会でも要求し、見事に大幅な改正を実現しました。

その結果、昨年の武蔵村山市の小学校教科書採択手続においては、各教科書について実質的な意見交換がなされ、議論のうえで各教科ごとに公開の場で採択がなされました。もちろん、採択要綱にはまだ改善の余地はありますが、恣意的な採択を防ぐという意味で、4年前の中学校教科書採択から大きな改善がみられました。今回の中学校教科書採択も引き続き改正された採択要綱が適用されました。

(5) 個別の市教委への要請

今年の中学校教科書採択を控え、今年の3月には、市教委に対して、より公正で透明性の高い手続の中で採択が行われるよう、「育てる会」名義で文書での要請を行いました。この中では、全国で唯一、武蔵村山市の教育長が教育再生首長会議に出席した点を問題視し、中立性を担保する観点から、教育長は採択手続に関与するべきではないとの意見も盛り込んでいます。

(6) 入学式でのビラ配布

これからまさに育鵬社の教科書を使う中学校の生徒やその保護者の方々に、育鵬社教科書の問題点を知っていただくために、本年の4月には武蔵村山市内の全中学校の入学式において、ビラ配布を行いました。配布するビラには、まずは問題意識を持っていただくことが重要であるため、育鵬社の教科書は全国でわずか4%しか使われていないこと、育鵬社教科書の記載内容の具体的な問題点等を分かりやすく記載しました。

(7) 採択委員会傍聴に関する取り組み

実際に採択が行われる教育委員会を一人でも多くの方が傍聴するよう、市民の方々に広く呼びかけを行いました。また、教育委員会から当日の傍聴は50席との事前の連絡がありましたので、傍聴を希望する市民が全員入れるように広い会場に変更すること、仮に入りきれない傍聴希望者がいた場合には、別室にて音声のみでの傍聴が可能になるような体勢を整えることを要請しました。

3 本年度の採択の様子

(1) 傍聴希望者の状況

採択当日は早朝から列ができるほどたくさんの市民の方々が傍聴希望に足を運び、最終的な希望者は130名を超えました。しかし、事前に要請したにもかかわらず、傍聴は先着の50名にしか認められず、入れなかった市民は別室で待機し、途中退席者が出た場合には先着順に繰り上げて入室可能になるという対応でした。教育委員会は、整理券を150名分用意しており、予め50名を大きく超える希望者が来ることを想定しながら、会場の変更や音声設備の準備は何ら行いませんでした。

(2) 採択手続

① 全体の流れ

昨年度改訂された採択要綱の効果もあり、全体としては4年前とは大きく改善されました。具体的には、各強化毎に選定委員からの報告→教育委員から選定委員への質問→各教科毎に各教育委員が最も適切と思われる出版社を発言→意見交換→採択という流れでした。

選定委員への質問には、「歴史の教科書の中で最も人物を多く採り上げている教科書はどれか」「公民の教科書で、権利ばかりではなく義務もきちんと採り上げている教科書はどれか」など、育鵬社教科書採択を念頭に置いた質問も目立ちました。

② 歴史教科書の採択

5人の各教育委員が最も適切な出版社を挙げたところ、育鵬社3名、東京書籍1名、育鵬社か東京書籍1名という結果でした。その後いくつかの意見交換が行われ、最終的には教育長が「総合すると、育鵬社と東京書籍という意見があるが、全体としては育鵬社ということですね」という趣旨の発言により、育鵬社が採択されました。

③ 公民教科書の採択

公民においても同様に、各委員の意見は、育鵬社3名、東京書籍1名、育鵬社か東京書籍1名という結果でした。同様に、意見交換の後に教育長から「総合すると育鵬社ですね」というまとめが行われ、育鵬社が採択されました。

4 運動面での反省事項

上記のとおり、4年前の採択から様々な取り組みを行ってきましたが、残念ながら今回も育鵬社教科書の採択を阻止することはできませんでした。採択後、「育てる会」を中心に今回の採択の総括を行っているところであり、いくつかの反省点が挙げられています。

まず、当初から重要であると考えて取り組んできたものの、運動を市民全体に広げていくということが不十分であったと思われます。また、適宜、地域の教組・労組や土建、民商等に協力を求めて連帯し運動に取り組んできましたが、中心となって活動できるメンバーの拡充も必要になります。各論的な内容としては、ビラ配りがどの程度の効果があったのかの検証が必要であること、直前に行った各教育委員への個別の働きかけをさらに強める必要があること、教育長の思い通りに様々な「安倍教育再生」の施策が具体化していることへの注意喚起を強めること、といった意見が出されています。他にも、今回は育鵬社教科書採択を阻止した大田区の取り組みについても、おおいに参考にさせていただきたいと思っています。

近日中に、教科書採択における教育委員会の議事録や種々の資料等が明らかになるので、原因を冷静に分析し、4年後に向けて具体的にどのような取り組みが必要なのか、慎重に検証して行く予定です。

5 今後の動き

4年後に向けた中長期的な取り組みは今後も検討していくことになりますが、今回の教科書採択手続の公平性の疑義について、然るべき方法で追究すべきであると考えています、具体的には、武蔵村山市は全国で唯一「教育再生首長会議」に市長とともに教育長が出席しており、懇親会にも参加しています。この参加には、公車が使われたことも確認できています。ご承知のとおり、「教育再生首長会議」と育鵬社は密接な関係にあり、教科書採択を控えた時期の教育長の行動として、公平性の観点から著しく不適切と言わざるを得ません。そこで、「教育再生首長会議」への教育長の公車を用いた出席について、住民監査請求もしくは事務監査請求を行うことを検討しています。

6 おわりに

武蔵村山市において、今回も育鵬社教科書が採択されたことは非常に残念であり、力及ばずにこのような結果になったことについて申し訳なくも思っています。とはいえ、4年後に向けての闘いはすでに始まっていますので、次こそは育鵬社教科書採択を阻止できるよう、引き続き取り組みを強化していきたいと思います。

大田区における育鵬社教科書不採択の運動について

東京南部法律事務所 長尾 詩子

第1 はじめに

2011年8月、大田区では歴史、公民ともに育鵬社教科書を採択しました。

そして、2015年8月、これを区民の力で跳ね返し、歴史、公民ともに育鵬社教科書を採択させませんでした。

大田子どもの教育連絡会の代表として、団員として、この間の区内における運動について、報告をします。

第2 2011年までの大田区における教科書運動

2001年、「つくる会」教科書採択の動きを受けて、「公正な教科書採択を求める大田区民の会」（以下、「区民の会」）が結成されました。元教員や教育、歴史に関わる研究者等が中心となる個人加入の団体です。区民の会が区内の教科書運動を牽引して、2005年、2009年と運動を進めてきました。

2011年、教育委員長は櫻井光政弁護士でした。今から思えばあまりにも情勢に基づかない浅はかな判断だったと思いますが、教育委員長頼みで、私を含め多くの人が大田区で育鵬社の教科書が採択されるなどとは思っていませんでした。

しかし、採択結果は、6人の教育委員会の中で、歴史は5人が育鵬社支持、公民は4人が育鵬社支持であり、歴史、公民ともに育鵬社が採択されることとなったのです。

第3 2014年から2015年にかけての大田区における教科書運動

1 大田子どもの教育連絡会再開総会（2014年春から10月5日）

2014年春から、翌年の教科書採択にむけて区内で教科書の問題を周知し、世論を喚起するためにも、区内にある多種多様な民主団体を結集する動きを作らなければならないと思いました。区民の会は、教科書の問題点を研究し、地道な素晴らしい活動を続けてきており、敬意を表する団体ではあるのですが、個人加入の会であり、区内の民主団体との連携がとりにくかったからです。

同じような問題意識をもつみなさんと、特に区民の会との関係について、運動を分裂させないように慎重な議論を重ねた後に、休眠状態にあった「大田子どもの教育連絡会」（以下、「子ども連」）を再開させ、区民の会と連帯して運動を進める方針をたてました（以下で紹介する集いは全て区民の会と共催しています）。

同年10月15日には、子ども連の再開総会を行いました。同会は、都教組、新婦人

大田支部、そして東京南部法律事務所の3団体が中心となっていました。

同年10月24日、教育子育て9条の会が翌年の教科書採択をにらみ、大田区を重点地域と位置付けて、堀尾輝久先生と白神優理子団員（八王子合同法律事務所）が話すという豪華な「押しかけ」シンポを企画してくださいました。150名の参加の下で、子ども連再開のお披露目をさせていただきました。

また、2014年5月には、子育て世代のママ企画の憲法カフェで、憲法の理念、すばらしさを十分に説明したうえで、育鵬社の教科書を読むという試みをしました。この時の参加者の一人の新婦人の会員が、このカフェに参加して、2015年に育鵬社の教科書が採択されたら自分の子どもがそれを使うのだと知り、教科書問題は自分のこととして取り組む決意をしたと言っていました。早い段階で、子育て世代で、教科書問題は自分たちの問題という意識が広まったことは、その後の運動にも若い人が関わるきっかけとなりました。

2 2・1教育のつどい（2014年11月から2015年2月）

再開した子ども連が、この時期に力を入れていたことは、広く教科書問題を知らせることでした。

「子どもたちに真実を学べる教科書を手渡したい!」というかわいいイラスト付きのチラシを5万枚作成しました。これを使って、宣伝、学習会を行いました。

私自身も、憲法学習会や憲法カフェの際には、このチラシを持参し、主催者からリクエストされなくても、10分は育鵬社の教科書の内容を説明していました。

教育委員会や大田区長への要請とあわせて、PTAや教員団体への要請も行いました。教育委員会の傍聴にも取り組み始めました。

そして、2015年2月1日、「教育のつどい in 大田」と称して、約300人の集会を行いました。集会の宣伝をする中で、教科書問題を知らせることを徹底しました。

この集会を大きく盛り上げたいと思い、各種マスコミにもあたりました。そうしましたら、東京新聞が1週間ほど前に、教科書問題についての触れる形で大きく集会を宣伝する記事を書いてくださいました。これは、私たちにとってはとても励みになりましたし、実際に東京新聞をみて集会に参加してくれた人も少なくありませんでした。なお、後日、他の新聞記者の方と話した際、8月の教科書採択について半年前の2月から大きく打って集会をするということは珍しく、あの記事はよかったとおほめいただいたので、忙しい時期ではありましたが思い切って大きく取り組んでよかったと思っています。

3 育鵬社不採択にむけた具体的な運動の展開（2015年3月から2015年6月）

26中学校の入学式門前で上記チラシを配布しました。教員団体への申し入れ、宣伝、傍聴などは続けていました。

4月の統一地方選では、教科書問題を争点とするべく、候補者全員にアンケートを実

施しました。

そして、教科書の概要がつかめてきてからは、分析し、みんなが学習会ができるようにとポイントをつかむ議論をしました。

そのうえで、6月7日も「教育のつどい in 大田」を行いました。ここでは、教科書問題について知らせるとともに、実際に7月から始まる教科書展示会に行き、どう区民意見を書いてくるのかについてまで踏みこんだ内容としました。220名参加でした。ここでは、教科書問題を知らしめることが進むとともに、具体的に区民意見を書くという流れができました。

この時は、ただ育鵬社教科書反対を抽象的に怒りを込めて書くのではなく、具体的に心を込めて反対意見を書こうということを発信しました（後に詳述しますが、これは大田の運動の一つの特徴だったと思っています）。

なお、この集いでは、大田教組が主体である「大田教育を考える会」とも共催しました。この共催にむけては、多くの方がご尽力いただきました。私自身も大田教組に要請に行きました。すぐにはいいお返事がいただけず、雪の降る中、とぼとぼと帰ったことも今はいい思い出です。

4 教科書展示会への参加（2015年7月）

とにかく教科書展示会に行き、多くの方に区民意見を書いていただくことに注力した時期です。蒲田駅近辺での練り歩きを約2か月で13回行っています。

教科書展示会が始まると、子ども連ではまるで弁護士会選挙のように区民意見を書いたか否かを日々名前でつかんでいました。最終的には525名まで名前でつかめました。私も、歴史1枚、公民1枚、双方とも表では足りず裏まで使って区民意見を書きました。南部事務所の所員も全員、事務所内を区民意見の用紙が飛び交い、書きました（悪筆な所員のものは事務局がワープロ打ちしました）。

怒れる女子会@大田や新婦人若手など子育て世代の女性の集まりのいくつかは、展示会会場の近くで教科書問題の学習会を行い、終了後、そのまま区民意見を書きに行くという行動を行いました。また、区民意見の用紙をもらってきて、友人に書いてもらうという行動も行いました。

学校意見を出すことも、各学校に依頼をしました（この行動には、南部事務所の所員複数名が子ども連のメンバーに同行しました）。

その結果、区民意見は1382通（前回の10倍）、育鵬社教科書に肯定的意見は94件（前回79件）で、圧倒的多数は育鵬社に否定的意見でした。

学校意見も全教科347件（前回66件）、歴史・公民は66件（前回6件）出ました。

5 教科書採択直前行動（2015年7月、8月）

7月22日の教育委員会には、区役所前集会に100名を超える人が集まり、傍聴希

望者が132名集まり、傍聴席を増やし、90名が傍聴しました。

このころには、毎週のように子ども連は街宣をしていました。少しでも私たちの声が教育委員に届くようにと、教育委員の地元駅などで街宣を行うなどの工夫をしました。

8月5日の教育委員会には、区役所前集会には200名を超える人が集まり、傍聴希望者は212名集まり、抽選で90名が傍聴しました。

そして、この日の教育委員会で教科書について採択がなされ、歴史については東京書籍4人、帝国書院1人、育鵬社1人、公民については東京書籍4名、育鵬社2名となり、いずれも東京書籍となり、育鵬社は不採択となりました。

私も、傍聴をさせていただきましたが、まずは日本会議所属だと思っていた委員が育鵬社を支持しなかった時に心の中でガッツポーズをして周囲のみなさんと喜びのアイコンタクトをして、2011年には育鵬社を押した委員も育鵬社を支持しなかった時にはこれで決まったと嬉しさがこみ上げる思いでした。

第4 振り返って思うこと

教科書運動は、各区の教育委員会が採択するため、各地域の運動に基底されます。

各地域ごとに地域の特色があり、大田での教訓が全ての地域に当てはまるとは思いませんが、振り返って思うことを参考までにお伝えすると、以下の2点です。

①地域に責任をもつ

その地域で運動をしなければその地域の教育委員会へ声は届きません。

ですから、団事務所は、最低限、その事務所所在地域や担当地域の教科書運動に責任をもたなければならないと思いました。

私はその観点で行ったことは微力ですが、子ども連の立ち上げ、子育て世代への教科書問題の周知（それも運動に積極的に関わってもらうためには早い段階で問題意識を共有すること）でした。

その地域で運動を広げるためにどういった運動団体が必要なのか、運動を分裂させないために何に留意しなければならないのか、長期的な視点でいつどのような布石を打っておく必要があるのか、そういったことを考えられる団体があればいいのですが、教員の長時間過密労働及び締め付け管理が深刻な中、団事務所は、地域から運動が起こってくるのを待っているのではなく、積極的に責任をもっていかなければいけないのではないかと思います。

②教育委員批判をしない、育鵬社反対とだけ言わない

子ども連は、一切、教育委員批判をしませんでした。4年前に育鵬社を支持した教育委員に対しても批判をしませんでした。これをある学習会で伝えた時、会場から笑い声が上がりましたが、嘘ではなく、まじめに、本当に教育委員批判はしませんでした。育鵬社の教科書をきちんと読んでくれれば反対してくれるはずだという信

頼の下に教育委員批判はしませんでした。

そして、育鵬社の教科書にただ反対というのではなく、具体的にどこが誤っているから、どこが危険だからと指摘して反対する。その際も、「心を込めて」、理解してほしいとい

う願いを込めて書くということをしました。

その結果が、日本会議所属委員にも育鵬社を支持できなくさせ、4年前に育鵬社を支持した教育委員に意見を撤回しやすくさせることにつながったと思っています（ここは本当に地域によっては当てはまらない地域もあるのだと思いますので、見極めは大事だと思います）。

今の安倍政権、その潮流が続く限り、大なり小なり教科書問題は続く問題だと思います。

2015年の団の教科書問題PTのみなさんの緻密な教科書分析、採択状況を記載した日々のファックスニュースなどの活躍に感謝し、みなさんとともに、来たる2019年の採択、その前の道徳教科化についても、取り組んでいきます。

東京都立学校「日の君」強制事件・第2次再雇用拒否訴訟 控訴審「勝訴！！」判決報告

北千住法律事務所 柿沼 真利

はじめに

東京都立学校の卒業式・入学式における生徒に対する「日の丸」・「君が代」の指導に関し、あの石原慎太郎都政下の2003年10月23日に一つの「通達」が東京都教育委員会から出された。そして、以後、卒業式などにおいて、「君が代」斉唱時に、「日の丸」に向かって起立しなかった教師の方々が、職務命令に違反したなどとして、懲戒処分、あるいは、定年退職後の「再雇用職員」等への採用の一律拒否、等の不利益を課されている現状にあることは、皆さんご存じのとおりだと思う。

この件に関しては、既に、最高裁判決が出された事件もあるが、「全てが終わった」、というわけではなく、現在も、訴訟活動が行われているのである。なお、本件の全体の概要については、「被処分者の会」のHPをご参照いただきたい。

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~hishobunshanokai/>

そんな中、第2次再雇用拒否訴訟で、2015年5月25日の第1審に続き、同年12月

10日、控訴審・東京高裁でも、東京都側の控訴を棄却する内容の原告勝訴判決が言い渡されたので、報告する。

事件の概要と判決の内容

同事件は、2007年3月、08年3月、09年3月にそれぞれ、定年退職を迎えた都立学校の教師であった方々22名が、都立学校の定年退職後の再就職制度である「再雇用職員」、「非常勤教員」への採用を希望したところ、過去に、「君が代」斉唱時に職務命令違反の「不起立」があったこと「のみ」を理由に、それが重大な非違行為であるとして、一律にその採用を拒否されたので、その違憲・違法を主張し、損害賠償請求を行ったものである。

第1審では、2015年5月25日に、原告一部勝訴判決が言い渡された。判決の内容は、端的に言うと、被告・東京都による「不起立のみ」を理由とした本件採用拒否は、その裁量権を逸脱・濫用する違法なものであり、原告らに対し、一人当たり、再雇用職員に採用された場合に1年間分の給与に相当する金額の賠償を行うことを、東京都に命じた、というものである。

この判決が、「画期的」なのは、既に、この「日の君不起立」を理由とした「定年退職後の再雇用職員などへの採用拒否」に関しては、複数の訴訟が先行的に起こされており（本件も「第2次」と銘打っている）、それらはいずれも、最高裁まで行った上で、全面敗訴判決が確定してしまっており、本件でも都側はそのことを主張していたのである（まあ、それが、本件が長引いている理由の一つでもあるが）。そんな中で、本件では、「勝訴」判決を勝ち取ったのである。

本件で弁護団は、公務員の定年退職後の採用制度に関する近時の法制度等のあり方（「原則採用」の流れ）、これに沿った新たな裁判例の存在、行政機関の裁量権行使の適法性判断に関する近時の最高裁判例の傾向（具体的で緻密な総合考慮）を示しつつ、本件の判決を、単なる先行訴訟の判決のコピペにしないよう、弁護活動を行った。また、都側の強制の実態が、「通達」、「職務命令」などの個別の要素だけに存在するのではなく、「通達」→「職務命令」→「懲戒処分」→「採用拒否」という「一連の仕組み」によって構成されているとの視点も示した。

第1審判決の注目点

この第1審判決で注目すべきは、①教師らに「君が代」斉唱時に起立を命じるのは、その教師らの世界観、人生観などに関わるものであり、「思想・良心の自由」に対する間接的制約になり得るものであり、これに対する不利益は慎重に行わなければならないこと、②都立学校における教師の定年退職後の再雇用職員制度などは、教師らの定年退職後の収入の確保などの趣旨がありこれに対する教師らの期待は法律上保護されるものであり、東京都の採用選考に関する裁量権も一定程度制限を受けること、③都側が、教師らに「君が代」斉唱時の起立を命じる職務命令の根拠として主張している、学習指導要領のいわゆる「国旗国歌指導

条項」について、同要領の全体的な概要を見た上で、同要領中の同条項の位置付けについて、「他の特別行事の実施や配慮すべき事項の内容と対比して特段区別した位置付けが与えられているとまでは認められない」とし、このことをのみを採用拒否の理由とはできないこと、④再雇用制度等は、退職前の地位に密接に関連し、全く新規に採用する場合と同列に考えるべきではなく、懲戒処分を課す場合と別異に考えるべきではないこと、などを認めた点である。

なお、本件で、原告らは、先行する訴訟と同様、「思想・良心の自由」侵害、「教育の自由」侵害、教育基本法違反なども主張したが、それらの点については、本判決は、そもそも判断自体していない。

しかし、上記の裁量権の逸脱濫用論の中で、憲法的価値観や、教育法的価値観を盛り込んでいる点もあり、よく「練られた」判決であると言える。

そして、控訴審判決、さらに最高裁へ

その後、東京都側が控訴し（原告側は控訴せず。）、第2ラウンドとなった。

しかし、控訴審は1回結審となり、今回12月10日の判決言渡しとなった。控訴審判決も、基本的には、上記第1審判決の内容を、ほぼそのまま踏襲し、かつ、東京都側が控訴審で行った主張を、ことごとく排斥した。特に注目すべき点としては、控訴審判決は、都側の再雇用拒否について、「現状の運用自体も憲法上の自由との関係で問題があるものである」と、実質上憲法違反と評価したとも読める判断を行っているのである。

そして、東京都側の控訴が全面的に棄却されたのである。

とはいえ、都側は、上告受理申立てを行ってきたので、第3ラウンドの開幕である。本件は、今後、東京都に限らず、公立学校の教育現場における日の君強制への一定の歯止めになり、また、この日の君強制事案以外についても、公務員の定年退職後の再任用拒否事案にも影響を与えうるものでもあり、気を引き締めて望むことが必要である。



◇労働・貧困

「女性活躍推進法」の施行にあたり 取り組み強化を！

東京法律事務所 今野 久子

女性活躍推進法（以下、「推進法」という）が本年4月1日から施行される。

法律の実効性については、疑問が呈されていたが、対決法案ではないので、昨年8月28日全会一致で成立した。推進法は10年間の時限立法である。省令も制定され、指針も告示され、施行に向けて厚労省は新法の「Q&A」シリーズやリーフレットなどを発行するなど、法律の周知・徹底に取り組んでいる。推進法は、国及び地方公共団体（特定事業主）、民間の団体・企業等事業主を対象としている。国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定する義務、都道府県・市町村は国の基本方針などを勘案して推進計画を策定する努力義務が定められている。

大企業（一般事業主）は、本年4月1日までに、行動計画を届け出なければならない。1月からは、行動計画届出の受付業務も開始されており、各企業はその準備の真っ最中ではないかと思われる（そうあってほしい）。本稿では、字数が限られているので、民間の団体、企業等の事業主について、法律の概要を述べ、その活用について、若干の私見を述べたい。法律、規則、指針などの詳細は、厚労省のHP等を参照されたい。

1 事業主行動計画等

事業主は、以下のことをしなければならない。大企業（常時雇用する労働者が301人以上の事業主）は義務であり、中小企業は（300人以下）は努力義務である。

(1) 女性の活躍に関する状況把握・課題分析

各企業の女性の活躍を推進するためには、現状を正確に把握し、何が課題であるかがわからなければ、実効性のある計画をつくれない。推進法は、状況把握のための**基礎項目**（必須項目）として次を定める。

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ② 男女の平均勤続年数の差異
- ③ 労働者の各月毎の平均残業時間数等の労働時間の状況
- ④ 管理職に占める女性の割合

選択項目（任意項目）としては、21項目が挙げられている。各企業の実情に応じて把握することが効果的と思う項目を選ぶことになる。

これらの状況把握の方法については、省令・指針に詳細な定めがあり、ぜひ一読されることをおすすめする。

たとえば、①②については、雇用管理区分毎に把握することになっており、③の労働時間の把握については、パート労働者とそれ以外の労働者は区分すること等が定められている。

- (2) 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定、労働者への周知、都道府県労働局への届け出、外部への公表

各企業は、指針に即した行動計画を策定しなければならない。行動計画の必須記載事項は以下のとおり。

- ① 計画期間 ②数値目標 ③取組内容 ④取組の実施時期

- (3) 女性の活躍に関する情報公表

女性の職業選択に資するよう、事業主が適切と思えるものを一つ以上選んで公表しなければならない。公表項目、公表方法は省令・指針を参照のこと。公表の方法として、自社のHP等。2月には厚労省が情報を一元的に集約したデータをホームページに公表予定なので、それを情報公開先として利用可能である。

2 優良企業の認定

推進法では、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進への取組み・実施等が優良な企業は、申請により厚労大臣の認定を受けることができる。優良企業として認定されれば、認定マークを商品などにつけることができる。取り組みを強化するインセンティブになろう。

3 実効性のあるものにするために労働者側の取組み強化を

安倍政権は、「女性が輝く社会をめざす」といい、2020年には「指導的地位の女性を3割に」等という目標を定め、女性を成長戦略の中核と位置づけている。しかし、女性の実態は、「女性が輝く」「女性の活躍」には、ほど遠い。男女賃金格差は著しく、正社員男女間でも、男性100として女性は74.8である（2014年）。パートや派遣など非正規で働く女性は約6割に達しようとしている。パートの時間給は、男性正社員の2分の1程度である。働く世代の単身女性の3分の1が年収114万円未満など、女性の貧困化は深刻な社会問題である。「正社員なら長時間労働が当たり前」という企業風土のなかで、妊娠、出産して働きつづけることができずにやめる女性が後を絶たない。第1子出産後離職する女性が約6割、これは均等法制定以来30年も変わらず、M型雇用は改善されていない。

私は、昨年8月6日に参議院の内閣委員会で、推進法案について、3人の参考人の内の一人として意見を述べる機会を得た。2015年は、女性差別撤廃条約批准及び男女雇用機会均等法制定から30年。女性差別撤廃条約で定める「奪い得ない権利」としての「労働の権

利」を確立するという立場で、長年女性の賃金・昇格差別や非正規労働問題を担当してきた経験等を踏まえて意見を述べると前置きした。第1に、一部エリート女性を対象とするものではなく、パートや派遣など貧困と格差に苦しんでいる女性をも対象とすること。第2に、実効性のある法律にすること、そのためには法案は不十分であるとして状況把握のための必須項目には「男女賃金の差異」等も入れるべきであると、法律家として細かく具体的な提言をした（意見は一部附帯決議や省令等に反映されたようである）。そして、最後に労働者派遣法の改悪や長時間労働を放置しての労基法の改悪など、女性の活躍をすすめる方向とは真逆ではないかと、アベノミクス批判も行った。合計3時間、各議員からの質問を受けて、それに答えながら自分の言いたいことを述べることができた。議員からは、「三世代同居を理想像と考えるが、参考人の理想的な家庭像は？」「これはセクハラにあたりますか？」などという趣旨不明の質問もあり、議員の間でも、女性活躍についての認識や理解の程度に大きな差があると実感した。

この法律を活かしていけるかどうかは、労働者側の取り組み次第であると思う。労働組合のあるところでは、使用者に状況把握や計画等について積極的に要求していくなど取り組みを強めてほしい。「女性の働きやすい職場は男性も働きやすい職場」になるよう、組合の出番である。

「安倍政権の労働法制改悪を許さない」

旬報法律事務所 並木 陽介

1 はじめに

安倍政権は13年1月、「世界一企業が活動しやすい国」を目指すと宣言し、それ以降、「雇用改革」として、労働法制改悪の動きを進めている。

2 派遣法改悪

労働法制改悪の動きとしてまず指摘されるのが、昨年9月に成立した労働者派遣法の「改正」である。

「改正」派遣法は、有期雇用派遣労働者については、派遣先の同一事業所では3年の期間制限を設けるものの、過半数労働組合もしくは過半数代表の意見を聴取しさえすれば、労働者派遣を永久に延長できることになっている。また、有期雇用派遣労働者個人については、同一組織（課など）単位で上限3年の期間制限が設けられており、3年ごとに職場を追われることとなり、派遣切りを合法化する反面、派遣先は派遣労働者を3年ごとに入れ替えれば永久に派遣を利用することができる。さらに、無期雇用派遣労働者については、派遣期間制限は一切設け

られておらず、派遣先はやはり永久に派遣労働者を使用することができる。

今回の「改正」によって、有期雇用派遣労働者の地位がますます不安定なものとなった。他方、派遣労働者を利用する派遣先にとっては、派遣法が極めて使い勝手の良いものとなったため、ますます正規労働者の採用を控え、派遣労働者の利用を増やすことが予想される。また、上記のとおり派遣労働者が有期雇用であっても使い勝手の良さは無期雇用派遣労働者の場合と変わらず、他方で派遣元が派遣労働者を無期雇用した場合には雇用者責任が重くなることから、派遣労働者の無期雇用化が促進されることは考え難い。今回の派遣法「改正」により、昇給なし・賞与なしの低賃金、不安定雇用である有期雇用派遣労働者の激増が予想される。

なお、違法派遣の場合には派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込みをしたものとみなす「みなし制度」が設けられた。しかしながら、期間制限違反の場合に申し込みの内容となる労働条件について、厚労省は派遣元での雇用期間がそのまま申し込まれたものとみなされると解釈している。この解釈に従えば、例えば、派遣元との雇用期間が2016年1月1日から同年3月31日までの3か月間とされている派遣労働者が、同年3月1日に「みなし制度」を利用した場合、派遣先と当該労働者の間に直接労働契約関係が生じるが、その周期はやはり2016年3月31日までということである。「みなし制度」を利用してもすぐに終期が到来し、場合によっては派遣先がその効力を争う場合には解決前に雇用契約関係が終了することになりかねない。おとなしくしていれば違法であったとしても仕事があったのに、「みなし制度」を利用したのために雇用契約が更新されず終了し、収入の途が断たれるということになりかねない制度であり、直接雇用を促進するものとは到底言えない。

また、雇用安定措置の内容として派遣先に対する直接雇用の依頼などが設けられたが、これは同一組織単位の業務に3年間派遣される見込みのある労働者についてのみ義務付けられるものであって、派遣の見込みが1年以上3年未満の労働者については努力義務に過ぎず、1年未満の労働者に至ってはかかる義務すら認められず、実効性には極めて疑問がある。

派遣労働者の地位を安定させ、直接雇用を促進する制度とするべく、派遣法を真に改正するための取り組みが必要である。同時に、それまでの間、不十分ではありながらも派遣労働者の役に立つ制度を活用し、派遣労働者の地位の安定と直接雇用の促進に取り組むことも必要である。

3 労働時間法制について

2015年通常国会において、安倍政権は、高度プロフェッショナル制度を導入し、企画業務型裁量労働制の拡大等の労働時間法制改悪を内容とする労働基準法等「改正」案を提出した。

高度プロフェッショナル制度は、その対象業務を「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定められる業務」と定めている。極めてあいまいな規定であり、結局厚生労働省令で定めた業務について高度プロフェッショナル制度が適用されることとなるため、その対象が際限なく広がりかねない。また、同制度については、健康・福祉確保措置が設けられている

が、48日間連続して24時間労働に従事させることも許容するものであり、何ら労働者の件公約福祉が確保されるものとはなっていない。

企画業務型裁量労働制についても、その拡大対象にはそもそも裁量性のない業務まで含まれている上、あいまいかつ理解が困難な規定がなされ、現在でも脱法的な裁量労働制の利用がはびこっている中、それがますます横行することとなりかねない。

いずれも残業代や深夜労働割増賃金の不払いを合法化し、またはその範囲を拡大するものである。残業代等の不払いが横行すれば、労働者の手取りが下がり、国民の貧困化がますます進むという経済的な側面のみならず、労働時間のますますの長時間化を招き、ただでさえ過労死、過労自殺の多さが問題となっている中、これらをますます激増させるものである。加えて、労働時間の長時間化は、労働者から政治問題に触れる時間をも奪う側面も有しており、国民権との関係からも重大な問題をはらんでいる。

4 最後に

その他、安倍政権が目論む労働法制改悪の動きとしては、違法な解雇も金で合法化する解雇の金銭解決制度の導入、限定正社員制度の整備も指摘される。

解雇の金銭解決制度は、低廉な金銭で労働者を強制的に排除することも可能となりかねず、労働組合排除に利用されかねない危険性がある。また、限定正社員制度は、新たな低賃金労働者を生み出す方策となり、また安易な事業所閉鎖による解雇をもたらしかねず、他方で「無限定正社員」なる概念も生み出しかねないなど、正社員雇用ルールを破壊する危険を有する。

現在求められていることは、労働者が命や健康を脅かされることなく働くことのできる適切なルールが創設され、これが遵守されることであり、そのためには非正規の正規化と正規労働者の労働時間の短時間化が必要である。これによって男性のみならず、女性も人間らしい働き方、暮らし方が可能となるのである。

そのためにも、安倍政権の雇用破壊を打ち砕く取り組みを強化していく必要がある。



首都圏青年ユニオン顧問弁護団 の現在の活動

東京法律事務所 笹山 尚人

1 顧問弁護団を結成して8年が経過

どんな雇用形態でも、一人から参加できる。運営は青年自身が担い、自らたたかうことを基軸において、青年の一般労働組合。それが首都圏青年ユニオンである。

首都圏青年ユニオンの結成は、2000年12月1日。数々の労働者の相談にのり、団体交渉や労働委員会などの場で、青年労働者の要求を実現する活動を行ってきた。2004年11月からは、首都圏青年ユニオンを支える会の活動が開始され、同会の協力のもと、専従を配置し、さらに活動を発展させてきた。

組合の結成以降7年にわたり、私がただ1人の首都圏青年ユニオンの顧問として活動してきた。弁護士がかかわる事件も多くなり、また、ワーキングプア、貧困問題に取り組む運動の更なる発展のために、弁護士を多数募って弁護団体制をつくろうと考えたのが弁護団結成の契機。

2007年12月6日、弁護団は13名で結成した。結成以来、他県へ転出する弁護士などもあり多少増減したが、参加を希望する弁護士も増え、現在弁護団は、67期を再若手として24名となっている。全員団員である（東京支部のほか埼玉支部のメンバーがいる）。

結成当初は、労働審判制度の開始ともあいまって、顧問弁護団の弁護士の多くに事件が配点される状況であったが、2008年のリーマン・ショック以降の時期から事件数が漸減した。首都圏青年ユニオンに相談のある事例が「派遣切り」に象徴される非正規雇用の事件、ワーキングプアの事件が増加したためと考えられる。請求金額が50万円に満たない賃金未払い事件では弁護団への配点が難しい。そうしたこともあり、現在弁護団が担当している事例は実質的には2件で、「カフェ・ベローチェ事件」、「ニコン偽装請負事件」である。私はそのうちの「カフェ・ベローチェ事件」を担当している。

弁護団の弁護士としては、組合からの依頼を受けた案件を勝利に導くよう、原告本人及び組合と共に奮闘していきたい。

2 2015年をふりかえって

(1) 2015年中は、下記に紹介する秋田書店事件のほか、何件かの事件を弁護団は解決した。また、ユニオンの求めに従い、労働法講座で講師を務める、尋問に向けた公開演習などを行ってきた。

(2) 2015年12月に開いた顧問弁護団総会では、弁護団は、首都圏青年ユニオンの活動について、「アンテナ機能が重要」「解決能力」と分析した。

まずは、労働組合の活動を体験していない若年労働者が多い中、彼らと呼び寄せ、労働組

合を体験すること自体が重要。そのために、ユニオンの名前を売る、マスメディアに出る、ということで知らせていくことが大切。

次に、労働組合である以上、労働問題を「解決」しなければならない。

そして、解決できないときスピーディに弁護団を頼る。ユニオンと弁護団とはそのような関係を作っていく。

(3) そのうえで、弁護団は、今後、相談活動を充実させていくということを通じ、ユニオン専従をはじめ、ユニオンの活動を十二分にフォローしていくこととする。

弁護団運営についても、これまでの事務局長一極集中型を改め、次長も含めた任務分担制度に変えていく。会議の進行、事件の相談・配点の協議、ユニオンバックアップ委員会発足後の対応、ユニオンのネットでの露出活動、相談活動、支える会の拡大、労働法講座、ニュースレターの寄稿と、やろうと思えばやれることは多くある。

(4) 弁護団事務局長は、再度、私が就任した。事務局長代行、次長や相談役と協議し、彼らに責任を負ってもらいながら、ユニオン弁護団の活動を無理なく、楽しんで担当していきたい。

3 「カフェ・ベローチェ事件」で敗訴判決

2015年を振り返ってトピカルなこととして、「カフェ・ベローチェ事件」で敗訴判決を受けたことがある。

(1) カフェ・ベローチェ事件は、喫茶店チェーン店で合計約9年にわたって、3か月契約を更新して就労してきた労働者が、2012年6月をもって雇止めになった事件。しかもその理由たるや、縷々変転したあげく、「わが社には鮮度という言葉がある。」と、人の入れ替わりをして若い人を活用することを表現したので、地位確認とともに損害賠償を請求したというケースだ。

2015年7月31日、東京地裁民事第19部の吉田光寿裁判官は、原告の請求を全面的に棄却する判決を言い渡した。私は思わず発言していた。「絶対に許しませんよ!!」。

(2) 判決には、いくつか許せないポイントがあった。

①第1に、労使協議についてまったくわかっていないところである。

判決では、河添書記長（当時）と会社の人事部長との間で「組合員については上限なく更新する」という約束ができていたことについて、「そんな事実はない、電話での話だから誤解したんでしょ」「人事部長が権限もないのに勝手なことを言ったんでしょ」と切って捨てた。

しかし、労使協議というものは、押したり引いたり、議論を積み重ねて行うもの。議論の経過からして、約束ができたことは誤解の余地がない。そして、労組法上も、団体交渉には権限ある者が出席しなければならないとされている。それまでの団交も折衝も全て出席してきた人事部長に権限がない？はあ？

労使協議というものはそれくらい重いもの。だって労働者の人生がかかっている。それをなんだと思っているのか。裁判所の判断は、労働組合の議論をあまりに軽く見ている。

②第2に、学生アルバイト、有期雇用の就労なんてそんなに保護する必要ないと思っている。

判決は、原告の勤務頻度が少ないことから雇用の保護は低いという趣旨の判断をしていた。しかし、勤務頻度が少なからうが、働く必要性があって、これまで働けていたのなら、同じように働いていけるはずだと考えるのは労働者として当然のこと。この判決の論理なら、アルバイトはいつクビになってもいい、それくらい軽い存在だ、ということになる。

③第3に、「鮮度」について「たいしたことない」と言ったこと。

判決は、会社の「鮮度発言」について、「議論の中の一言をとらえて違法性を判断すべきではない」「加害の意図があるとまでは言えない」と言った。

議論の中だろうがなんだろうが、たった一言で、決定的に傷つけられるなんてこと、世の中にはざらにある。加害の意図がないならいいというのもふざけた話。じゃあ悪気のない行為なら何を言ってもいいのか？

(3) 私たちは控訴した。控訴審は、2回の弁論の後、和解協議に入った。本稿執筆中の2016年1月18日現在、和解協議は大詰めに入っている。

4 「秋田書店事件」で勝利和解

秋田書店事件は、漫画編集者の原告が、漫画雑誌の景品について偽装表示があったため、そのことに異議を唱えたところ、編集部からパワハラに遭い、違法な景品の偽装表示の紙面づくりを強要された結果、精神疾患を患って休職に追い込まれた後、こともあろうに会社が、景品の横領の濡れ衣を着せ、懲戒解雇してきたという事件である。会社のさせたことが違法であったことは、消費者庁がこれを認定して措置命令を会社に発したことから争いが無い。

この事件は、2月に尋問ののち、長期間の和解協議を経て、10月28日、和解が成立した。今回、本人は会社を去ることにはなったが、合意退職ということになったこと、会社は解決金を支払うことにはなった。本人の名誉を回復し、本人の苦痛に対して慰謝させることはできた。

病気で苦しむなか、労働組合の仲間に支えられ、本人が頑張り抜いた。

他方、会社の態度には疑問を禁じ得なかった。和解の話し合いの席上、私たちは、会社に、本人を違法行為に従事させたことを謝罪すること、二度と違法行為をしないことを約束することを求めた。しかし、会社は認めなかった。秋田書店といえば「ドカベン」や「ブラックジャック」を出している会社。子どもたちに夢と希望を持ってもらおうという会社のはず。会社は読者に謝罪していませんし、違法行為に関与した者は誰一人懲戒もされていない。こんなことで恥ずかしくないのか。

いまは、本人の健康が回復し、一刻も早い社会復帰の日が来ることを願っている。そして、この事件を通じ、私は、労働者を苦しめる企業の悪行とたたかう労働組合と、それとともに活動する弁護団の必要性を改めて痛感した。

5 2016年の活動について

首都圏青年ユニオンは、財政難から、従来の専従体制3名を2名にした。活動そのものを継続し、従来の質量を維持すること自体困難である。

しかし、首都圏青年ユニオンに参加する労働者をじわじわと広げていくことが大切である。私自身は、ユニオンの性格に関する2(2)に記述した分析はそれ自体正しいとは考えているが、だからといって、意識的積極的に労働組合としての組織化の努力は各別に行うべきであり、ここについて手を抜いてよいことにはならない、と考えている。アンテナ機能と解決力があるろうと、日本社会全体の中では埋もれていてはせっかくの機能がもったいない。日本社会全体における影響力は強めていきたい。それには人数が必要だからだ。

また、現在、2015年の戦争法反対の世論と運動は、青年労働者が主権者として立ち上がる条件が成熟しつつあることを示した。首都圏青年ユニオンもこの情勢に切り込んでいく必要がある。

私自身は、この中で重要なのは、ブラック企業による違法な仕打ちを許さないというキャンペーンとともに、「生活できる賃金を寄越せ」という、内部留保を貯め続ける大企業を中心とした経済界に対する、最低賃金引き上げの要求が大切ではないかと近頃考えている。

こうしたことについて、ユニオンのみんなや弁護団のみんなと語り合いたい。

まずは、ユニオンの力を引き出していくよう、ユニオンの相談力をあげるような取り組みから始めていきたいと考えている。つまり、専従以外による相談体制の構築である。

専従2名体制のもとでも、現在の350名の組織人員を擁し、ユニオンは健闘して活動している。今年も、首都圏青年ユニオンの活動に貢献したい。

日本IBMロックアウト解雇事件 などについて

旬報法律事務所 並木 陽介

1 はじめに

日本アイ・ビー・エム(株)（以下「IBM」と言う。）は、2008年10月から組織的かつ大量に退職強要を行い（これについては後に労働者から損害賠償請求訴訟が提起された。）、2012年になってさらに新たな手法によるリストラを始めた。それが今回ご報告する日本IBMロックアウト解雇事件である。

2 IBMのロックアウト解雇

IBMが新たに行ったロックアウト解雇の手法は次のとおりである。

IBMの所定終業時間が17時36分であるところ、17時ころになって、上司が当該労働者に対して面談を持ちかけ、会議室に呼び出す。当該労働者が会議室に行くと、上司と人事担当者が待っており、当該労働者が着席するや否や、人事担当者が解雇通知書を読み上げる。労働者があまりにも突然のことで驚き、「待って欲しい。」と言っても、人事担当者は「後で渡すから。」と述べてそのまま読み進め、そのまま荷物をまとめて帰宅するよう指示し、以後の出勤を禁じるというものである。このような解雇の手法から、IBMが行う一連の普通解雇は「ロックアウト解雇」と称されている。

解雇言渡の際に読み上げられる解雇理由は、どの被解雇者に対してもほぼ一律に次のとおり記載されている。

「貴殿は、業績が低い状態が続いており、その間、会社は様々な改善機会の提供やその支援を試みたにもかかわらず業績の改善がなされず、会社は、もはやこの状態を放っておくことができないと判断しました。以上が貴殿を解雇する理由となります。これらの貴殿の状態は、就業規則53条2項の解雇事由に該当します。」

なお、就業規則53条2項は、「技能または能率が極めて低く、かつ上達または回復の見込みが乏しいもしくは他人の就業に支障を及ぼす等、現職または他の職務に就業させるに著しく適しないと認められるとき」に解雇する旨の規定である。

これらの記載以外に解雇理由についてはまったく触れられておらず、かかる解雇通知からは具体的な解雇理由が判然としない。労働者によって、解雇言渡の経緯は多少の違いはあるが、具体的な解雇理由について一切説明されないという点は共通している。

3 本件解雇の異常性

この解雇について、労働組合（以下「組合」と言う。）は、書面や団体交渉などで解雇理由

を具体的に明らかにするよう何度も求めた。しかしながら、IBMは、既に伝えたとおりであるとの回答を繰り返し、決して解雇理由を明らかにしようとしていない。

また、IBMでは、能力不足を理由とする普通解雇は今まで行われていなかった。それにもかかわらず、2012年7月20日を皮切りに、わずか2か月あまりの間に立て続けに15名の労働者を能力不足を理由として普通解雇に踏み切り、現在までの被解雇者の数は組合が把握している限りで50名にも上っている。

本件解雇で特徴的な点は、解雇言い渡し日の1週間程度先に解雇日を設定して解雇を言い渡すと同時に、解雇言い渡しの日から2～3日以内に自ら退職の意思を表示した場合には解雇を撤回した上で自己都合退職として扱い、退職加算金を支給する旨を通知している点である（一人を除く。）。解雇を通告された従業員は、あまりに突然の事態に混乱し、具体的な解雇理由が分からず、そのために解雇の有効性が判断できないまま、自己都合退職するか否かの二者択一の選択をわずかな期間で判断するよう迫られることになる。そして、もし自己都合退職を選択した場合には、もはや業績不良の事実を争って解雇言渡の無効を主張し、雇用の継続を求めることはほぼ不可能となる。自己都合退職を選択せず、解雇の効力を裁判で争うとすると、いつ解決するか、復職できるか否かわからない不安定な状態に置かれることになる。いずれを選択しても、対象となった従業員は一度は会社を去らねばならない立場に確実に追い込まれるのである。このような状態に追い込まれた労働者が、訴訟等で争うことが事実上容易でないことはご存じのとおりである。

従来IBMは、低評価をつけることなどを脅し文句に退職強要を行っていた。このときは、自由な意思といえるか否かは別として、最終的には退職するか否かの決断は労働者に委ねられていた。この方法は、退職に誘導するために退職割増金もそれなりの額になり、また退職の決断をさせるまでにそれなりの人員と手間・時間を要した。しかしながら、今回の解雇の手法は、まず解雇を通告することによって労働者を確実に社外に放逐する条件を整えた上、自己都合退職すれば割増金を支給するという形で自己都合退職に誘導するというものであり、従来の退職強要のやり方を逆転させた解雇手法であると言える。しかも、まずは解雇を言い渡すことにより短期かつ確実に労働者を社外に放逐することが可能となり、しかも割増金の額は自己都合退職の意思表示をするまで明らかにされないため、従来より低額であると考えられる。そして、自己都合退職を選択した場合には、ほぼ確実に解雇の意思表示を撤回させて復職することはできないのである。かかる解雇が横行するにつれ、解雇言渡には至らないまでも、これをちらつかせて退職勧奨を行うことが、労働者にとってかなりのプレッシャーとなることは想像に難くない。

4 訴訟の状況

このような解雇に対して、2012年10月15日に労働者3名が解雇無効を主張して地位確認等請求訴訟を提起（1次訴訟）して以降、現在東京地裁に2次訴訟が2名、3次訴訟が4名、4次訴訟、5次訴訟が各1名の合計11名、大阪地裁に1名の事件が訴訟提起された。

I B Mは、訴訟に至ってようやく具体的な解雇理由を明らかにしているが、その内容は、業務拒否やジーンズのズボンやサンダルを着用していたこと、無断離席をしていたなど、当時全く問題とされていなかった点を縷々羅列するものである。

東京1次・2次訴訟については、既に最終準備書面も提出し、3月28日に判決の言い渡し予定である。東京3次訴訟については本年2月から順次証人尋問が行われ、年内に判決が出される可能性もある。

5 本件訴訟の意義

I B Mは、2008年以降従業員の削減を繰り返してきた。

被告による一連の解雇の本質は、従業員の業績不良を名目として、被告の恣意的な人事評価に基づいて相対的に評価が悪いとされた者を狙い撃ちにすることで、大量の人員を自由に削減しようとする点にある。

I B Mは、従来このような能力不足を理由とする正社員に対する解雇を行ってこなかった。

ところが、リストラの「毒味役」を自認するI B Mは、ついに能力不足を名目として大量の人員削減を実施しようとして動き出している。

しかも、本件解雇の大半は労働組合の組合員であり、組合に加入して長時間労働をさせないよう求め、併せて残業代の支払いを求めた矢先に解雇された者や、解雇に先立って上司が手でUを作って示した上、「活動やっているのか?」「これは良くない」などと言われていた者など、組合敵視の中でなされたものである。

本件解雇は、解雇権濫用法理に対する挑戦であり、解雇自由への道を開こうとするものである。解雇権濫用法理を従来どおり厳格に適用して労働者の権利・生活を擁護するのか、それとも緩和された解釈により大量の失業者を生み出すのか、本件訴訟では重要な司法判断が求められている。

6 関連事件

I B Mで行われている事件は、ロックアウト解雇事件のみではない。

I B Mは、就業規則を変更し、業績不良者に対して減給を行い始めた。4段階評価のうち、下から2つ目の評価を取った者は10%、最低評価（「P B C 4」）を取った者または下から2つ目の評価を2年連続で取った者については15%の減額というものである。

業績不良者と言っても、恣意的な評価がまかり通る曖昧な評価である上、I B Mでは相対評価である以上、常に業績不良者は存在するのである。

減額は期間限定ではなく永続するものであり、また回数に制限はなく、下限も設定されていないため、低評価が継続すると理論上は最低賃金まで下げられることにもなりかねない。I B Mの狙いは、会社が不要と判断した者を自主退職に導き、人員削減する点にある。

しかし、かかる手法は労働者の生活を脅かすものであり、上記就業規則の変更は労契法10条に違反し、また極めて高率の原告を実施するものであるから公序良俗に反する無効なものと

して、労働者9名が平成25年9月に減額措置の有効性を争って訴訟を提起した。これについては、証人尋問終了後に和解が行われる中で、IBMは突如として認諾し、訴訟が終了した。しかしながら、IBMは、抜本的な改善をしようとしていないため、引き続き取り組みが必要である。

さらに、これらロックアウト解雇、減額措置について組合が団体交渉を求めたにもかかわらずこれに応じず、またロックアウト解雇の被解雇者の中に占める組合員の割合が異常に高率であるなど、これらの措置が組合差別として行われていることについても中労委、都労委で不当労働行為救済の申立事件が係属している。

いずれの事件も、現在安倍「雇用改革」で行われようとしてる正社員攻撃と軌を一にするものであり、負けられない闘いである。

多くのご支援をお願いしたい。

ブルームバーグPIP解雇事件

東京法律事務所 今泉 義竜

1 事案の概要

この事件は、PIP（パフォーマンス・インプルーブメント・プラン：業績改善計画）と呼ばれる一方的なノルマを課された上、ノルマ未達成・能力不足を理由に解雇された記者が、復職を求めて東京地裁に提訴し、第一審で勝訴、高裁判決でも勝訴した（2013年4月24日）事案である。

2 事件に至る経過

元時事通信の記者であった原告は、2005年11月に通信社ブルームバーグに中途採用された。原告は、時事通信での経済分野での取材経験を活かしながら、会社から割り当てられた業界の記事を配信していた。

2008年11月、副支局長は突如原告に対し「週一本の独自記事」を書くよう求めてきた。独自記事というのは、記者が企業幹部などに独自に取材して執筆する特ダネ記事であり、いわゆる発表モノの記事と区別される。

2009年12月、原告は上司から突然、「独自記事を週1本配信すること」「月1本はベスト・オブ・ザ・ウィーク（編集局長賞に該当）クラスの記事を書くこと」「毎日ムーバー記事（株価変動の記事）を書くこと」「行動予定を毎日報告すること」といったノルマを課せられた。

原告は必死で努力し、そのほとんどをクリアした。しかし会社は、達成できていない部分があるとしてPIPを継続し、最終的には、達成度についてフィードバックをすることもなく、2010

年4月8日、原告に突然自宅待機を通告し、出社を禁じた。

3 訴訟の推移

会社は、①上司に所在を連絡しないためどこで何をしているか分からず、また上司や同僚と協力関係が築けない②記事のスピードが遅い、本数が少ない、質が悪い、ということを解雇理由として挙げた。

しかし、①について会社は上司の陳述書以上の具体的根拠をほとんど提出しなかった。②については、記事の配信が遅れた例として数本の記事を挙げることはできず、いずれも当時何の問題にもなっていないものであった。また、質が悪いとしながら、会社が原告に対し改善指導をどのように行ったかについて、会社側証人は何ら具体的に答えることができなかった。

一方原告と組合は、ウェブなどを活用して原告の書いた記事や他の記者の同時期の記事リストを収集し、原告が他の記者と遜色のない本数、質の記事を書いたことを立証した。

裁判所は、解雇無効を前提とした和解を提案したが、会社は原告が求める復職和解を頑なに拒んだ。

4 勝訴判決の概要

(1) 地裁判決の規範

2012年10月5日、東京地方裁判所民事第36部（光岡弘志裁判官）は、原告の請求を全面的に認容した。

判決は、職務能力の低下による解雇に「客観的に合理的な理由」があるかどうかについて、①当該労働契約の継続を期待することができない程に重大なものであるか否か、②使用者側が当該労働者に改善矯正を促し、努力反省の機会を与えたのに改善がされなかったか否か③今後の指導による改善可能性の見込みがあるかどうか、といった事情を総合的に考えて決定すべきであるとの規範を立てた。

(2) 解雇に合理的理由がないと判断

その上で、判決は、会社の主張する解雇理由について、「労働契約の継続を期待することができない程に重大なものであるとまでは認められない」「原告と被告との間の労働契約上、…ノルマとして設定されていたことを認めるに足る証拠はない」「(原告は) 改善を指向する態度を示していた」「(被告は) 具体的な指示を出したり、原告との間で問題意識を共有した上でその改善を図っていく等の具体的な改善矯正策を講じていたとは認められない」などとして、結論として解雇に客観的合理性があるとはいえないと判断した。

5 控訴審での会社の対応

控訴審は第一回で結審し、和解協議が開かれた。しかし会社は、「解雇が無効だとしても、記事の質が悪いことは地裁判決も認めた」などと牽強附会の見解を述べ、記者職以外の庶務作業を担当業務とし、大幅に低い労働条件で復職するよう原告に求めてきた。組合がそれに応じないと見るや、会社は配転の打診に従わなかったことを理由とした「予備的解雇」を通告するという暴挙に出た。

解雇通告後に出された高裁判決は、原審を維持し、「客観的に認められる被控訴人に求めら

れている職務能力に照らして、被控訴人の職務能力の低下が、被控訴人と控訴人との間の労働契約を継続することができないほどに重大なものであることを認めるに足りる証拠はない」と、明確に会社の言い分を排斥した。

6 第二次解雇訴訟

会社は高裁判決に対し上告せず、判決は確定し、バックペイを支払った。しかし、復職は認めなかった。会社は、予備的解雇通告を行ったことを理由とした請求異議訴訟を原告に対しておこしてきた。これは、一審判決が、賃金支払い命令に「判決確定まで」という限定を付さず、また高裁もそれを維持したことからである。もっとも、第二次解雇の理由は、記者職以外の職種への配転の打診に応じなかったことを理由とするというものであって、およそ解雇の正当性が認められるはずもなく、2015年5月28日、東京地裁は労働者側勝訴の判決を出した。

7 和解

会社は控訴し、高裁では復職を求めて交渉をしていたが、最終的には諸事情により解決金による退職和解が成立した。復職を勝ち取れなかったのは残念であるが、最高水準での勝利和解は、ご本人とユニオンの不屈で地道な闘いの賜物であった。

労働組合の組織率が低下し、個々の労働者が分断される中、能力不足のレッテルを貼られて退職や解雇に追い込まれる労働者は多い。この闘いは、そのような労働者に勇気を与えるものであったと思う。実際に、私のところにも、ブルームバーグの勝訴判決に勇気づけられて相談に来たという方が複数いた。

事件は終わったが、PIPのような業務命令を偽装した脱法的なやり口を使った退職強要や解雇の横行、そして労働法規制破壊によってそれを後押ししようとする安倍政権との対決は続く。今回の闘いを活かし、人が大切にされる労働環境を作っていくために、引き続き奮闘していきたい。

社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在

東京法律事務所 中川 勝之

はじめに

2010年1月1日、日本年金機構が設立され、社会保険庁廃止に伴い、2009年12月31日付けで525名の社保庁職員が分限免職処分を受け、100名以上の元社保庁職員が失業状態となった。これに対し、全厚生労働組合に結集する元社保庁職員39名が人事院に審査請求し、2013年に全厚生闘争団を含め合計71名の請求者全員について判定が出された。結果は処分取消が25名（全厚生闘争団10名）、処分承認が46名であり、請求者全員における処分取消の割合は35.2%であった（人事院判定の意義については2014年の特別報

告集参照)。処分取消の裁判については、判定前からの京都（１２名、３名は損害賠償請求のみ）、北海道（１名、札幌地裁）のほか、秋田（４名）、東京（３名）、愛知（２名）、愛媛（３名）の合計２８名の被処分者が提訴した。最初に提訴した京都の事件については、２０１５年３月２５日に大阪地裁で全面敗訴判決が出され、また、愛媛の事件についても、２０１６年１月１３日に結審し、同年３月３０日に高松地裁で判決が出される予定である。

以下、社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在について、東京の事件における機構の追加採用にかかる主張をもって今年の報告に代える（２０１０～２０１５年の特別報告集も参照されたい）。

第１ 経過

２００７年	７月 ６日	日本年金機構法公布
２００８年	７月２９日	日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（閣議決定）
２０１０年	１月１８日	３１名が審査請求（後の審査請求含め全厚生闘争団は３９名）
２０１０年	７月２３日	京都の全厚生闘争団が分限免職処分取消訴訟を京都地裁に提訴
２０１１年	１２月１５日	北海道、大阪、香川の全厚生闘争団が処分取消訴訟を提訴
２０１３年	９月３０日	秋田の全厚生闘争団３名（後に追加１名）が分限免職処分取消訴訟を仙台地裁に提訴
２０１３年	１１月１４日	東京の全厚生闘争団２名（後に追加１名）が分限免職処分取消訴訟を東京地裁に提訴
２０１４年	１月２２日	愛媛の全厚生闘争団３名が分限免職処分取消訴訟を高松地裁に提訴
２０１４年	２月 ５日	愛知の全厚生闘争団２名が分限免職処分取消訴訟を名古屋地裁に提訴
２０１５年	３月２５日	京都の事件、大阪地裁で全面敗訴判決

第２ 分限免職回避努力義務違反

１ 機構採用も分限免職処分の対象者の選定

政府は、社会保険庁職員を機構等へ身分承継する立法措置を講ぜず、新規採用職員を同業務に従事させる立法措置を講じた。

すなわち、機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、年金業務等を行うところ（機構法１条）、職員の採用については、厚生労働大臣が設立委員を任命した上で（同附則５条１項）、設立委員に厚生労働大臣が作成した基本計画（同附則３条２項２号）に基づく職員採用基準を作成させ（同附則５条２項）、設立委員が社会保険庁長官を通じて採用の条件を示して職員を募集する（同附則８条１項）。社会保険庁長官は、社会保険庁職員の意思を確認した上で採用基準に従って機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成する（同附則８条２項）。そして、名簿登載者のうち、

設立委員から採用する旨の通知を受けた者が設立時の機構の職員として採用された（同附則 8 条 3 項）のである。

そのため、社会保険庁職員が、年金機構等へ採用されないこととなれば、社会保険庁職員は社会保険庁の廃止により分限免職処分とされることが想定された。社会保険庁廃止に際し、機構への採用者の選定は、この選定に漏れれば厚労省等に転任されない限り分限免職になる、という意味で、分限免職処分の対象者の選定である。

2 機構の職員数及び採用方法の決定における努力義務違反

閣議決定である基本計画で定められた機構の設立時点の正規職員数は 1 万 0 8 8 0 人程度であり、うち 1 0 0 0 人程度が外部からの人材の採用であるから、社会保険庁職員からの機構の正規職員数は 9 8 8 0 人（答弁書 1 5 頁）である。

この点、機構の正規職員数を必要な業務に比して圧倒的に不足した人員と決定したこと、かつ、採用基準によりさらに人員を絞り込む方針をとったことが努力義務違反であることは従前主張したとおりである（訴状 1 6 頁）。

3 機構の正規職員の追加募集をしなかった努力義務違反

（1）機構職員内定の推移と結果―大量の欠員

仮に前記正規職員数を前提としても、機構の正規職員の追加募集をしなかった努力義務違反があったことは次のとおり明らかである。

まず、機構職員内定の推移と結果は別表 3 記載のとおりである。

社保庁職員からの正規職員の内定は別表 1、2 記載のとおり 2 回しかなく、その合計人員数でも 9 6 7 2 人であり、予定人員数の 9 8 8 0 人から 2 0 8 人不足していた。そして、設立時までには辞退者等が相次ぎ、設立時の人員数は 9 4 9 9 人しかおらず（辞退者等 1 7 3 人）、予定人員数の 9 8 8 0 人から 3 8 1 人不足した。

外部の人材からの採用も 1 0 0 0 人程度を上回る 1 1 2 7 人が内定となったものの、設立時の人員数は予定人員数からも 9 0 人も不足する 9 1 0 人であった（辞退者等 2 1 7 人）。なお、外部（民間）からの内定 1 1 2 7 人のうち、職種別では管理職が 3 5 5 人（2 0 0 9（平成 2 1）年 7 月 2 8 日内定 3 0 6 人（乙 A 1 7）、同年 1 0 月 2 8 日内定 4 9 人（乙 A 1 9））、I T 企画が 3 0 人、監査関係が 1 3 人、企業会計・調達関係が 8 人で一般事務関係は 7 2 1 人に過ぎなかった（乙 A 1 7）。

結局、厚生労働省からの 1 4 7 人の出向者を含めても予定人員数から 3 2 4 人の欠員で機構が業務を開始したのである（甲 A 4 2）。

（2）被告が主張する正規職員の追加募集をしなかった理由

この点、被告は、准職員の追加募集（2 0 0 9（平成 2 1）年 6 月 2 6 日、乙 A 1 6・1 枚目）及び 2 次追加募集（同年 1 2 月 1 日、乙 A 2 0・1 枚目）の時点で、正規職員の追加募集がなかった理由について人事院から釈明を受け、次のとおり回答している。

平成21年5月19日の時点では、社会保険庁職員からの採用枠9,880人程度に対して、9,613人の内定を行ったところであり、この時点で267人の不足が生じていたところであるが、採否保留者や厚生労働省からの出向者の枠も考慮しておく必要があった。

一方、外部（民間）からの採用枠1,000人程度について、平成21年5月19日の時点においては、採用審査の途中であったことから民間からの採用人数も確定できなかった。

以上のような状況の下で日本年金機構の正規職員の追加募集は行わないこととしたものである。

前記回答を受け、人事院は、2次追加募集（2009（平成21）年12月1日）の時点で、正規職員の追加募集がなかった理由について未回答として、その点について釈明をし、被告は次のとおり回答している。

1. 平成21年5月19日時点で採否を保留した者の採否決定を、平成21年10月8日に行った。

2. また、平成21年5月19日の設立委員会において決定した社会保険庁職員からの准職員の追加募集について、平成21年10月8日に追加内定を行った。

3. この時点においては、未だ厚生労働省からの出向者数は決まっていない。

4. 平成21年10月8日の時点において、

（1）正規職員へは准職員からの内部登用制度を設けることが別途基本計画で定められており、将来正規職員の欠員が出たとしてもこれにより対応が可能と考えられること、

（2）年金記録問題への取組体制強化のため厚生労働省職員を出向者として受け入れることも考えられたこと、

から、正規職員の追加募集は行われなかったものである。設立委員会における正規職員の追加募集の議論も行われなかった。

（3）被告が主張する正規職員の追加募集をしなかった理由の不合理性

しかし、2009（平成21）年5月19日の内定の時点で、仮に、採否保留者や厚生労働省からの出向者の枠、さらには外部（民間）からの採用枠も考慮しておく必要があるとしても、同年10月8日の内定で社保庁職員からの正規職員の採用を終了とさせてしまえば、それ以降、社保庁職員からの正規職員の内定がないことは明らかである。同年10月28日に外部（民間）からの正規職員の内定があり、別表3記載のとおり、機構の正規職員の内定は累計で1万0799人に達しているが、社保庁から及び外部からの正規職員の内定の合計の辞退者等が設立時に390人もいたことからすれば、外部（民間）からの正規職員の内定の時点でも既に相当数の辞退者等がいたと考えられる（後記樽見、宮野、藤原の各証人の証言参照）。

したがって、仮に厚生労働省からの出向者の枠を前提としたとしても、基本計画に基づき、機構の業務の体制のためにも、どんなに遅くとも2次追加募集の2009（平成21）年12月1日の時点で社保庁からの正規職員の追加募集を直ちにする必要があった。これらの点を明らかにすることを求める求釈明（求釈明書6頁「31 機構の職員

の内定者数合計1万2419人のうち、平成21年5月から平成22年1月までの毎月末ないし毎月初における内定の辞退者数を、社会保険庁職員からと外部から、正規職員と准職員とを区別して、辞退の理由とともに明らかにされたい。」) に対し、求釈明の趣旨や争点との関連性が不明であるため、回答の必要性を認めないと主張する被告は、努力義務違反を自白しているというほかない。

そもそも、最大の分限免職回避措置である機構採用は、懲戒処分歴のない社会保険庁職員が希望する限り、最大限なされるべきものであり、厚生労働省職員からの出向者を正規職員の枠にあてざるべきものではない。それを前提にするのであれば、出向者の枠に社会保険庁職員を転任させるべきところ、非常勤職員の採用しかなかったことは従前主張したとおりである。

この点、職員意向確認追加調査票(乙B1の6、乙B2の6、乙B3の5)の「今後の就職活動についてどのようにお考えか、お書きください。」との質問には「2. 日本年金機構准職員の追加募集に応募したい。」との選択肢があっても、当然あつてしかるべき「正規職員の追加募集」の選択肢はなかった(原告相川はやむなく「7. その他」として「日本年金機構の正職員の募集があれば応募したい。」と記載せざるを得なかった(乙B3の5))。職員意向確認追加調査票を原告鶴田(乙B1の6)及び原告松本(乙B2の6)は2009(平成21)年7月に記載し、原告相川(乙B3の5)は同年10月に記載しているが、用紙は同一である。分限免職回避等への取り組みとして、同年6月24日に意向確認追加調査の実施が連絡されているが(乙A30の1、32の1)、実際にはこの時点で社会保険庁からの正規職員の採用は採否保留者からの採用に限定し終了させたのである。正規職員の追加募集を分限免職回避のために実施する意思が全くなかっただけでなく、故意に分限免職を作出する意思があつたことは明らかである。

また、被告は、准職員からの内部登用制度について主張するが、基本計画は機構設立時の人員として1万0880人程度を定めているのであり(乙A8・13頁)、主張の前提を欠き失当である。

(4) 准職員募集は分限回避努力に値しない

以上のとおり、機構発足前、すなわち、社会保険庁廃止前に、機構の相当数の欠員発生を認識していた以上、欠員の数把握し、新たに採用先の決まっていない社会保険庁職員から正規職員を追加募集することにより、容易に、相当数の社会保険庁職員の分限免職を回避できたのである。それにもかかわらず、そのような追加募集は行われなかった。

この点につき、被告は、機構の准職員の募集を行ったことをもって分限免職回避努力を尽くしたかのような主張をする。

しかし、准職員には、労働契約に期間の定めがあり、機構設立当初においては1年、契約更新時には基本計画に基づく機構設立後の人員削減計画を踏まえた必要人員数の状況や当該職員の勤務実績等を踏まえ、労働基準法で定められている上限の期間である3年以

内の範囲内で適切な期間（但し、契約が更新される可能性があるのは、当該人員削減計画の完了時までを限度とする。）とされ、労働契約の更新回数は２回が限度とされた（乙Ａ１０の１別添１・１１頁）。要するに准職員の労働契約の期間は最長でも７年とされたのである。

また、退職手当も勤続年数別支給割合から５０％を減じた割合となる（乙Ａ１０の１別添１・１１～１２頁）。

このように、社会保険庁で正規職員たる公務員として厚く身分保障されていた職員を、身分が不安定で退職手当も大幅減となる准職員とすることは、一時的なつなぎの職・収入を補償した上で「免職」したのと同様であり、到底、分限「免職」回避努力に値しない。

機構職員内定の推移と結果(数字は人)											
内定先		正規職員(予定人員数10880人程度)				准職員(予定人員数1400人程度)					
出身		社保庁から		外部から		累計合計	社保庁から		外部から		累計合計
内定日			累計		累計			累計		累計	
2009年 5月19日		9613	9613	—	0	9613	358	358	—	0	358
2009年 7月28日		—	9613	1078	1078	10691	—	358	—	0	358
2009年10月 8日		59	9672	—	1078	10750	78	436	970	970	1406
2009年10月 8日		—	9672	—	1078	10750	154	590	—	970	1560
2009年10月28日		—	9672	49	1127	10799	—	590	—	970	1560
2009年12月17日		—	9672	—	1127	10799	60	650	—	970	1620

内定先		正規職員			准職員		
出身		社保庁から	外部から	合計	社保庁	外部から	合計
最終内定者数		9672	1127	10799	650	970	1620
(A)	予定人員数との差	▲ 208	127	▲ 81	220		220
設立時の人員数※		9499	910	10556	570	888	1458
(B)	予定人員数との差	▲ 381	▲ 90	▲ 324	58		58
辞退者等(A－B)		173	217	390	80	82	162
内定者における辞退者等の割合		1.8%	19.3%	3.6%	12.3%	8.5%	10.0%

※正規職員の合計には、厚生労働省からの出向者147人(年金記録問題への取組体制強化のための支援として130人、日本年金機構における年金事業の安定的運営のため17人)を含む

いすゞ自動車「非正規切り」事件報告 ～最高裁のたたかい

代々木総合法律事務所 酒井 健雄

1 事件の概要

いすゞ自動車「非正規切り」裁判は、いすゞが、2008年11月17日、リーマンショックの影響による減産→剰員の発生を理由に、①期間工全員553名を12月26日付で中途解雇し、また、②派遣工全員882名の労働者派遣契約を中途解約し、派遣元による解雇に追い込んだ事件です。

いすゞは、2002年に大規模なリストラを行い、生産部門の正社員の多くを非正規労働者に置き換えました。非正規労働者たちは、偽装請負→派遣→期間工→派遣と切り替えられながら、正社員と同様に、しかし低廉な賃金で働かされ続けました。それ以降、いすゞの業績はV字回復し、リーマンショック前には史上最高益を連年更新し、過去最高水準の内部留保を蓄えるに至っていました。

しかし、いすゞは、リーマンショックの影響が見込まれるや否や、正社員同様に使ってきた非正規労働者の雇用維持をまったく考慮することなく、即座に切り捨てようとしたのです。団体交渉と仮処分申立により、期間工に対する中途解雇は撤回に追い込みましたが、いすゞは、働きたいと希望する期間工に休業を指示し、平均賃金の60%の休業手当しか支払わず、雇止めに至りました。

このような経過に基づき、残った組合員12名は、2009年4月2日、東京地裁に対し、（1）雇止めされた4名の期間工の地位確認及び期間途中の休業命令による賃金カット40%分の賃金請求、（2）偽装請負→派遣工→期間工→派遣工として働いてきた派遣工3名の地位確認、（3）偽装請負・雇止め・派遣切りの損害賠償を求める訴訟を提起しました。

しかし、東京地裁は、（1）賃金カット40%分の賃金請求については、期間途中に賃金カットを行うには高度の合理性が必要であるなどとして認めましたが、その余はすべて棄却しました。東京高裁も、1審の結論をほとんど維持しました。

2 原判決の不当性

しかし、原判決の不当性は、特に、期間工の雇止めにおいて極まっていると考えます。

原判決が定立した「合理的期待の内容」＝「不況等の事情の変化による生産計画の変更に伴う要員計画に変更がない限り」との基準は、不況の場合には常に雇止めを有効とするものにほかならず、日立メディコや東芝柳町工場事件の最高裁判例に反するものです。前記の正社員→非正規労働者の置き換えの経緯に照らせば、なおさら不当です。

また、原判決は、いすゞが雇止め前の段階で販売要求が回復すると予測していたことにつき、

世界同時不況の経済情勢を強調し、「雇止めの必要性を否定する程に確実視」できなかったとして雇止めの必要性を肯定しました。しかし、この認定は、様々な経済指標や自動車統計が示す雇止め当時のトラック・バスの需要状況等と矛盾するものであり、細井社長の決算会見等にも反しています。少なくとも、私たちが高裁で要求して却下された細井社長の証人尋問なしにこのような認定をすることは、経験則を著しく逸脱するものというほかありません。

3 上告及び上告受理申立

私たち弁護団は、2015年6月30日に200頁近い上告受理申立理由書を提出し、翌日、さらに上告受理申立理由書（2）と上告理由書を提出しました。

この間、庶民の生活を犠牲にして大企業に利益を誘導する「アベノミクス」のもとで、非正規労働者はますます増加しており、労働者全体に占める割合が4割を超えました。労働契約法や労働者派遣法の改悪があり、非正規労働者はいっそう増えていくことは必定です。このような状況のなかで、不況時の雇止めを当然視する原判決が維持されれば、不況による「派遣切り」の惨禍は、世界同時不況のときよりもさらに著しいものとなります。

他方で、安倍政権を批判し、非正規労働者の低賃金・不安定の改善を求める世論と運動が、大きく盛り上がっていると感じます。私たち弁護団は、そのような世論と運動の後押しのもとで、最高裁のたたかいと安倍政権の雇用改悪に対するたたかいに全力で取り組む所存です。

公務員賃下げ違憲訴訟

つまこい法律事務所 佐久間 大輔

1 本訴訟の経過

2012年の通常国会において、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(以下「給与改定・臨時特例法」という。)が議員立法にて成立し、同年3月1日に施行された。これにより、国は、2011年の人事院勧告である平均0.23%の減額を超えて俸給月額を平均7.8%まで減額し、期末手当を約9.77%減額し、これを2012年度及び13年度の2年間にわたって継続した。

日本国家公務員労働組合連合会行政職部会(以下「国公労連」という。)とこれに所属する国家公務員は、2012年5月25日、東京地方裁判所に、国を被告として、国家公務員個人については、減額給与(及び減額相当額の損害賠償)と慰謝料を、国公労連については、団体交渉権侵害に基づく損害賠償をそれぞれ請求する訴訟を提起した(これを「公務員賃下げ違憲訴訟」と呼称している。)

東京地裁民事第19部(裁判長古久保正人、裁判官伊藤由紀子、同内藤寿彦)は、2014年10月30日、国公労連と国家公務員の請求を棄却した。

国公労連と国家公務員 359 名は、同年 11 月 13 日、東京高等裁判所に控訴し、2015 年 7 月 8 日と 10 月 14 日に口頭弁論が開かれ、本稿脱稿時点で 2016 年 2 月 15 日に第 3 回口頭弁論が予定されている。

給与減額に至るまでの経過や一審訴訟の経過は既に他稿で紹介されているので、これに譲るとして、本稿では、憲法 28 条を中心に東京地裁判決の批判と射程範囲を検討することとする。

なお、弁護団は、岡村親宜、小部正治、加藤健次、尾林芳匡、萩尾健太、三澤麻衣子、山添拓、筆者(以上東京)、野本夏生、佐渡島啓(以上埼玉)である。

2 本訴訟の意義

差額賃金の請求原因は、①憲法 28 条(特に団体交渉権)違反、②ILO 第 87 号及び 98 号条約違反である。以下では憲法論に絞って論ずる。

釈迦に説法ではあるが、団結権はなぜ保障されているのか。近代市民法の契約関係は対等な当事者関係が前提であるが、労使関係は対等ではないので、労働者が団結をして、労働条件決定に当たって労使間の交渉力の格差を是正することにより、対等な労使関係の構築するためである。団結権を保障するためには、団体交渉権も保障されなければならないのであり、特に労働の対償である賃金の減額に団体交渉が保障されなければ、対等な労使関係は成り立たない。

それでは、使用者は一方的に労働者が有する既得の権利を奪うことはできるのか。既得の権利を奪うことは当該権利者の意思の関与がなければできないことは近代市民法の当然の要請であり、労使関係において労働者の既得の権利・労働条件を奪うことは労働者や労働組合の同意が必要となる。就業規則の不利益変更においては、労働者(労働組合)との合意が原則であり(労働契約法 9 条)、特に賃金などの重要な労働条件の不利益変更は高度の必要性和、高度の必要性に基づく合理性が必要とされている(みちのく銀行事件・最高裁平成 12 年 9 月 7 日判決、労働契約法 10 条)。

ところで、国家公務員は労働協約締結権が制限されており、国家公務員法上の団体交渉権に実効性はない。本件においても、議員立法に先立つ閣法提出前に、政府(総務大臣、総務省人事恩給局長)は、一方的な説明に終始し、国公労連の意見は「聞き置く」だけであり、給与減額という結論に固執して、具体的な資料を示して説明することはせず、一切の努力を怠った。

国家公務員も憲法 28 条の「勤労者」として団体交渉権の保障を受けているが、財政民主主義(憲法 83 条、85 条)と対立的憲法原理の制約下にある。しかし、人事院勧告に基づかない給与減額措置が講じられた場合も、労使間の妥結に向けた団体交渉権が保障されないのか。これが本件の争点であり、労働基本権における国家公務員の無権利状態を回復させることが本訴訟の意義である。

なお、控訴審で取り消されたものの、大分高教組事件・大分地裁平成 5 年 1 月 19 日判決が、公務員の労働基本権保障の本質を言い当てているので、参照されたい。

3 請求原因(給与減額)

憲法 28 条違反を主張するには、公務員の過失による違憲・違法行為(注意義務違反)を特定しなければならない。

本訴訟では、違法行為の主体を国会を構成する国会議員及び内閣総理大臣（内閣の代表者、中央人事行政機関）に特定し、違法行為の類型を、国会議員は、①適切な代償措置なく、人事院勧告もなしに、給与改定・臨時特例法を成立させた、②給与改定・臨時特例法を成立させる際、内閣総理大臣をして国公労連と妥結に向けた団体交渉を行わせなかった、また、内閣総理大臣は、給与改定・臨時特例法案が国会に提出された際、国公労連との妥結に向けた団体交渉を行わなかったと主張した。

しかるに、一審の東京地裁判決はいずれも義務違反も認めなかった。以下、代償措置論、団体交渉論、実質論の３点に絞って批判的検討をする。

４ 代償措置

労働基本権制約の代償措置に関し、全農林警職法事件・最高裁昭和 48 年 4 月 25 日判決は、公務員の労働基本権の保障と国民全体の共同利益の擁護との間の均衡を図るため、労働基本権制約に理由があるとしつつ、代償措置として、①身分保障、②職員団体の結成・加入の自由、団体協約締結権のない交渉権、③勤務条件の法定、④情勢適応の原則に基づく給与勧告等、⑤行政措置要求、不利益処分に対する人事院への審査請求などの制度が整備されていることを挙げている。

ただし、この判示は、労働基本権全体、特に争議行為の制約に関する代償措置を列挙したものである。俸給表の改定（特に減額）という点では、人事院勧告制度が情勢適応の原則と相まって唯一の代償措置としての機能を有する。すなわち、国家公務員の給与については、民間企業の団体交渉の中では当然反映されることになるであろう同業他社の給与、物価、生計費等の諸事情の変化を、国家公務員については専門機関としての人事院が代わって勧告し、これを立法化することにより公務員にも反映させて、労働基本権制約の代償にしようとするものである。その意味で勧告の対象となる国会や内閣にも義務が課されるのであって、ここに人事院勧告制度が労働基本権制約の代償とされるゆえんがある。

それでは、代償措置がなくても、国会は給与減額立法をすることができるのか。東京地裁判決は、内閣の公務員に関する事務掌理（憲法 73 条 4 号）や財政民主主義から導かれる勤務条件法定主義を拡大解釈し、人事院勧告は国会を法的に拘束せず、給与決定は憲法上国会の権限であり、人事院勧告前置が憲法上の要請ではなく、また、情勢適応の原則は民間準拠原則の外、社会・経済情勢をも考慮するものであると述べて、給与改定・臨時特例法は憲法 28 条に違反しないと判示した。

しかし、そもそも勤務条件法定主義（国家公務員法 28 条）は、立法経過からして国家公務員労働者の労働基本権制約の代償としての意義を有するものである（「逐条国家公務員法」400 頁参照）。

また、東京地裁判決は、本件は人事院勧告に基づかない給与減額であることを看過している。給与決定に限定すれば、情勢適応の原則は民間準拠の原則そのものを意味し、これに基づく人事院勧告が唯一の代償措置となることは既に述べた。この代償措置が否定されたのであるから、国会の立法裁量は憲法 28 条により内在的制約を受け、情勢適応の原則に基づく人事院勧告な

しに給与減額立法をすることは、立法裁量を逸脱するものであり、国会議員が第3項①の違法行為をしたことになる。

したがって、給与改定・臨時特例法の憲法28条に違反して無効となるものである。

5 労働組合との交渉

次に、代償措置がない給与減額立法がなされる場合、憲法28条に基づき、内閣総理大臣は、労働組合と妥結に向けた団体交渉を行うべきであるか。

この点につき、東京地裁判決は、内閣総理大臣の団体交渉義務の内容には一定の限界があることから、給与改定・臨時特例法は憲法28条に違反しないと判示した。

しかし、勤務条件法定主義から内閣総理大臣の団体交渉義務に制限を加えることは、本来、労働基本権制約の代償としての意義を有することからして、矛盾している。

そもそも団体交渉権は、「労働者の集団または労働組合が代表者を通じて使用者または使用者団体の代表者と労働者の待遇または労使関係上のルールについて合意を達成することを主たる目的として交渉を行う」権利と解される。国家公務員についても、「合意を目指した団体交渉」が憲法上保障されている。

そして、国家公務員の勤務条件を最終的には国会で決定しなければならないとしても、財政民主主義は、国家公務員の労働基本権より上位にあるわけではない。国民との関係では国家公務員は少数者の立場に置かれているのであるから、財政民主主義も、労働基本権、特に「合意を目指した団体交渉権」の保障を前提にしたものにしなければならない。

とすれば、情勢適応の原則に基づく人事院勧告なしに給与減額立法がなされる場合、これが違憲とならないためには、新たな正当化事由として、内閣総理大臣は労働組合との妥結に向けた団体交渉を尽くすべきである。

妥結に向けた団体交渉がなされていない場合は、国会の立法裁量は憲法28条により内在的制約を受け、それにもかかわらず給与減額立法を強行することは、立法裁量を逸脱するものであり、国会議員が第3項②の違法行為をし、内閣総理大臣が同項の違法行為をしたことになる。

議員立法段階では国公労連と政府との交渉はなされず、閣法の閣議決定前も、政府は給与減額支給措置の法案提出そのものを撤回しないという態度を譲ることはなく、両者間において法案の実質的内容について協議が行われることはなく終了したのであり、「交渉」に値しないものであった。しかるに、判決は政府の団体交渉義務違反を否定したが、妥結に向けた団体交渉がなされていないことを誤認したものである。

したがって、給与改定・臨時特例法の憲法28条に違反して無効となる。

6 必要性・合理性

以上は憲法論としては形式論である。代償措置がなくても、立法裁量は制約されないのかにつき、東京地裁判決は、①立法の必要性がない、②人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができないと評価すべき不合理な立法がされたという2つの要件を定立し、これが肯定された場合は憲法28条に違反すると判示したものの、結論としてこれを否定した。

判決は、立法の必要性につき、国の厳しい財政事情や東日本大震災の復旧・復興財源の確保

を理由に、安易にこれを肯定した。しかし、給与削減の前に、他の歳出削減の取り組みを先行し、歳入確保の取り組みをすべきであり、これが十分ではない。また、給与削減は、これを回避するための他の措置を尽くした後に、高度の必要性がある場合に認められるべきである。判決はこの点を看過している。

立法内容の合理性につき、第 1 に、判決は、本件と同様の減額率又はそれを超える減額率で減額された地方公務員の例があることを理由に挙げているが、判決が適示する例を見ても、都道府県・政令指定都市における一般職の本給を 8%超減額したのは判決の指摘でも 9 団体にすぎず、その具体的な内容が精査されていない。地方公共団体では、本件のように、特別調整額(10%)、地域手当、広域移動手当、特地勤務手当、期末手当(9.77%)、勤勉手当(9.77%)は減額されていたかという点、このような広範かつ高率の減額を実施していないのである。

第 2 に、判決は、人事院の給与増額勧告よりも国会が増額率を減じて給与改定を実施した例があることも理由に挙げているが、これは 1982 年の人事院の給与引上げ勧告に対する不実施であったり、増額率を下げたりしただけのことであり、人事院勧告を超える減額とは本質的な相違がある。このことは、全農林警職法事件・最高裁判決も予定していなかったことであり、過去の最高裁判例が人事院勧告通り実施されなくても直ちに代償措置が本来の機能を喪失していないと判示したとしても、それは事案が異なるものである。従前の最高裁判例の判示を本件に適合させることは判例の射程範囲を超えることとなる。

第 3 に、判決は、給与減額は 2 年間に限定されたものであって、長期間でも恒久的なものではないことを理由に挙げているが、1~2 年間に限定すれば、人事院勧告を超えて、断続的に給与減額をしたとしても不合理ではないということになり、労働基本権制約の唯一の代償措置を骨抜きにすることになる。

第 4 に、判決は、政府は給与減額支給措置を極めて異例の措置と位置づけ、今後とも人事院勧告を尊重していく姿勢を示し、また、給与改定・臨時特例法の審議において、同法を提出した国会議員らも同様の認識を示していたことを理由に挙げているが、使用者側の通常に対応として、極めて異例の措置であることを強調し、人事院勧告を無視すると表明するわけがない。労働契約に限らず、交渉における保証のない表明は契約違反となるが、この点を判決は看過している。

以上より、判決が認定した事情から立法の必要性も立法内容の合理性も肯定することはできないのであり、給与改定・臨時特例法の憲法 28 条に違反して無効となる。

7 東京地裁判決の射程範囲

弁護団としては、控訴審において、東京地裁判決を取り消し、国家公務員の給与減額立法を無効にし、権利回復を実現するため奮闘しているところである。

現在の政治・経済状況の下では、東京地裁判決を奇貨として国や地方公共団体が給与減額措置を現に講じているわけではない。しかし、今後の悪用を警戒して、判決の射程範囲を検討することとする。

給与減額立法の必要性について、本件でも東日本大震災の復旧・復興財源の確保がなければ、

必要性は低くなる。むしろ東日本大震災がなければ必要性は満たされていなかったと考えられ、厳しい財政事情だけから、給与減額をする立法(条例)の必要性が当然に認められるわけではないことに留意すべきである。判決も「厳しい財政事情が直ちに解消するとは考え難い現状において、そのことのみをもって今回のような大幅な給与減額支給措置の必要性が当然に満たされるかについては議論があり得るところである」と指摘しているのはこのことを念頭に置いたものであろう。

前項で指摘しなかったが、判決は、立法内容の合理性を肯定する事情として、給与の絶対額の少ない若年層に対して減額率を低減するなどの配慮を加えていることも挙げていた。そうであれば、一律の減額率、例えば一律 10%減であれば、不合理な内容となる。判決は、結論は否定したもの、「大きな減額幅は、国家公務員に予想外の打撃を与え、個々の国家公務員においては著しい打撃を与える場合もあり得る」と指摘しており、このことを念頭に置いたものといえる。

減額率については、10%超の減額といった他の地方公共団体よりも減額幅が大きいのであれば、不合理な内容となる。

減額期間について、閣法の3年間でも不合理となる可能性はあり、それよりも長期間、また恒久的な措置は不合理な内容となる。

東京地裁判決はあくまで事例判断であり、これにより公務員の給与減額が無制限に認められたものではない。本件においても、東日本大震災がなく、2年を超え、10%を超える給与減額をしたら、不合理な内容と判断される可能性がある。

裁判所のお墨付きを得たとして給与減額措置が講じられる場合は、上記を前提に労働者や労働組合は対応していくことが肝要であろう。

高専機構賃下げ事件

東京法律事務所 今泉 義竜

1 給与特措法を理由とした文科省の圧力

2012年2月29日、国家公務員について平均7.8%の賃金減額することを内容とする給与特例法が成立。文科省は全国51の国立高等専門学校を運営する独立行政法人である高等専門学校機構（高専機構）に対し、国家公務員と同等の賃下げ実施をするよう圧力をかけた。

2 高専機構は3回の団交で打ち切り、給与減額強行

高専機構は文科省の要請に従い、2012年4月27日、国家公務員と全く同一の賃金減額を全国大学高専教職員組合（全大教）に提案。組合は、減額の前にやるべきことがあるとして抵抗、資料の提示などを団交で要求した。

しかし、高専機構は、まともな資料を出すこともないまま3回で団交を打ち切って7月1日付で給与減額を強行実施。一方、文科省は労使関係にないことを理由に団交を拒否した。

3 労働委員会と訴訟

組合は、2012年7月12日、団交拒否について東京都労働委員会に不当労働行為救済申立て、2012年11月27日、差額賃金と組合の団結権侵害についての損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起した。個人原告数は全国282名である（小部正治団員、笹山尚人団員、今村幸次郎団員、早田由布子団員で弁護団を構成）。

両事件については、残念ながら、2014年10月21日に東京都労働委員会は棄却命令、2015年1月21日に東京地裁は全面棄却判決を出し、2016年1月13日、東京高裁も控訴を棄却した。現在、中労委が係属中である。

4 労契法10条を骨抜きにした東京地裁、高裁判決

本件では、労働契約法10条に基づき、就業規則による労働条件の一方的不利益変更に際して、国立高専の教職員が被る著しい不利益（最大約10%もの賃金減額）を甘受させるだけの「高度の必要性」が存したかどうか正面から問われたが、地裁も高裁も中期計画や予算の制約などを根拠に安易に高度の必要性を認めた。

3回の団交で打ち切ったことについても、「被控訴人（高専機構）が、本件団体交渉において控訴人組合の要望に十全に応じているとは必ずしもいえない」「被控訴人は控訴人組合に対して積極的にこれらのこと（人件費相当額の物件費への流用、予備費増額の財源）を説明しなかったことが認められる」などと、組合の要求に対する高専機構の説明が不十分なものであったことを認めてはいるものの、結論としては高専機構の対応を是とし、全体として不利益変更の合理性を肯定した。

独立行政法人については、労働契約法10条が適用されるというのは形式にすぎず、実質的には国の政策によって「高度の必要性」が簡単に認められてしまうという極めて不当な判断である。

5 今後について

弁護団は、地裁、高裁通じ力を尽くしたものの、国の政策に迎合する裁判所の態度を変えることはできなかった。その意味では敗北である。ただ、不当なことに對して全大教が立ち上がり多数の原告を集めて裁判を起こしたということそれ自体に意義はある。今後の労使交渉において同じようなことはさせないために弁護団としても全大教と連携を取っていきたい。

高専も含め高等教育は「改革」の危機にさらされている。文系学部縮小の圧力など、学問の自由を脅かす動きも強い。正常な労使関係を築き、労働条件および教育の質の向上を実現するとともに、学問の自由を守っていく闘いも求められている。

安倍政権の社会保障改悪と正面切ってたたかう 年金引き下げ違憲訴訟の取り組み

東京法律事務所 加藤 健次

●東京で728名、全国で4000人が提訴

昨年の特別報告では、2013年10月の年金減額決定に対して、東京をはじめ全国で訴訟を準備中であることを報告した。

東京では、2015年5月29日の全国いっせいで提訴以後、3次にわたり、合計728名が提訴した。昨年12月2日の第1回期日には、半数にあたる300名以上の原告が裁判所と報告集会に詰めかけ、年金減額に対する怒りと運動のパワーを示した。

全国的には、北海道から沖縄まで、ほとんどの都道府県で合計約4000名が提訴し、史上まれにみる集団訴訟となっている。

●憲法を正面から掲げて、国民的議論を

今回の訴訟は、直接には2012年の法改正による減額を争う行政訴訟であるが、その根拠となった法改正の違憲性を争う訴訟である。憲法13条、25条、29条に依拠して、人間らしい老後の生活保障の在り方を正面から問う訴訟としていきたい。

憲法論の大きな柱は二つある。ひとつは、わが国においては、最低保障年金制度が確立されておらず、生活保護基準以下の年金で厳しい老後の生活を強いられている高齢者が多数存在していることである。この現実まさに憲法25条に違反する事態である。

もう一つは、年金制度について、この間、国民的な議論が行われないうまま、「100年安心」などと称して、保険料の増額と給付水準の切り下げが強行されてきたことである。これは、憲法13条、29条が保障する安定した老後のために必要な年金の給付がなされることを期待する権利を侵害するものである。

朝日訴訟一審判決（東京地裁昭和35年10月19日）は、「その時々々の国の予算の配分によつて左右さるべきものではないということである。予算を潤沢にすることによつて最低限度以上の水準を保障することは立法政策としては自由であるが、最低限度の水準は決して予算の有無によつて決定されるものではなく、むしろこれを指導支配すべきものである。その意味では決して相対的ではない。」と、憲法25条の意義を高く評価した。

しかし、現実に進められている政策は、「財政事情」を最優先して、国民の負担を増やし、給付を減らすことに終始するものである。自民党改憲草案が「財政の健全化」を掲げていることは、自民党が目指す改憲が国民の人間らしい生活保障とはまったく相容れない社会をもたら

すことを示している。

わが国の裁判所は、朝日訴訟や堀木訴訟の最高裁判決に見られるように、社会保障制度の実態を直視することを避け、広範な国会の裁量を認めるという、不当な態度を示してきた。しかし、既存の制度すら改悪され、高齢者や障害者が日々命を削られるような生活を強いられているもとで、従来の判決をただ墨守するようなことは絶対に許されない。生存権訴訟をはじめ、この間の社会保障に関する訴訟の到達点を踏まえ、あらたな憲法論の地平を切り開くことをめざしている。

●安心して暮らせる公的年金制度の確立をめざすたたかいを

年金引き下げ違憲訴訟は、年金制度だけでなく、医療、介護、生活保護の改悪など、ひとりの人間らしい生活の保障よりも大企業の利益を最優先するいまの政治のあり方そのものに対する異議申立である。

同時に、公的年金の実情を明らかにし、最低保障年金制度など、あるべき年金制度について国民的議論を深めて行く場でもある。とりわけ、この間の議論を通じて、公的年金制度にとって、現役世代の労働者の雇用と賃金の改善が必要不可欠だということが明らかになった。相次ぐ労働法制の改革の中で、劣悪な労働条件を強いられている労働者のたたかいとの連帯なしには、公的年金制度の確立を実現することはできないのである。

安倍政権は、消費税を増税し、社会保障の全面的改革を強行する一方で、法人税減税の前倒し実施を行おうとしている。そして、年金積立金を株価維持のために投入し、約8兆円もの損失を出しても知らん顔である。

戦争法を強行した安倍政権の手法は、一人ひとりの人間としての尊厳を踏みにじる点においても、憲法破壊という共通の根っこを持っている。

次回裁判は、3月2日（水）午前11時に行われる。現在、東京の弁護団は、18名であるが、原告の数に比べまだまだ少ない。国との論戦はこれから本格化するが、新たな憲法論を押し出していくための集団的な議論も不可欠である。

安倍政権の非人間的政治に怒りを持っている団員の皆さん、ぜひ一緒に闘いましょう。まだまだ間に合います。

京王新労 賃金等差別事件

たちかわ共同法律事務所 小川 杏子

1 事案の概要と差別の実態

(1) 前争議の勝利解決後も続く組合攻撃

2000年、京王電鉄は、バス部門を分社化し、それに伴い労働条件を大幅に切り下げるリストラ案を提案した。京王電鉄労働組合（以下「電鉄労組」）は、提案を受け入れたが、これに反対する労働者が、2001年11月、電鉄労組を脱退して京王新労働組合（以下「新労」）を結成した。会社は、新労結成当時から、一時金の不支給、自宅待機など、新労に対する様々な攻撃を続けたが、新労は、全日本建設交運一般労組（建交労）に加入し、全都的なたたかいを展開した。そして、2004年12月、全員の職場復帰を含む勝利解決を実現した。

ところが、会社は、新労組合員が職場復帰してからも、新労組合員と電鉄労組員との隔離政策を徹底し、新労組合員に対する不当処分を次々と強行した。とりわけ賃金・昇格について、組合員の自宅待機中に導入した評価制度等の恣意的な適用により、新労組合員に対するあからさまな差別を続けている。新労組合員は、組合結成後13年間、昇進者は皆無に近く、賃金差別は電鉄労組組合員と比べて年間30数万円以上にもものぼる。

(2) 新労組合員に対する賃金・昇格差別とその不合理性

会社は、賃金・昇格に差が生じている理由として新労組合員の査定の低さをあげる。

しかし、そもそも組合員は定期路線バスの運転手である。バス運転手の仕事は、乗客を安全かつ確実に目的地まで輸送することであり、それ以上に格差をつける合理的な理由はほとんど存在しない。ところが、会社は、運転手の車内アナウンスや時間外労働時間が多ければ多いほど高い査定をつける。車内では、停留所の案内など必要とされるアナウンスは自動放送が流れるシステムになっており、具体的状況に応じて必要な場合は別として、肉声によるアナウンスを重ねて実施する必要はない。かえって、間断ないアナウンスや時間外労働は安全運行を阻害するものであり、査定の不合理性は明確である。

2 都労委への不当労働行為救済申立

2009年10月6日、新労及び建交労東京地本は、組合員26名に対する会社の賃金・昇格差別の是正を求めて、東京都労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた。相手方会社は、京王電鉄、出向先の京王電鉄バス、京王バス小金井である。

求める救済命令は、①組合員26名に対する差別賃金の支払い、②職能等級、昇給額号数の是正、賃金の是正、③組合員に対する賃金・昇格など差別の禁止、④雇用延長制度に関する差別禁止、⑤ポストノータイスである。

3 都労委命令の意義と問題点

都労委では、約2年半にわたる調査・審問を経て、約2年半後の2012年6月に結審し、2013年6月に命令が出された。

(1) 雇用延長制度に関する差別是正命令

都労委命令は、雇用延長制度の一つである「任用社員制度」について、会社が、電鉄労組に対しては同制度を提案して労使協定を締結する一方、新労に対してはそのような提案をせず、電鉄労組と同内容の労使協定を締結することを拒否して同制度を新労に適用しない取扱いを続けていることについて、会社の対応は、組合員に対する不利益取扱いであるとともに、組合弱体化を企図する支配介入にも該当すると判断し、差別是正を求める救済命令を出した。

(2) 不当労働行為意思の認定・判断を怠った都労委命令の問題点

一方、賃金等に関する差別については、都労委命令は、手続的適性を欠く評価制度の適用、上記した評価制度の不合理性など組合側が指摘した問題点について一応理解を示しながらも、結論においてこれを不当労働行為であることを認めなかった。

しかし、新労組合員と電鉄労組組合員との間に顕著な賃金格差が存在すること、新労結成前にはその格差が存在しなかったことは都労委命令も明確に認めている。また新労組合員がバス乗務員としての資格・能力に劣るところがないことも明らかである。しかも、本件では、会社の新労に対する不当労働行為意思は様々な事実から強く推認され、会社が不当労働行為でないことを厳格に主張立証しない以上、本件差別が不当労働行為であることは認定されなければならない。

ところが、都労委命令は、会社の新労嫌悪を示す明らかな事実について認定・判断を怠ったうえ、査定の結果であるという会社の言い分を鵜呑みにし、不当労働行為性を否定した。このような判断は、賃金・昇格差別の認定判断において用いられる大量観察方式の適用を誤り、会社の不当な差別、組合に対する不当な攻撃を免責するものであるといわざるをえない。

4 中労委へ再審査申立て

都労委命令を受けて、新労及び建交労東京地本は、2013年7月、中央労働委員会に再審査を申し立て、現在、中央労働委員会に係属中である。中労委では、大量観察方式の適用の誤り、評価制度等の新労組合員への一方的適用の手続的問題、評価制度の不合理性など都労委命令の誤りを是正すべく主張を重ねている。なかでも、新労に対する嫌悪と差別意図を露わにした会社関係者作成の文書の存在が新たに判明したことを受けて、同文書による会社の不当労働行為意思の立証にも注力しており、本年2月には、新労執行委員長のほか、同文書を作成したとされる会社関係者の審問が予定されている。

5 差別是正をめぐるたたかひの意義

労働委員会への救済申立は、2002年から拡大・蓄積されてきた大幅な賃金差別により、仕事及び生活上の困難を強いられている組合員の救済にあることは第1であるが、それが全てではない。本件申立の意義は、労働組合に対する組織的な差別攻撃に対する反撃である。つまり、①利益を優先させて労働者に犠牲を強いる会社に異議を唱える労働組合、バス乗務員の生活を守るために労働条件の維持向上を求める組合活動に対する攻撃を許さず、②不合理な評価を是正させ、バスの安全運行と良好な職場環境を実現することを目指している。

2012年には新労の支援共闘会議が結成され、京王本社前行動などの取り組みを続けている。中労委でのたたかいはもちろん、争議の全面解決を図るため、支援団体とも連携し、世論をもって会社を包囲すべく運動を展開していく予定である。

中労委での解決を求める明治乳業 長期争議のたたかい

東京法律事務所 金井 克仁

1 明治乳業争議のいまのたたかい

1月13日、会社証人に対する午後いっぱいの反対尋問が終了し、中央労働委員会（中労委）における明治乳業争議（「明乳争議」）の審査・審問は終了した。申立人らは中労委で11名の証人等で立証を行った。なお最終準備書面の提出は5月19日と決まった。

東京都労働委員会（都労委）の平成25年7月9日に出された救済を否定した超不当命令を乗り越え、「中労委での闘いで解決の道筋を」を目標にしたたたかいが大きな節目を迎えた。

2 30年を越えた長期のたたかい

（1）明乳争議のたたかいは、昭和44年から定年退職まで及んでいた職分・賃金差別のたたかいである。

その発端は、労使代表で構成された生産合同委員会の昭和40年3月に答申された「大合理化」であった。そして会社は昭和41年頃からインフォーマル組織（市川工場の「明朋会」や大阪工場の「志宝会」など）を作り育て、申立人らが役員等をしていた組合支部を会社派の組合員に乗取らせ、その後支部執行部から排除した申立人らに脱退工作をしたり、みせしめに賃金・職分差別をする等して、勢力の弱体化を図った。明乳争議は組合乗取りから始まった賃金差別事件として、典型的な組合攻撃事件の不当労働行為事件であった。

（2）これに対し、明治乳業の市川工場で働いていた労働者32名が昭和60年に不当労働行為の救済を都労委に申立てた（「市川工場事件」という）。同様に全国9つの工場（根室・埼玉・市川・静岡・愛知・石川・京都・大阪・福岡）で働いていた労働者32名も平成6

年に不当労働行為の救済を都労委に申立てた（「全国事件」という）。

- (3) 「最後の大企業賃金差別事件」と言われている明乳争議はこの2つの事件でたたかわれてきた。しかし全員が会社（現在の社名は「明治」）をすでに退職しており、多くが古稀を越えた。亡くなった申立人も数多くなった。こうしたこともあり、当事者らは「このままでは終わることができない」との思いで、いわば人生をかけたたたかいを続けている。

3 後発の全国事件についての都労委命令

- (1) 先行した市川工場事件は平成8年7月に都労委で救済されなかった。中労委・東京地裁・東京高裁と同様であった。そして平成21年2月の最高裁での上告不受理等で申立人らの敗訴が確定した。
- (2) 後発の全国事件は、市川工場事件のこうした連敗を乗り越えるいわばリベンジのたたかいになった。市川工場事件においては、不当労働行為の構成の仕方、除斥期間、試験制度などの問題から、昭和40年代からの不当労働行為について判断されなかった。申立人らにとっては門前払いに等しかった。そこで全国事件では不当労働行為の構成を変える等の工夫をしながらたたかった。
- (3) こうした申立人らの人生をかけたたたかいに対し、都労委は平成25年7月9日に救済を否定するなどの超不当命令を出した。この命令を書いた担当公益委員は当時の都労委会長の荒木尚志（労働法学者）であった。

しかし学者が書いた命令とは思えない極めて杜撰な論理で、「大量観察方式」を適用しなかったことや恣意的な判断で労働者を負かした。数多くの間違いや問題点があるが、詳細は昨年の特報に書いたので、ここでは省略する。

4 中労委での解決を求めて

申立人らの争議団や支援共闘会議は、この長期争議を何としても中労委において勝利解決させるべく奮闘してきた。争議団も、明乳争議を知ってもらうために「30年明乳争議に春を―最後の大企業差別事件―」と題したパンフを作成し、運動を広げている。

弁護団（倉内・守川・中丸・湯川・松井・菊池・上杉）としても最終準備書面において救済命令を得るべく奮闘するとともに、中労委において和解で争議が早期に解決すべく奮闘している。

メトロコマース裁判・いよいよ正念場

東京法律事務所 長谷川 悠美

1 メトロコマース裁判とは

(1) はじめに

東京メトロの100%子会社であるメトロコマース株式会社は、駅構内での売店事業を行っている。そこで働く販売員が、メトロコマース裁判の原告たちだ。

メトロコマースの従業員には、無期の正社員、有期の契約社員A・契約社員Bの3つの雇用形態があり、原告らはいずれも契約社員Bである。

(2) 業務内容・責任が同一

メトロコマースの売店事業において、正社員と契約社員は、業務内容・責任の程度が全く同じである。

販売員は2人1組で1店舗を任される。1人は早番、1人は遅番で、それぞれ1人きりで仕事をする。そして早番と遅番は1週間ごとに交代する。つまり、それぞれの販売員がやる仕事は全く同じである。一人きりで売店を切り盛りするということは、契約社員であっても全ての仕事をできなくてははいけないし、全責任を負わなくてはならない。また、販売員は定期的に店舗を異動する。これも正社員と契約社員とで全く異ならない。

(3) 労働条件の大きな格差

契約社員の労働条件は過酷だ。時給は1000円であり、正社員にある諸手当のうちほとんどが存在しない。手取りは月13万円程度である。賞与は年間30万円未満。退職金もない。しかも、正社員の所定労働時間が1日7時間50分の週39時間10分であるのに、契約社員の所定労働時間は1日8時間の週40時間である。

一方、正社員は、月例賃金制であり、年齢給及び職務給の本給と、資格手当、住宅手当、家族手当等が支給され、昇給及び昇職制度があり、勤続20年以上で本給24万5000円、住宅手当9200円が支給される。また、年3回、約150万円の賞与がある。

(4) 労働契約20条違反

以上のとおり、原告らの業務の内容・その責任、職務等の変更の範囲は正社員のそれとほとんど同一であるのに、正社員との賃金の相違は大きい。これを正当化する理由は何もない。

この契約社員Bと正社員の賃金差別の是正を求め、賃金差額相当額の損害賠償を請求したのが、メトロコマース裁判である。

2 裁判の現状

原告らは、全国一般東京東部労組メトロコマース支部に所属している。この組合結成時から、正社員との格差是正を求め続けてきた。それにもかかわらず、メトロコマースは一

切応ずる姿勢を見せず、いくら求めても正社員の就業規則すら原告らに開示しなかった。裁判において、再三求めて初めて、開示するに至ったのである。

正社員の就業規則が開示されたことによって、正社員の賃金体系がある程度明らかになった。しかし、昇給のスピードなど、実際の運用について不明な点が残っている。

原告らは会社に対して運用を明らかにするよう求め続けているが、会社側は従業員のプライバシーを侵害するとして一向にこれに応じていない。

硬直状態が続いていたが、2015年12月14日の弁論期日において、裁判長から、従業員のプライバシーを侵害しない範囲で明らかにするよう再度検討するよう訴訟指揮があった。

少しずつではあるが、差別の実態を明らかにし、差別を是正する方向に進んでいることを実感している。

今後は、双方から陳述書を提出し、尋問に向けての準備をすることになる。今年中に尋問に進み判決が出ることが見込まれる状況であり、いよいよ正念場を迎えている。

原告らの人間回復を勝ち取り、非正規労働者の格差是正を実現するためにも重要な裁判として取り組んでいきたい。

JAL 不当解雇撤回闘争

東京南部法律事務所 早瀬 薫

1 最高裁不当決定

昨年の自由法曹団東京支部総会においても報告がなされたように、JAL 不当解雇撤回訴訟については、客乗訴訟につき2015年2月4日付で最高裁第二小法廷が、乗員訴訟については、同年2月5日付で最高裁第一小法廷が、上告棄却・上告不受理の不当な決定を行った。

客乗訴訟については、記録到着後わずか4か月足らずで、乗員訴訟については、記録到着後わずか3か月足らずで、実質的な審理を何ら行うことなく、結論ありきの不当な決定であった。最高裁の政治的意図を感じざるを得ない決定である。

2 管財人による不当労働行為事件

2015年6月18日、東京高等裁判所第14民事部（須藤典明裁判長）は、会社更生手続下における更生管財人である株式会社企業再生支援機構ディレクターの日本航空乗員組合（JFU）、日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）に対する発言につき、不当労働行為の成立を認め、JAL の控訴を棄却した。東京都労働委員会の救済命令、当該救済命令取り消しを求める JAL の請求を棄却した東京地裁判決に続き、3度目の不当労働行為成立の判断である。

本件発言は、「争議権が確立された場合、撤回されるまで3500億円の出資をすることはできない。」というものであり、争議権確立のための一般投票の最中に行われた。争議権確立は労働者の権利として尊重すると言いながら、両組合に対し、争議権を確立しないよう求めるものであった。

JAL は、一審において、管財人としては、両組合に対し情報を提供する義務があったとし、上記発言は、情報提供義務の履行として適法に行われたものと主張した。これに対し、一審判決は、一般論として、管財人の情報提供義務を認めつつ、本件発言が、正確とはいえないことを理由に、正当化されないとした。

二審において、JAL は、機構の運用資金が、政府保証付きで金融市場から調達する公的資金であることを最大限強調し、争議権行使により事業毀損のリスクが発生すれば、公的支援の前提が崩れ、再生枠組みの破綻も懸念しなければならない状況であり、争議権が確立されれば、投入した公的資金の回収不能リスクが顕在化するという状況であったから、上記発言は、公的資金を預かる出資者としての経営判断としてやむを得ないものだとし、機構執行部の判断の合理性を主張した。

これに対し、東京高裁は、管財人としての経営判断の合理性と、不当労働行為該当性を分けて検討し、支配介入の要件に該当するかどうかは、経営判断の合理性とは別途検討されるべきものであるとした。そして、日本国憲法第28条を大前提として、労働組合法が、労働組合の運営に対する使用者の介入を不当労働行為として禁止していることを説き、憲法や労働組合法は、争議行為によって会社の存立自体を危うくする可能性がある場合であっても、会社を存続させることを優先しているわけではなく、会社が労働組合の運営を支配したり介入したりすることは認めていないとし、争議行為や社会的信用悪化の結果、会社が倒産し、労働者が職を失うことになったとしても、会社と労働者自らが選択した結果として甘受するほかないとして、会社存立を支配介入正当化の根拠とは認めなかった。

さらに、高裁判決は、会社がその存立のために争議行為を阻止しようとするのであれば、労働組合が求めるところも踏まえて、労働組合との間でなんらかの妥協を図るしかなく、妥協を図る方法によることなく、労働組合の運営に介入することは許されないとした。

上記高裁判決に従えば、会社は、労働組合と妥協すべきであったし、それは、整理解雇を回避すべきことを意味する。機構が両組合の争議権確立に対し不当な介入をせず、労使間の誠実な協議と合意がなされていれば、不当な整理解雇はなされなかったに違いないのである。

3 ILO の第三次勧告

2015年11月12日、ILO は、過去2回に出されたILO 勧告に続き、JAL によって行われた整理解雇に関するフォローアップ見解（第三次勧告）を公表した。ILO は、制定された条約について、条約の実施状況の調査、審査等を行っている。また、ILO は一度公表した是正勧告についても、是正勧告の実施状況を調査し、解決要請の内容を組み込んで、見解表明を行っている。今回の第三次勧告は、JAL の整理解雇の問題について、解決を迫る画期的な内容とな

っている。

まず、第三次勧告の最初の第52項においては、これまで、ILO 結社の自由委員会が、東京高裁の判決やその結果取られたフォローアップ策について情報を提供するよう日本政府に要請したことや、上記不当労働行為救済命令に関して、会社が提訴した訴訟についても、この裁判に関するいかなる結果についても情報を提供するよう日本政府に要請したことに触れた上で、「最後に、委員会は、経済的な理由により雇用を終了された労働者を再び雇用すること（職場復帰）に関する意見が考慮されるよう、会社の新規採用活動の枠組の中で、全面的かつ率直な協議を会社と関係組合が行うよう、要請した。」とILO のフォローアップ手続きについて明かにしている。これは、「リストラ計画の影響を最小限にする様に十分かつ率直な協議を行う事の重要性を強調する」とした第一次勧告、解雇された労働者が再び雇用される（職場復帰）ことに向けて労働組合との協議の実施を求めた第二次勧告に引き続き、新たな状況を踏まえた中で、第三次勧告においても労使の協議によって解決することを勧告するものである。

ILO の第三次勧告は、申立組合から提供された情報、日本政府から提出された情報を踏まえ、両組合の表明や考え、政府の考えや会社の考えを整理している。会社は、「整理解雇の解消」、「解雇無効による復職」を受け入れることは困難だと政府に回答しているが、ILO の要求する「解雇された労働者を再び雇用すること（職場復帰）」と会社回答が対立するものではない。また、日本政府が、「労使が自主的に協議を行うことの重要性について、日本政府は結社の自由委員会と同じ見解である。」「本事案において組合が主張しているような経済的理由のために雇用契約終了となった労働者の再雇用に関する事項も、労働組合と使用者との間で交渉すべき事項となりうるものである」と回答したことを踏まえ、ILO は、「政府は、労使協議の問題に関して、十分かつ率直な協議の重要性について委員会と見解を共有すると表明している」とした。

また、同勧告は、上記不当労働行為救済命令に関する訴訟が最高裁に上告、係争中であるという状況を指摘した上で、第59項においては、「日本政府に対し、最高裁への上告に関するいかなる結果についても情報提供するよう要請する」として、同訴訟に注目し、監視を続けることを表明している。

そして、第60項においては、「委員会は、本件の最新の展開に鑑み、会社と当該労働組合との意義ある対話（meaningful dialogue）を維持することの重要性を、今一度強調する。」委員会では、労働者の整理解雇の問題に関して、真に交渉についていたかどうかという点について、当該労働組合と使用者の間で意見の相違があると見ている。委員会は、会社が、本件について、事業に関係するすべての労組との討議がなされるよう会社の態度を維持することを信頼し、また、申立者が法律に基づく団体交渉が拒否されたと判断した場合、労働委員会に申し立てを行うことができることに留意する。」として、会社と労働組合との対話の開始を強く要請した。

会社は、政府への報告の中で、整理解雇までに何度も労使交渉を行っていることを強調していることに対し、ILO は、意見の相違があるとして、「意義ある対話」を要請したのである。

国際基準に基づき、世界に公表されたILO 勧告に基づき、日本政府は、JAL の整理解雇紛争

の解決に向けて、労使間で実質的な協議、意義ある協議が実現されるよう、対応を求められているのである。JAL もまた、勧告は国に出されたもので会社に出されたものではない、との姿勢を改め、国際企業として、ILO の勧告を真摯に受け止め、実質的な協議、意義ある協議を実施すべき責任がある。

4 全面解決に向けて

整理解雇後、丸5年を経過した今、JAL は好調に営業利益を上げているものの、人材の流出が続き、人手不足となり、事業規模を維持・拡大することが困難な状況となっている。整理解雇を有効とする裁判所の判断が確定したとはいえ、現在から振り返ってみたときに、整理解雇により人材を流出させたことは、会社にとっても誤った判断だったといわざるを得ない。

止まらない人材の流出に対し、JAL は、乗員に対しては賃金アップを、客室乗務員に対しては、契約社員の正社員化という対策を打ち出している。整理解雇問題の全面解決なくして、JAL の真の再生はありえない。不当労働行為に関する高裁判決、ILO 第三次勧告を整理解雇問題の全面解決につなげていかなければならない。

ベローチェ争議 ～改正労働契約法の悪用と「鮮度」を理由とした雇止め～

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

1 はじめに

本件は、コーヒーチェーン大手「カフェ・ベローチェ」千葉店に勤務していた原告（当時29歳女性）が不当な雇止めを受けたことから、運営会社である株式会社シャノアールに対して、雇止め無効による地位確認、未払賃金、精神的慰謝料の支払を求めて、2013年7月23日、東京地裁に提訴した事案である。

2 訴訟における原告の主張

（1）労働契約法19条1号又は2号に該当する

雇止めされるまで、3ヶ月間の労働契約を19回更新し、4年11ヶ月もの間働いてきたこと、店舗で唯一の正社員である店長が不在の場合には、「時間帯責任者」として店長に代わって店舗を管理しており、その業務は店舗の根幹かつ恒常的であること、契約更新手続きが形骸化していたこと、組合と会社間で原告については上限なく契約更新することの合意がなされたこと等から、労契法19条1号又は2号に該当する。

（2）改正労働契約法の悪用は明らか

店長が会社からの通達に基づき原告に雇止め予告をした2012年3月23日は、「無期転換ルール」が盛り込まれた労契法の改正案が国会に提出された日であった。

会社側は、当初店長や部長が、法律の改正に伴う措置である旨述べて以降、一貫して、4年の上限導入と労契法改正との関係を否定している。しかし、上限を導入したタイミング、店長や部長の発言、会社が当該措置の合理的な理由を説明できていないこと等からすれば、会社の真の理由が「無期転換ルール」の適用を回避するためであることは明白である。そして、かかる理由による上限導入及びそれに基づく雇止めが、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労契法18条の趣旨を没却し、無効と解されるべきことは当然である。

(3) 「鮮度が落ちる」発言による人格権侵害

会社は、団体交渉を行うごとに上限導入の理由を変遷させており、それらが苦し紛れの後付け理由であることは明らかである。

もっとも、2(3)で触れた「鮮度が落ちる」という趣旨の発言は、シャノアールの「本音」としか考えようがない。

原告は、記者会見で、「大好きなお店だから働き続けてきました。なのに、やめさせる理由として『鮮度』という言葉を使って、魚や野菜のようにモノ扱いされ、人としての価値まで奪われました・・・。」と涙ながらに話した。また、「ただ4年で人を使い捨てにするだけではなく、女性をモノ扱いし、年齢を重ねた女は、必要ないと言われたことが、私に裁判を決意させる決め手となりました。」とも語っている。

3 極めて不当な地裁判決

東京地裁19部（吉田光寿裁判官）は、原告の雇用期間・契約更新回数、業務内容の恒常性については原告の主張を認めたものの、正社員との同一性を認めず、かつ、契約更新手続の厳格さ、雇用継続を期待させる言動について原告が主張するところを認めず、労働契約法第19条1号及び2号の適用を否定し、本件雇止めは有効であるとした。また、被告の交渉担当者による「鮮度」発言についても、相当性を欠くきらいはあるとはするものの、交渉の際の一部の言動をとらえて不法行為の成否を判断すべきではない、人格を傷つける意図があったことを認めるに足る証拠がないなどとして、違法な発言とまでは評価できないと不法行為責任を否定した。

本判決が、労働契約法第19条1号・2号の適用を否定した理由に、原告の少ない勤務日数を挙げていることからして（一審では全く争点になっていなかったにもかかわらずである）、吉田光寿裁判官が、学生アルバイト等のアルバイト従業員の雇用を法的に保護する必要性は乏しいとの価値観を大前提に、本件判決をしたことは明らかである。形式的には労働契約法第19条1号・2号の要件の検討をした形を整えつつも、そのような独自の価値観に立って、自らが考える結論に適合的な証拠のみを引用し、それと抵触する事実と証拠については一切無視して、同条号の適用を否定したのである。

また、被告の交渉担当者による「鮮度」発言や雇用継続の合意の反故につき不法行為責任

を否定した点についても、文脈や経緯はどうであれ、原告の人格や存在そのものを侮蔑するものであり、法的に違法とまでは評価できないとの判断は、著しく公平さを欠く判断と言わざるを得ない。

本判決は、被告の組織的かつ脱法的な雇止めを容認し、原告の権利を踏みにじるものであり、極めて不当な判決である。

4 高裁での勝利を目指して

控訴後、口頭弁論を2回経た上で結審となったが、その後和解へ向けた協議が大詰めとなっている（1月28日現在）。高裁裁判官からは、「地裁判決が労契法19条2号該当性を否定したことは問題がある」旨の発言も飛び出した。

昨今の雇用環境の悪化に伴い、学生にとってのアルバイトは生活と学業を維持するために不可欠なものであり、雇用継続を望む労働者を保護すべき必要性が大きいことはフルタイム労働者と同様である。

原告が傷つけられた尊厳を取り戻すべく高裁での勝利を目指して全力を尽くしたい。

実働弁護団は、東京法律の笹山団員、あかしあの大久保団員、旬報の佐々木団員、東京東部の西田団員、私です。

郵政65歳非正規解雇裁判 一審不当判決を乗り越えて

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

第1 郵政65歳「雇止め」の問題点と裁判の経緯

欧米諸国では、差別禁止類型の一つとして、雇用における「年齢」差別の禁止が現実のものとなっています。日本でも、雇用対策法10条の制定など、年齢差別への規制が始まっており、労働政策の観点からは、働く意欲を持つ限りにおいて、あらゆる年齢層の労働市場への参加（participation）を促進することが求められています。

ところが、それに逆行する65歳定年制が、2007年10月の郵政民営化時に、郵政各社に対して期間雇用社員就業規則10条2項と労働協約91条によって導入されました。そして、2011年10月、退職金も無く年金も乏しい弱い立場である郵政の期間雇用社員に適用され、約1万4000人が「雇止め」とされ、生活の糧を奪われました。

その結果、郵便物の滞留が多発するなど、郵便事業の公共的機能も大いに侵害されました。

「雇止め」とされた殆どの者が、その経済的困窮故に提訴もできず、泣き寝入りを強

いられました。地位確認と損害賠償請求を求めて提訴したのは、郵政ユニオンに所属する本件訴訟の原告ら9名のみです。原告らは、そうした多くの仲間のためにも、高齢と非正規の二重の差別を許さず、生存権を確保するため、本件訴訟を遂行してきました。

一審は、2015年2月4日に結審し、同年7月17日に判決が言い渡されました。判決内容としては、原告らが業務に熟練していたことを認め、職を奪われた無念は察するに余りある、などのリップサービスが記載され、労働協約締結時の労使交渉が不誠実であり、郵政ユニオンは錯誤に陥っていた、と認定されました。しかし、結論としては、原告らの請求を全て棄却する不当判決でした。

原告らは全員控訴し、2015年11月に控訴理由書を提出しました。

第2 控訴理由の要旨

1 原判決のいう就業規則10条2項の合理性

原判決は、65歳以上は契約を更新しないとした就業規則10条2項の合理性について、次のように判示しました。

「仮に本件上限規則を設けないとすると、・・・これら相当数に上る被告の期間雇用社員について、雇止めにおける解雇権濫用法理の類推適用により、個別に、当該期間雇用社員の雇用契約を更新しない理由が合理的であるかを吟味する必要があることとなる。しかし、そのような体力等の低下が個人差のある個別性の強いものであることや、被告の事業体としての規模に照らすと、高齢となった期間雇用社員について、個別に、加齢による業務遂行能力の低下の有無を判断し、場合によっては雇止めを行う、という対応をとることについては、能力低下の実質的判断が必ずしも容易でない以上、当該契約期間の満了までに適時適切な対応を取り損なう恐れや、紛議に伴うコストという問題もある。その観点からは、本件規則10条1項による雇止めで対処することは、煩雑の感を否めず、被告の懸念する事故発生の懸念が現実化する危険とのバランスを考慮すると、一律に一定の年齢を基準として、以降の雇用契約更新を行わないこととする旨の定めを就業規則に置くことについて、なおその必要性と合理性が認められるというべきである。」と。

65歳定年制策定の理由が、解雇権濫用法理の脱法であり、円滑な「首切り」のためであることを、一審判決は全面的に承認し、これが本件上限規則の合理的理由であるとしたのです。

2 就業規則10条2項、人事に関する協約91条の違法・無効

上記の認定は、郵政公社の分割民営化当時、日本郵政株式会社の総務課長であった鈴木証人の一審での証言に基づいています。「裁判例等によりますと、有期雇用契約の期間が満了した場合、直ちに会社のほうが雇用更新が必要ではないというふうなことを考えたとしても直ちには退職をしていただくということが難しい状況に至るというふうな可能性もあるというふうなことを認識しておりました。したがって、更新の上限を設定する

必要があるというふうに認識をしたわけです。」というものです。

しかし、2015年6月、山本太郎参議院議員が参議院の委員会で、日本郵便の諫山親副社長を参考人として質問したのに対して、諫山副社長は、鈴木証人がそうした内容の発言をしたことを否認しました。諫山副社長は、さすがにこのような脱法的な理由を認めるわけにはいかなかったのです。

むしろ、原判決も認めた、年齢による「体力等の低下が個人差のある個別性の強いものであること」からは、年齢で一律に雇い止めとすることは、年齢差別として許されません。

雇用対策法10条は「年齢に関わらない就業の促進」をその趣旨としており、本件雇い止めはこの趣旨に違反します。

正社員に定年が許されるのは、年功序列賃金と多額の退職金、そして年金があるためです。しかし、被控訴人の期間雇用社員らには、退職金はなく、年金も乏しく、賃金については、正社員と大きな格差が開いています。

被控訴人の規模は大きいですが、その分、管理職も多く、期間雇用社員のスキル評価の制度も徹底されています。そうであるにも拘わらず、労働者の雇用という勤労の権利と生存権に関わる問題を、コストとか、煩雑などの言葉で片付ける判断は憲法に抵触します。煩雑を厭わず、十分に調査すべき問題です。

よって、就業規則10条2項と人事に関する協約91条には、およそ合理性が認められず、むしろ、平等権、生存権、勤労の権利に反するものですから、公序良俗違反として無効です。それに基づく被控訴人らに対する雇い止めもまた無効です。

3 就業規則の不利益変更と解雇権濫用

仮に、これらが直ちには無効とならなかったとしても、本件の就業規則の導入と変更の手続きには多くの重大な瑕疵があります。その点を認めなかった原判決の判示は、労働基準監督署への就業規則の未提出などの客観的な証拠と矛盾する、およそ信用性のない管理者らの伝聞による証言に依拠するものです。よって、原判決に事実誤認があることは明らかです。

従って、就業規則の不利益変更に合理性が認められないから、就業規則10条2項は控訴人らに対して効力を及ぼしません。

仮に、就業規則10条2項が効力を有していたとしても、解雇権濫用法理が類推適用されます。

まず、郵便事業会社の期間雇用社員の契約更新手続は、会社が一方的に文書を送ってくるだけで、希望調査も契約書作成もしないのだから形骸化しています。その結果、会社と控訴人らの契約は、期限の定めのない労働契約と見なされるので、雇止め＝解雇です。

また、2010年8月に渡された説明文書「期間雇用社員の皆さんへ」には「会社が認める場合」は例外であると記載されており、就業規則10条2項の文言である「会社の都合による特別な場合」とは異なります。その会社の説明文書を見て、長年勤続してきた自

負のある控訴人らが雇用継続への期待を抱くのは当然です。

しかも、就業規則10条2項を実際に適用したことにより、むしろ、ベテラン職員を切り捨てて人手不足に陥った結果、2011年10月以降、郵便物の滞留、遅配、誤配、廃棄など、事故発生の懸念が現実化しました。そして、日本郵便は、適時適切な対応を取り損ない、紛議に伴うコストが増大しています。人手不足状態は、現在まで続いています。それは、後補充の必要性・困難性が認められる場合には「雇い止めをしない」との例外規則の適用を誤ったことを意味します。結局、本件「雇止め」は合理性・相当性を欠くから、控訴人らの「雇止め」は権利濫用として無効です。

4 「人事に関する協約」91条についての不誠実交渉が導くもの

「人事に関する協約」91条については、独自の問題があります。

2007(平成19)年5月11日付の被控訴人の資料による雇い止めの例外の文言は、「必要な能力等を有すると雇用主が判断した場合」という、期間雇用社員の能力に着目したものでした。それに対して、同年8月末に郵政ユニオンに提示された「人事に関する協約」91条は、「会社が特に必要と認める場合」として例外を限定するものとなっていました。

同年5月24日に行われた労働協約に関する労使交渉においては、5月11日付資料と労働協約の内容は変わらないとされていたにも拘わらず、協約ではこのような変更がなされました。しかも、この変更については、ユニオンに伝えられることなく、ユニオンとしては、協約はもとの資料のままの文言だと理解していました。

こうした日本郵政の交渉態度が不誠実なものであったことは、原判決によって認定されましたが、その不誠実性の程度は甚だしいので、当然に、郵政ユニオンが当時認識していた範囲で「人事に関する協約」91条は判断されるべきです。

そうすると、控訴人らはいずれも必要な能力を有していたのですから、控訴人らに対する「雇止め」は例外協約に反しており無効です。

第3 今後の進行

2015年12月16日の控訴審第1回口頭弁論で、控訴人側は、西川元日本郵政社長や、鍋倉元郵便事業会社社長をはじめとする5名の人証申請をしました。他方で、日本郵便の側の控訴理由書への反論の書面も提出され、控訴人側はそれに対する再反論を次回2月22日までに提出することとなりました。さらに、裁判所からは、和解について検討するようにとの示唆がありました。

和解も含めて、どのような結果となるのか、予断を許しませんが、極めて重要な局面に達していることは確かです。高齢者と非正規労働者の差別・使い捨てを許さず、その権利を確立するため、闘いを強めていく所存です。

そのためにも、物心両面の御支援を求める次第です。

下記口座まで、カンパをよろしくお願いします。

☆ゆうちょ銀行振替 口座

口座記号番号 00190-7-766357

加入者名 65 歳 解雇裁判支える会

J A L C A マタニティハラスメント 裁判提訴のご報告

東京南部法律事務所 竹村 和也

1 客室乗務員の産前地上勤務制度

J A L C A マタニティハラスメント裁判は、J A L の C A である原告が、妊娠を確認したところ、産前地上勤務を希望したにもかかわらず、休職命令が発令された、という事案である。

前提として J A L の産前地上勤務制度を説明したい。J A L では、客室乗務員の妊娠が確認されると乗務資格が停止される。航空機に乗務できないのである。乗務資格が停止された客室乗務員は、産前休職か産前地上勤務を選択することになる。産前地上勤務では、妊娠期間中に地上勤務に就くことになる。産前休職となると当該休職期間は無給となり、賞与の対象外にもなる。さらには勤続年数に参入されないため退職金にも影響し、その他会社厚生制度でも不利益を負うことになる（たとえば、本件当時において、社員寮に入寮している者は退寮しなければならなかった。）。産前地上勤務には、そのような不利益はない。

J A L では、2007年までは希望する者全員が産前地上勤務に就くことができた。しかし、2008年の制度改訂により、「会社が認める場合」のみ産前地上勤務が認められることになった。結果、多くの妊娠を確認した客室乗務員が、産前地上勤務を希望しているにもかかわらず、産前休職を発令されることになった。妊娠する客室乗務員には、それぞれ様々な事情がある。経済的余裕がない者も多い（産前休職を発令されれば出産にあたって約200万円の蓄えが必要という。）。その彼女達にとって産前地上勤務は、出産するための経済的条件を支えるための必要不可欠なものである。しかし、J A L では、産前地上勤務を拒否され、産前休職を発令される客室乗務員が続出している。

2 本件における事実経過

原告は、2014年8月25日に妊娠を確認し、直ちに産前地上勤務を希望した。しかし、後日、J A L は、原告の申請を拒否し、産前休職命令を発令した。理由は「ポストがない」と

いうものであり、それ以上の詳しい説明はない。

原告が加入する労働組合（日本航空キャビンクルーユニオン）が団体交渉で原告の保障等を訴えたが、JALは拒絶した。原告は、2015年1月に男女雇用機会均等室に調整を申請し、調停期日が決定したにもかかわらず、JALは調停への出席すら拒否した。

以上のような経緯を経て、原告はやむなく本訴訟の提起に至ったのである。

3 本訴訟における請求及び主張

（１）主位的請求と予備的請求

本訴訟において、原告は主位的に①本件休職発令の無効確認、②未払賃金の支払い、③慰謝料の支払いを請求している。また、原告は予備的に労基法26条の休業手当を請求している。

主位的請求の請求原因は、本件産前地上勤務制度自体が均等法9条3項及び労基法65条3項に違反しているという主張、仮に制度自体が法に反していないとしても本件休職発令は均等法9条3項、労基法65条3項に違反しているという主張によって構成されている（以下では、便宜上、後者の主張についてのみ説明する。）。

（２）均等法9条3項違反であるとの主張

均等法9条3項については、最高裁判所において強行規定であることが確認され、女性労働者について妊娠等を理由として解雇その他不利益な取扱いをすることは同項に違反して違法・無効となるとされた（最判平成26年10月23日労判1100号5頁）。そして、労働者が妊娠したことをもって、本人の意に反して賃金保障のない休業を命じることは、同項の「不利益な取り扱い」に該当するとされている（厚労省「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」）。にもかかわらず、一方的に休職発令した本件休職命令は均等法9条3項に違反するものである。

（３）労基法65条3項違反であるとの主張

労基法65条3項は妊娠した労働者の請求によって軽易業務に転換させる使用者の義務を定めたものである（形成権であると解されている。）。そして、JALの産前地上勤務制度は、その労基法65条3項の趣旨を制度化するものである。労基法65条3項が何の留保もなく労働者の請求による軽易業務転換を認めているにもかかわらず、会社の判断で地上職勤務を拒否した本件休職命令は労基法65条3項違反である。この主張については、同項は新たに軽易な業務を創設して与える義務まで使用者に課すものではないとする通達（昭61.3.20基発151号）の妥当性も問題になろう。

（４）本件における重要な事実

以上の判断においては、以下の事実が重要である。

前提として、JALの日本人客室乗務員のうち99.8%が女性であり（3749名/3756名）、男性客室乗務員の採用を行っていないことからして、JALは、客室乗務員の一定数が毎年妊娠・出産することは当然想定している。他方でJALは彼女達が妊娠した場合に乗務資格を停止させると自ら規定している。これらによれば、JALは希望者全員を地上勤務に就かせる義

務があると言うべきである。そして、JALの事業規模、及び本件休職命令時の経営状態（1490億円の純利益）、そもそも産前地上勤務は、期間は妊娠中という一時的なものでありJAL側の負担は少ないこと、以上から希望者を地上勤務に就かせることは極めて容易なことである。

また、JALの客室乗務員は、就業規則上、地上勤務に従事することが予定されており、産前地上勤務以外においてもJALの指定により地上職勤務に就く客室乗務員は多数存在する（年間百数十名から二百数十名）。そして、産前地上勤務制度でも、2008年の制度改定までは希望者は全員就くことができたのである（年間最大75名）。

以上からすれば、本件において原告の産前地上勤務の希望を拒否し、一方的に産前休職を発令した本件休職命令は違法という他ない。

4 本訴訟の意義

日本航空においては、大量の整理解雇以降、人員不足等の影響もあり雇用環境は悪化している。そのなかで、契約制客室乗務員制度が、長年の組合の要求もあり廃止された。本訴訟も、客室乗務員のおかれた労働実態を明らかにするとともに、その改善を図り、女性が働き続けることができるようになることを目指すものである。

日本郵便銀座郵便局・定年後の継続雇用拒否事件で職場復帰を勝ち取る

東京法律事務所 平井哲史・青龍美和子

2013年4月1日から改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年法）が施行され、60歳定年で退職する労働者のうち希望者は全員継続雇用されるようになったが、それまでは使用者と過半数の労働者を組織する労働組合とが協定した選定基準により選別することも許されていた。

日本郵便における再雇用の基準は、直近2年度分の人事評価を点数化していずれも80点以上であることであったが、原告は、定年直前の年（2011年）の人事評価が80点未満であったことが理由となって不合格とされた。

原告（被控訴人）は、改正高年法が施行される1日前の2013年3月31日に従前の選定基準を適用して継続雇用を拒否され、地位確認を求めて提訴した。

私たちは、この人事評価が恣意的でいいかげんであることに焦点を当て、人事評価は裁量権を逸脱または濫用したものであり、無効だから、この人事評価でなく普通の評価がされていれば80点を超えるので再雇用されていたはずであると主張して争った。

一審判決では、いくつもある人事評価項目のうち「営業・業務実績」という1項目をとりあげて、2010年度と2011年度とで業務遂行状況は変わらないのに「○」の評価が「△」になっていることについて、会社側が合理的な主張立証をできていないとして、裁量権の範囲を逸脱するものと判断した。これにより2011年度の人事評価は80点以上となり、継続雇用の基準を満たすので継続雇用後の地位の確認と賃金の支払いを認める全面勝訴となった。

控訴審では、会社側は、①原告は勤労意欲が低下していたから業務効率も低下していた、②2010年度の人事評価のほうが間違っていた、③本人が2011年度の人事評価を容認していた（だからいいんだ）と主張したが、高裁判決はいずれも一蹴し、控訴棄却とした。その後、会社が上告を断念したことによりこの高裁判決が確定した。

人事評価は、使用者の裁量によるところが大きい、賞与や昇給については退職金にも影響するから、恣意的にやられたのでは労働者たまったものではない。使用者には公正に査定をする義務がある。本件で実際に問われたのは使用者の人事評価のあり方である。いくら評価項目と評価基準が定められていても、その運用がいいかげんであれば恣意的におこなわれた人事評価は無効になること、評価はきちんとした根拠をもっておこなわなければならないことを今回の判決は示している。日本郵便に限らず、使用者による評価が公正・公平になされるようになる一助となれば幸いである。

なお、原告は、郵政産業労働者ユニオンの組合員であり、みんなを励ましたいと復職した。マイナンバーの配達で多忙な時期での復帰だったが、職場に戻って仲間とともに生き生きと働いている姿を見ると嬉しい限りである。

都立職業能力開発センター 非常勤講師解雇事件

東京東部法律事務所 山添 健之

都立職業能力開発センターは、東京都が職業能力開発促進法に基づき設置・運営する公共職業訓練機関であり、過去には職業訓練校などとよばれた機関である。現在、都内には、12のセンター及び校舎がおかれ、機械関係、建築関係、電気関係、化学・印刷関係、事務関係等、幅広い職業分野について、就業経験のない若年者及び離職者等に対して職業訓練が行われている。そして、あまり知られていないことであるが、都立職業能力開発センターにおいて授業を担当する講師は、「東京都講師」という特別職非常勤職員により担われているのである。

その中に、CAD製図科という科目がある。CADはComputer Aided Designの略称であり、機械機器製造や建築等に必須である製図を、コンピューターを用いて行うものである。CAD製図

科は、手書きの製図が主流であった時代の「トレース科」に端を発する歴史のある科目であり、なおかつCAD製図科は他の科目と比しても高い就職率を誇る科目でもあった。

しかしながら、都は、職業能力開発センター江戸川校、府中校、大田校、足立校に設置されていたCAD製図科を、2015年4月から「TAC」および「ヒューマンアカデミー」に民間委託することを突如決定し、2014年10月下旬にいたって、CAD製図科の講師31名に対して「解雇通告」を行ったのである。講師にはそれまで、民間委託の計画等、一切伝えられていなかった。

解雇通告をされた講師の中には、東京公務公共一般労働組合（東京都の自治体及びそれに関連する事務所で働き、かつ公務員法の原則的な適用から除外される非常勤職員等により構成されている）の、中嶋祥子中央執行委員長を初めとする6名の組合員（公務公共一般の分会である首都圏職業訓練ユニオン所属）が含まれていた。

中嶋委員長は、1974年に東京都講師として採用されて以来、実に41年にわたって継続して雇用され、平成26年度には年間400時限の授業を受け持っていた。都の「任用」は1年ごとのものであったが、講師が継続を希望する限り、過去の実績を考慮して、同等の条件で再度「任用」されることが通例となっていた。過去には、校舎の廃校や科目の廃止により、再度の「任用」を拒否されたり、受け持ち授業時間数が大幅に削減されようとした講師もいたが、その都度、公務公共一般・職業訓練ユニオンが解雇・時間数削減撤回のたたかいを繰り広げ、これまでに50名に上る組合員を救援してきた実績があった。

当然、CAD製図科講師の解雇についても直ちに団交を申し入れ、民間委託及び解雇の撤回、類似科目での再度の任用や民間委託先への斡旋を求め続けたが、都は、「民間委託に伴う任用の問題は義務的団交事項ではない」「1年ごとの任用の期間満了に過ぎず、解雇ではない」との態度をとり続けた。しかし一方で都は、団交において「2015年度の再任用希望者のリストを提出すれば、実績・経験を考慮する」との発言を行い、これに応じて組合は、中嶋委員長ら4名の組合員を含む計5名の「希望者リスト」を提出したが、結局都は、中嶋委員長について、新設する「ジョブセレクト科」において名目的に年間40時限（前年度の10分の1）の発令を行ったのみで、ほか3名の組合員については「任用」を拒絶した。一方で、残り1名の非組合員については、従前の時間数に準じる時間数の発令を行ったのである。

そのため、中嶋委員長を含む計3名の組合員が、訴訟提起及び都労委に対する救済申立を行うことを決意した。訴訟においては主位的に民事上の地位確認と未払賃金請求、予備的には行政訴訟としての任用の義務付け、全体に対する予備的請求として期待権侵害による損害賠償を求め、不当労働行為事件においては組合員3名を現職相当職で任用したものと取り扱うこと、未払賃金の支払い等の救済命令を求めている。

本件は、「民間委託」の名の下に、21年から41年にわたり継続して講師として雇用されてきた組合員らを突如解雇したものであり、それ自体大きな問題であるが、より大きな問題は、今回の都によるCAD製図科の民間委託及び講師解雇の「動機」が、公務公共一般の活動を嫌悪し、「組合潰し」を狙ったものと考えられることである。

公務公共一般は労働基準法、労働組合法が全面適用される非常勤職員により構成される組合として、結成以来非常勤職員の権利擁護のために団交の申し入れ、ストライキなどのたたかいを繰り返してきたが、都側は団交拒否を繰り返してきた。２００７年には都が当時導入しようとしていた専務的非常勤職員の５年有期雇用制度等について団交申し入れをした組合に対して団交を拒否したため、２００８年に都労委に救済申し立てをし、都労委は団交拒否を不当労働行為として認定した。都側は最高裁まで争ったものの、２０１４年２月７日に最高裁は都の上告を棄却して救済命令が確定した。同事件の２０１３年４月２４日付東京高裁判決は、「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項であっても職員の勤務条件に関する事項であれば交渉の対象とすることができる」と判断したのである。

このことに危機感を募らせた都・総務省は、２０１４年７月４日付でいわゆる総務省７・４通知を発し、「非常勤職員のあるべき形は特別職ではなくて、本来一般職化するのが望ましいから、短時間職員制度などの一般職へ移行させるべきである」との内容を各都道府県に通知した。これに呼応して都は、特別職非常勤職員の相当数を「一般職化」する計画を打ち出し、２０１５年４月１日付で強行した。しかし一方で、「一般職化」後も、特別職非常勤職員のままである職員も多数おり、公務公共一般・職業訓練ユニオンの組合員もそうであった。そして、職業訓練ユニオンの中核が、中嶋委員長ほかCAD製図科の組合員だったのである。

都としては、「一般職化」と平行して、CAD製図科を民間委託により「潰す」ことにより、公務公共一般の弱体化を企図したのである。このことは、CAD製図科の民間委託について、財政面からも訓練生の就職率向上という成果の面からも何ら優位性が認められないこと、民間委託の計画について、組合員らに秘匿されたまますすめられていたこと、組合員以外のCAD製図科講師についてのみ、他科目での再任用や、委託先への斡旋等が行われていることから明らかである。

訴訟提起及び都労委への救済申し立ては２０１５年５月に行われ、これまでにそれぞれ４回の口頭弁論期日・調査期日がもたれている。主要な争点は、①契約関係に基づく雇い止め法理の適用等の有無、②義務付け訴訟の訴訟要件の充足の有無、③不当労働行為意思の存否等となっており、弁護団としてはこれから、労働法学者を交えた検討・意見書の依頼、民間委託の経緯についての調査及び民間委託の必要性が認められないことについてのさらなる調査研究等を計画している。また、支援組織である「東京都CAD争議を勝たせる会」や、ひろく職業訓練・教育の充実を訴える「公的職業訓練と職業教育の充実をめざす市民の会（マイスターの会）」も結成され、期日には毎回多くの支援者が駆けつけてくださっている。

改めて本事件へのご支援・ご教示をお願いしたい。

（本事件は、平和元団員（弁護団長）、後藤寛団員、萩尾健太団員、三澤麻衣子団員、青龍美和子団員、私が弁護団として活動している。）

NHK地域スタッフ不当労働行為事件

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

1 事件の概要

全日本放送受信料労働組合（全受労）の名古屋駅前支部副委員長Xは、日本放送協会（NHK）と業務委託契約を締結し、放送受信契約の取次業務や、放送受信料の集金業務等を行う地域スタッフとして、NHKの名古屋放送局名古屋駅前営業センターに所属していた。

Xは、新しく名古屋駅前営業センターに就任したYセンター長から、平成22年1月21日、「A君（組合員）も、あんなところで書記長をやっているのどうするんだろう。」と言われた。これはXとYが旧知の親しい間柄であったことから飛び出した発言であった。続く11月1日、Yは、当時70歳に達したXに対し、「70歳以上は、委託契約の更新できません。」と、平成23年1月21日にも、「新しい会社が近いうちにできるけど、あんなところにおっつては、A君もB君（組合員）も推薦できないよ。」と言われた。

1月21日、Xは、同センター長Yから組合蔑視の差別発言を受けたと組合に報告した。

6月13日、支部は、中央執行委員も加わった支部交渉をNHKに申し入れたが、NHKは、中央執行委員の出席を理由に交渉を拒否し、団体交渉は行われなかった。7月12日の支部交渉では、NHKが再び中央執行委員の出席を拒否したため、中央執行委員は出席しないまま団体交渉が行われた。

そこで、組合は、センター長Yの発言が不利益取扱いであること、中央執行委員の出席を理由とする団体交渉拒否や、中央執行員の団体交渉への出席拒否が正当な理由なき団体交渉拒否にあたることなどを理由として、2011年11月11日、東京都労働委員会に不当労働行為救済申し立てを行った。

2 争点

本件の大きな争点は、①地域スタッフは労働組合法上の労働者といえるか、②センター長Yの発言があったか、③中央執行委員の出席を理由とする団体交渉拒否や中央執行委員の団体交渉への出席拒否が正当な理由のない団体交渉拒否にあたるかであった。

3 東京都労働委員会の命令

2015年8月25日、東京都労働委員会は、次のように判断した。

争点①については、近時の最高裁判例の各判断要素に照らし、⑦受信料はNHKを運営するためのほぼ唯一の財源であり、地域スタッフはその受信料の支払いを受けるべく取次業務や収納業務等に従事していること、取次件数の約半数は地域スタッフが担っていること、地域スタッフ制度は長年維持されてきた恒常的なものであること等から、「事業組織への組み入れ」を認め、④委託契約書が全国共通の定型のものであること、全国共通のマニュアルで

具体的な仕事の方法を示していること、報酬や業績不振者に対する特別指導の措置も全国統一の基準であること等から、「契約内容の一方的・定形的決定」を認め、㊸当月の外務業務に従事さえすれば原則として運営基本額が支払われること、報奨金が賞与に類似する性質を有していること、各種福利厚生、所得補償給付ともいえる制度等はおよそ仕事の完成に対する対価とは評価できないこと等から、「報酬の労務対価性」を認め、㊹受持地区や業務従事地域をNHKが定めていること、業務の進捗状況を把握し一定の目標を達成するために助言・指導を行っていること、目標達成の見通しが立たない場合は特別指導が行われ、それでも改善されない場合には契約が解約されること等から、「業務の依頼に応ずべき関係」を認め、㊺一日の業務終了後に顧客の対応履歴等をNHKに送信等することでNHKは地域スタッフの業務遂行時間や場所についてある程度把握していたこと、目標等定めた業務計画表の提出、中間連絡・随時の連絡、定期的な報告等を求めていること等から、「指揮監督及び時間的・場所的拘束性」を認め、地域スタッフが労組法上の労働者に該当すると判断した。

争点②については、当時の状況や、XとYの証言を併せ考えれば、そのような発言があったことを認めることはできないと判断した。

争点③については、NHKは中央執行委員の出席を拒否した理由について、昭和57年に別組合とNHKが合意した事項（上部役員の下部交渉への出席は協会と組合の双方了解の上で行なう等を定めている）を組合が承継していることを主張しているが、合意事項が労使間の断行ルールとして機能していたものとみることはできず、中央執行委員の出席を拒否する正当な理由とはならないと判断した。

4 今後について

争点②につき、Yセンター長の発言を否定した認定は極めて不当であるが、争点①と争点③につき、組合側の主張を認める判断を行ったことは十分に評価できる。とりわけ、労組法上の労働者性を認めた判断は、地域スタッフの業務実態を踏まえてなされたものとして妥当である。近時、神戸地裁や大阪地裁でも地域スタッフの労組法上の労働者性を認める判決が言い渡されているほか、中央労働委員会は約20年前にも労組法上の労働者性を認め、本件命令後である2015年11月4日にも労組法上の労働者性を認める判断を下した。

にもかかわらず、NHKは、一貫して地域スタッフを労働組合法上の労働者として認めず、現に行われている団体交渉を「事業者団体との交渉」と位置付けている。不誠実極まりない対応と言わざるを得ない。

現在、双方が再審査申し立てをし、中央労働委員会で調査が行われているが、我々は、争点①③の判断を維持するとともに、争点②の判断を覆すべくたたかっている。

弁護団は、鷺見団員、戸館団員、私の3名です。

育児短時間勤務を理由とする 昇給抑制是正裁判の報告

東京法律事務所 岸 松江

1 はじめに

育児介護休業法に定められた「育児短時間勤務制度」取得者に対し、一律に昇給について8分の6をかけた号俸数しか昇給させなかったことを違法無効であるとして、本来の号俸給にあることの地位確認及びこれまで減額された賃金及び慰謝料等を求めた裁判（平成26年（ワ）第6956号）で、2015年10月2日、東京地裁で判決が言い渡された。

判決は、昇給抑制を違法とし原告らに対し賃金相当額及び慰謝料の損害賠償を認めた一方、昇給抑制がなかった場合の本来あるべき労働契約上の地位確認請求については却下した。双方控訴し、今後は東京高裁で争われるが、地裁判決内容及び原告らの控訴理由を報告する。本件は岸と橋本佳子弁護士が担当している。

なお、私の知るかぎり、育児短時間勤務制度取得による昇給不利益取扱いの違法性を訴えて提訴した裁判は初めてのことだと思う。

2 事案の概要

（1）被告は東京都から指定管理者としての指定を受け、障害者施設等を運営している社会福祉法人である。

原告ら3人は同施設に看護師など専門職として就労しており、それぞれ子どもを出産後復職し短時間勤務制度を取得し、就業規則上1日8時間労働であるところ1日6時間勤務をしていた。

なお、短時間勤務制度は、育児介護休業法の改正により、事業者に対し3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについて同制度の措置が義務づけられ（同法23条第1項）、短時間勤務制度等の申出、取得等を理由とする解雇その他の不利益取扱いが禁止されている（同法23条の2）。同改正法は2010（平成22）年6月より施行された。被告では労働組合の要求により同年4月より短時間勤務制度が実施されていた。

（2）被告では、昇給については、職員給与規程が定める基準に従い決定されており、例えば業績評価が「勤務成績が良好である職員 C」であれば、昇給号俸数は4号俸などと規程されており、育児短時間勤務者についての昇給昇格についての定めは存在しなかった。

ところが、原告らが育児短時間勤務制度を取得した2010年以降の昇給については、たとえば業績評価が「C」であっても本来の「4」号俸に8分の6をかけ

た「3」号俸しか昇給させないなどの扱いをしていた。

したがって、被告の昇給抑制は、職員規程と異なる基準によるものであり、その違法性は明白であった。

(3) 原告ら3人は、短時間勤務により基本給や賞与、退職金が削減された。その上に昇給抑制されることは二重に不利益を被るものである。本件昇給抑制による不利益額は、3年間でそれぞれ数万円から十数万円にのぼり、しかも原告らが今後被告で働き続ける場合、上記昇給抑制による不利益額はさらに増大することとなる。

3 本判決の意義及び問題点

(1) 本判決は、平成22年6月30日施行の育児介護休業法23条の2が強行規定であり、育児時短措置を理由とする不利益取扱いは合理的な特段の事情が存しない限り同条に違反し違法、無効である旨を明示した点に第一の意義がある。

また、育児時短制度を利用する労働者について給与規程で定める昇給基準による号俸まで昇給させなかった本件昇給抑制を同法23条の2違反と判断し、原告らに差額賃金相当額に加え慰謝料請求を認めた点は評価できるものである。

(2) しかし、原判決が控訴人らのあるべき号給の地位確認請求について却下し賃金請求権は認めなかった点は、法令及び判例違反の明らか誤りがある。以下控訴理由で述べた要旨の一部である。

4 控訴理由の概要

(1) 「不作為の行為の無効」について

ア 原判決は本件昇給抑制行為を「本来与えられるべき利益を与えないという不作為」と「不十分な利益を与える部分」とにあえて分割して観念し、それらが「併存するとき、この利益を与える部分を含めて当該行為を全部無効とすれば、かえって労働者は不十分な利益すら失ってしまうことになる」などとして、本件昇給抑制を違法としながら「無効」とは判断しなかった。

イ しかしそもそも本件昇給抑制は、上記のように二つに分割して観念すべきものではなく、たとえば「C」評価であれば当然に4号給昇給されるべきところを、違法に抑制するという一つの行為により（下線は筆者）、控訴人らは本来あるべき号給よりも低い地位に置かれたのである。本件昇給抑制は、本来あるべき給数に8分の6を乗ずるという一つの違法な「作為」であって、決して不作為なる行為を観念する余地はない。したがってその一つの抑制行為が違法であることにより無効であれば、当然に本来の号給の地位が認められるべきである。

(2) 労働契約関係の形成について

ア 原判決は、使用者の昇給決定という行為があつてはじめてその昇給を内容とする労働契約関係が形成されると解し、その理由として、昇給を「行う」、「決定する」という本件給与規程の文言をあげ、本件昇給抑制による号俸が労働契約の内

容であり、原告らの求める号俸の労働契約関係は存在していないと判断している。
イ しかし、「給与規程別表 8-4」には、毎年 4 月 1 日の人事考課による「評価区分」とそれに対応した具体的な「昇給号俸数」が定められているから、その労働条件の具体的基準に基づいて計算される賃金額が当然に控訴人らの各労働契約の内容となると解するべきである（就業規則についての秋北バス事件最高裁判決 最大判昭 43. 12. 25 民集 22 卷 13 号 3459 頁 等）。

「昇給を行う」との給与規定の定めは、本件給与規定の具体的な基準に基づく昇給を使用者が行うという当然のことを確認するものであり、「給与発令通知書」の交付は、本件給与規定に基づいて定められる毎年の各人の昇給による賃金額を使用者が確認して労働者に通知するものにすぎない。本件では、本件給与規定の具体的基準により毎年の人事評価に基づき自動的に昇給し賃金額が定められ、労働契約の内容になるのである。

ウ 仮に、本件で使用者の昇給決定行為による賃金額が労働契約の内容になると考えたとしても、本件で使用者が決定した賃金額は本件給与規定が定めた基準に達しないものであるから、労働契約法 12 条（就業規則の最低基準効）により、その賃金額の部分は無効となり本件給与規定が定めた基準による賃金額が労働契約の内容になると解すべきである（北海道国際航空事件最高裁判 最一小判平 15. 12. 18 労判 866 号 14 頁）。

エ 原判決は、労働契約法 12 条の検討を行っておらず、また具体的昇給基準を定めている本件給与規程の内容を看過し、昇給を「行う」、「決定する」という文言に拘泥して労働契約の内容を判断している点で誤りである。

5 たよりになる労働組合

本件では、職場に労働組合があり、これまで成果主義賃金制度の導入や退職金減額問題などで労働組合が団交したり、都労委に不当労働行為救済命令申立をしたりするなど、職員らの要求をくみ上げて活動した実績がある。また、女性の職員の多い職場で女性委員長のもと子育てしている職員らの声を励まし、本件短時間勤務制度取得による昇給抑制問題を弁護士につなぎ、その後原告らは裁判提起を決意した。

安倍首相が「女性活用」を強調している一方で、女性労働者らの相談を通じ育休切りや女性の非正規化など、この国の企業が女性にいかにか冷たいか実感している。多くの女性は、子育てか仕事かのどちらかをあきらめざるを得ない現状が今もある。それは男女労働者の不利益だけでなく社会的な損失でもあると思う。

原告らとともに、女性が働きやすい職場づくりの一助となるよう、控訴審も全力で取り組んでいきたい。

◇都政・市民・環境

リニア中央新幹線計画の問題点と訴訟提起 に向けての準備状況

関島法律事務所 関島 保雄

第1 リニア中央新幹線計画の概要

1 リニア中央新幹線の概要

リニア中央新幹線は超伝導磁石で地上10セントメートルに車体を浮上させて、最高速度時速505kmで、東京（品川駅）名古屋間286kmを40分、品川大阪間438kmを67分で結ぶ計画。2014年に東京－名古屋間の工事に着工し、2027年に東京－名古屋間開業予定。8年間営業後2035年に名古屋－大阪間の工事に着工し東京－大阪間は2045年開業予定。東京（品川）、名古屋、大阪のターミナル駅以外の途中駅は沿線県に一つで相模原、甲府、飯田、中津川。

運行時間は6時から24時までで一日約150本（7分に1本）、途中駅の停車は1時間1本の予定。運転手はおらず遠隔操作でカメラや機械などを見ながら速度を調整して運行する。

2 工事概要 東京－名古屋間の86%の246キロはトンネルで、首都圏、中部圏、近畿圏の都市部は地下40メートル以下の大深度地下にトンネル。大深度地下法対象地域は土地補償金を支払う必要がない。地上部及び地上駅、非常口（換気及び防災上）は約5キロ間隔で設置する。

3 工事費、名古屋までで5兆4300億円余（工事費1キロ175億円）、大阪までで9兆300億円余と試算しているが、工事費の倍増は避けられない。

4 消費電力

現在の新幹線の3.5倍消費するとJR東海自身が認めている。大量消費電力のリニア新幹線は電力供給の関係で原子力発電の稼働と一体の関係があるのではないかと指摘されている。

第2 リニア中央新幹線の問題点

1 ネットワーク性の欠如

リニア方式であるため、軌道方式の新幹線とネットワークが出来ない為乗り換えが必要で不便。ドイツはリニア建設を放棄したのは西欧の交通ネットワークに合わない為。

2 時代の要請に逆行する不完全な技術と巨額な建設費、巨大な消費電力、安全性が確保され

ていない

液体ヘリウムで超伝導状態を生み出すが、ヘリウムは希少資源であるため供給が絶たれば運行できない。建設費は約 10 兆円と巨額で、さらに工事費の倍増が必至である。消費電力は在来新幹線の 3.5 倍とエネルギーの低消費時代に逆行する。南アルプス等巨大断層を地下深くトンネルで時速 500 km で走行する為万一の事故発生時の乗客の脱出など安全性が確保されていない。

- 3 トンネルによる地下水枯渇や残土処理で日本の自然の宝庫である南アルプス等自然環境を破壊する。
- 4 リニア新幹線は黒字とならず最終的には巨額な赤字を国民負担させられる危険性がある。東京-大阪間開業予定の 2045 年には人口が 1 億人以下と人口減少を迎え乗客数も減り赤字必至である。しかも現在の東海道新幹線と競業関係になり乗客を奪い合う関係で新規乗客の増加は見込めない。

第 3 リニア新幹線計画の推移と法的手続きの経過

2007 年 12 月 JR 東海はリニア中央新幹線の工事費の全額自己負担で建設を表明。

2011 年 5 月 12 日 国土交通省交通政策審議会中央新幹線小委員会は建設営業主体を JR 東海、走行方式は超伝導リニア方式、ルートは南アルプスルートが適当とする答申をたったの 1 年という短期間の審議で行った。

2011 年 5 月 20 日 国土交通省交通審議会は全国新幹線鉄道整備法に基づき JR 東海をリニア建設主体、営業主体と指名。

2011 年 5 月 26 日 国土交通省は、東京大阪間を超伝導磁気浮上方式（リニア）とし、最高設計速度時速 505 キロメートル、南アルプスルートとする中央新幹線整備計画を決定

2011 年 6 月、JR 東海は計画段階環境配慮書作成。縦覧

2011 年 9 月 JR 東海は環境評価方法書作成公告、縦覧。

2013 年 9 月 JR 東海は環境評価準備書作成公告縦覧、

2014 年 4 月 23 日 JR 東海環境影響評価書国土交通大臣に提出

2014 年 8 月 26 日 JR 東海補正後の環境影響評価書を公表

工事実施計画（品川名古屋間）を国土交通大臣に申請

2014 年 8 月 29 日 補正後の環境影響評価書の公告・縦覧開始

2014 年 10 月 17 日 国土交通大臣は JR 東海に対しリニア中央新幹線の工事実施計画（品川名古屋間）を認可する。

第 4 国土交通大臣の JR 東海に対するリニア中央新幹線工事実施計画の認可の違法性

1 全国新幹線鉄道整備法違反。

- ① リニア方式は軌道方式と異なり全国の新幹線網をネットワークとして運行するという目的に反し新幹線と言えない。
- ② 民間の JR 東海に建設及び営業を任せるのは現在の東海道新幹線と競合し、建設費は 10

兆円を超え高額でＪＲ東海の財政負担能力が耐えられず破綻する危険性が高い。民間企業に公共交通の建設と営業主体を指名するのは違法

- ③ 交通審議会の審議は杜撰で十分な議論をされないまま建設営業主体をＪＲ東海とし、超伝導リニア方式を採用し、南アルプスルートを採用する答申を出したが、その審議は不十分で違法である。
- ④ 全国新幹線鉄道整備法第９条及び同法施行規則第２条７のタで、「建設工事に伴う人に対する危害の防止方法」「その他工事の実施に関し必要な事項」を実施計画書に記載することになっているが、建設工事に伴う人に対する危害防止方法や環境被害の防止策が全く具体的に記載されていない点で違法である。

２ 環境影響評価法違反である。

（１） 手続き違反

環境影響評価の手続きは2011年6月の環境配慮書の作成からから2014年4月に環境影響評価書を作成するまでわずか3年弱の短期間に過ぎない。この間住民や関係7都県や自治体から環境影響への危惧が指摘されていたが、環境影響を少なくする方法を具体的に検討した形跡は見られない。環境影響評価法が規定する環境影響評価手順は行われなかった。

（２） 具体的な環境破壊の危険性

（一） 地下水脈の破壊問題

- ①南アルプスの長大トンネル工事による、地下水脈の破壊と水源枯渇問題。

静岡県大井川の源流では毎秒2トン減る。下流域の静岡市等の水道農業用水枯渇問題

- ②沿線の地下水破壊問題。現実に実験線沿線の犬伏市、上野原市秋山地区では水枯れ、沢枯れが発生している。代替水源として水道水や地下水を用意しても30年間の期限付きであり完全補償といえない。

（二） 巨大な残土の処分問題

- ① 巨大な地下工事により出る残土処理（全体で約 5680 万 m^3 、東京ドーム 51 個分）をどこに捨てるのか不明である。

静岡県だけで350万 m^3 で、大井川源流沿いの河原と標高2000メートルの稜線で7カ所と山梨県1カ所しか、残土処理場所が特定されていない。残土処理による環境破壊（水質汚染、自然破壊等）が問題にされることを恐れて残土捨て場及びその量を明らかにしていない。

- ② 残土に含まれる重金属類処理による汚染の危険性。

水質汚濁、土壌汚染、廃棄処理、水源保全等、特に岐阜県東濃地区のルートには日本最大のウラン鉱床があり放射能汚染が危惧される。

（三） 工事車両による騒音、振動問題、交通渋滞、日常生活の侵害。

長野県大鹿村では1日工事車両最大1730台のダンプが1分に3台以上の通行が10年続く。地域住民生活の安全や平穏な生活が破壊される。また工事車両の為に道路工事で自

然環境が破壊される。早川町、大鹿村、中川村、南木曾町等自然豊かな地域の被害が深刻であると共に都市部も含めて、工事車両の通行と騒音被害及び粉じん被害は沿線地域の住民生活を破壊する。

(四) 自然環境の破壊。

巨大な残土処理や道路工事、トンネル工事による水涸れ等南アルプスの自然環境の生態系の破壊。南アルプスは平成25年9月にユネスコエコパークの国内推薦を受けたが、これに逆行する工事。沿線地域の自然豊かな環境が残土処理やトンネル工事による水脈破壊等で破壊される。

(五) 騒音、振動被害への対応は十分か、気圧波、低周波による被害。

(六) 電磁波による被害防止は十分か。乗客及び沿線住民に対する健康影響。

JR東海はリニアが通過すると横4メートルで1900ミリガウス、停車時の車内で1万3000ミリガウス（1.3mTミリテスラー）であるから国際非電離放射線防護委員会のガイドライン400万ミリガウス（400mTミリテスラー）の300分の1だから問題ないという見解。

しかし、国が承認した1mT基準の心臓ペースメーカー装着者（国内40万人）は医療機器に不具合を生じる虞がある。JR東海は車内の床上10センチで1.3mTであるので車内のほとんどの場所では1mT以下になり大丈夫と説明するも不十分。

4ミリガウス以上の電磁波に被曝すると小児白血病の発病率が3倍になるとの研究（国立環境研究所・故兜真徳研究員の研究）がある。

(七) リニア新幹線への高圧送電線の周辺での白血病の増加の危険性。高圧線及び超伝導電磁波による健康被害の危険性を防げるか。

(八) 高架部分の日照被害も深刻である。

(2) その他リニア中央新幹線の危険性

(一) トンネル工事による事故対策が不十分である。

南アルプスの断層帯である中央構造線を通るトンネル工事には浸水事故の危害の危険性が指摘されている。過去の黒部ダムや青函トンネル工事における地下水漏れ事故例からも危険性あり。

(二) リニア新幹線の事故対応と乗客の安全問題

破碎帯や活断層の中央アルプスを横断するので地震で断層のずれが生じた場合の事故の危険性が高い。

地震、火災、自殺などの事故、停電など電車がトンネル内で停止し、事故等から乗客が脱出できるのか。地下40m以下の大深度トンネルが86%。非常口は5キロ間隔。都市部はエレベーターでの脱出。山岳部は中央アルプスという標高2000m以上の山岳地帯で非常出口とトンネルとの距離は、南アルプス山中は約2000m～4000mと長大な距離で避難は困難が予想される。しかも出口は2000m級の山岳地帯である。

平成27年4月3日の青函トンネル（長さ53.85km、海面下240m）発煙事故では、乗客124人は旧竜飛駅まで2.4kmを歩きケーブルカーで地上駅に逃れるのに5時間半と大騒ぎとなった。2015年6月30日の東海道新幹線自殺火災による死亡事故例もリニア新幹線の場合であれば被害は極大化。

（三）巨大な電力の消費

リニア新幹線は現行の新幹線の3.5倍の電力が必要とJR東海自身も認めている。福島原発事故を受け国民に電力消費減少（省エネルギー化）が求められ節電生活が求められている時代に、巨大な電力を消費するリニア新幹線計画は逆行するものである。電力供給の為に原発再稼働と一体化した計画と言われており、脱原子力が叫ばれている時代にも逆行する計画である。

（四）工事費の巨額な負担と不採算性からJR東海の倒産危険性と国民負担の危険性がある。

① 工事費の高騰

JR東海は東京大阪間約9兆円の工事費が予定以上増加する可能性が高い。公共事業も含めて当初工事予算を実績が2倍以上上回った事例は珍しくない。

② 乗客需要予測の誤り

JR東海は2045年以降の乗客需要予測を現在の1.5倍と予測しているが過大で実現不可能な予測。2045年の日本の人口は1億200万人で現在より2割減るのに乗客が1.5倍も増えるはずがない。赤字は必至であり工事費も返済が不可能。

第5 訴訟提起に向けての準備状況

今年春頃、国土交通大臣が2014年10月17日に行ったJR東海に対するリニア中央新幹線の工事実施計画（品川名古屋間）の認可の取消行政訴訟を東京地方裁判所に提起する準備をしている。

リニア新幹線沿線住民5040人は2014年10月17日の前記国土交通大臣の認可に対し行政不服審査法に基づく異議申し立てを行っている。

その異議申し立てをしている住民の中から原告1000名を目標に現在募集の手続き中である。

この反対運動や裁判には山田洋次監督をはじめ文化人など25名の有名人が支援を呼びかけているので、運動を大きく広げたいと考えている。

現在弁護団には21名が参加しているが、自由法曹団東京支部の会員は少なく困っている。

特にJR東海は品川駅から工事を始めようと工事業者と入札の話し合いに入っているとの情報がきているので、東京支部の会員からは是非多くの弁護団への加入を強く求めるものである。

築地市場移転問題の現在

東京法律事務所 中川 勝之

1 「2016年11月」

都が豊洲新市場を開場すると称している年、2016年になった。開場予定は2016年11月である。

しかし、土壌汚染の浄化を確認する2年間のモニタリング調査が終了するのが同じ2016年11月であり、この間に環境基準以上の測定値が出れば対策後事を行わなければならない。検査結果が出るのが概ねその1か月後であるのに、開場するのは土壌汚染の検査を無視する無茶な話である。

2 市場関係者の意見を無視

2015年3月21日、築地市場関係や消費者が新宿で「3.21 築地で、ええじゃないか！ in新宿」と称したパレードを行った。主催者である「守ろう！築地市場パレード実行委員会」と東京中央市場労働組合らが水産仲卸事業者を対象に行ったアンケート調査では、営業の希望地について、49%が「当然、築地！」、37%が「できれば築地」と回答した。また、豊洲新市場に業者の意見が反映されているかについて、44%が「まったく反映されていない」、44%が「あまり反映されていない」と回答した。

3 五輪開催・環状2号線開通を前提にするな

都が土壌汚染の検査結果や市場関係者の意見を無視して豊洲新市場開場を強行しようとするのは、2020年の東京五輪開催までに環状2号線を開通させるため、2017年4月までに築地市場の解体を終えようとするからであるが、許されない。

仮に環状2号線が開通できないのであれば、都として代替案を考えるべきであろう。

4 築地市場移転反対・現在地再整備を求める

築地市場移転問題の本質は、道州制を見越した市場制度の変質＝量販店・外食産業チェーンに奉仕する大規模な物流センター化を許すかにあり、蘇りつつある新自由主義・構造改革との闘いそのものである。新国立競技場問題でも国の横暴を許さなかった私たちの力を築地市場移転問題にもぶつけよう。

国の救済制度を求める東京大気のたたかい

渋谷共同法律事務所 原 希世巳

1 「東京都ぜん息医療費助成制度」のたたかい

東京大気汚染公害裁判の和解条項によって創設された東京都ぜん息医療費助成制度は、2014年9月、次のように「改正」された。

①2015年4月以降、新規認定の対象を18歳未満の患者とする。

②2018年3月末までは経過措置として医療費全額を助成する。それ以降は月6000円を超えた分のみ助成する。

これをめぐる運動については昨年度の特別報告集で述べたとおりである。

その後は新規認定の受付期限である3月末までに対象患者を一人残らず認定させることを目標に取り組みを進めた。その成果もあり、新規打ち切り前月(2月末)の認定患者が8万2000人弱であったところ、一気に9000人以上が「駆け込み申請」して、認定者数は9万人を超えた。しかし患者会には現在も「認定申請はもうできないのか」との未救済患者からの問い合わせが寄せられている。

また2015年4月以降に18歳となった認定患者は助成が打ち切られることとなる。その実情を調べるため東京都にデータの提供を求めたところ、毎月2~300人もの患者が18歳の誕生日を以て救済が打ち切られている実態が明らかになった。一刻も早く国レベルの医療費助成制度が必要なゆえんである。

2 国に対する医療費助成制度創設を求める運動

(1) 東京大気としての受け止め

東京で大気汚染公害訴訟を提起した患者達の基本的な思いは、国に大気汚染公害被害の救済制度を作らせ、未救済の患者を根絶することにあった。しかし11年間の裁判闘争により東京都にぜん息医療費救済の制度を作らせることはできたが、国レベルの被害救済制度創設には至らなかった。

都の救済制度は大きな意義のあるものであったが、200億円の財源枠組みが定められ、昨年現実化したような「見直し」が必定であったこと、慢性気管支炎・肺気腫などの公害病は対象疾病とならず、都外転居者や都内への通勤者なども救済できないことなどの限界があり、この和解はあくまで国による全面的な救済制度を作らせていくためのステップであると私たちは位置づけた。裁判は終わっても東京大気のたたかいは続いていったのである。

全国公害患者会もこの東京の到達点を踏まえて、国に救済制度創設を求める運動を提起し、2009年頃からは全国的な署名、国会議員に対する要請行動、院内集会、環境省要請などの取組を進めた。全国署名は38万筆余、紹介議員は最大時70名近くに広がったが、2014年5月の院内集会・署名提出をもって一区切りとなった。

このたたかいの中で勝ち得たものは少なくはない（党派を超えた国会議員とのつながりや環境省との「勉強会」の継続、草の根の運動の広がりなど）ものの、国を動かすことはできなかった。

東京大気はこのたたかいの全面的な総括をする立場にはないものの、全国の深刻な被害の実態を浮き彫りにし、その被害を訴えていくたたかいができたのか、運動の中では東京、川崎など首都圏ばかりが目立ち、本当に目に見える全国的なたたかいとなっていたのか、など反省する点が多い。

私たちは東京都の全額助成が継続する 2018 年 3 月までに、国の救済制度を実現することは絶対的な課題だと考えている。しかし東京や首都圏だけでいくら頑張っても国のレベルを動かすことはできないであろう。全国のたたかいを大きく広げていく上で私たちが何をにない、どう動いていくのか、模索の日々が続いた。

(2) 全国患者アンケートの取組

この厳しい状況の中で、私たちはこれを打開していくのは、やはり被害の現実立ち戻っての組立てしかないだろうと考えた。私たちは全国保団連や全日本民医連など全国医療組織の協力を仰いで全国的な患者アンケートができないかを追求した。何度かの協議の末、これら全国組織からは極めて協力的な対応が得られる見通しとなり、全国患者会の取組として本年春からアンケート活動が始まった。

東京の患者達はこれまで東京都の制度見直し問題でつながった地域の医療機関や薬局に対して一斉に足を運んだ。これまでの運動で絆を強めた東京保険医協会も患者達の要請に応じて会員の医師にアンケート用紙をおろしてくれた。東京民医連のある病院は対象となる何百人もの呼吸器疾患の患者全員にアンケート用紙を郵送して取り組んだ。都内の地域医師会や薬剤師会の中にも協力的なところが現れた。

東京の患者達は、かつて裁判闘争で支援をお願いした埼玉医療生協にも足を運んで、アンケートのお願いをした。埼玉医療生協は要請に応じて、この課題に担当者を配置して取組み、450 通近いアンケートを回収して協力してくれた。

アンケートの取組は 10 月を中間集約点として、その解析を東経大の尾崎寛直准教授のチームに依頼しており、本年 1 月には解析結果がまとまる見込みである。これまで回収された 3000 通強のアンケートは、そのかなりの部分が東京、神奈川、埼玉からのものであるが、初めての全国アンケートとして意義深いものとなるであろう。

(3) これからのたたかい

本報告の執筆時点では、未だアンケートの解析結果は公表されていないが、かつて尾崎准教授らが取り組んだ東京での「未救済患者」のアンケート調査(2004 年)で明らかにされた深刻な被害、すなわち単なる健康被害にとどまらない被害の「悪循環」—患者が経済的理由から、医療費節減のため医療アクセスを遠ざけ、無理を強いた結果病気も悪化し、仕事に悪影響が出て収入が低下し、するとますます病院が遠のく—が東京だけではなく、広がっていることが明らかにされるであろう。

私たちはこのような被害実態を広く伝えると同時に、東京都の医療費救済制度が、まさしくこの「悪循環」を断ち切り、多くの患者が前向きに自分の病気と向き合って、定期的継続的に受診するようになり、かつてのような重症患者は激減し、仕事や人間関係などの社会的関係の面でも、精神的負荷(人生への絶望、抑うつ、家族への引け目など)の面でも大きな効果をもたらしたこと(尾崎准教授らの2011年調査など)を明らかにして、環境省交渉、国会への働きかけ、自治体要請、さらには草の根からの世論喚起のため全国的な運動を広げてゆき、国の救済制度創設を目指してゆきたい。

「外環の2」道路都市計画訴訟

東京合同法律事務所 久保田 明人

1 「外環の2」計画と武蔵野訴訟の概要

「外環の2」は、1966年、「外環本線」とともに都市計画決定された。「外環本線」は、高架式高速道路計画(幅員22メートル)として計画され、「外環の2」は高速道路の橋脚部分の敷地を提供するとともに高架下の土地に街路を建設するとして、外環本線を包摂する幅員40メートルの道路として計画された。しかし、この道路計画は、成熟した住宅地をなぎ倒すものであったことから、地元住民を中心に広範な反対運動がおこり、外環本線・「外環の2」計画はともに長期間にわたり凍結された。

その後2007年、外環本線は、沿線地域での移転や地域分断への影響をできるだけ小さくするとして、大深度地下方式に計画変更された。外環本線が地上からなくなった以上、高架式高速道路の存在を前提とした計画を維持することに正当性は認められないし、「外環の2」計画は、地上部への影響を小さくするという外環本線地下化の目的にも整合しない。そもそも人口減少社会のなかで、新たな道路を整備する必要性・合理性は認めがたい。

そこで、計画地上に自宅を所有していた故上田誠吉団員は、自ら原告となって、「外環の2」計画の違法を主張し、①「外環の2」計画の違法・無効等の確認、②東京都が計画廃止の手続きを取ることの義務付け、③東京都が計画廃止をしない違法を理由とする国家賠償請求(慰謝料)、④都市計画制限等による損失の補償を求めた。その後、ご遺族が手続きを承継していた。

2 判決の特徴

2015年11月17日に判決があり、原告の請求をいずれも認めなかった。

まず、①②については、行政処分性が認められないなどとして、請求を却下した。従前、都市計画には、行政処分性が認められなかったが、行政訴訟手続法の改正や、市町村が都市計画決定を行えるようになったことに鑑みれば、都市計画に対する司法審査の必要性は高ま

っている。そして、「外環の2」計画が40年以上にもわたって計画が凍結されてきたことや、現在の計画内容を維持することが不合理であることが明らかとなっているという、本件の特殊性に鑑みれば、都市計画決定の行政処分性が肯定され、司法審査が行われてしかるべきであった。

次に、③については、「外環の2」を廃止すべきことが明確に義務付けられたとはいえないとして、請求を棄却した。都市計画については、行政裁量を認めざるを得ないが、都市計画法13条は都市計画基準を定めているところ、同条に反する場合には、裁判所は積極的に違法判断を行うべきである。この点、幅員40メートルの道路計画が高架式高速道路の存在を前提としたものであることは明らかであるし、このような道路計画を維持することが、地上部への影響を極力小さくするという「外環本線」の計画変更目的に反することも明らかである。しかるに、本件判決は、これらの点を正面から論じることを回避した。

さらに、本件判決は、将来の収容の可能性に鑑みての建築の躊躇や価格の下落は、都市計画区域内の所有権に伴う当然の内在的制約であるなどとして、受忍すべき限度を超えた特別の犠牲は存しないなどとして、④の請求を棄却した。

司法消極主義の判決というほかないし、裁判所の判断は、結局「外環の2」（青梅街道以南）の解決を先送りしたものである。

3 道路計画・都市計画と民主主義

「外環の2」では、民主主義の在り方が問われている。

地域における道路の在り方、街づくりの在り方を検討し、実施していくには、地域住民の意見が重視される必要がある。地域住民は、地域の専門家であり、また、街づくりの担い手だからである。

東京都は、地上部に道路をつくらないかの姿勢を示して「外環本線」計画をすすめながら、その事業化にめどがつくや手のひらを反して、「外環の2」の存続を図るかの姿勢を示し、その一部については事業化を行い、幅員を縮小した計画への変更を行った。地域住民には、東京都は二枚舌を使って住民をだましたとの思いが強い。東京都の進め方は、情報提供あり方、住民意見の反映の在り方において、問題があると言わざるを得ない。本件判決は、こうした問題を黙認するものでもある。

4 武蔵野訴訟の控訴

原告は、判決当日、即日控訴した。弁護団としては、原告及び住民の皆さんとともに、あるべき都市政策・道路政策を求めて、引き続き控訴審を闘う所存である。

5 練馬区における「外環の2」訴訟

そして、武蔵野訴訟が係属している最中の2012年9月27日、東京都は、「外環本線」地下工事の着工に併せ、突如として「外環の2」計画の北側1km区間（練馬区）につき事業認可申請を行い、国はこれを認可した。

これに対して、2013年3月26日、練馬区の沿線住民の原告が、一部事業認可につき、新たに事業認可取消訴訟を提起した。

練馬訴訟の提起後2013年11月には、東京都は、「外環本線」について、大深度地下使用認可申請及び都市計画事業の承認・認可の申請を行い、国はこれを認可・承認した。このように「外環本線」については着々と地下化を進める傍ら、東京都は、「外環の2」の北側3km区間について、これまでは廃止案も含めて検討するとしていた態度を一転させ、現状「外環の2」で持たせる予定の機能（交通渋滞の解消、延焼防止など）を代替させて「外環の2」を廃止することは困難なので、廃止案は検討しないことを2014年1月に表明し、同年11月28日、当初計画の道路幅40メートルを22メートルに縮小して計画の変更決定を行った。廃止もありうるとの態度を見せ、住民からも廃止の声が意見聴取プロセスでも数多く上がっていたにもかかわらず、東京都は全く無視し、「外環の2」は廃止せず、道路を造ることを一方的に突きつけたのである。

武蔵野訴訟と同様に、この横暴な国及び東京都を断罪すべく、引き続き尽力していく。

ノーモア・ミナマタ第2次国賠 東京訴訟について

さいとう法律事務所 齊藤 園生

1 救済されない被害者

熊本、新潟、大阪、東京の全国4カ所の地裁で、ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟が闘われている。1次訴訟の結果、水俣病特別措置法が勝ち取られたが、国の行う検診が非常に杜撰であったこと、制度開始から1年数ヶ月の短期間で制度が打ち切られてしまったことから、救済されない被害者が大量に残され、救済を求め提訴したのである。

東京訴訟は、2014年8月に、第1陣18名で提訴。2015年2月の第1回弁論から、2ヶ月に1回の割合で、5回の弁論を重ねてきた。原告とサポーターの協力で、毎回東京地裁の大法廷の傍聴席を満杯にしている。また東京民医連の協力を得て、集団検診を重ね、原告は第4陣まで合計67人に上っている。現在の慢性水俣病患者は、初期の劇症患者とは異なり、外見上は健常者と何も変わらない。しかし検診をしてみると、四肢末梢にとどまらず、全身の痛覚・触覚が低下している全身性感覚障害があったり、片足立ちがほとんど出来ない失調症状があったり、症状ははっきりしているし、かなり重症と言うべき人も多い。まだまだ救済されるべき被害者が数多く残っていると考えられる。熊本では既に原告数は1000人を超え、東京、大阪などでもまだ原告数は増えている。

2 国のかたくなな態度

原告らの訴えに対して、被告国は全く解決に乗り出していない。その態度はかたくな、とさ

え言える。

たとえば、国は特別措置法の中での不服申立制度さえ認めようとしていない。特別措置法で、一定の要件を満たせば、「水俣病被害者」と認定され、一時金、療養費、医療手帳などが支給される。当然これは行政処分と言うべきである。被害者と認められなかったら、その処分を争う不服申立制度があっても当然である。しかるに、国は「処分ではない」と言い張り、不服申立を決して認めようとしない。新潟水俣病については、新潟県がこの対応を問題視し、独自に非該当者の異議申立をみとめた。そして独自の審査をし、非該当の認定を翻し「該当」とした例もある。これに対しても国は「県が勝手にやったこと」と突き放し、国負担分の支払いを拒否している。

また訴訟でも、原告の主張する水俣病の診断基準や、水俣病と診断した医師の共通診断書について批判を繰り返している。典型的なのは、四肢末梢優位の感覚障害は水俣病以外の疾患でも認められる症状なのだから、他の疾病との鑑別が重要で、そのために各原告の他病院での診療録をすべて出せ、という主張である。延々とした医学論争をし、被害者が死に絶えるのを待っているともいうような対応である。

3 公式発見から60年

今年水俣病は公式発見から60年目を迎える。60年も経過して、未だに被害者救済が完了しないのは、国が、加害者であるにもかかわらず、被害者の範囲を決め、被害者を切り捨ててきたからである。この態度は他の公害事件や福島原発事件でも共通である。この国の姿勢を改めさせるために、新たな主張・立証を含め、訴訟で追い詰めたい。

マイナンバー制度とその問題点

山添拓法律事務所 山添 拓

1 導入されるマイナンバー制度とは

(1) 制度とその仕組み

2016年1月から運用が始まった「マイナンバー」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」にいう「個人番号」(第2条5項)である。「私の番号」というネーミングからは、国民が自ら選択し決定し保持していくという属人性を想像させるが、実際には住民票コードに基づき政府が一方的に決める12ケタの番号であり、古くは1960年代から繰り返し導入が目指されてきた「国民総背番号制」にほかならない。番号制度は諸外国にもあるが、全員に強制し、原則として一生不変、多岐にわたる官民分野での共通利用を前提とする制度を導入している国は、G7でほかにはない。

この制度は、①個人及び法人への付番、②複数の機関間における情報連携、③本人確認の仕組みという3つを基礎とする。建前としての目的は、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現であるとされる。

（2）ふたつの「カード」

個人への「番号通知カード」の送付は、2015年10月から始まり（都内は11月から）、11月中の配達完了を目指したものの大幅に遅れ、12月20日までにようやく1回目の配達を終えたとされる。ところが日本郵便によれば、不在などで郵便局に持ち帰り保管期間を過ぎ、自治体に戻ってしまった通知カードが12月27日時点で558万通、全体の約1割であったという。10以上の市区町村で誤配もあった。先日、郵政労働者の話を聞いた際には、お歳暮や年賀状と時期が重なり、現場ではいつ年が明けたのか分からないぐらいの忙しさだったそうだ。DV被害者など住民票と異なる住所に住む人は珍しくないが、そうした人へは届かないケースがある。制度の欠陥がすでに顕わになっている。

紙の番号通知カードとともに、個人番号カード（プラスチック製でICチップと顔写真入り）の申請書が送られている。2016年1月から申請が可能となり、政府は躍起になってその申請を促している。いわく、「本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。」（個人番号カード総合サイトより）。図書館の利用や印鑑登録証の発行に使えるなどというが、つまりその程度の便益しかないということである。「様々なサービス」というのは、そうした付加価値がなければ役に立たないカードだと認めたに等しい。この「個人番号カード」は、ICチップにあらゆる個人情報を集積し、官民が共通に利用することに道を開くものであり、申請しないのが一番である。

（3）利用範囲

政府は、社会保障と税、災害対策の分野で用いると説明する。このうち、社会保障では、年金、雇用保険、医療保険、福祉分野の給付等に、税分野では、税務署に提出する確定申告書、届出書、調書等への記載が挙げられる（19条各号）。2016年1月から税や雇用保険の分野で、2017年1月から健康保険、厚生年金保険の分野で個人番号を記入することとされている（ただし、個々人としては記入しなくても罰則など不利益取扱はされない。）。

指定された手続き以外には、何人もマイナンバーを収集したり保管したりできないとされている（20条）。ただし、犯罪捜査や公益のために必要な事務に利用・提供することはできるとされており（19条13号）、重大な例外があることも看過してはならない。そして政府は、これに満足することなく利用の拡大を企図している。

2 政府が描く将来像

2015年9月、マイナンバー法は実施前に早くも改正され、今後の利用範囲の拡大が明記された。2018年から銀行預金口座（新規開設分、任意とされる。）や特定健診、予防接種の履歴管理等に拡大し、預金口座については2021年から既存口座への拡大やひも付けの義務化も検討

している。

政府の IT 総合戦略本部は、マイナンバー制度の「利活用促進」を掲げて、「ロードマップ」を策定、「ワンカード化」を目指している。2016 年には国家公務員の身分証、企業の社員証、ポイントカード、2017 年から 2019 年にかけて健康保険証、運転免許証、教員免許、入試の受験票、診察券、クレジットカード、戸籍や旅券など、2020 年にはカジノの入館規制、オリンピック会場への入館規制でもマイナンバーの使用を打ち出している。

国民の利便性向上を主張する政府であるが、目指すところは個人情報の集約であり、所得も資産も、学歴も職歴も、また健康状況から趣味趣向に至るまで丸裸にすることを可能にするものである。管理する側にとって極めて使い勝手のよいカードにしようとするものである。

3 マイナンバーの問題点

(1) プライバシー権侵害

住基ネットをめぐる最高裁判決（2008 年 3 月 6 日）では、憲法 13 条を根拠として、「個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する。」としている。自己に関する情報をコントロールする権利は、情報化社会にあっては十分に尊重されなければならないことが共有されている。

マイナンバー制度においては、扱われる個人情報が税や社会保障、医療など極めて機微にわたる。これを官民間問わず共通に利用できる状態にし、情報を集積し続けていくことが前提とされる。利用範囲も果てしなく拡大しようとしている。ひも付けられた情報は、単独の情報より利用価値が高まり、漏えいさせ利用しようとする者が必ず現れる。懲戒処分や刑罰をもってこれらが禁止されとしても、不正利用の危険が高まることは、過去に多数の情報漏えい事件が発生していることから明らかである。また、性別を伝えず就労する性同一性障害の当事者について、性別が記載されたカードを雇用主に提示すれば不都合が生じるという問題もある。プライバシー権の侵害が、具体的な危険として生じてくる。

なお、住基ネットに関する前記の最高裁判決は、住基コードのデータマッチング（個人情報の一元管理）を行う機関が存在しないことを、合憲判断の一つの根拠としている。ところがマイナンバーは、そもそも特定の個人に関するある情報（ex. 生活保護を申請している）と、別のある情報（ex. 預金口座に〇円の資産があり毎年〇円の所得がある）とをマッチングするための制度である。データは分野別に分散管理するというが、コンピュータを介して瞬時にデータマッチングすることを可能とするのが目的である。したがって住基ネット最高裁判決に照らしても、マイナンバーは憲法違反の仕組みである。

(2) 情報漏えいの危険

2015 年 5 月、日本年金機構から 125 万件の個人情報が流出した。2014 年 7 月には、ベネッセでも最大 2070 万件の顧客情報が持ち出されるなど民間企業でも漏えいが相次いでいる。こうしたサイバー攻撃に対する防御に関して、日本共産党の山下芳生参議院議員が、4 つのリスク（危険性）を指摘した。①100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であるこ

と、②意図的に情報を盗み売る人間がいること、③一度漏れた情報は流通・売買され取り返しがつかないこと、④情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなること、である。答弁に立った菅官房長官は、「そういうものであるということを基本に防御体制をつくることが大事だ」などと述べたが（2015年6月11日参院内閣委員会）、マイナンバー制度はいずれのリスクもさらに大きくするものである。

（3）制度構築と運用にかかる莫大な費用

初期投資 3000 億円の巨額プロジェクトであり、維持管理も多額に上る。個人番号カードの作成やその通知カード作成・交付の費用だけで 483 億円。国民にとってメリットのない制度のために多額の税金が投入され、システムの設計・開発業者などに流れている。また、制度導入に伴う事業者等の負担も、例えば 1 万人規模の企業ではシステム改修に数億円のコスト発生が見込まれるなどといわれる。中小業者であっても人的・物的コストは無視できないものとなる。

政府は、年間約 2400 億円の増収効果があると説明する（2014 年 6 月）。しかしそれは、国や地方の税務職員が、制度導入により効率化した時間を調査と徴収事務に充てると、それだけ税収が増えるという皮算用に基づくもので、非現実的な仮定に過ぎない。

（4）税と社会保障における徴税強化や給付削減

政府は、制度導入により「社会保障や税の給付と負担の公平化」といい、「真に手をさしのべるべき者を見つけることが可能となる」という。二重給付や不正受給を発見しやすくし、外見上の「適正さ」によって給付総額を抑制しようというのである。しかし、真に手をさしのべるべき者を見放してきたのが安倍政権である。年金も生活保護も削減され、患者の窓口負担は増額、史上最大規模の介護報酬削減を行ってきた。政府は、決して「社会保障の充実」を目指しているのではない。現にこの間、安倍政権が行ってきたのは、増税と社会保障の切り下げであり、2017 年 4 月の消費税 10%増税すら動かしな方針である。その政府がマイナンバーで国民の資産と所得を丸裸にするのは、負担が少ない者には給付も少なくする制度設計とし、すでに限界の状況にある者についてまで「給付と負担の公平化」の名の下に徴税強化と給付削減を行うためである。これがマイナンバー制度の最大の狙いといってもよい。

利用範囲の拡大は、上記に加えて国民に対する管理・監視の強化にも結びつく。それは、特定秘密保護法を強行し、集団的自衛権の行使を解禁した安倍政権であることを思えば、他言を要しないと考える。

4 マイナンバーは廃止しかない

動き始めたマイナンバー制度だが、不当な目的の下につくられ制度そのものが欠陥を抱え、本格的な開始前からほころびだらけの制度である。利用範囲の拡大を許さないことはもちろん、違憲訴訟も提起されており、法的にも政治的にも包囲し、広く問題点を明らかにして制度そのものを廃止するしかない。

カネボウ美白化粧品白斑被害 救済弁護団の報告

東京東部法律事務所 伊藤 真樹子

1. カネボウとの交渉経緯

カネボウ美白化粧品白斑被害救済東京弁護団では、平成26年7月4日にカネボウへ交渉の申入れを行いました。

これに対し、カネボウからは、内金の支払いが提示されましたが（ただし、一部の被害者については、化粧品の購入履歴が確認できないなどの理由により拒絶）、内金算定の根拠は何ら示されておらず、弁護団が把握している被害者の被害状況と提示額が必ずしも一致しない例も多々見られました。

そこで、カネボウに対し、内金や最終の解決金の算定根拠を示すことを何度も求めてきましたが、カネボウからは、被害者により症状が様々であり、個別具体的な事情に基づき補償内容を決めざるを得ないなどとして、「詳細な基準の開示はご容赦いただきたく存じます」との回答があるのみでした。

このように、カネボウは、被害者のどのような症状についてどの程度の支払いを行う考えなのか、賠償の対象となる症状をどのように認定するのか、最終的な解決についてどのように考えているのか（支払い時期、後遺障害判定の時期、支払対象となる損害の種類、賠償金額の算定基準など）について、考えを一切開示しない状態でした。

また、カネボウは、白斑症状が顔に大きく出ている被害者から順に後遺症慰謝料相当の補償をしようとはしていますが、各被害者の方がいつまで待たなければならないかについては明らかではありません。

2. 訴訟の提起

上記のような交渉経過から、弁護団においては、もはやカネボウとの交渉による早期の最終的解決を図ることは非常に困難と判断し、平成27年4月17日、カネボウ化粧品を被告として、東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しました。

この訴訟は、カネボウ化粧品が製造販売した美白化粧品に配合されているロドデノールにはメラニン細胞に毒性があるため、白斑等が発生する危険性があり、化粧品として有すべき安全性を欠いた欠陥があり、その欠陥に起因して白斑等の皮膚障害が発生し、損害を被ったことを理由として、製造物責任法に基づく損害賠償を請求するものです。

このときの訴訟で原告となられた被害者は27名、その後平成27年7月24日に提起した第二次訴訟では更に13名の被害者が加わり、合計40名の方が原告となっています。

原告となられた方々の請求金額は、それぞれの白斑等の皮膚障害が、その部位、大きさ、コ

ントラストに差があるため、賠償請求する金額も異なり、500万円未満から2000万円以上まで幅がありますが、その平均額は1772万円です。

弁護団としては、今後、訴訟の場において原告の方々の被害回復を図っていくとともに、カネボウの社会的責任をも追及していくべく活動を広げていく考えです。



◇刑事・弾圧

刑訴法改悪の現状と廃案を 勝ち取るための課題

東京合同法律事務所 横山 雅

1 5年通常国会では参議院で継続審議に

2015年通常国会に提出された盗聴法（通信傍受法）の拡大と手続の簡易化、司法取引の導入を含む刑事訴訟法等の一括改正法案は、衆議院法務委員会での自民・公明・民主・維新の4党の修正協議を経て、衆議院で可決し、参議院へ送付されたものの、参議院法務委員会では、趣旨説明を行ったのみに止まり、実質審議に入らないまま継続審議の決定を経て会期末に至った。

参議院法務委員会で実質審議にまで入れなかったのは、衆議院での野党共闘による徹底審議を勝ち取ったことにより衆議院での法案通過に時間がかかったこと、戦争法案の審議の影響を受けたこと、ヘイトスピーチ規制法案の決議を求める民主と決議を避けようとした自民・公明とのせめぎ合いの影響を受けたこと等に原因があった。

継続審議となったため次期16年通常国会に持ち越されることとなったが、16年通常国会での審議は、参議院から始まることとなる。

継続審議の対象は修正案

参議院での審議の対象となるのは、自民・公明・民主・維新の4党の修正協議が反映されたものである。修正の概要は、盗聴法については、盗聴された当事者に傍受記録の閲覧ができることや、不服申立てができること等の通知の義務づけを行うこと等、司法取引については、検察官との司法取引の協議について、弁護人の常時関与を認め、検察官が司法取引をすべきか否かの判断にあたって、被疑者の犯罪と他人の犯罪の関連性の程度を考慮事項に加える等の微修正である。

盗聴された当事者に不服申立てができることを通知したからといって、一度、侵害されたプライバシーが回復するわけではなく、また、弁護人が関与し検察官が事件の関連性を考慮したところで、司法取引による第三者の引っ張り込みによる冤罪作出の危険性はなくなる。したがって、いずれの修正も、盗聴・司法取引の本質的な問題点に踏み込んだものではなく、当初の法案が孕んでいた危険性を何ら払拭するものではない。

16年通常国会で廃案を勝ち取るために

現時点において16年通常国会で、参議院法務委員会で実質審議に入る時期は、予算審議を

経た4月前後と言われている（但し、どの法案から審議を開始するかも改めて決めることから正確な時期は定かではない）。衆議院においては法務委員会で6月10日に審議入りし8月7日に本会議を通過したため、約2か月を要した。しかし、この2か月の中には、戦争法制の影響を受け、法務委員会が開催されなかった時間が含まれており、参院選を控え、会期の延長が限られているとはいえ、法案通過のための時間はあると見るべきであろう。そのため、積極的に廃案を求めて反対運動を大きく発展させていくことが不可欠である。何よりも、「可視化」と「被疑者国選の拡大」を大義名分にして、法案に賛成の立場をとる日弁連の対応を改めさせることは廃案のために不可欠である。

そのため、各地の弁護士会から反対の声を挙げ、日弁連を包囲するという運動を早急に進める必要がある。

また、衆議院法務委員会で行ったように、法務委員所属の国会議員と積極的に連携し、法案審議の中で、法案の危険性・問題点を一層明らかにしていくことも絶対に不可欠であり、特に参議院においても衆議院と少なくとも同等の徹底審議を行うよう野党の法務委員の各議員に積極的な働きかけをする必要がある。既にキーとなる議員とは直接面談のうえ、率直な意見交換を行い始めている。また、参考人として、法律家にとどまらず、刑訴法の学者を組織するといった対応も必要となる。

加えて、えん罪被害者と支援団体と連携した集会、マスコミへの働きかけといった点もさらに進めていく必要がある。

本法案は、「戦争する国づくり」のピースの一つである治安立法の側面もあり、絶対に通してはならない法案である。

推進すべき運動については随時、FAXニュース、団通信でお知らせいたしますので、団員の皆様には、お時間の許す限りで積極的な参加をお願いいたします。



原点に立ち返って刑訴法等「一括法案」の廃案をかちとろう

東京法律事務所 加藤 健次

盗聴法の対象犯罪の拡大と要件緩和、司法取引の導入を含む刑事訴訟法等「改正」一括法案は、昨年の通常国会では成立せず、継続審議となった。

衆議院の法務委員会では、①取調べの可視化、②保釈の要件と証拠開示、③司法取引、④盗聴法の各論点ごとに徹底審議が行われ、東京支部からは、加藤健次、小池振一郎、長澤彰、今村核の4名が参考人として意見陳述を行った。

法制審で全員一致で答申された法案が国会に提出された段階では、率直に言って、法案成立が年を越すことは予想していなかった。戦争法案をめぐる国会全体の状況が影響を与えたことは事実であるが、国会審議を通じて、法制審での「全員一致」が、国民の中でのコンセンサスと一致していなかったことを痛感した。

●刑事司法改革は従来の捜査に対する根本的批判が出発点とされるべき

今回の刑事司法改革の本来の出発点は、相次ぐ冤罪をどうやって防止するのか、ということである。取調べ過程の全面可視化は、それ自体が目的なのではなく、密室での虚偽自白の強要を防止するための最低限の方策である。

だから、改正法案に、盗聴法の拡大や司法取引制度など、まったく方向の違う内容が「一括」して盛り込まれることは、そもそもおかしいのである。さらに、国会の趣旨説明では、上川法務大臣（当時）は、「冤罪防止」という言葉はいっさい用いず、「世界一安全な日本」をつくるという治安強化の目的を臆面もなく強調した。

私が意見陳述をした同じ日に、布川事件の当事者である桜井さんが国会議員の前で、密室での取調べがいかに虚偽の自白を作り出すのかを、自らの経験を踏まえて切々と語り、今回の法案の欺瞞制を鋭く告発した。委員会室は、水を打ったように静かになり、議員たちは桜井さんの話に聞き入っていた。

他方で、法制審委員をつとめた学者（中央大学・椎橋教授）は、現在の取調べには、取調官と被疑者との真摯な反省を促すという積極的な意味があるなどと述べ、例外なき全面可視化を否定する見解を臆面もなく述べた。

この日の意見陳述を通じて、今回の法案が冤罪防止という本来の目的に沿ったものであるのか、そうでないのかが明らかになった。それが、法案の成立を許さなかった大きな要因となったと感じている。

●はてしなく「自由化」される盗聴法の拡大と要件緩和

盗聴法の対象犯罪の拡大と要件の緩和に関しては、今回の「改正」が決して必要に応じて対象を拡大するというような生やさしいものではなく、警察による盗聴の「自由化」に大きく道を開くことが明らかとなった。

現在、通信事業者の立会のもとで盗聴を実行できる場所は東京にしかない。しかし、立会要件が緩和されることで、全国の警察が居ながらにして盗聴を実行することができる。データの暗号化は、立会による違法盗聴の抑止効果に変わり得るものではない。

また、対象が一般犯罪にまで拡大され、「組織要件」も複数人が関与すれば満たされることで、盗聴は、「組織犯罪対策」の「特殊な捜査手法」から、「普通の捜査手法」に変貌することは必至である。

さらに言えば、1986年に発覚し、国賠訴訟で違法盗聴の事実が明確に認定されている日本共産党の緒方国際部長（当時）宅の盗聴事件について、被害者の緒方靖夫氏が参考人として意見陳述を行ったが、それでも警察は、いまだに違法な盗聴の事実すら否認し続けているのである。

法制審では、あかたも盗聴法の拡大や要件は「やむなし」という雰囲気が作り出されたが、国会審議では、「やむなし」どころか、きわめて危険であることが浮き彫りになったのである。

●そもそも論が全く議論されていない司法取引

司法取引については、そもそも法制審でまともな議論がなされなかったことが、明らかになった。

自分と関係のない他人の犯罪立証に協力すると、なぜ罪が軽くなるのか。誰もが疑問似感じる、この初歩的な質問に対して、政府委員も与党推薦の参考人も、説得力のある説明をすることができなかった。

その一方で、政府委員らは、「利益誘導による供述・証言」が、冤罪につながる極めて危険なものであることは否定できなかった。そして、その危険性を本当に防止できるのかどうかについては、「必ず裏付け捜査がされるはずだ」とか「弁護人が関与するから大丈夫だ」などという、根拠のない観測的発言を繰り返すばかりであった。

●大切なものは何か…日弁連の方針の根本的な問題点

私が意見陳述を行った日（2015年6月10日）には、このほかに周防正行監督と日弁連副会長が意見陳述を行った。

周防監督は、盗聴法の拡大の危険性などの問題点は認めつつ、「この機会を逃せば、取調べの可視化の法制化は実現できない」として、法案自体には反対しないと述べた。また、日弁連

副会長は、盗聴法は違憲の疑いがあるとする日弁連の見解は変わっていないこと、司法取引は必要ないと考えていることを述べながら、しかし、今回の一括法案を成立されるべきだという意見を述べた。

もちろん、取調べの全面可視化に対して警察が激しく抵抗していることは事実であり、取調べの全面可視化の法制化が簡単ではないことはその通りである。では、そのときに、何をもって可視化を法制化する力とするのか。この日の参考人の意見陳述を聞きながら、私はこの点について、根本的な違和感を感じた。

取調べの全面可視化は、冤罪事件に対する社会的批判の中から提起されたものであり、世論と裁判員裁判の実施を契機として、法制化の前にすでに実施されたものである。そして、可視化に反対する理由は、結局のところ、これまでの密室での取調べについて、反省するどころか、できる限り維持したいということなのである。このことを広く社会的に明らかにして、抵抗する警察を世論で包囲するのが、可視化実現の基本方向であろう。

それを警察や検察の抵抗があるからといって、盗聴法改悪や司法取引導入との「バーター」によって、可視化の法制化を実現するというのは、邪道であり、通常の市民の共感を得ることはできないと考える。

法律時報の2016年1月号で、法制審委員をつとめた後藤昭教授は、江田五月元法務大臣との対談の中で、「今回議論に参加して、日本では刑事司法手続に関して警察が組織として反対するような立法はできないのだと痛感しました。」と述べている。そして、「一括法案」を成立させるべきだと説くのである。

また、日弁連は、法案の早期成立を求める会長声明を出すなど、法案の早期成立を求める姿勢を強めている。そこには、国会審議で追及された盗聴法拡大や司法取引の導入による人権侵害や冤罪発生の危険性はなかったかのようであり、もっぱら「可視化の法制化」という「成果」だけが強調されている。

私は、このような見解には本質的違和感を感じる。さらに恐れるのは、このような発想で「可視化の法制化」を実現したことによって、刑事事件や治安強化の動きに対して、弁護士や弁護士会が正面切って捜査機関とたたかう力がそがれてしまうのではないかということである。

秘密保護法、戦争法が強行され、共謀罪の法案提出も叫ばれるなかで、「可視化の法制化」という「成果」を得るために、盗聴法の改悪や司法取引の導入を容認することは、将来にわたって禍根を残すものと言わざるを得ない。日弁連の方針を見直し、改めることはきわめて重要な課題である。

●廃案の可能性は十分ある

本年の通常国会では、参議院の法務委員会で審議が行われる。衆議院では、最終盤に密室協議によって、自民、公明、民主、維新の「修正合意」がなされた。しかし、参議院が衆議院の「修正」に拘束されるいわれはない。また、参議院では、民主党が提出したヘイトスピー規制

法案が先に審議しており、そう簡単に刑訴法「改正」法案が審議されるという状況にはない。

今年7月には参議院選挙が予定されており、参議院での徹底審議によって法案の問題点をさらに浮き彫りにしていけば、今国会での成立を阻止し、廃案に追い込む条件は十分存在しているのである。

昨年5月の法律家と市民のデモでは、東京支部が中心的役割を果たし、法案の成立を阻止する大きな力となった。国会要請や市民集会への参加、署名集めなど、廃案を勝ちとるために、引き続き団員の皆さんが取り組むことを改めて訴えたい。

※法案の問題点については、団の盗聴法拡大、司法取引制度阻止対策本部が3つの意見書を発表しているので、ぜひご参照ください。

日弁連執行部の冤罪被害者らへの裏切りを 許さず、刑訴法等「改悪」一括法案の廃案を 求め、日弁連の法案推進姿勢を転換させよう！

たんぼぼ法律事務所

弓仲 忠昭

1 はじめに

戦争法案廃案を求める闘いでの日弁連の積極的役割は大いに評価し、今後の戦争法廃止・立憲主義回復・憲法擁護の運動を進めるにあたり、日弁連との協力は不可欠であると考えている。

しかし、このこととは別に、刑事訴訟法等「改悪」一括法案の早期成立を求める日弁連執行部の誤った推進姿勢については強く批判し、その転換を求めねばならない。

この「改悪」案は、全取調べ事件の1%にもならないごくごく限られた事件につき、抜け穴だらけの「取調べの録音・録画」の導入（検察官の任意性立証に使うためのものとされ、それ以外の場合には弁護人には開示されず、到底「可視化」とは言い得ない。「ニセ可視化」である。）と引き替えに、憲法違反の盗聴拡大と他人を引っ張り込む密告奨励の捜査公判協力型「司法取引」（冤罪の温床となることは明らか。）等の毒まんじゅうを種々仕込んだもので、極めて危険な法案である。

本法案は、2015年の第189回通常国会での審議（衆議院法務委員会）を通じて、その危険性がより明らかになった。そして冤罪被害者・市民・学者などの反対運動の広がりの中で参議院法務委員会では具体的審議に入れず、継続審議となり、2016年第190回通常国会に引き継がれた。

また、パリでの同時多発テロを口実に「共謀法」案提出がささやかれる現在、本法案も特定

秘密保護法、戦争法などとのセットで「治安立法」化していると言っても過言ではない。この新しい情勢のもと、あらためて弁護士会としてこの法案に対する態度を再検討すべきであり、法制審の「新時代の刑事司法制度特別部会」の答申案の最終取りまとめに際し、採決時の「答申案」の内容如何にかかわらず、その採決における日弁連としての態度表明につき執行部に一任するとの理事会決議（その決議を根拠に村越会長等日弁連執行部は法案推進を合理化している。）は見直されるべきである。この日弁連執行部方針を、東京、大阪ほかの執行部支持派の単位会が支えている現状を変えるべく、各単位会でも各団員が可能な限り声を上げようではないか。

以下、この間の日弁連執部の垂れ流した害悪につき論じ、団として、この問題に対する日弁連の姿勢を正す運動を大きく巻き起こすことを提案する。

2 日弁連会長声明 ― 悪法成立を強く希望 ― は冤罪被害者らへの裏切りである

村越進日弁連会長は、2014年7月9日、元来は冤罪防止策を議論するはずだったにもかかわらず、本来の目的とは無縁の盗聴拡大や司法取引の導入等の毒まんじゅうを含んでいた法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の答申案が出されるや、「（同）答申案の取りまとめについての会長声明」を公表し、「答申案が法制審議会において審議され、法務大臣に答申された後、改正法案が速やかに国会に上程され、成立することを強く希望」した。

更に、村越会長は、2015年3月18日、「取調べの可視化の義務付け等を含む『刑事訴訟法等の一部を改正する法律案』に対する会長声明」を公表し、「改革が一步前進したことを評価し、改正法案が速やかに成立することを強く希望」した。

村越会長は、2015年5月22日にも、衆議院での審議入りを受けて、「取調べの可視化の義務付け等を含む『刑事訴訟法等の一部を改正する法律案』の早期成立を求める会長声明」を公表した。曰く、「当連合会は通信傍受法の安易な拡大に反対してきたところであるが、補充性・組織性の要件が厳格に解釈運用されているかどうかを厳しく注視し、人権侵害や制度の濫用がないように対処していく。」「司法取引についても引き込みの危険等に留意しつつ、新たな制度が誤判原因とならないように慎重に対応する。」と。更に、「多くの制度がひとつの法案に盛り込まれていることへの批判」を意識してか、「複数の制度が一体となって新たな刑事司法制度として作り上げられているものである。」と弁解にも成らない弁解を述べ是認した。そして、「本法律案が、…国会の総意で早期に成立することを強く希望する。」と。

「補充性・組織性の要件が厳格に解釈運用さ厳しく注視」すれば、盗聴法拡大による「人権侵害や制度の濫用がないように対処」できるかのように言うが、一体、どのように「注視」したら、どのように「対処」できるというのか。そもそも「安易な拡大」そのものであるこの法律案による盗聴拡大を容認すべき必要性がどこにあるのかを厳しく問わずして、悪法成立後の「対処」などできようはずがなからう。

「引き込みの危険等」についても、どのように「留意」すれば、どのようにして「誤判原因とならないように」「対応」できるというのか。「他人の罪を明らかにする供述」が真実であ

る担保は皆無に等しい。自らの罪を軽くするために他人を陥れる虚偽供述は、虚偽供述罪の導入では防ぎ得ない。かえって、一旦司法取引の対象となった「虚偽供述」については、虚偽供述罪の導入により、かえって公判段階になって虚偽供述を翻して真実を述べることを妨げる。

「引き込みの危険等」を認識しながら、不十分な取り調べの「録音・録画（ニセ可視化）」と引き換えに法案成立を推進するのは、誤魔化しそのものである。

さらに、戦争法案でも見られた多数の制度を一括法案として提出し、審議促進を図ろうとする法務官僚の策略にも何ら批判的視点を持つことなく肯定的評価をして、法案成立推進を高らかに宣言する一連の会長声明は最悪のものである。

この一連の会長声明は、桜井昌司さん（布川事件）、菅谷利和さん（足利事件）、袴田秀子さん（袴田事件家族）、川端幸夫さん（志布志・踏み字事件）、藤山忠さん（志布志事件）はじめすべての冤罪被害者や法案廃案に向けて奮闘する市民への裏切り以外の何ものでもなからう。

3 衆議院での審議と法案推進への日弁連執行部の異常な対応

2015年3月の衆議院への法案提出後、共産、生活、社会、無所属（※数）の超党派国会議員と市民との院内勉強会が繰り返し開かれ、盗聴拡大や司法取引の危険性が超党派国会議員を含む勉強会参加者の共通の認識となった。

衆議院法務委員会では、野党議員の奮闘もあって、①取調べ「可視化」、②司法取引、③裁量保釈・証拠開示等、④通信傍受（盗聴）の4つのテーマ毎に参考人質疑を行うなど徹底審議が行われた。民主・維新・共産の野党3党は委員会審議に結束して臨み、法案の問題点を徹底的に暴き出した。民主党は、司法取引と盗聴拡大を削除し、「可視化」の例外を「災害によりやむを得ないとき」などに限定する徹底抗戦の独自修正案も提出した。

2015年8月4日昼の超党派勉強会の段階では、盗聴については拡大範囲を限定し、第三者の立会を残し、司法取引は削除するなどの民主・維新共同の抜本的修正案が出され与党との修正協議が難航していると伝えられた。修正協議が難航しそのまま決裂すれば、与党単独での強行採決となるほかはなく、戦争法案の審議とのからみもあり、運動を強めて参議院段階での廃案すら展望できるところにきていた。

ところが、8月4日夜には、民主・維新がくずれ、自ら提出していた修正案の肝腎部分は全て骨抜きとなる修正案（実質的には政府案と変わらないもの）で合意するに至る。民主、維新の現場の担当法務委員のそれまでの奮闘ぶりとは裏腹な対応には、両党上層部からの強い圧力があつたと思われるが、その背後には、法案提出以来、共産党を除く、与野党各会派への日弁連執行部からの法案成立へ向けた強力なロビー活動が存在する。私達が、法案成立阻止を目指し、様々な市民と連帯を広げ闘っているまさにその最中に、日弁連執行部が与野党議員を訪問するなどのロビー活動を展開して早期成立を働きかけていたのである。

なお、ネット上に公開されている江田五月参議院議員（民主党、元法務大臣）の日記（「江田五月 活動日記」）によれば、2015年6月から7月にかけて、日弁連村越会長や内山新

吾副会長ら執行部が、入れ替わり立ち替わり、少なくとも4回にわたり、江田議員を訪問し、刑訴法等「改悪」一括法案につき、「意見交換」したと記述されている。今も法案反対で奮闘する民主党有田芳生参議院議員（法務委員会理事）によれば、「私の所にも来ましたよ」とのことであり、他の議員や他党への日弁連執行部の訪問も多数行われ、旺盛に法案成立へのロビー活動が展開されていたことが推測される。

その後、8月7日に衆議院本会議で4党（自民、公明、民主、維新）修正案が可決され、参議院に法案は送られた。

3度にわたる日弁連会長の早期成立を求める声明、日弁連執行部のロビー活動等の日弁連執行部の法案推進姿勢については、冤罪被害者や反対運動に取り組んでいる市民（盗聴・密告・冤罪NO！実行委員会など）からは、怒りの声が大きく巻き起こった。冤罪被害者の中には、本抱き合わせ法案に含まれる被疑者国選の拡大に伴う多額の予算措置を指摘し、金（国選拡大弁護費用の予算化）欲しさに転んだのかとの批判の声が上がったほどである。

また、この間、桜井昌司さんはじめ冤罪被害者13名は、日弁連会長に対し、詳細な質問状を出すとともに、日弁連方針についての回答と面会を求める申入書を提出していた。しかし、これに対して、日弁連会長は、「忙しくて会えない。回答は会長声明のとおり。」という趣旨の木で鼻をくくったような回答を記した1枚の紙を渡しただけで面会を拒否するという冷淡な態度で応じたのである。

4 参議院での法案の扱いと日弁連の「3%から100%へ～全面可視化へのはじめの一步～」と称する市民集会の欺瞞

参議院では、2015年8月21日、本会議で上川陽子法務大臣から法案の趣旨説明が行われた。これに対する質疑では、衆議院での採決で法案に反対した共産党の仁比聡平議員のみならず、所属政党が衆議院で与党と修正合意のうえ採決で賛成した民主党の小川敏夫議員や維新の党の真山勇一議員らまでが、いずれも法案の問題点を鋭く指摘して大臣を追及した。参議院法務委員会での徹底審議を求める姿勢を示したのである。その後、参議院法務委員会は、刑訴法等「改悪」一括法案の審議に入らないまま推移したが、9月10日に司法試験問題漏洩事件につき法務委員会が開催され、その機会に、「改悪」法案の趣旨説明も行われた。後に小川議員から聞いたところによれば、与党との間で、本法案の趣旨説明をさせるかわりに、同じく法務委員会にかかっているヘイトスピーチ法案を先議する旨の口頭合意があったという。

結局、参議院法務委員会では、本法案の実質審議に入れないまま、戦争法案強行の混乱のなかで会期末を迎え、本法案の成立を阻止して継続審議となった。

戦争法案の廃案を求める数万もの人々の怒りと抗議のうずで、国会前の終盤の闘いが大きく盛り上がっていた9月15日、まさにその夜、弁護士会館の2階講堂クレオでは、日弁連主催、東京三会共催で、「取調べの可視化を求める市民集会『3%から100%へ～全事件可視化へのはじめの一步～』」なる盛り上がらない集会が開かれた。元来、この日までには、法案は成立しているはずとの見通しのもとで日弁連等が企画した市民集会であったが、粘り強い反対運

動の広がりや批判の声が高まる中、彼らの予想に反して参議院での審議が進まず、成立が見通せない状況下での盛り上がらない開催となった。当日の集会前には、「盗聴・密告・冤罪NO！実行委員会」による法案反対の宣伝行動が弁護士会館前で行われ、行動参加者からは、順次、拡声器で日弁連批判の声が上げられた。

主催者挨拶に立った村越日弁連会長は、もともとの想定では法案は成立していたはずと残念がったうえ、できるだけ早く成立させていただき、実践の上、3年後の見直しで録画100%に繋げる「はじめの大きな一歩」にしたい等と述べた。しかし、村越会長は、盗聴拡大や司法取引等の害悪については、一切述べることはなかった。この集会で見るといえるべきものといえば、爪ケア冤罪事件・志布志冤罪事件の各被害者の生の声と美濃加茂市長事件の郷原信郎弁護人の報告くらいであった。被害者の伝える取調の経験に基づく報告は、捜査機関の横暴と人権無視を明らかにしたし、郷原弁護人の報告と配布のレジメは、市長逮捕の証拠となった贈賄側自白には、供述者に虚偽供述の動機（未立件の悪質融資詐欺事件の見逃し）があり、闇司法取引の疑いがあることを明らかにした。

しかし、上記冤罪被害者2名と郷原弁護士に加え、周防正行映画監督も参加したパネルディスカッションは、コーディネーター（弁護士）の意図的進行のなかで、取調べの「可視化」以外の論点には、一切触れることのないまま終了した。予め、主催者として、盗聴拡大や司法取引などの法案の持つ害悪には一切触れないとの確固たる方針があったとしか思えないような進行ぶりであった。

結局、日弁連執行部は、この集会で本法案に含まれる盗聴拡大・司法取引等の毒まんじゅうには一切触れないまま、参加者市民に対し、刑訴訟等「改悪」一括法案が成立すれば、3年後には100%の可視化が展望でき、冤罪をなくす新たな刑事司法が実現するかなのような幻想を振りまいた。そのみならず、市民から、本法案に含まれる大きな害悪（盗聴拡大・司法取引等）を隠蔽したうえ、法案推進の立場をあらためて宣言した。

日弁連執行部の欺瞞たるや極まれりである。

5 2016年通常国会での法案審議と闘いの展望

2016年1月4日に召集された第190回通常国会では、補正予算の審議、本予算及び予算関連法案の審議が先行するので、参議院法務委員会での法案審議が始まるのは4月以降と思われる。6月1日の会期末を延長するにしても7月ごろに予定される参議院選挙との関係で限度があり、この国会を乗り切れば廃案にできる展望も開ける。

年末年始に、自由法曹団の盗聴法・司法取引阻止対策本部のメンバーで、参議院法務委員会の民主党の有田芳生議員（理事）や小川敏夫議員と面談し協力を要請したところ、両議員からは以下の趣旨の話があった。

衆議院であのような修正案が通ってしまったが、参議院の独自性があり、参議院は違う。参議院でも徹底審議を求めて追及していく。衆議院とは異なる態度表明もある。通してよいとは思っていない。衆議院で修正案が通ったからといって、うちはしゃんしゃんとは行かない。実

質審議をやれば、本来、2か月でも足りない。

民主党の法務部門の議員の多数は反対である。法制審議会へ諮問時の法務大臣であった江田五月議員などの法案推進派は少数。江田議員は自身が大臣時代の諮問に基づく法案として、水面下でいろいろ動いていた。

参議院で、刑訴法等一括「改正」法案の趣旨説明をすることを認めた際には、ヘイトスピーチ法案を先議するとの与党との合意があった。ヘイトスピーチ問題では、被害当事者の参考人質疑も行いたい。しかし、文書があるわけではない口約束。力業でこの合意を反故にして、刑訴法を先にやるとの方針と与党が決めたとの噂も聞こえてくる。強引な日程設定を仕掛けてくるかも知れない。どちらを先にやるかは最終的には理事間の協議で決まる。

ヘイトスピーチ法案については、ぜひとも先議させたいが、実際、政府・与党の中枢（とくに政調会長の稲田朋美の名前をあげていた。）の価値観がヘイトスピーチの団体と同じなので、厚い壁を感じる。

警察は、この法案が廃案にならないようにと焦っており、政府与党も警察の意を受けて他の係属法案をすべてつぶしてでも強行する可能性がある。この政権は戦争法では、数の力で無茶をした。どこかで荒わざがあるかもしれない。

これだけの法案なので、参考人なしにはすまない。しかし、衆議院のように論点毎にやれるかは分からない。与党には、衆議院で論点毎に参考人質疑をやったため時間がかかりすぎたとの思いがある。

以上のように民主党の参議院法務委員会の主力メンバーが法案反対で頑張る姿勢でいることは心強いが、政府与党の強硬姿勢もほの見えており、必ずしもヘイトスピーチ先行と決まったわけではないとの情報には警戒が必要であろう。

「盗聴・密告・冤罪NO！実行委員会」などの市民団体とも協力し、反対意見を集約する院内集会や院外集会の開催等で運動を広げよう。

6 日弁連執行部の法案推進の姿勢を大転換させるよう

3度にわたる「悪法」推進の日弁連会長声明、日弁連執行部らによるロビー活動等の法案推進姿勢は、当初、マスコミや一般市民に、日弁連が賛成しているのだからと、この法案には何の問題もないもののように思わせた。日弁連のかかる法案推進姿勢は、いずれも反対運動を展開する冤罪被害者や冤罪撲滅を願う市民に対する裏切りであった。

他方、既に22に及ぶ単位弁護士会から、法案反対もしくは慎重審議を求める会長声明が出されるなど、日弁連内のまっとうな意見の存在と日弁連批判の声の高まりが読み取れる。

すなわち、2015年3月13日には、埼玉、千葉、栃木、静岡、兵庫、滋賀、岐阜、金沢、岡山、鳥取、熊本、沖縄、仙台、福島、山形、岩手、青森、愛媛の18弁護士会の現職会長が、「通信傍受法の対象犯罪拡大」と「常時立会制度の撤廃」（以下、「盗聴拡大等」という。）に反対し、慎重審議を求める共同声明を出した。さらに、同年4月から6月にかけて、新たに、福岡、三重、京都、横浜の4弁護士会の各会長が、盗聴拡大等・司法取引につき、懸念や問題

点を指摘して、慎重審議を求めた。

しかし、東京三会や大阪弁護士会など、巨大弁護士会が会として推進する立場を変えておらず、弁護士会内部での更なる反対世論の盛り上げが急務である。

衆議院法務委員会での徹底審議と市民・学者・弁護士らによる反対運動により、法制審ではロクに論じられもしなかった問題点が明らかになった。日弁連執行部は、継続審議になった今こそ、憲法と人権擁護の本来の使命に立ち返り、本法案推進の誤った姿勢を見直すべきである。

さらに、自由法曹団として、法案推進の日弁連の姿勢を糾すべく、日弁連会長声明を糾弾し、三つの日弁連会長声明の撤回を強く求める運動を展開すべきである。現会長を会長選挙で推した方々こそ、日弁連会長にしっかりともの言うべきである。

日弁連会長声明の撤回を求め、執行部の推進姿勢を転換させる運動を始めよう。単位会の反対の声を強め、2014年6月20日の日弁連理事会での執行部一任決議を改めさせよう。

司法「改革」の評価を巡り、意見の相違があったとしても、刑訴法等「改悪」一括法案の評価（盗聴拡大反対、司法取引導入反対等）につき、団員間での意見の相違は皆無のはずである。団をあげて、日弁連会長及び執行部、単位会会長及び執行部に、まっとうな意見を伝えよう。

なお、団の東京支部では、昨年11月、東京三会に対し、法案推進の立場を転換するよう求める申し入れをした。

やれるところから足を踏み出そう。

7 日弁連会長選挙は刑訴法等一括「改悪」法案推進の誤った方針是正のチャンス

今年は、向こう2年間の日弁連運動の動向を左右する日弁連会長選挙の年、チャンスでもある。候補者の一人は、刑訴法等「改正」一括法案については村越現会長の推進姿勢を踏襲しつつ、戦争法廃止・憲法擁護・立憲主義回復の課題についてはその姿勢を曖昧にし、「憲法についてはいろんな考えがある」などと後退する見解を述べていた。要警戒である。

各団員が、日弁連会長選挙を通じて、日弁連の刑訴法等「改悪」一括法案推進の姿勢を改めさせるべく、公聴会での質問・追及等それぞれできるところでできる努力をしよう。日弁連に戦争法廃止、憲法擁護・立憲主義回復への闘い継続の姿勢を堅持させるべく行動しよう。

あらゆる機会を通じて、通信の秘密やプライバシーを侵害する盗聴拡大の違憲性、自らの罪を軽くするために他人を陥れる虚偽供述（冤罪）を招きかねない捜査公判協力型「司法取引」の危険性、立憲主義及び憲法の危機に弁護士会は立ち向かうべきことなどを訴えよう。

8 おわりに

私自身、36年余の弁護士生活の中で、日弁連や所属する第一東京弁護士会の選挙公聴会に出席したことは皆無であった。所属会の総会にも久しく出なくなっていた。

しかし、その間に、日弁連や日弁連執行部派の単位会が、「盗聴拡大」・「司法取引導入」などの毒まんじゅうを含む刑訴法等「改正」一括法案を推進するなど、冤罪防止という本来の目的を見失った方針が跳梁跋扈してきた。かかる状況に、私は自らの弁護士会に対する態度を

深く反省し、自ら思うところを発言せねばならぬとの思いに駆られた。

私は、今般の各会長選挙について、日弁連の東京公聴会や所属する第一東京弁護士会の公聴会に出席し質問し思うところを述べる。これからは、日弁連総会のみならず、第一東京弁護士会の総会にも積極的に出席し発言したい。

選挙が終わった後も、「おかしいことはおかしい」「間違っていることは間違っている」との声を上げ続けたい。

全国至る所で、刑訴法等「改正」一括法案の推進姿勢を批判する声を、戦争法廃止・憲法擁護・立憲主義回復の声を、上げていこうではないか。

倉敷民商事件の高裁判決と今後の闘い

第一法律事務所 鶴見 祐策

1 中身のない不当判決

広島高裁岡山支部は、昨年12月4日、控訴を棄却した。弁護人請求の証拠を全て却下した挙句の不当判決であった。事件は、倉敷民商の事務局長（小原氏）が、3年の間に会員4名から、次長（須増氏）が1年3カ月の間に会員3名から各依頼を受けて申告書の作成に関わり、無資格で税理士業務を行ったとされたものである。原審（岡山地裁）は、昨年4月17日、小原氏に懲役1年（求刑1年6月）、須増氏に懲役1年（求刑1年）の有罪判決を言い渡した（いずれも3年の執行猶予と未決通算100日）。高裁は、その原審による各判断に不合理な点はなく正当であるとして、その「補足説明」に紙数を費やすが、「認められない」「証拠がない」の羅列で中身がない。裁判所をとりまく支援者が言渡しと同時に怒りの声をあげたのは当然である。即日、被告と弁護団は上告を行った。

2 今後の裁判上の課題

法廷は最高裁に移る。支援組織の結成は各地に広がっており、弁護団の取組みにも期待が寄せられている。団全体の取組みが望まれるが、膝元となる東京支部団員の積極的な参加が求められる。

税理士法を口実とする民商弾圧は今に始まったわけではない。昭和37年、徴税強化を目指す国税通則法が成立したが、これに反対する国民的な運動で全商連・民商は先駆的な役割を果たした。国税当局と公安警察の報復的な弾圧の過程で事務局員が攻撃に曝された。相模原交友会（民商）事件の最高裁の決定（昭和41年3月31日・判例時報445号）が「原審の判断は是認できる」とした「税務書類の作成」や「他人の求めに応じて」の拡張解釈が「判例」とされている。この打破が課題である。

3 「納税者の権利」の新たな構築

それは容易ではない。民商外でも有罪判決の累積がある。厳しい条件と言えるであろう。そのもとで民商や救援会の運動を基盤に地元岡山の団員は、新たな事実の発掘と法的論点を広げて重ねてきた。「税理士業務」の実態をふまえ、主に憲法31条に依拠した「過度に広範な処罰としての違憲」や「実体的デュープロセスの理論」と「可罰的違法性の理論」による無罪論などに力点をおいてきた。その努力は特筆に値する。しかしまだ足りない。さらに知恵と努力を集める課題が残されている。また課税権力が存分に歪めてきた税理士制度の沿革や課税権力の規制と支配・監督のもとで納税者の権利擁護の税理士像が排除され、申告納税制度との矛盾と相克の顕在化も明らかにしてきた。

弁護団が対置する「納税者の権利」や「結社の自由」には裁判所の理解が及ばない。「課税権の絶対的優位」の固執が今回の結果である。

大企業本位の不公正税制のもと中小零細業者がいかに痛めつけられているか。大手の金融から疎外され、後継者を奪われ、受注のため過大申告を強いられ、血尿の思いで申告書に没念する業者の姿を、申告書自体と無縁で過ごして来たであろう彼らは知らない。

国民の大多数は源泉徴収されている。加えて日本独特の年末調整が給与所得者の納税者意識の醸成を阻んでいる。「納税者の権利」は成熟の途上にある。民主党政権が公約した「納税者権利憲章」が、政権基盤の脆弱に乗じた課税権力とそれに連携する野党（自民・公明など）の揺さぶりで容易に葬り去られた。その経過にも脆弱性が露呈している。

改めて思う。苛烈な税収奪と刑罰に反対する人民の闘いが近代憲法の人権保障に結実した歴史は周知のとおり。それと同時に国民が税金の使途を監視・容喙する権利をも視野に入れた納税者の権利が追究されるべきではないか（人権宣言の先例）。国民主権に立脚する新たな人権の構築である。発掘すべき新たな鉱脈を見出すことができよう。

法廷外の運動にも資する必要がある。それは新たな弾圧を許さない力関係の構築につながるであろう。改めて団員の英知と経験を結集したいと思う。



「共謀罪」の創設に反対する

東京東部法律事務所 西田 穰

1 はじめに

共謀罪については、ここ数年間、毎年共謀罪成立の危機と訴え続け、報告を書き、杞憂に終わることが続いている。代わり映えのない原稿で恐縮だが、かといって、共謀罪成立の危機が去ったかといえば、全く逆である。昨年末から、自民党の幹部から共謀罪の創設を示唆する言動が相次いでいる。安倍政権がその暴走を強めており、憲法改悪とともに、今度こそ共謀罪を成立させるという意思がより強固に表れているといっても過言ではない。

サミット成功、テロ防止といった抽象的な名目で、無辜の処罰を引き起こしかねない共謀罪の成立を認めることはできない。

これまで以上の成立阻止に向けた取り組みが求められている。

2 共謀罪をめぐるこれまでの情勢

共謀罪の創設を含む組織犯罪処罰改正法案（注：現時点で法案が出ているわけではないので、正式な名称ではない。以下、「共謀罪の法案」という。）は、2000年に国連が採択した国際組織犯罪防止条約の締結のためには国内法の整備が必要などの名目で、2003年以降3度にわたり関連法案が国会に提出された。しかし、いずれも廃案となった。もっとも、既述のとおり、共謀罪を成立させようとする動きはより強くなっており、すでにヤマ場を迎えている盗聴法拡大、捜査公判協力型協議・合意制度とともに治安立法強化の様相を強めている。

共謀罪の危険性は、実行行為や準備行為がなくても処罰ができるため、刑罰によって、対峙する勢力の内心を威嚇し、萎縮させてしまう点にある。

3 「共謀罪」の危険性

（1）思想の処罰にいきつく「共謀罪」

戦前・戦中、治安維持法が数十万に及ぶ人々を弾圧し、多くの生命が奪われた。治安維持法は、「国体の変革」と「私有財産性の否認」を目的とする結社の組織、加入とその協議、宣伝などを処罰した。やがて「目的遂行罪」が新設され、本人に明確な意思がなくとも、治安当局からみて「結社の目的遂行の為にする」ものとみなされた者は逮捕され、有罪となった。

行為よりも「行為者」を、事実よりも「思想」を処罰する予防主義への傾斜は、国民に過酷な辛苦をもたらした。この反省にたち、日本国憲法は19条において人の内心の絶対的な自由を保障し、思想・意思そのものを処罰する法は廃止された。

「共謀罪」の創設は、この歴史の流れと反省に逆行するものである。

（2）処罰されるべきは「行為」

近代刑法では、実行行為が行われ、これと因果関係のある結果の発生があったときに、処罰

をすることを原則とする。これに一部の犯罪については、「未遂罪」や「予備罪」も処罰可能としているが、いずれも何らかの客観的な行為が必要とされている点で、「共謀罪」とは異なる。「共謀罪」は、ただ発言をただけ、協議をただけという極めて曖昧な境界のまま、刑事処罰を可能とするものである。また、我が国では、「共謀共同正犯」という理論が判例上確立しているが、共謀共同正犯といえども、お互いに影響力を及ぼし合っているといえる関係の者が「実行行為」を行っていることが前提となるため、単に協議のみで犯罪となってしまう「共謀罪」とは異なる。「共謀罪」は我が国の基調とする行為規範の中で、近代刑法の思考から乖離する特異な処罰規定である。

（３）違法捜査を助長しかねない「共謀罪」

「共謀罪」は「意思の連絡」そのものを処罰するものであるから、「意思の連絡」の手段、方法が捜査の対象となる。すなわち、室内会話、電話、携帯電話、FAX、電子メール、フェイスブックやツイッターまで捜査の対象となり、そこでどのような「意思の連絡」がなされたのかが捜査の対象となる。捜査方法は、盗聴やおとり捜査等によらざるを得ず、盗聴法の拡大が必要不可欠となる。冒頭でも触れたが、法制審議会の新時代の刑事司法特別部会は、盗聴法の拡大を容認する取りまとめを行っている。多くの市民の反対の声を受け、昨年の国会での成立こそ避けられたものの、本年度の通常国会において、盗聴法の拡大法案成立が必至という危機を迎えているが、この動きは、決して「共謀罪」の創設と無関係とはいえない。

また、上記取りまとめとの関係でいえば、捜査公判協力型協議・合意制度の創設も必至となっているところ、この動きも共謀罪の創設と相俟って、弾圧を呼び起こしかねない危険性を有している。すなわち、同制度は、自己負罪型の司法取引ではなく、簡単に言えば「他人を売って、自分の免責を受ける制度」である。そして、その「他人による自白」の真実性の担保が十分ではないことから、単に話し合い（共謀）のみで処罰を可能とする犯罪類型の創設は、「他人の」自白重視の捜査手法によるえん罪、特定人（団体）を狙った弾圧事件を引き起こしかねない危険性を有しているのである。

近年だけをとっても、「テロ対策」と称し、公安警察が日本国内の平穏なイスラム教徒を日常的に監視し、プライバシーを侵害していた事実が発覚した。国公法弾圧・堀越事件では、公安警察が日本共産党のビラ配布を行った堀越さんを24時間監視し、尾行・盗撮を行った実態が裁判において明らかにされた。明らかにされていない違法・不当捜査は数知れない。「共謀罪」が制定されれば、「意思の連絡」のみならず、その「内心」を調査する目的での捜査が横行することは火を見るより明らかであり、それらの不当・違法捜査に法的根拠を与え、重大なえん罪被害を多発させることになりかねない。

（４）民主団体を含むあらゆる団体の活動が監視される

従来の法案では、組織的な犯罪の「共謀罪」は、死刑または無期もしくは長期4年以上の懲役もしくは禁固の刑が定められている罪にあたる行為で、「団体の活動」として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者を処罰するとされていた。この法案が今後も提出されるかどうかは不明であるが、この「団体」は法文上、犯罪目的であること

を要件としておらず、極端な話、テロ組織と民主団体を区別していない。言い換えれば、民主団体も、捜査機関の恣意的判断で捜査の対象となる。「共謀罪」の対象となる犯罪は600以上にも上っており、公安による政党、労働組合、市民団体、NGOなどの日常的な活動への監視の根拠とされかねない。最終的に有罪判決がなされるかどうかはともかく、少なくとも、捜査の対象とされることは可能となり、公安組織の民主団体に対する探索的捜査の根拠を与えることになる。

4 「共謀罪」を制定する必要性（立法事実）のないこと

「共謀罪」の成立を目論む側は、「共謀罪」を制定しなければ、治安の維持、犯罪防止の目的達成ができないと主張する。しかし、これは立法事実を欠く主張である。

2002年、法務省自身が、法案の理由を「国連国際組織犯罪条約批准のためであって、国内にこのような処罰規定を必要とする状況＝立法事実はない」ことを認めている。同年9月から審議が開始された法制審議会刑事法部会においても、委員からの質問に対し、「国内的にそのニーズ(国内的な立法事実、立法の必要性)に応えるという形はとっておりませんので、条約締結のために必要な犯罪化等を図っていきたいということを基本に考えているわけでございます。」と答弁している(2002年10月9日付第2回議事録)。国内における治安維持、犯罪防止の観点から法制化が要請されているわけではない。

また、是非はともかく、先述のとおり、我が国には英米法にはない独自の判例理論として、共謀共同正犯理論が確立しているため、組織犯罪については、「共謀罪」を制定しなくても、広範な範囲で共犯者を処罰することが可能となっている。敢えて「共謀罪」を制定しなければならない必要性（立法事実）は極めて乏しい。

5 「共謀罪」の創設に反対する

「共謀罪」は、我が国の刑法体系の基本原則（行為主義）と矛盾しており、犯罪行為ではなく、憲法上絶対的に保障されるはずの内心に干渉をする捜査を容認することになりかねない。

「共謀罪」は、盗聴法の拡大、捜査公判協力型協議・合意制度の成立と相俟って、本来憲法上、法律上保護されるべき民主団体等平和的な団体への捜査機関の内部干渉・弾圧を招きかねない。

すでに共謀罪の構成要件は、特定秘密の保護に関する法律で、一部具現化されてしまっている。繰り返すが、我が国は、共謀共同正犯理論によって、犯罪の現実的危険性のある「共謀」を広く処罰を可能としている。テロ関連条約でも、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」を除く全てを批准している我が国では、「共謀罪」の創設しなければテロを阻止できないとする理由がない。「共謀罪」を創設しなければならない理由は何1つない。

「共謀罪」の制定に強く反対したい。以上

◇原発・震災

福島原発被害弁護団（浜通り弁護団）の 活動報告

福島原発被害弁護団 高橋 右京

1 はじめに

私たち、福島原発被害弁護団（通称「浜通り弁護団」）は、2011 年の 10 月に結成され、現在までに、原発事故によりふるさとからの強制避難を強いられた原告による「避難者訴訟」、いわき市在住者による「いわき市民訴訟」の 2 つの集団訴訟（いずれも福島地裁いわき支部に係属）を中心に、その他複数の個別訴訟、原発 ADR 等を手がけている。本稿では、上記の 2 つの集団訴訟について、訴訟の概略と経過等について報告する。

2 避難者訴訟

（1）訴訟の概略

2011 年 3 月 11 日に発生した福島第一原発の事故により、同原発からは大量の放射性物質が拡散し、原発の周辺地域に居住していた住民はふるさとからの避難を余儀なくされた。原発事故によりふるさとを追われた住民は、ある日突然、地域コミュニティから引きはがされ、そこで築いてきた濃密な人間関係、地域に根ざした職業生活、自然の恵みを奪われ、将来の見通しや被曝による健康被害などの不安を抱えながら、事故からまもなく 5 年が経過しようという現在でも困難な避難生活を強いられている。

避難者訴訟は、このような原発事故の被害者のうち、強制的な避難を強いられた被害者が原告となって、加害者である東京電力を被告として損害賠償を求めている集団訴訟である。

2012 年 12 月 13 日に福島地裁いわき支部に第 1 次提訴を行って以来、順次追加提訴が行われ、現時点で原告の数は、合計 586 名に及んでいる。

（2）請求内容

本訴訟における主たる請求項目は、①避難生活を強いられていることに対する慰謝料（避難慰謝料。1 人 1 ヶ月 50 万円。）、②「ふるさと」を奪われたことに対する慰謝料（ふるさと喪失慰謝料。1 人 2000 万円。）、③財物賠償（自宅の土地・建物、家財）である。

とりわけ本訴訟における最大の特徴は、②のふるさと喪失慰謝料の請求である。福島原発事故は、周辺地域の住民になれない土地での避難生活を強いるにとどまらず、居住地

域における事故前の平穏な日常生活、そのために必要な生活環境・自然環境を丸ごと奪うという、甚大な損害を近隣住民にもたらした。

福島第一原発周辺の地域住民は、事故前、地域行事などを通じ、近隣住民と濃密な人間関係を築き、それが一人一人の住民の心のよりどころとなり、またそのようなコミュニティが個々の職業生活の支えにもなり、ときに行政を代替する機能まで果たしていた。また、その豊かな自然環境もまた、住民たちの生活を支えていた。

しかし、原発事故により、ふるさとの美しい自然は放射性物質により汚染され、町はゴーストタウンと化し、地域の住民は各地に避難しコミュニティは崩壊した。確かに檜葉町など、原告が暮らしていた地域の中には現在までに避難指示が解除された地域も存在する。しかし、そのような地域であっても、除染はきわめて不十分であり、多くの住民は帰還せず、事故前の「ふるさと」の姿が奪われてしまったことに変わりはない。

このような、広範かつ全面的な損害は、我が国の過去の公害事件においても全く類を見ない。その意味で、裁判所に「ふるさと喪失慰謝料」を認めさせることは大変に困難な課題であることは確かである。しかし、上記のような被害の実相を明らかにして初めて、原発事故の真の姿、すなわち原発の危険性を明らかにすることができるのである。

(3) 訴訟の現状と今後の課題

本訴訟においては、昨年 6 月より、毎期日、原告本人尋問が実施されている。弁護団としては、上記のような被害の実相を裁判所に認定させるためには、一人でも多くの原告本人尋問を実施する必要がある、少なくとも各世帯 1 名ずつの現行本人尋問の実施が不可欠であると考えている。他方で、すでに原発事故から 5 年、第 1 次提訴から 3 年が経過しており、早期の訴訟終結・被害者救済もまた不可欠である。

そこで、弁護団では、まずは第 1 陣（第 1 次～2 次）原告について、全世帯の原告の尋問を集中的に実施することを裁判所に強く要望しているところである。また、第 3 次から第 5 次の原告（第 2 陣原告）については、これまで第 1 陣と併合して審理が進められてきたが、今後は弁論の分離を求め、第 1 陣と並行して審理を進めていくよう、裁判所に求めていく予定である。

このように、充実した審理と早期救済の両立をするためには、原告団・弁護団にも相当の負担がかかることが予想される。とりわけこの 1 年間は正念場となろう。しかし我々は、なんとしてもこの訴訟を闘い抜き、勝訴を勝ち取る所存である。

3 いわき市民訴訟

(1) 訴訟の概要

いわき市は、強制避難区域には含まれていないが、福島原発事故の発生後、市民は大変な混乱に巻き込まれ、現在も放射線被曝も不安とこれに伴う様々な困難に直面しながら生活をしている。

事故直後は、国や東電から提供される情報がきわめて不十分な中、迫り来る放射能の

恐怖の中で、一時は市民の半数から7割が他の地域に避難したと言われている。また、様々な理由からいわき市にとどまらざるを得なかった人たちもまた、命の恐怖を感じながらの生活を強いられた。事故から5年たった現在でも、被曝による健康被害の不安や、子供たちを外で遊ばせることができなくなった、風評被害などで生活が立ちゆかなくなった、避難するか否かで家族間の意見が割れ、家族関係が悪化したなど、様々な困難に直面している。

しかし、いわき市を含む、いわゆる「自主避難地域」の住民に対する東京電力からの賠償はごくわずかであり、その被害の実態は無視・軽視され続けている。そこで、多くのいわき市在住の市民が、国及び東京電力に対し、損害賠償を請求している訴訟が、いわき市民訴訟である。本訴訟は、金銭賠償のみならず、本件原発事故についての、東電及び国の責任を追及し、最終的にはふるさとの原状回復のための積極的・恒久的な政策を実施させることをも目的としている。

現在までに合計1574名のいわき市民が原告として本訴訟に参加しており、その中には、子供や妊婦も多く含まれている。請求内容は、①いわき市全域の空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を求めるとともに、②福島第一原発の廃炉が完了するまで②本件事故時点で18歳未満のものに対しては毎月8万円、それ以外の原告に対しては毎月3万円の慰謝料を請求している。また、上記に加え③本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員については慰謝料25万円、④本件事故発生当時妊婦であった原告についてさらに慰謝料25万円を請求している。

(2) 本件訴訟の意義

本訴訟では、これまで主に本件原発事故の発生についての国及び東電の責任について主張・立証を行ってきた。今後も引き続き専門家証人の尋問申請などを行っていく予定である。また損害論についても、原告団・支援団体の協力のもと、原告に対するアンケート形式での実態調査を進めており、いわき市民が被った損害の実相を主張・立証をしていく予定である。

非常に残念な事態であるが、時間の経過とともに、原発事故の被害者どうしで、それぞれが置かれた立場・状況の違いが原因で分断が生じつつある現状がある。とりわけ、多くの避難者が避難生活を送っているいわき市においては、従来からの市民と避難者との間に多くの問題が生じつつある。このような被害者どうしの対立自体、原発事故がもたらした悲劇といえるが、だからこそ、避難者（避難者訴訟原告）と滞在者（いわき市民訴訟原告）が、同じ弁護団を介し、ともに手を取り合って裁判闘争に取り組んでいることは、非常に大きな意義を有するものであり、本訴訟の重要性は今後ますます大きくなっていくものと思われる。

4 最後に

当弁護団に限らず、原発事故後これまでに、原発被害者を原告とする多数の訴訟が提起さ

れ、全国に多数の弁護団が結成されている。

そして、近時でも依然として新たな集団訴訟の提起や、ADR の集団申し立てなどが次々に行われていることは周知のとおりである。当弁護団でも新たに、昨年 11 月に、避難者訴訟の原告でもある川俣町山木屋地区住民が申立人となって、農地等の賠償を求め、ADR 集団申し立てを行ったばかりである。かかる事実は、現在も原発事故の被害は続いており、むしろその被害は拡大し続けていることの、何よりの証である。

このような事態の中、より多くの弁護士が原発被害者救済に関わっていくことが求められている。すでに東京支部団員の多くがいずれかの弁護団において尽力されているが、現場ではまだまだ多くの弁護士の力が必要とされていることは間違いない。今後もより多くの団員にご協力いただければ幸いである。

福島原発被害首都圏弁護団の活動

渋谷共同法律事務所 吉田 悌一郎

1 福島原発事故と弁護団の結成まで

福島原発被害首都圏弁護団は、2011（平成23）年9月に結成され、現在関東の弁護士約30数名が弁護団員として活動している。

この弁護団の中心メンバーは、もともと東京災害支援ネット（とすねっと）のメンバーとして、福島原発事故後に福島県から関東に避難してきた人たちの支援活動を行っていた。そうした活動の中で、原発事故被害者の賠償問題が置き去りにされていることに危機感を持ち、裁判を前提にした弁護団が結成された。

2 集団提訴と訴訟の進行状況

その後、当弁護団は、関東圏にいる避難者等を対象に、都内で複数回提訴に向けた被害者説明会を開催してきた。

そして、原発事故から2年が経過した2013（平成25）年3月11日に3世帯9名が提訴（第1次提訴）、その後同年7月26日に14世帯40名が追加提訴（第2次提訴）、さらに、2014（平成26）年3月10日に73世帯234名が追加提訴（第3次提訴）を行った。いずれの訴訟も、東京電力と国の両方を被告としている。

裁判所の係属部はいずれも東京地裁民事第50部であり、福島原発被害東京訴訟と呼ばれている。

裁判は、これまで15回の口頭弁論期日が開かれている。現段階では、本件原発事故についての被告らの責任に関する主張（責任論）及び原告らが被った損害の総論及び各論に関す

る主張を原告側が行っている段階である。今後、順次専門家証人の尋問や各原告の本人尋問手続が行われる予定である。

3 原告らの被害の類型

この裁判では、以下で見るとおり、福島県から関東に避難している避難者、福島県内外の放射能汚染地域に滞在している滞在者が原告となっている。そして、避難者は、政府による避難指示等の対象区域からの区域内避難者と、そうした避難指示区域以外の地域からの区域外避難者がいる。また、滞在者には、福島県内のいわゆる自主的避難等対象地域における滞在者と、同対象地域外の滞在者（福島県外）が原告となっておる。

(1) 避難者

ア 区域内避難者

旧警戒区域や計画的避難区域などの、いわゆる政府による避難指示等の対象区域からの避難者である。区域内避難者は、原子力損害賠償紛争審査会の策定した中間指針に基づき、一定範囲の賠償を受けているが、その内容は極めて不十分なものであり、到底被害者らの受けた損害の完全賠償にはほど遠い。

なお、この類型の原告の中には、現役の東電の社員が1名いる。

イ 区域外避難者

福島県の福島市、郡山市、いわき市など、避難指示の対象区域ではないが、放射能汚染地域から避難している避難者である。区域外避難者にも、中間指針追補に基づく賠償がなされてはいるが、その内容は、到底賠償の名に値しないいわゆるお見舞い金程度のものであり、また、上記区域内避難者との間の露骨な差別的取扱いがなされている。

区域内避難者は、地元に残して、母親が子どもを連れて避難する母子避難がその典型例である（もちろん一家で避難しているケースもあるが）。いわゆる二重生活になって生活費が余計にかかり、また父親が週末に母子に会いに来るための交通費などの費用も嵩む。しかし、東電から支払われる賠償が極めて低額であるため、経済的な困窮が問題となっている。

そして、上記の区域内避難者と比較して様々な点で差別的に扱われており、無理解な世間の人間からは、避難する必要もないのに勝手に避難しているとか、エセ避難者であるといった心ないレッテル貼りをされることもある。

(2) 放射能汚染地域の滞在者

ア 中間指針で言うところの「自主的避難等対象地域」

次に、滞在者であるが、まず、福島市、田村市、いわき市等の放射能汚染地域に滞在して生活している原告である。これらの地域は、中間指針追補で言うところのいわゆる「自主的避難等対象地域」であり、上記の区域外避難者と同水準の賠償はなされているが、その金額は極めて低額である。

これら放射能汚染地域に居住する原告は、常に放射能汚染を意識しながら生活するこ

とを強いられている。特に幼い子どもなどのいる家庭では健康不安などが深刻であり、洗濯物を外に干せない、育ち盛りの子どもを屋外で遊ばせられない、地産地消の学校給食を食べさせることができない、水や野菜等を購入する費用が余計にかかるなど、目には見えにくい様々な被害に苦しみながら生活している。

また、田村市の原告は、すぐ隣の地域が旧緊急時避難準備区域に指定されており、同じ集落の中で露骨な被害者の線引きが行われたことに憤っている。

イ 「自主的避難等対象地域」以外の地域

具体的には、栃木県県北地域に居住する原告らである。この地域も実は放射能汚染が深刻であり、放射線量の高いホットスポットが各所に存在している。そのため、上記アの滞在者と同じ被害を受けている。しかし、この地域は「自主的避難等対象地域」にすら指定されていないため、中間指針では、賠償の対象地域とされていない。その上、災害救助法の適用もないため、避難したくてもできない（避難先の自治体でみなし仮設住宅の無償供与などの支援を受けることができない）という深刻な問題を抱えている。

4 訴訟の目的

この裁判の目的は、他の原発被害の裁判の多くが同じ目的であろうが、まず第一は被害者の被った損害の完全賠償を勝ち取ることである。そして、その上で、裁判を梃子として、原発被害者を救済する様々な施策を作らせることである。

その際、上記のように、地域によって被害者の線引きを行い、被害者の分断を図るような政策を決して許してはならない。水俣病の未認定患者問題の二の舞になってはならない。

5 今後の予定

今後は、裁判の第16回期日が3月16日（水）午前10時から、第17回期日が5月18日（水）午前10時から、第18回期日が7月20日（水）午前10時から予定されている。場所はいずれも東京地裁103号法廷である。是非とも傍聴をお願いしたい。

さらに、今後必要に応じて第4次提訴なども行う予定である。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故 被害弁護団の取り組み

東京合同法律事務所 馬奈木 厳太郎

弁護団の取り組みは、大きな柱としては、以下のとおりであった。

1. 集団訴訟の現状

2013年3月11日、第一次原告800名は、国と東電を被告とし、原状回復と慰謝料を求め、福島地方裁判所に提訴した。被害者に共通する想いを込めて、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟と称されるが、今回の事故について、国の法的責任を明らかにさせるとともに、損害賠償のみならず原状回復を求める、全国で唯一の集団訴訟である。2014年9月10日の第四次提訴までを経て、総勢約4000名という全国最大の原告団となっている。

原告は、事故時に、福島、宮城、山形、栃木、茨城の各県に居住していた者で、そのまま居住地にとどまっている者（滞在者）と、事故時の居住地から避難した者（避難者）が、1つの原告団を構成している。属性も農業、事業者、会社員、主婦、年金生活者、教員、漁業関係者など多様である。

私たちは、今回の事故を“公害”と位置づけ、国と東電の責任を追及しつつ、被害者の根本的な要求である原状回復と被害の全体救済のための制度化を求めている。したがって、この訴訟も、このような取り組みを実現させるための一環として位置づけられている。

《責任をめぐって》

提訴以来、私たちは国と東電の責任をめぐる議論に全力を尽くしてきた。

国と東電は、想定外の津波であり、事前に予測することは困難だったとの主張に対し、私たちは、原発の敷地高さを超える津波に襲われた場合には、全交流電源喪失に至りうることを国と東電は認識していたのであるから、今回襲来した津波そのものを事前に予測できている必要はなく、「敷地高さであるO. P. +10メートルを超える津波が到来し、全交流電源喪失に至る可能性」を認識していればよいと主張している。

また、①1998年に国自身が策定した津波対策指針である4省庁報告書や、2002年に国がまとめた長期評価などが「想定しうる最大規模の地震津波」への対策を求めていること、②1991年に福島第一原発で起きた事故（配管からの水漏れで発電機が機能を失った）から電源に対する被水対策の必要性を教訓として導き得たこと、③東電自らが福島第一原発の津波対策について、1997年段階で「余裕のない状況となっている」と評価し、国もそれらの報告を受けていたこと、といった事情があったにもかかわらず、東電は必要な対策をとらず、国も必要な法的規制を行わなかったことは、故意にも匹敵する重大な過失であると主張してきた。

こうした経過もふまえ、裁判所は、全国各地の他の類似訴訟に先駆けて、第10回期日（2015年1月）から専門家証人の尋問に入ることを宣言した。

沢野伸浩証人は、航空機モニタリング測定結果に基づき、放射能がどう飛散し汚染しているかを目に見えるよう解明した。舘野淳証人は、安全を軽視した原発推進の歴史、冷却システムの脆弱性について論じ、今回の事故発生の原因、事故回避の可能性にまで踏み込んで、対策の怠りを証言した。都司嘉宣証人は、自身も携わった、2002年に文部科学省・地震調査研究推進本部の長期評価部会が発表した「長期評価」について述べ、明治三陸地震と同様の津波が三陸沖から房総沖にかけて発生する可能性がある、つまり福島県沖でも大きな津波が起きる可能性を警告していた「長期評価」の内容が無視し得ない知見であって、今回の事故を予見できたにもかかわらず、国も東電もこれを無視して、必要な対策を取らなかったと証言した。専門家証言を通じて、国と東電の過失のありようは、裁判所にも十分に伝わったと確信している。

《被害をめぐって》

責任とならぶ重要な論点として、被害をめぐる議論がある。

私たちは、人格権の1つの内容として、“健康に影響を及ぼす放射性物質によって汚染されていない環境で生活する権利”を大人であれ子どもであれ有しており、今回の事故で放射性物質が飛散したことにより、この権利を侵害されていると主張している。

私たちの主張に対し国や東電は、人格権侵害とは評価できないとして反論している。とくに東電は、私たちが求める原状回復については、「仮に技術的に可能であっても費用がかかりすぎるので一企業のみで負担するのは困難」などと述べ、被害が広範に及び被害が大きければ大きいほど、あたかも責任がなくなるかのような主張をしている。

また、東電は、「年間20ミリシーベルト以下の放射線被ばくは、喫煙、肥満、野菜不足などに比べても、がんになるなどの健康リスクは低いとするのが“科学的知見”であり、それを下回る放射線を受けたとしても、権利侵害にはあたらない」、「中間指針は相当で合理的な内容を定めている」といった主張もし、“20ミリ以下は我慢せよ”という開き直った姿勢を示している。

私たちは、国や東電の“責任がない”・“金がない”といった主張に対し、その姿勢を批判しているところであり、専門家による証人尋問、第15回期日（2015年11月）から始まった原告本人尋問、そして2016年3月に予定されている検証などを通じて、被害実態を余すことなく明らかにしていく予定である。

2. その他の取り組み

弁護団では、上記集団訴訟のほか、県内・県外避難者、農家、建設や製造、バス会社、漁業にかかわる事業者などの損害について、個別事件として受任し、対応してきた。

内容としては、自死案件のほか、営業損害、土壌被害（腐葉土等）、機具など営業損害に関するもの、避難費用、慰謝料など個人としての損害に関するものなど、昨年に続き多様であっ

た。

また、弁護団は、各地での相談活動や請求支援、国や東電との要求実現に関する交渉などにも積極的に参加し、被害者支援に取り組んだ。とくに、“20mSv 受忍論”の押しつけに反対する取り組みは、原告団において最大の取り組みとなっており、弁護団としても全力を尽くしているところである。

国と東電は、2015年6月以降、いよいよ原発事故の被害を切り捨てる姿勢を明確にし、帰還後の手当も健康管理の仕組みも十分に用意されないままでの避難指示解除、将来損害を含む一括払いでの賠償打ち切り、避難者に帰還を強制しかねない住宅無償支援の廃止など、矢継ぎ早に方針が具体化されている。そして、これら一連の方針は、「解除・打ち切り・廃止」という3つのキーワードで表せるものであり、要するに、もう被害は終わったとして、救済を「店じまい」しようとするものといえる。

国や東電のこうした方針の根底には、「20mSv 以下は我慢せよ」「20mSv 以下は被害とは扱わない、みなさない」という考え方が存する。“20mSv”という数字には、①国際放射線防護委員会(ICRP)勧告をふまえて国や東電が主張するところの安全か否かという「安全」の基準、②避難指示を解除するかどうかという「解除」の基準、③被害の有無を区別する「被害」の基準という3つの役割が与えられており、“20mSv”以下であれば「安全」であるから、避難指示も「解除」して帰還を促し、「被害」として扱わなければならないものはもはや存在しないという考え方なのである。この“20mSv 受忍論”の押しつけに対し声を挙げていく取り組みは、引き続き2016年においても極めて重要なものである。

3. 2016年の動向

2016年、裁判は、検証と原告本人尋問を経て、いよいよ結審という流れとなる。

また、原告団では、約4000名で終わりではないということを示すためにも、原告団では、第二陣の提起を予定している。原告勝訴、要求実現のための追い風とするためにも、さらに大きな原告団の構築が課題である。

“人の命や健康よりも企業の経済活動を優先するような社会を変えたい! ”、“原発再稼働に反対して原発ゼロの社会をつくりたい! ”、“誰も責任を取らない誰も謝らないなんておかしい!”——そうした声を集めて、大きな流れにしていくためにも、弁護団は本年も全力で奮闘する決意である。引き続きご支援を心からお願い申し上げます。

【ホームページ: <http://www.nariwaisoshou.jp/> 】

【フェイスブック: <https://www.facebook.com/nariwaikaese> 】

2016年3月19日（土）、20日（日） 「第3回『原発と人権』全国研究交流集会 in 福島」の報告

「原発と人権」全国研究交流集会実行委員会 柿沼 真利

はじめに

今回は、本年2016年3月19日（土）、20日（日）に、福島県福島市の国立福島大学キャンパスにて開催される、「第3回『原発と人権』全国研究交流集会 in 福島」について報告させていただき、その参加を呼びかけます。

1 東電福島第一原発事故と第1回及び第2回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島

2011年3月11日、あの大震災、大津波、そして、東京電力福島第一原発の爆発、放射性物質漏れ事故……。この原発事故による被害は未曾有のものとなり、今なお、多くの方々が、故郷に帰ることができず、従来の生活環境、生活基盤など奪われ、苦境に立たされています。また、今後どのような健康被害などが生じるかも未知数です。

同集会は、反核法律家協会、国際法律家協会、自由法曹団、青法協、日民協などの各法律家団体、日本科学者会議、日本ジャーナリスト会議、などが参加団体となり、2012年4月7日（土）、8日（日）の2日間、福島大学キャンパス内で、第1回目が、開催されました。その名の通り、「原発と人権」は両立しないと言う観点から、多様なテーマを取り上げ、原発問題に取り組む法律家、科学者、ジャーナリストなどが学習交流を行うものでした。

初日全体会の基調講演では、長年、原発関係訴訟（高速増殖炉「もんじゅ」訴訟、浜岡原発運転差止訴訟など）に携わってきた海渡雄一弁護士に、「福島第一原発事故の原因と責任」と題して、今回の東京電力原発事故の被害実態、原子力発電の持つ危険性、従来の原発関係訴訟における裁判所の誤り、そして、今後あるべき、被害者救済、脱原発の道などをお話しいただきました。

次に、「現地首長は訴える」と題して、今回の原発事故で、全村避難となった福島県飯舘村の菅野村長をお招きし、全村被害によって、村の住民の方々が分散し（同じ家族でも分散せざるをえなくなった現状）、村が分断されてしまった状況などについてお話しいただきました。また、東電福島第一原発立地自治体である双葉町の井戸川町長（当時）からは、「国と東電の説明を信じて来たことを悔いている、お詫びを申しあげたい」旨お話しいただきました。

二日目分科会では、以下の通り、6つの分科会が行われました。

第1分科会「放射能の影響とどう向き合うか」

第2分科会「傷つき、破壊されたコミュニティの回復のために」

第3分科会「被災者救済のための『完全被害回復』・『完全賠償』を」

第4分科会「脱原発の司法判断を求めて」

第5分科会「原水爆被害者の運動に学ぶ―広島・長崎から福島へ―」

第6分科会「原発報道を考える」

このような多様な観点からの分科会が行われ、結果、500人の方々にご参加いただき、大成功の内に終了致しました。

その後、2014年4月5日（土）、7日（日）の2日間、同じく福島大学キャンパス内で、第2回目が行われました。内容は以下のとおりです。

初日全体会

基調講演：柳田邦男（ジャーナリスト）

報告：真木實彦（福島大学名誉教授）

被害者・市民の訴え

現地首長の訴え

特別講演：ミシェル・プリウール（リモージュ大学名誉教授）

総括報告：丹波史紀（福島大学准教授）

二日目分科会

第1分科会：「被害者訴訟原告団・みんなで交流～私たちが求めるもの、私たちが目指すもの～」

第2分科会：「原発事故被害の賠償―損害と責任」

第3分科会：「脱原発を実現するために」

第4分科会：「原発事故報道3年―伝えたこと・伝えらなかったこと」

第5分科会：「人権は核と共存できない～脱原発と核兵器廃絶・国際ネットワーク」

2 「原発と人権」ネットワークの結成と第3回集会の開催決定

第1回集会後、同集会実行委員会は、「原発と人権」ネットワークを立ち上げ、ホームページを作成し、多様な原発問題（原発事故被害者救済、脱原発など）に関する情報発信・交換の場となるよう努めています。

なお、「原発と人権」のHPは、こちら。→ <http://genpatsu-jinken.net/>

さらに、本年3月19日（土）、20日（日）に、第1回、及び、第2回と同じく、福島大学キャンパス（予定）にて、「第3回『原発と人権』全国研究集会 in 福島」を開催することを決定いたしました。

日本は、2013年9月の、関西電力・大飯原発の稼働停止により、「原発稼働ゼロ」状態となり、それが2年近く続きました。また、2014年5月には、福井地裁で、上記大飯原発の稼働差止めを認める判決、本年4月にも、同じく福井地裁で、関西電力・高浜原発の稼働差し止めを認める仮処分決定が出されました。

ところが、現安倍内閣は、原子力規制委による新規制基準の適合性の決定を盾に、粛々と原発再稼働を進めていく態度を崩していません。本年8月には、九州電力・川内原発を多くの国民の反対の声を無視して再稼働させています。さらには、海外への原発輸出を推進し、危険の拡散を行おうとしています。これに対し、東京電力福島第一原発では、放射性汚染水の漏洩が深刻な事態となっており、事故の収束どころか拡大の様相を呈しています。そして、原発事故被害者の救済は進まず、むしろその「切捨て」を進めています。

このような中、我々は、これら原発問題についての知見を深め取り組んでいかなければなりません。

「第3回『原発と人権』全国研究集会 in 福島」は、第1回集会、第2回集会をさらにグレードアップした内容で開催しようと考えています。現在予定されている概要は以下のとおりです。

初日全体会

I お話し 「福島第一原発は今どうなっているのか」

(1) 「最新の映像で見る福島第一原発の現状」

山川剛史さん（東京新聞・原発取材班キャップ）

(2) 「福島第一原発・・・原子炉の状況と廃炉の技術的展望」

筒井哲朗さん（原子力市民委員会・プラント技術者の会）

II 被災当事者・訴訟原告達は訴える

III お話し 「現在の復興政策の問題点とあるべき復興政策」

鈴木浩さん（福島大学名誉教授。元福島県復興計画策定委員会委員長）

IV お話し 「この5年間の原発関連訴訟の到達点と問題点」

井戸謙一さん元裁判官・弁護士）

V お話し 「原発被害を権利の面からどう捉えられるか。法的責任論をどう構築するか」

淡路剛久さん（日本環境会議名誉理事長・立教大学名誉教授）

二日目分科会

第1分科会「原発事故の救済と差止め」

（日本環境会議(JEC)福島原発事故賠償問題研究会）

第2分科会「原発ゼロ社会に向けて」

（原子力市民委員会 / 環境エネルギー政策研究所）

第3分科会「核兵器と原発」

（日本反核法律家協会／日本国際法律家協会）

第4分科会「3.11から5年、現場の取材と報道－課題と問題点」

（日本ジャーナリスト会議）

第5分科会「政府の帰還政策を問う」

（帰還問題分科会実行委員会）

第6分科会「原発被害者・支援交流集会」

(全国公害弁護団連絡会議／フクシマ現地調査実行委員会)

あの事故から5年を迎える中、是非、「第3回『原発と人権』全国研究交流集会 in 福島」へご参加下さい。

浪江町自死事件の勝訴判決および確定のご報告

旬報法律事務所 深井 剛志

1 はじめに

平成27年6月30日、福島地方裁判所は、東京電力株式会社に対し、福島第一原子力発電所における事故（以下「原発事故」）による自死被害者の遺族へ、損害賠償として約2700万円を支払うよう命じる判決（以下「本判決」）を言い渡した。そして、東京電力は控訴を断念し、判決は確定した。

本判決は、昨年8月に下された渡邊はま子氏の判決に続く、原発事故による避難を苦にした自死遺族により東電の責任を求めた二件目の判決である。

2 事案の概要

福島県浪江町に住んでいた五十崎喜一氏（当時67歳）は、妻の五十崎榮子氏、孫の五十崎貴明氏（事故当時高校3年生）とともに福島県浪江町幾代橋地区に居住していた。貴明氏は、両親が離婚後、父親に育てられたが、父親も自己の2年前に亡くしており、喜一、榮子夫妻が両親の代わりとして、貴明氏を育てていた。

福島第一原発の事故により、福島県浜通りの広範な地域は、大量の放射性物質に汚染された。当時の菅直人内閣総理大臣は、平成23年3月11日午後7時3分、原災本部を設置し、福島第一原発から20km圏内の居住者について避難のための立ち退きを行うことを指示した。同年4月22日、福島第一原発より半径20km圏内が警戒区域内と設定され、一般住民は原則として同区域内に立ち入ることができなくなった。同時に、半径20km以遠の一部が計画的避難区域・緊急時避難準備区域に設定され、前者については、区域外への避難を行うことが指示された。

五十崎一家の暮らしていた浪江町も3月12日の時点で避難地域に指定され、4月22日には警戒区域に指定された。そのため、浪江町も住民は避難を余儀なくされた。そして、当然、

五十崎一家も避難をせざるを得なくなったが、五十崎一家が避難をしたのは、小学校や高校の体育館といった、劣悪な環境であった。

最初の1週間は布団すらなく、柔道場から畳を持ってきてそれぞれ自分の家族の分を敷き、支給された毛布を掛けて寝ていた。仕切りもなくプライバシーもなかった。高校の体育館に入ってから1週間ほど経ったころ、喜一氏の体調に変化が訪れた。

喜一氏は、殆んど眠れないと言い出すようになり、明らかに気持ちが沈み込み、会話をする事がなくなっていった。また、もともとは旺盛だった食欲が落ちていった。それから、持病の糖尿病の症状として、足の痺れや足底の感覚喪失などが出てきた。そして、しきりに「もう絶対に戻れない」と嘆いていた。

4月13日、二本松市内のアパートが見つかり、五十崎一家は移住した。その環境は、それまでの浪江町での環境とは大きく異なるものであった。

喜一氏は、釣りが何よりの趣味で、休みの日にはほとんど、家から車で5分位で行くことのできる請戸海岸に出かけて海釣りやその準備の仕掛け作りに時間を費やしていた。

また、喜一氏は、定年退職後に家庭菜園に打ち込むようになった。同じ町内の徒歩5分位の所に住む、弟の家に、何にも使用していない土地があったため、喜一氏はその土地を借りて畑を作ることにした。草刈機を新しく買入れて草を刈り、友人から購入した豆トラクターで畑を耕し、釣りで使うテグスをはりめぐらせて、風よけを作ったり、自宅にあった4畳半くらいのプレハブ小屋を運んできて、休憩所にするなど、数々の手間をかけていた。その甲斐あって、事故直前の平成22年には、多くの野菜を収穫することが出来た。

また、喜一氏は、孫である貴明氏を大変かわいがっていた。貴明は小学3年生で軟式野球を始めました。喜一氏は、貴明氏が野球をやることは、大変応援しており、練習のたびにジュースやパンをチームみんなに差し入れをしたり、毎回の送り迎えをしたりしていた。また、喜一氏は貴明氏の試合は欠かさず見に行くようにしていた。喜一氏は、試合前には励ましたり、試合中には声援を送り、応援をしていた。

しかし、避難後から、喜一氏の調子は悪化した。食欲が落ち、「盛りは少なくていい」「半分くらいでいい」と言ったり、昼食を抜いたりすることがあった。7月になってからは何も食べない日もありました。

日課であったコンビニへの散歩はしなくなり、しきりと浪江に「俺だけでも帰る」と無理なことを言うようになった。

欠かさず行っていた貴明氏の野球の試合にも行こうとはせず、やっとなれ出しても、応援席に座ったまま、静かに試合を見ていた。

また、喜一氏の母親が避難生活が原因で認知症が進む中で、喜一は、「自分の親が弱っているところを見るのはつらい、耐えられない」と、同じことを毎日のように言っていた。

不眠と食欲減退は悪化していき、足の痺れ、知覚麻痺を訴えることが多くなってきた。テレビをつけっ放しにして一日中ゴロ寝をしたり、座椅子に座ってボーッとしていることが多くなり、散歩に行くこともなくなった。「畑もできない。草だらけだし、帰ったって何もない」「釣

りにも行けない」「釣り道具も持ってこられない」と、浪江町での生活を失った苦しみを口にしていた。

そのような中、平成23年7月23日、喜一氏は、飯館村の真野ダム付近の橋から身を投げて、自死した。榮子氏は、東電の不誠実な対応に憤りを感じ、提訴を決意し、東電に対し、平成24年9月18日、福島地方裁判所において、総額約7400万円の損害賠償請求訴訟を提起した。

3 判決の内容

2年9ヶ月の審理を経て、平成27年6月30日、判決が言い渡された。本件の争点はであった原発事故と自死との因果関係は、前回の渡邊はま子氏の判決のときと同様、避難によるストレス要因が、どれ一つをとっても、滅多に起きることのない一般人に強いストレスを生じさせるものであり、事故と自死の因果関係を肯定できるとした。

一方、本判決は、喜一氏の既往症である糖尿病や、ストレスに対する耐性の弱さを考慮して、損害額の4割を減額するという判断を下した。結果として、裁判所は、東電に対し、合計2700万円の賠償金の支払を命じたのである。

4 判決の評価

東電の起こした原発事故の重大性や広汎性を考えれば、喜一さんの「個体の脆弱性」を考慮して減額が認められるべきではなく、この点に関する課題は残るが、従来の自死に関する裁判例との比較からすれば、減額は小さく、原発事故による過酷かつ連続した強いストレスを重視しており、意義のある判断と評価される。

榮子氏及び弁護団は、判決後の7月9日、東京電力本社を訪問し、東電に対し、控訴をしないこと、喜一氏の仏壇の前での謝罪を要求した。それに対し、東電は、その場で上記2つの要求に誠実に応じることを約束し、控訴期限徒過により判決は確定し、東電は謝罪を行なった。

はま子氏、喜一氏の裁判を終え、当弁護団が担当する自死事件は一応の解決を迎えた。しかしながら、原発事故避難者の中には、まだまだ多くの事故によって自死した者がおり、つい最近も、双葉町からの避難者が、仮設住宅で自死をしたとの報道がなされている。東電は、判決を経た自死遺族については、上記の様に謝罪及び賠償に応じているが、その他の自死遺族に対しては、まだまだ対応は不十分といわざるを得ない。

これら2つのたたかひの成果が、他の自死遺族者の救済へとつながっていき、真の意味で、自死遺族の救済が図られることを願っている。



発行 自由法曹団東京支部

2016年2月2日

〒112-0014

東京都文京区関口 1-8-6 202

電話 03(5227)8255

FAX 03(5227)8257

URL <http://www.jlaf-tokyo.jp/>

